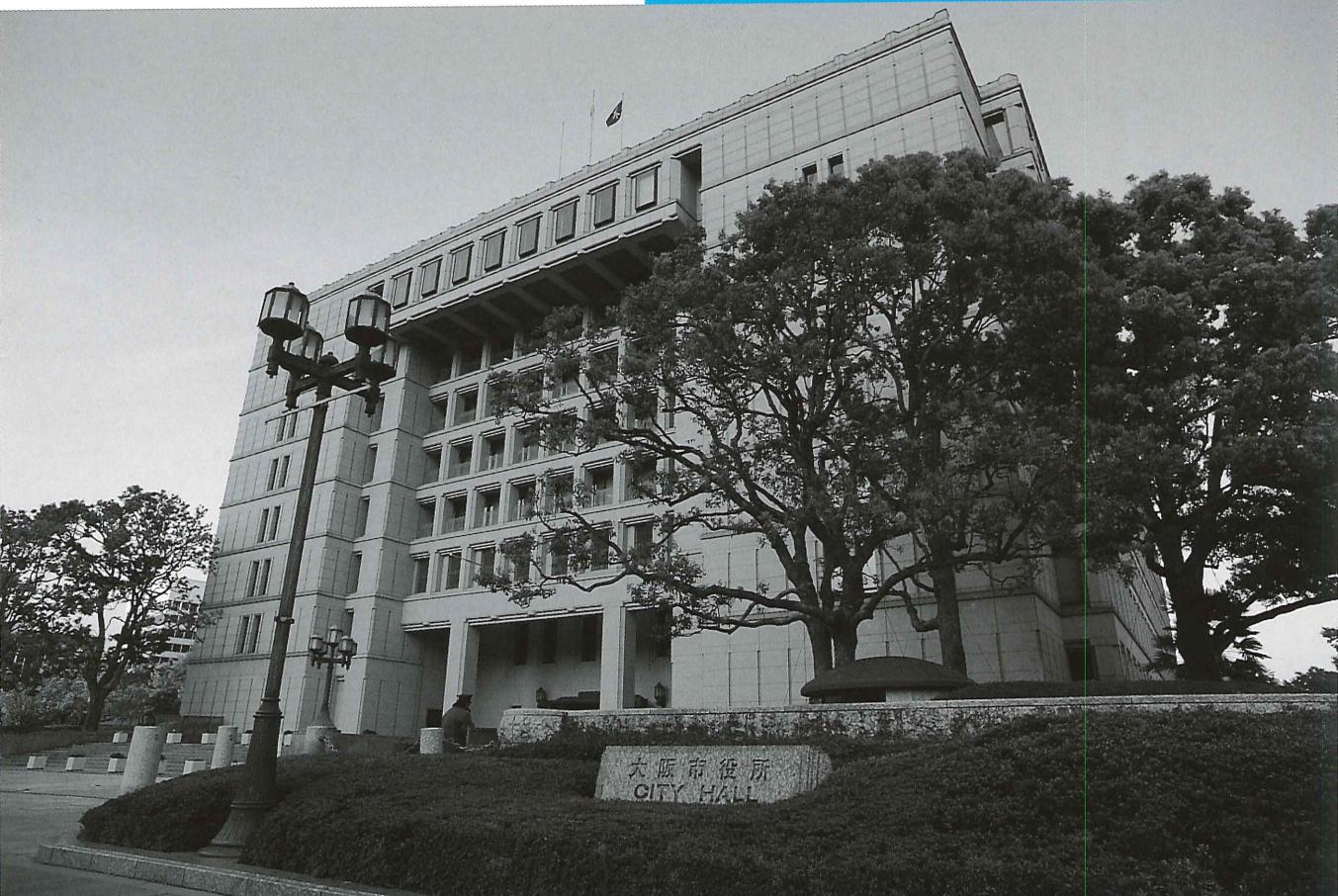
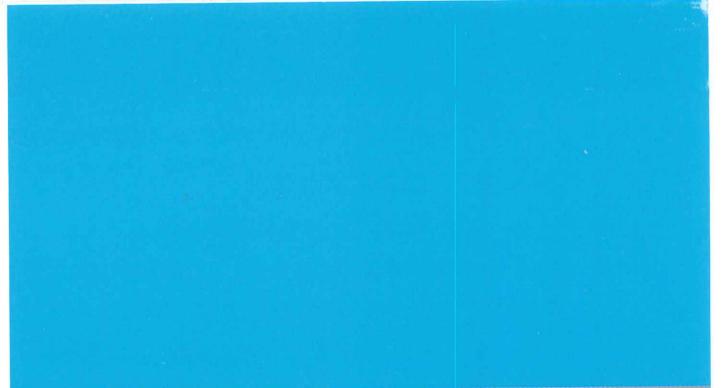


働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2013.4 No.131

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



大阪「解体」構想

福祉国家とマルクス主義

2012年12月総選挙／日本型「企業国家」
インフレ・ターゲティング
韓国大統領選／南京75周年

5月19日(日)14:00~ 基礎研東京支部5月例会

テーマ：日本資本主義論

会場：駒澤大学第二研究館 204号室

報告1：瀬戸岡紘（駒澤大学）「日本資本主義の再検討」

報告2：北村洋基（慶應義塾大学）「現代資本主義の歴史的理論的位置」

コメンテーター：米田貢（中央大学）、中根康裕（基礎研）

6月15日(土)14:00~17:00 現代資本主義研究会

テーマ：日本経済の当面の困難を打開する方策—インフレターゲット論を中心に—（予定）

会場：立命館大学朱雀キャンパス 304教室

報告者：高橋伸彰（立命館大学）、北野正一（兵庫県立大学）、松本朗（立命館大学）

今年の秋大会は、9月14~15日に開催！

テーマ：ベーシック・インカムとマルクス経済学

会場：京都府立大学

報告者：伊藤誠、小沢修司ほか （詳細な予定は順次HPに掲載します）

革新の再生のために 成熟社会再論

碓井 敏正著 四六判上製 定価1,680円（税込）

伝統産業筆づくり
佐中 忠司著 A5判上製 定価4725円（税込）

伝統産業としての筆づくりに着目し、国内各産地における筆づくりの歴史や状況、本場中国との比較、書道教育や市民生活と筆との関わりなど、社会的・文化的諸側面について具体的に考察。

取り戻した9億円

相互信金出資金返還訴訟の記録

桜田 照雄著 A5判並製 定価2625円（税込）

経営破綻の危機を知りながら集めた9億円もの出資金。破綻後、保護されなかつた出資金をめぐって返還訴訟が起こすも一審で敗訴した原告団が、大阪地裁判決、相互信金庫の主張を徹底的に批判し、大阪高裁で逆転判決を勝ち取るまでの裁判の記録。

仕事のストレス、
メンタルヘルスと雇用管理

労働経済学からのアプローチ
山岡 順太郎著 A5判上製 定価2730円（税込）

深刻化する労働者のメンタルヘルス問題の背景にはなにがあるのか。社会経済的要因を明らかにし、改善のための政策を提言する。

人間的価値と正義

牧野 広義著 四六判上製 定価2625円（税込）

東日本大震災と福島第一原発事故を経て、社会と思想のあり方が問われているいま、人間の尊厳と自然の根源的価値、環境的正義と脱原発、企業の社会的責任など、現代社会の倫理と思想的課題をマルクスの哲学思想を手がかりとして論じる。

図書出版 文理閣

TEL.600-8146 京都市下京区七条河原町西南角
TEL.075(351)7553 FAX.075(351)7560 <http://www.bunrikaku.com/>

経済科学通信

Letters of Economic Science

第 131 号 (2013 年 4 月)

書評余話 重森 晓 2

NEWS を読み解く

小選挙区の政治ゲームは終わった — 2012 年 12 月総選挙の考察 —	神谷 章生	3
日本型「企業国家」の長い断末魔	富田 宏治	8
インフレーション・ターゲティング導入論の本意はどこにあるのか	近廣 昌志	13
韓国大統領選挙を考える	米澤 清恵	17
南京 75 周年に思いを馳せる — 今こそ歴史学習と理性の回復を —	乗松 聰子	22

SPECIAL EDITION 特集

大阪「解体」構想

解題：橋下「維新」は大阪と日本に何をもたらすか	鶴田 廣巳	25
橋下・維新の会の行財政改革の意味		
—グローバル国家づくりへ向けた布石—	森 裕之	27
日本維新の会の危険性と労働者	服部信一郎	34
「地方自治」による「大学の自治」の圧殺 — 東京都立大学の解体 —	人見 剛	40

SPECIAL EDITION 小特集

福祉国家とマルクス主義

解題	櫻井 善行	47
福祉国家の展望とマルクス主義	聽濤 弘	48
福祉国家を考える — 聽濤弘『マルクス主義と福祉国家』に寄せて —	碓井 敏正	53

論文

企業社会論の分析枠組を問い直す	森岡 孝二	58
-----------------	-------	----

労働組合運動論コーナー

その 1：論文		
労働組合指導部に問われているのは成功事例から真面目に学ぶこと		
— 第 129 号寺間「論文」への反論を兼ねて —	大西 広	65
その 2：第 129 号への誌面批評	川西玲子, 櫻井善行, 中村浩爾, 橋口昌治, 馬場隆雄	72

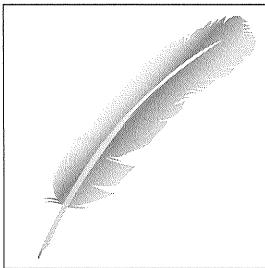
古典を読み解く（6）

ノーバート・ヴィーナーは、どんな社会分析を期待したのか？		
—『人間機械論 第 2 版』におけるヴィーナーの問題意識 —	櫻井 重康	87

書評

聽濤弘著『マルクス主義と福祉国家』／雇用のあり方研究会・ほか編『ディーセント・ワークと新福祉国家構想』／独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一編『男女共同参画統計データブック 2012 —日本の女性と男性—』／二宮厚美著『新自由主義からの脱出—グローバル化のなかの新自由主義 VS. 新福祉国家—』／広渡清吾著『学者にできることは何か—日本学術会議のとりくみを通して—』／中村浩爾・基礎経済科学研究所編『アダム・スミス『法学講義 A ノート』Police 編を読む』／有井行夫著『マルクスはいかに考えたか—資本の現象学—』／竹内貞雄著『現代の技術と知識労働—技術思想批判から管理論へ—』／大西広編著『中国の少数民族問題と経済格差』／大西広著『中国に主張すべきは何か—西方化, 中国化, 毛沢東回帰の間で揺れる中国—』		96
--	--	----

書評リプライ 奥田 宏司 117



書評余話

SHIGEMORI Akira
重森 曉

今は亡き金澤史男氏が、拙著『分権社会の政策と財政』（桜井書店、2001年）の書評をしてくれたことがある（日本地方財政学会編『地方財政のパラダイム転換』勁草書房、2005年）。そこでは、ていねいに拙著の内容を紹介し、2～3の論点についてふれた後、最後に次のような一文が書かれていた。

「評者には、国民国家レベルでのセーフティネットの縮小・解体の傾向を与件とし、地域・自治体がグローバル化とじかに対峙する構図に未来を託そうとする分権型システム論に対して、相当の違和感を覚える」と。

私はかねてから、生存権・発達権に基づき、地方税（自主財源）だけではなく全国的財政調整制度（一般財源）をその財政的基盤とする「現代的地方自治」の意義について強調してきた。また、分権化を基調としつつも地方への財源保障と地域間財政調整を通じてナショナル・ミニマムの実現・維持をめざす「柔構造型分権改革」を主張してきた。こうした立場からすれば、この書評を受け取った当時、金澤氏がなぜ「相当の違和感」をもたれるのかやや理解できないところがあった。そのことが心にひっかかりながらも、私は学長職につき、金澤氏のていねいな書評にも答えることなく、私の地方自治・財政研究は中断してしまった。

その後6年間の学長職を終え、地方自治・地方財政の勉強に復帰した最初の仕事が、亡くなった金澤史男氏の遺稿集3部作（『近代日本地方財政史研究』日本経済評論社、2010年、『福祉国家と政府間関係』同上、『自治と分権の歴史的文脈』）青木書店、2010年）の書評であった（財政学研

究会『財政と公共政策』第34巻・第1号、2012年5月）。書評を書くために金澤氏の分厚い業績を通して読み進むうちに、やっと、氏の「相当な違和感」の背景にあるものが少しづつ理解されるように思えてきた。それは、一つには、「中央集権」対「地方分権」という単純な対立構図の中だとらえるのではなく、日本資本主義のそれぞれの発展段階における経済政策の総体の中に位置づけて研究するという方法上の問題にかかわっている。もう一つには、①日本の地勢的な特質による地域間格差の存在、②融合型といわれる国と地方の事務配分の特質、③財政システムの公平性と地方税負担の均一化などによって特徴づけられる「日本のシステム」の評価の問題につながっている。金澤氏の「相当な違和感」は、膨大で精緻な歴史研究の実績に支えられており、説得力をもってせまるものがあった。

この十数年間、「地方分権推進一括法」（2000年）による機関委任事務の廃止、小泉内閣による「三位一体改革」（2002～2006年）、政府の誘導による「平成の大合併」（1999～2010年）、夕張市ショックを契機とする「地方自治体財政健全化法」の成立（2007年）など、わが国では、地方自治・地方財政にかかる大きな出来事があつた。この十数年間を、金澤氏の示した歴史的・総体的分析によって総括すればどうなるのであろうか。また、「日本のシステム」はどのように変容したのであろうか、あるいは変わらなかつたのであろうか。金澤氏とそうした議論をしてみたかったが、今はもうかなわない。

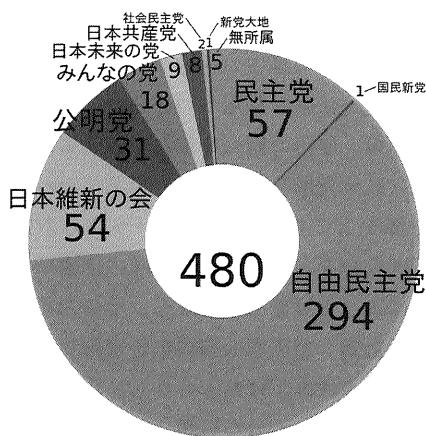
（しげもり あきら 基礎研初代理事長）

小選挙区の政治ゲームは終わった —2012年12月総選挙の考察—

KAMITANI Akio
神谷 章生

I はじめに

選挙から4か月を過ぎようとしているこの時期に、選挙結果やそれに向かう中での各政党の運動のあり方をうんぬんするのはあまりにも焦点がずれているといえよう。選挙結果は、表に示すように自民党の圧倒的な議席獲得と選挙協力した公明党の微増、そして、その他の多くの政党が小党分立ということになった。かつての日本の政党シス



公示前勢力は欠員1。解散後の党派移動を含む。

テムを言い表していた表現をもじれば「一党（圧倒的）優位政党制」とでも言いえようか。

政権与党であった民主党は選挙前の議席数230から激減、対して自民党は選挙前118から3倍弱に伸ばすなど激変といつてもいいほどの変化を遂げた。また大阪維新の会を基盤とし、選挙直前に石原慎太郎が合流した太陽の党（たちあがれ日本）を吸収する形で作られた日本維新の会が54議席獲得するなどしたが、この維新旋風は昨年夏ごろまでは100議席はおろか200以上の議席獲得も噂されたから、その意味では大幅な減少ということもできる。その結果、自民党に対抗する政党はこの選挙についてみる限り、消滅した。

ただ、この選挙結果については、次のような物言いも広くなされた。というのは、大幅に議席を増加させた自民党と微増した公明党の政権与党は、その合算した議席数が総議席480の3分の2を超え、憲法改正発議を可能とするところまで伸びた。安倍晋三も選挙期間中、憲法改正をほのめかしたり、あるいは自衛隊の国防軍への呼称変化を提唱したりするなど、極めて重要な提案がなされている。これに対して、今回の総選挙では小選挙区の自民党の議席獲得が「過剰代表」

にすぎないのだという議論も多い。すなわち、左の表に見られるように、自民党は必ずしも過半数の得票を得たのではない。にもかかわらず、日本の将来を決する重要な政治転換を可能にする議席を獲得したということである。小選挙区においては、自民党は43%程度の得票で8割近い議席を占有した。逆に民主党は2

割程度の得票があるにもかかわらず、議席においては1割にも満たないということになった。また、比例の得票数では、自民党は敗北した前回よりも200万票の減少にもかかわらず、大勝利したことをもって、国民は自民党を勝利させたのではないかと論評されたりもした。

私見を述べると、全体の投票率が低下する中で自民党が得票率を上げたことが勝利の原因なのであって、得票数の減少は問題ではない。また、その言を使うなら、本当に敗北したのは社民、共産の側であって、小規模政党二つの減少数は合算すると自民党を上回る。多党分立の中で自民批判票は維新やみんなの党に吸収され、完全に一党圧倒的優位政党制がもたらされた。

II 選挙における争点は何だったのか 一民主党2年半の迷走の結果—

そもそも2009年の衆議院選挙は、2005年の小泉郵政選挙で圧倒的勝利を収めた自民党の政策の方向性に対する対抗軸を掲げた選挙であった。すなわち、郵政民営化に象徴される民営化万能論の流れ、デフレの長期化に伴う勤労者の生活難の深刻化の流れ、沖縄普天間基地の移設・辺野古建設阻止の流れ、失業者増加・高齢化するワーキングプアの増加の流れ、国際問題に目を向ければ中・韓に対する権威主義外交とアメリカへの従属の深刻化の流れなどである。そしてこれらの政策結果をもたらしてきたものの中核には、小泉自民党が掲げてきた権威主義的な構造改革路線とアメリカブッシュ政権への無条件追随外交があった。民主党は、こういった流れをせき止め、逆転させるという歴史的使命を帯びて政権の座に就いたのであり、その政権獲得のスローガンであった「国民の生活が第一」は、消費不況に苦しむ国民生活の立て直しの必要性を実感していた有権者的心に響いた。ともすればこのスローガンは共産党が常々掲げていたものであったが、この時は民主党に主役の座を奪われる格好となった。また政権獲得後、

小沢幹事長が多数の議員を引き連れて中国訪問をしたことも重要なメッセージであった。

政権についての民主党鳩山内閣は、高等学校の無償化や子ども手当など、勤労者の生活難に対処すべく予算を組み替えた。こういった政策を「ばらまき」と批判する風潮も徐々に強まったが、例えば子ども手当に関してみれば、15歳までの育児・子育てを抱える世代がおおむね40代半ば以下の世代、中心は30代世代であり、平均的に所得が低い世帯が多いことが当時の議論でも言われていた。数にして極めて少数の富裕層子育て世代をあげつらうことで、この政策の有効性を損なうような議論を展開するのは、民主党政権の歴史的使命を全く理解していないものと言わざるを得ない。ただ、こういった批判は鳩山退陣後の民主党政権の「変節」を正当化するものとして強力に影響していく。

民主党は、その誕生の経緯から言って、先進国中最悪に近い状態の貧困率の改善や、そのための景気刺激策、雇用の創出を軸とする産業政策や社会政策に政策資源を傾けるべきであった。そのための財源をどこに求めるかという大方の批判には、特別会計を含めた大きな意味の国家予算の組み替えによって可能であるとし、そのための「公開仕分け会議」で国家公務員の幹部職員を吊し上げることで溜飲を下げた。しかし、現実にはこの仕分けによっては十分な財源は抽出されず、赤字国債依存は継続した。

また、民主党は沖縄普天間基地の移設問題にかなり早急に対応しようとしたように見える。鳩山は「最低でも県外、できれば国外」という主張を繰り返し、なおかつそのめどを区切るという瀬戸際作戦を強いられた。強いられたというのは、党内のアンチ鳩山派と自民党をはじめとする党外の事実上のコンビネーションと、マスコミによる争点形成によって追いつめられる形で普天間問題が中心論点に仕立て上げられたからである。社民党や共産党は無条件に普天間の辺野古移転は反対であり、決断の遅延は許さないという立場なので、事実上、普天間争点化に加担することになる。孫

崎享などはツイッターや出版物などで、アメリカの背後からの争点操作を指摘するが、その真偽はともかく、この成り行きは不自然なところも多かった。この問題については、鳩山はできるだけはっきりとこういうべきであった。「普天間問題は簡単には解決しない」ので「最低でも県外を要望していくが現状では難しい」などあいまいな姿勢をとりつつ、基本は辺野古移転反対という姿勢を堅持する程度にしておくということである。確かに普天間周辺の現実は一刻の猶予もないという論理もあるだろうが、実際、10年以上かかって何ら進展らしい進展が見られない問題なのである。米海兵隊再編の計画の中でグアム移転も取りざたされていたのであるから、日本側が積極的にかかわって問題を複雑化することはかえって事態を混沌とするだけであった。短期的に解決するはずのない問題を2010年の5月末までに目途をつけると宣言し、その実行が不可能だと判断し辞職に追い込まれる事態になった。世間的には無責任な首相ということで非難のあらしが吹き荒れたが、このあと民主党は当初の公約から離れて政策の見直しを進めることになった。

III 2010年参議院選挙と震災で問われたもの

鳩山退陣は直前に迫った参議院選対策でもあった。普天間騒動で責任を取って退陣した鳩山の後を受けて登場した菅直人は、その系譜から言って、ある程度庶民派と目されていた。実際は「国民の生活が第一」路線を敷いていた小沢＝鳩山ラインに対して敵対的ではあっても、それは政局の上でのことであり、政策の次元では社会民主主義をある程度体現する人物という期待もあった。実際、菅直人が首相となり直前に迫った参議院選に向けて、民主党の支持率は大幅に上昇した。内閣発足直後に支持率が20%台から一挙に60%を超えた。しかし消費増税を掲げることで30%台にまで落ち込んで参議院選挙を迎えた。結果、民主党は2007年に獲得した過半数の参議院の議席が、

たった一回の選挙で過半数を下回る議席数にまで落ち込む大敗北となった。

民主党は消費税増税を4年間はしないとしていた方針を撤回し、自民党にならい、10%への増税を掲げたのである。参議院選挙において、突然の方針転換に世論は大きく反応し、前代未聞の支持率低下を招いたのである。この「公約」の発表の後の対応もまたお粗末極まりないものであった。消費増税と引き換えに課税最低限を引き上げるという発言もバナナのたたき売りよろしくほぼ適当に答えてしまい、いかに消費増税に十分な議論が尽くされないままに提案されたかを露呈することになった。

事実上、民主党の政権公約となった消費税10%への方針転換は、参議院の大敗北という事実を突き付けたはずであった。自民党ならば選挙で敗北した党首はその責任を取り、総理総裁を辞任することで新しい組閣を行う。自民党が長らく政権政党として機能してきたのは、派閥間の均衡の中でときに応じて派閥間で政策の転換を含む人事交代を継続してきたからであった。民主党においても、この時菅直人が退陣し、2009年公約の堅持を掲げた小沢あるいは小沢グループが政権を引き継いでいたらまた違った展開が可能だった。だが、自民党も公約し民主党も方針転換したのだから、消費増税は国会内では過半数の政党が支持するのだから実現すべきだと強弁した。菅直人も野田佳彦も増税路線を通過させることができるとの幻影を追いかけていく。消費増税はおろか、国論を二分するTPP（環太平洋経済連携協定）への参加を十分な議論もなく参加表明する。関税の原則撤廃や農産物に対する将来の見通しも十分検討されておらず、医療や金融、保険分野、公共事業など国家の根幹をどう作っていくかという全体構造からみても、あまりにも拙速な対応のように見受けられた。当初、アメリカからの東アジアへの軸足の移動を果たそうとしていた民主党政権が、鳩山退陣以降、かつての自民党以上にアメリカに回帰していくように見えた。

さらに極めつけに、2011年の東日本大震災と

NEWSを読み解く

その後の対応を巡って民主党への不信は確定的にすらなった。この時民主党は、地震対策と原子力発電依存の姿勢を大幅に見直し、脱原発を即時に目指すことで、自民党のこれまでの政治とは異なる方向へと動く最後の可能性があった。TPPや消費増税は、低所得層のみならず一般市民層の生活にも影響を与えることから、地震からの復興を最優先するならすべて凍結し、財政出動でも金融緩和でも当面する事態を好転させる可能性のある政策を提示するチャンスであった。

このころ中野剛史は「ハイチですら世界に借金してでも復興にまい進するのに、日本は借金せずに自前で調達できるのにそれをしない」という発言をし、財政の制約を理由に復興への財政出動を小出しにしようとする民主党政権に対する強烈な批判を展開した。この批判が妥当か否かはここでは問わないが、金融緩和にしろ、財政出動にしろ、民主党がほとんどそれらに背を向けているというメッセージは、TPPへの積極的姿勢とともに日本の地方の政治経済にまったく責任を負おうとしない姿勢として強く印象付けられた。

菅直人の消費税増税表明から始まり、突然のTPP参加宣言は東日本大震災を契機とした日本社会の未曾有の危機の中でも転換されず、菅直人の後を継いだ野田佳彦においてはさらに一層加速されることとなる。結果、野田のもとで消費税増税法案は通過し、TPP参加を政府方針として交渉に臨むこととなった。また、菅のもとで曲がりなりにも原発に対する抑制を表明していたが、野田のもとでは原発再稼働をはじめとするエネルギー問題も大きく後退しているように感じられた。

こうして共産、社民支持層やその周辺の無党派層の離反のみならず、自民党の小泉構造改革で離反したはずの地方の農民、中小企業者やその周辺の支持もまた民主党から離れて行ってしまった。

IV 小選挙区も比例代表も日本のシステムにはそぐわない —中選挙区への回帰の勧め—

小選挙区比例代表制が導入されたころ、この新しい「ゲームのルール」に有権者も政党も早急に体制を作り直して政権交代のある民主主義を作るべきだという論調があった。なるほど、戦後1955年以降、その多くの期間を自由民主党という巨大な保守政党が政権の座にあり、それに代わることが期待された日本社会党は徐々に得票も議席も減らし、自民党の半分程度の議席となっていた。その間隙を埋める形で公明党、民社党、日本共産党などが議席を恒常的に占め、日本は一党優位多党分立型の政党構造が定着した。もちろん自民党政治が万事うまくいっていたわけではない。政策転換に際しては、よく知られているように、派閥間の勢力交代によって大きくは対応してきた。具体的には、中国の代表権問題において、一貫して台湾を正当な中国としてきた佐藤栄作は、頭越しに行われたニクソン訪中の中、手詰まり状態になった。その間隙について、田中角栄はすぐさま中華人民共和国と国交正常化を実現した。あるいは政策転換は伴わなくても、党内バランスを動かすことで目先を変えるというような派閥間権力移動は頻繁に行われた。

小選挙区比例代表制になって、ここ2回の選挙では、当初望まれていた政権交代が繰り返された。まさに政権交代のある民主主義の時代の到来である。これで良かったのか。このように書くと政権交代のなかった1993年以前の状態のほうが良かったのかと反問されるかもしれない。1993年の政権交代が中選挙区制の下でなされたということは忘れてはならないのだが。

小選挙区制が多くの死票にもかかわらず、相対多数の票を獲得した候補者が小選挙区の当選者となる。理念的には2つの政党あるいは政策協定を結んで対抗する政党グループが競争することで、50%超を獲得することが期待されていた。当時、小選挙区の政治ゲームを提唱した人々は、こぞってこの制度に適応することを求めた。イギリスの保守党と労働党のように、あるいはドイツのキリスト教民主同盟と社会民主党のように、さらにはアメリカの共和党と民主党のように。イギリスで

は、現在、二つの大政党の間にあって、重要な存在となる第三党が得票率に比して議席が過少にしか代表されないという小選挙区の問題が絶えず議論になっている。また、日本に先んじて小選挙区比例代表並立制を敷いたイタリアは、2005年に基本的に完全比例代表制に回帰した。イタリアの選挙制度改革を称揚した小選挙区政治ゲーム論者は、日本での選挙制度の再改革にも再度言及しないのであろうか。イタリアが過去の制度に大きく戻したのだとすれば、日本も過去の制度である中選挙区制を基本とする制度にかじを切るべきではないか。

V 民意の反映と地方の活力の再生を

かつて中選挙区制は次のように批判された。一つは自民党の後援会を基礎とする組織の性格で、政策よりも後援会サービスや後援会メンバー企業へのバラマキ利権政治の温床になるという批判であった。確かに過剰なサービスや地域利権の過剰な供与があったことは否めない。だがその一方で地域から選ばれて国会議員に当選することは、中央からともすれば疎外されている方に政治の目を向けさせることもある。人口は少なくとも、農山漁村の存在意義は大きい。建前で地方の環境は大事であるというのは簡単だが、実際にその地域から選ばれ、地域のことを真剣に考慮できる政治家は後援会という基盤に支えられた政治家であるとも言いうる。小選挙区で中央から落下傘で降りてくる政治家には、うわべはともかく地元に溶け込んで意識を共有することは口で言うほど簡単ではない。

第二に、一選挙区で3～5人当選する中選挙区においては、政権与党となるためには同じ選挙区で政策の違いが出せないので、地元後援会のサービス合戦にならざるを得ない。なので、近代的な政党間競争のために政策本位で政党選択ができなくてはならない。そのための小選挙区比例代表並立制であるというものであった。では実際に政策

本位になったのか、あるいはそもそも選挙は政策本位になりうるのか。政策本位といいながら、比例での復活当選に惜敗率などの指標を導入し、政党による人事配置の主導権を人物本位に改悪している。すでに小選挙区比例代表並立制は、根本のところで政策本位の制度から逸脱している。また、有権者の投票行動は次の政策よりも、政権担当時にどのような政策を行おうとしたかという回帰的な判断で行われる。政権として景気を浮揚させることに失敗したとか、原発問題で軸が定まらずまともな計画も持たずに再起動を承認したとか、TPPや消費税増税に大きく舵を切ったとかというように。自民党も同じかそれ以上に政策が同じではないかというクレバーナ投票者ならこの事態に悩むだろうが、マスコミは民主党に対抗する自民党という図式を作るので、今までの「通知表」で判断する。その結果、自民党は、得票総数は微減であるが、全体の投票率が下がる中で小選挙区の大勝を呼び込んだ。

中選挙区制度であれば、民主党は得票数を減らしても中選挙区で1人程度は生き残ったかもしれない。また他の小政党も比較的の都市部で大きな選挙区（5人区等）で1人程度の議席を獲得できていた。現在では、自民党などと選挙協力している公明党を除いてほとんどの小政党は小選挙区で議席を獲得できない。要するに、中選挙区制は得票率にかなり対応した議席を配分する機能を有するのである。

ではなぜ比例代表ではなく中選挙区を推奨するかという点を最後に述べておきたい。小選挙区制と比例代表制は得票率の議席への反映という点は真逆の特徴を有するというのは言うまでもないが、共通する点は、候補者擁立については中央のコントロールが大きく影響するという点である。比例当選の順位をどうするのかという点は完全に地方の意志と乖離する可能性が高い。地方に根差す後援会を基礎とする政治組織を丹念に作り上げながら、有権者と結びついていくという保革問わず作り上げてきた日本型政治システムには、変化に対応しながら「改革」遊びではないインクリメ

NEWS を読み解く

ンタルな変化の中で均衡を作っていくなければ、口では政治主導を唱えようともころころ変わる政権の中で中途半端な人材しか輩出できなくなるだろう。

VI 最後に —小選挙区制の政治ゲームは終わった—

制度が人間の意識を簡単には変えることはできない。小選挙区によって人々の政治意識が2つのグループに収斂するというお伽話はそろそろ捨てよう。小選挙区制というのは、たとえ片方の政党が大きな失政をしたとしても、その政党の支持基盤のほとんどの選挙区において安定して議席を獲得できるような社会においてのみ機能する。すなわち90%程度の選挙区では、言ってみれば選挙はする前から誰が当選するか決まっている。残りの10%のうち、5%程度のスイングステートと呼ばれる拮抗した選挙区が雌雄を決する。だから大統領選挙について言えば見かけの選挙人獲得で

大きく差がついていても得票率だけを見れば51%対49%に過ぎなかったりする。このような社会であれば、片方への地滑り的勝利もある程度の歯止めが効く。今回もオバマ圧勝にもかかわらず、下院では民主党は勝利できなかった。こうして調整の政治が繰り広げられる。

だが日本では全国的に人種の壁、民族の壁、階級の壁などが不鮮明で、時のマスコミ等の争点操作によって大きな風に簡単になびく。絶対安定的な選挙区はない。民主党の硬い地盤があるとされてきた北海道においてすら、今回は民主党は大きく凋落した。日本においては安定した地盤が形成され得ないので、政治家は簡単にポピュリズムになびく。2009年の民主党の勝利も今回の自民党の勝利も一過性のものに過ぎず、政治家は時の風に敏感になるだけであろう。このような小選挙区の政治ゲームを終わりにすることに機は熟してきた。このように判断しそれを進める政党連合ができることが、日本の政治の成熟に貢献する。

(かみたに あきお 所員 札幌学院大学)

日本型「企業国家」の長い断末魔

TOMIDA KOJI
富田 宏治

I 日本型「企業国家」の断末魔

'12年末の衆議院総選挙では自民党が294議席を獲得し、'09年8月の総選挙で失った政権を3年4か月ぶりに奪回した。しかし、自民党的比例代表の得票率は27.6%に過ぎず、大敗した前回の26.7%を僅かに上回ったものの、得票数では1662万票で前回の1881万票から220万票も減らしている。小選挙区でも2564万票(43.0%)と、前回の2730万票(38.7%)から165万票以上減らしているのだ。'09年の民主党の地滑り的大勝から今回の自民党的大量議席獲得へと振り子のように振れる選挙結果にも関わらず、自民党的集票力は低

落し続けている。今回の大量議席獲得と政権回復は、自民党的復調によるものなどではなく、政権交代への期待を裏切った民主党への有権者の拒絶感の現れでしかない。前回から得票数を減らした自民党が「躍進」し、他方、民主党が無惨なまでの凋落を喫したのは、小選挙区比例代表並立制という欠陥に満ちた選挙制度のなせる技なのだが、この点については神谷氏の論考に委ねたい。

問題は、「05年の「郵政選挙」、「09年の政権交代、今回の自民党的政権奪回」というように、選挙制度によって増幅されたドラスティックな政治劇の背後で確実に進行し続けている、ひとつの国家の深刻な危機なのであり、「構造改革」によつても、「政権交代」によつても、ついに出口の在り処す

ら見出せなかった息詰まるような閉塞状況なのだ。

筆者はこの危機の継続と閉塞状況を、日本型「企業国家」の長い断末魔の姿だと捉えている。'90年代初頭から今日まで、20年にもおよぶ長期の断末魔に対して、延命措置のようにして注ぎ込まれた公共事業の残した国家の負債総額は、中央・地方併せて1100兆円を超えており、500兆円足らずのGDPの2.5倍にも達する国家の負債。それは、'90年代に入り機能不全に陥った日本型「企業国家」が虚しく注ぎ込んだ開発型公共事業や補助金のツケであり、こうした資源の奪い合いに明け暮れた「鉄の三角同盟=iron triangle」の夢の跡でもある。

II 日本国「企業国家」とは 何だったのか

日本型「企業国家」の厳密な概念規定をここで行なう必要はなかろう。さしあたり、宮本憲一氏が『現代資本主義と国家』（岩波書店、1981年）で試みた現代資本主義国家の「軍事国家」「福祉国家」「企業国家」への類型化論や、渡辺治氏が『企業支配と国家』（青木書店、1991年）で展開された「企業社会」論などを踏まえて再構成されたものと理解されたい。それは第二次世界大戦後に先進資本主義社会において形成された「介入主義国家」の特種日本の形態にほかならない。日本型「企業国家」は'70年代半ばに確立し、'80年代にはそのめざましい経済パフォーマンスによって「経済大国」の名を欲しいままにしたのである。

日本型「企業国家」の第一の特質は、現代資本主義国家が正統性の確保のために果たさねばならない二つの機能、すなわち、国家安全保障=national securityと社会保障=social securityという二つのsecurityを充分に果たしてこなかつたことにある。その意味で日本型「企業国家」は、国家らしからぬ国家だった。国家安全保障に相対的に力を入れる「軍事国家=warfare state」でも、社会保障に重点を置く「福祉国家=welfare state」でも、その両者の特徴を示す

「戦争・福祉国家=warfare-welfare state」のいずれでもない。これこそが日本型「企業国家」と呼ばれるゆえんだった。

日本型「企業国家」において、国家安全保障は「日米安全保障体制」により米国の手に委ねられた。日米安保条約で軍事的安全保障を米国に依存したことは、食糧やエネルギーの自給などの経済的安全保障はじめ軍事・外交全般における対米従属を決定づけた。日本は東西冷戦のもと、米国の忠実な副官の地位に甘んじることを余儀なくされ、その代わりに、GDP比1%の軍事費負担という「軽武装」が可能となった。

他方で社会保障は、終身雇用・年功序列・企業別労働組合という「三種の神器」に特徴づけられた日本の経営と企業内福祉によって、企業の手に委ねられた。社会保障の機能は企業が代行し、国家はそれを補完する最低限の施策を整えたにすぎなかった。その結果、「80年代には、社会保障給付総額がGDP比15%程度という「低福祉」国家が実現した。それは西欧における「福祉国家」の半分以下、「軍事国家」たる米国にすらおよばない比率だった。

日本型「企業国家」の第二の特質は、こうした「軽武装」と「低福祉」によって浮いた資源を開発型公共事業に惜しげもなく注ぎ込むことで経済成長を追求する「成長政治」と、無数の「鉄の三角同盟」がこの「成長政治」の資源を奪い合う「利益政治」という、二つの政治の展開であった。

「成長政治」は、港湾・空港・橋梁・新幹線・高速道路・工業用地・原発・ダムなど産業基盤整備の名のもとに行われた莫大な開発型公共事業やそれにともなう補助金を政策資源としつつ、鉄鋼・造船→自動車・家電→ME・ITといった戦略産業を設定して手厚く保護する産業構造政策と、通産省のタテ割原局をはじめ各省庁の所管部局毎に個別業界と1対1で対応する個別産業政策との組み合わせによって展開された。各省庁は所管する業界に対して許認可権を行使し、過当競争も独占・寡占も許さない参入規制によって、適度な競争環境を設定した。そして、この許認可と

セットになった補助金や優遇税制、公共事業の配分を通じて権力を行使し、命令でも統制でもない「行政指導」という独自の手法で経済をコントロールしてきたのだった。「成長政治」のパフォーマンスは、「80年代には「日本の奇跡」とまで称賛されたものである（Ch. ジョンソン『通産省と日本の奇跡』、TBSブリタニカ、1982年）。

「利益政治」においては、「成長政治」の資源である公共事業や補助金の分配をめぐる「予算ぶんどり」（J. キャンベル『予算ぶんどり』、サイマル出版会、1884年）がくり広げられた。公共事業や補助金を所管する省庁部局とその管轄下にある個別業界、そこに食い込み利益の共有と還流に与る「族議員」（業界の利益をめぐる「鉄の三角同盟」）、さらには、公共事業や補助金の地方への配分をめぐる省庁部局と地方自治体、そして中央とのパイプを自任する「地元選出議員」（地元の利益をめぐる「鉄の三角同盟」）。こうしたアクリター達によって、利益の共有・還流の強固な共同体が形成され、激しく競い合いつつ「利権」をむさぼる政治が形成されたのである。

「成長政治」と「利益政治」によって、日本型「企業国家」は毎年、社会保障支出の2倍～2.5倍にものぼる公共事業支出を積み重ねてきた。この比率は西欧の「福祉国家」のそれとは真逆の関係となる。この比率の逆転こそ、日本型「企業国家」の特異性を何よりも雄弁に物語っている。自民党とは、この「鉄の三角同盟」の要となる「族議員」でもあり「地元選出議員」でもある議員たちを、当選回数に基づく年功序列とポストや政治資金の分配に与る派閥とによって組織化したものだった。そして、この無数の「鉄の三角同盟」こそが自民党の磐石な支持基盤となっていた。それは日本型「企業国家」に深く組み込まれたシステムの一部にはかならなかったのだ。

III 日本型「企業国家」の機能不全

日本型「企業国家」の機能不全は、「バブル崩

壊」と東西冷戦終結という内外の激変に襲われた'90年代初頭に始まった。その後急激に進んだ経済のグローバル化は、この機能不全をますます深刻化させていった。それは何よりもまず「成長政治」の機能不全として現れた。莫大な開発型公共事業が注ぎ込まれてきたにも関わらず、経済成長はいっこうにもたらされなくなったのだ。それは公共事業支出に見合うだけの税収を確保できないことをも意味し、赤字国債への依存と、その急激な増大という帰結がもたらされた。

日本のGDPは、名目では'90年の449兆円から'11年の468兆円と、この20年余りでほとんど増加していない。米国のそれが約2.6倍に拡大しているにも関わらずである。

この間も開発型公共事業を中心とする「成長政治」は展開され続けた。'89年～'90年の日米構造協議で約束させられた430兆円の公共投資計画は、村山内閣のもとで630兆円にまで拡大された。経済成長という効果が見込めないにも関わらず、毎年50兆円にのぼる公共事業支出が、約20年に渡って虚しく注ぎ込まれ続けたのである。'90年代半ばから増大しはじめた赤字国債はうなぎのぼりに増大し、今日までに国家の債務残高は1120兆円に達している。

「成長政治」の機能不全にも関わらず、開発型公共事業を止めることができなかつたのは、その資源に群がる「鉄の三角同盟」の存在があったからである。「成長政治」は経済成長のためではなく、この「利権」の確保のためにこそ継続されてきたのである。

東西冷戦終結という国際情勢の激変は、国家安全保障の米国への依存・従属という特質に重大な変化をもたらした。ソ連のアフガン侵攻と「強いアメリカ」を掲げるレーガン政権の登場によって開始された熾烈な核軍拡競争は、莫大な軍事支出に耐えかねたソ連の経済破綻と国家崩壊という結果をもたらした。しかし生き残った米国もまた、決して無傷ではなかった。世界最大の債務国に転落し、財政と貿易の「双子の赤字」に苦しむ米国は、豊かな「北」による貧しい「南」への「構造

的暴力」を背景とした「南北冷戦」に臨むため、NATOと日本に「応分の負担」を要求せざるを得なかった。NATOは'99年に「新戦略概念」を策定し、域外派兵の要求を受け入れ、コソボ空爆を皮切りに、アフガニスタン、イラクなどの戦場に派兵し、米国とともに血を流すことを余儀なくされた。

日本では「国際貢献」の名のもと、国連平和維持活動への協力が進められたが、米国の要求は止まるることを知らなかつた。'96年の「日米安全保障共同宣言」と翌年の「日米防衛協力の指針＝新ガイドライン」で、日米安保のカバー領域はアジア・太平洋全域に拡大され、地理的概念ではない「日本周辺事態」への共同対処が約束された。「南北冷戦」がついに火を噴いた9.11テロとアフガン戦争、イラク戦争に際しては、「テロ対策特措法」と「イラク復興特措法」が制定され、ついに自衛隊の海外派遣が強行されたのだった。

しかし米国の真の要求は、日本による集団的自衛権の行使であり、米軍とともに「テロとの戦争」で血を流すことだった。日本政府の解釈により集団的自衛権行使は日本国憲法第9条に抵触するとされる以上、'04年にアーミテージ国務副長官（当時）が傲然と言い放った如く「憲法第9条は日米同盟の妨げ」である。'05年に自民党と民主党が競い合うように「新憲法草案」「憲法提言」を発表し、集団的自衛権行使を可能とするための憲法改定を明言するようになったのには、こうした背景がある。そして、憲法9条改定の動きは今やますます強まろうとしているのだ。

企業の手に委ねられた社会保障は、「バブル崩壊」以降の経済低迷に苦しむ企業によって次々と手離されていった。企業内福祉からも国家の福祉施策からも見放された国民は、湯浅誠氏のいう「すべり台社会」（『反貧困』、岩波新書、2008年）へと投げ出された。終身雇用と年功序列に護られていたはずの中高年正社員が次々とリストラされ、企業内福祉の対象とならない非正規社員に置き換えられていった。非正規雇用は若年層に急激に広がり、今や全被雇用者の3分の1が非正規と

なり、ワーキング・プアと呼ばれる過酷な生活を強いられている。他方、深刻な少子高齢化により社会保障支出が今後も劇的に拡大し続けるのは不可避である。「成長政治」の機能不全によって深刻化する国家財政の危機と併せて、日本型「企業国家」の断末魔の喘ぎは苦痛に満ちている。

IV 構造改革・政権交代・ ハシズム

'01年に始まる小泉「構造改革」は、日本型「企業国家」の危機へのひとつの挑戦であった。「官から民へ」「規制緩和」「グローバル・スタンダード」の掛け声は、機能を喪失した「成長政治」から、グローバル金融市場での競争をテコとした成長戦略への転換を図るものであり、信用バブルに踊る米国経済との一体化を進め、対米従属を深化させようとするものだった。

小泉純一郎という稀代のポピュリストは、「自民党をぶっ壊す」「改革なくして成長なし」といった扇情的スローガンと巧みなメディア戦略で大衆の心を捉え、「鉄の三角同盟」を「抵抗勢力」として激しく攻撃し、人びとの喝采を浴びた。

だが実際のところ「改革」は看板倒れだった。国債発行30兆円以下の公約も果たされず、「構造改革」はいつのまにか米国が求める「郵政民営化」へと矮小化された。「規制緩和」は製造業派遣解禁など抵抗力のない領域に限られ、格差・貧困を拡大させただけだった。

9.11テロとアフガン戦争、イラク戦争では自衛隊派遣に踏み切って「米国のポチ」とまで揶揄された。アメリカン・スタンダードと呼ばれる市場原理主義的イデオロギーに席捲され、「自己責任」の名のもとに「連帯」や「協同」を忌避する空気が蔓延した。拡大しつつある格差・貧困に対する備えには、「日本人の誇りの回復」を叫ぶ排外的なショナリズムが用意された。

小泉「構造改革」とはこうして、軍事・外交的にも、経済的にも、イデオロギー的にも、米国への従属を深めるものにほかならず、それを小泉一

NEWSを読み解く

流のポピュリズム的政治手法で糊塗したものに過ぎなかった。'05年の「郵政選挙」で自民党は306議席を獲得するが、小泉自身は1年を待たずに退陣し、安倍、福田、麻生の短命政権が続く。その間、自民党政治は復活を遂げ、「構造改革」という日本型「企業国家」の危機への挑戦は、深刻な格差・貧困の広がりを残して終わったのだった。

'08年のリーマン・ショックで市場原理主義の幻想は打ち崩された。小泉以来の「構造改革」が「すべり台社会」の到来をもたらしたこと、「派遣切り」によって白日の下に曝された。広がる格差・貧困に対して、小沢一郎の「国民の生活が第一」のスローガンが新鮮に響いたのだった。「対等な日米関係」を唱える小沢一郎に、米国は不快感を隠さず、小沢潰しが画策された。民主党代表の座は鳩山由紀夫に譲られたが、'09年総選挙で民主党は大勝し、ついに政権交代が実現したのである。それは小沢流カウンター・ポピュリズムの勝利でもあった。

「対等な日米関係」、普天間の県外・国外移設、農家戸別補償と食糧自給率向上、「東アジア共同体構想」といった外交政策、「子ども手当」「最低保障年金」などの社会保障政策、八ヶ場ダムはじめ公共事業の見直し、天下り規制や「事業仕分け」など「鉄の三角同盟」解体への施策、さらには製造業派遣の再禁止など、鳩山政権は日本型「企業国家」の本質に迫る改革の方向を提示しているように見えた。長い断末魔について終止符が打たれるとの期待が広がった。しかし期待の後に訪れたのは、裏切りに対する深い失望と怒りだった。

普天間の移転先をめぐる迷走を皮切りに、鳩山内閣から菅内閣へ、そして野田内閣へと民主党の政権公約はことごとく放棄され、「東アジア共同体」は経済的な対米従属をさらに深めるだけのTPPへと置き換えられた。東日本大震災と原発事故への対応は、政府と官僚制、さらには「原子力村」と呼ばれた国家的エスタブリッシュメントの無能さを悲劇的な形で明らかにした。これまで自民党がやりたくてもできなかつた消費増税に乗

り出した時、民主党政権の命運は尽きることとなつた。

小沢一郎のカウンター・ポピュリズムは、日本型「企業国家」の危機の本質に確かに迫っていた。しかし民主党には、米国や財界、霞が関官僚という日本型「企業国家」の「権力」と対峙し、「権力闘争」を勝ち抜いていく十分な覚悟と備えがあったようには思えない。そこにカウンター・ポピュリズムの限界を見い出さざるを得ないのだ。

政権交代への期待が裏切られていくなか、「維新」を掲げる勢力がメディアの注目を集め、にわかに脚光を浴びるようになった。だがその本質は小泉流ポピュリズムの焼き直しでしかなく、市場原理主義のイデオロギーと狭隘なナショナリズムのアマルガムに過ぎなかった。自民・民主両党への不満、経済や生活への不安を扇情的に煽り、公務員労組という新たな「政敵」を激しく攻撃することで、ハシズムは大衆の喝采を浴びた。ものごとを単純化して白・黒を問い、その結果を「民意」と称して白紙委任を要求した。「大阪都」「道州制」「首相公選制」など統治制度改革を前面に押し出すことで、格差・貧困をもたらす市場原理主義的な自らの本質を隠蔽した。しかし結局のところ、復古的・好戦的なナショナリズムを掲げる「老人」の暴走に巻き込まれ、期待したほどの風を受けることもなく「第三極」の夢は潰え去った。

かくして安倍晋三率いる自民党政権は復活した。冒頭に述べたように、大敗を喫した'09年総選挙から得票を減らしながらの議席の大量獲得だった。'05年の「郵政選挙」で自民党に306議席を与えた、'09年総選挙で政権交代をもたらした約1000万の有権者が、自民党にも、民主党にも、ましてや「維新」にも向かうことができずに棄権に回った結果、欠陥に満ちた選挙制度によってもたらされた政権復帰に過ぎないとしても…。

V 真の対抗戦線の構築にむけて

自民党政権復活で、日本型「企業国家」の断末魔はさらに先へと引き延ばされた。この延命で危

機の深刻さはさらに増すだろう。「国土強靭化」への200兆円もの公共事業計画に経済成長を期待するのは愚かである。ましてや「日銀の輪転機をクルクル回し」、国債を引き受けさせるなど正気の沙汰ではない。

あとは狭隘で好戦的なナショナリズムを煽り、改憲の道を一気に駆け抜けるほかないのかもしれない。しかし、それとて簡単ではなかろう。まずは参議院で3分の2の議席を確保せねばならない。中国などアジアとの経済関係に深く依存する財界も、米中関係を最重視する米国も、本音では、安

倍自民党の目指す復古的改憲を歓迎はしまい。

我々には日本型「企業国家」の延命に対抗する戦線構築の余地が、まだ十分に残されている。それは、民主党の轍を決して踏まない、風頬みではない、単なる議員の離合集散ではない、「権力」と闘い抜く覚悟と備えを持った市民の戦線でなければならない。憲法9条擁護、脱原発、反貧困、反TPPなど、それぞれの広がりを持った戦線を大きく束ねていく構想力が、今こそ強く求められていよう。

(とみだ こうじ 関西学院大学)

インフレーション・ターゲティング 導入論の本意はどこにあるのか

CHIKAHIRO Masashi

近廣 昌志

I マネーストック増大に対する 過信は既に剥落している

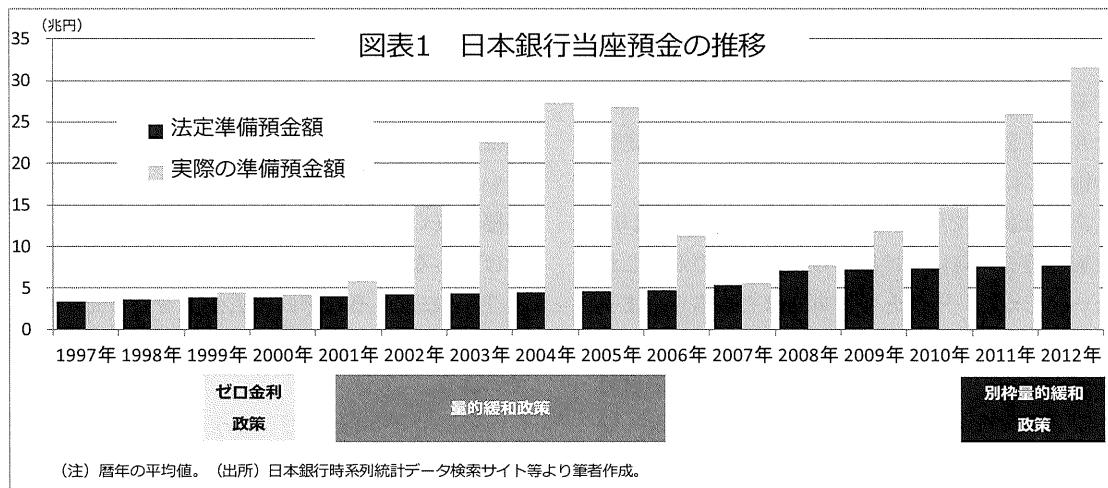
物価上昇率の目標に数値を付して金融政策を行うインフレーション・ターゲティングの導入に関する論議が第2次安倍内閣の発足と共に再び活発化し、2013年1月の金融政策決定会合で、とうとう日本銀行はインフレーション・ターゲティング政策の導入を決定した。なぜ「再び」なのかと言えば、日本銀行が1999年にゼロ金利政策を実施した際、あるいは2001年に量的緩和政策を導入した際にも、物価の目標値を設定する必要があるという論議が活発化していたからである。

当時の主張とは、概ね、①金利非不制約（名目金利はゼロより下に下げられない）の下であっても、通貨の番人である中央銀行は、市中のマネー量を量的にコントロールできるのであって、②説明責任の観点からも目標値が存在しないことは問題であり、③中央銀行が強い決意を表明することで、公衆は物価の目標値を自己実現させるように行動する、というものであった。これらの主張は、金利コントロール（質的コントロール）とい

う伝統的な金融政策から非伝統的な量的コントロールへの移行を目論む議論に根拠を与える位置づけであったと認識するのだが、総じて言えば、日本銀行がマネーを出し渋っていることが元凶であるという、金融政策に対するあまりにも不勉強で軽はずみな誤認に基づいている。

量的緩和政策にせよ、日本におけるインフレーション・ターゲティング論にせよ、これらの議論は、マネーストック（貨幣量）と物価水準との間に相関関係を認め、従って比例的变化として物価水準を上昇させるためにはマネーストックの増大が有効であるという、古典的な貨幣数量説の考え方 ($M \cdot V \equiv P \cdot T$) を一部都合よく利用している。これは貨幣の流通速度 (V) と経済の大きさ (T) を一定とすれば、貨幣量 (M) の増大が物価 (P) の上昇をもたらすという考え方であり、因果関係を貨幣量→物価と考えており、物価の上昇がやがて経済の大きさ (T) の拡大をもたらすという希望の前段階として位置づけられる。古典的な数量説に対する解釈は別にして、この希望がなければ量的コントロールの主張は、現代的かつ政策的に意義を持たないことになる。

しかしながら、今回のインフレーション・ター



ゲティング導入論は、筆者にとってみれば不可解な主張にみえてしまう。というのは、貨幣量の増大が物価上昇の要因にならなかったという事実を、人々は既に学習しているからである。

図表1をご覧いただくと、2001年3月から2006年3月までの量的緩和政策によって、日本銀行は民間銀行から資産を買入れることにより、本来不必要的水準まで日本銀行当座預金の残高を供給していたことが見て取れる。

更には、苦肉の策として2010年10月に導入した「資産買入等の基金」が、長期国債をはじめ国庫短期証券・CP・社債・EFT（上場投資信託）・J-REIT（不動産投資信託）までをも買取り、更には通常の金融政策のオペレーションをこの基金で肩代わりさせてまで、量的に超緩和政策を実施してきた。図表1で2010年10月以降を「別枠量的緩和政策」と表記したのは、この“裏ワザ”のような基金の存在のためであるが、この図表には「裏ワザ基金」の残高は含めていない。ちなみに、この基金の2012年末時点の残高が67兆円であることから、47兆円の日本銀行当座預金の残高と合わせれば、法定準備預金額の実に15倍近い114.2兆円という資金を供給している。この水準は、対GDP比で、QE（Quantitative Easing：量的緩和策）を実施しているFRBよりも遥かに高い水準である。

また、マネーストック（預金量と現金流通高の

総額と考えてください）の残高についても、2003年と2012年の平均額を見てみると、696兆円から849兆円へと、実はここ10年間、趨勢的に増加している。（民間の借入需要が低迷しているになぜマネーストックが増大するのかについては、拙稿「国債発行の市中消化に関する考察」『企業研究』第15号、中央大学企業研究所、2009年、を参照されたい。）

従って、マネー供給を増大させよとする主張は、見方によれば既に達成されていると言えるし、名目金利の水準は既に史上最低水準であるし、また実質金利についても、70年代前半の狂乱物価期を除くと、少なくとも80年代後半のバブル期よりも低い水準であるから、今さら、物価上昇率に目標値を付して資金供給を強化せよと言ってみても、インフレーション・ターゲティングの導入論者の説明に従う限り、説得力のかけらも感じられないでのある。

II 導入国の背景と評価およびインフレーションの捉え方

筆者は、無条件にインフレーション・ターゲティングという枠組みを否定したいとは考えていない。場合によっては、日本においても、今後の枠組みを必要としなければならない状態になる可能性は排除できない。検討しなければならない

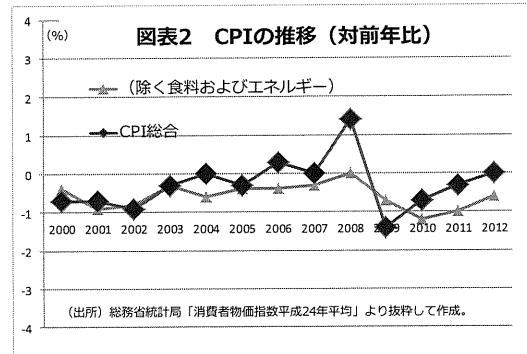
ことは、この枠組みがなぜ必要とされ導入されたのかという点である。結論から言えば、高いインフレーションを抑え込むための方策として有用だということである。

定義次第ではあるが、世界で初めてインフレーション・ターゲティングを採用したのは、1988年4月のニュージーランドとする見解がコンセンサスとなっており、その後の主要導入国を例にとれば、チリ（1990年）、カナダ（1991年）、イギリス（1992年）、オーストラリア（1993年）、韓国（1998年）、メキシコ（1999年）、ブラジル（1999年）と、いずれの国も、高い物価上昇率に悩まされていたか、あるいは財政要因もしくは通貨危機に起因した物価上昇圧力を相殺するためであった。

他国のインフレーション・ターゲティングに関しては膨大な研究がなされ、概ね導入に肯定的な評価が多い。上に列挙した国々のインフレーション・ターゲティング導入については、私も高く評価しなければならないと考えている。なぜならば、国によって若干の相違は存在するとしても、大枠において、貨幣価値を維持したいという理念に基づいているからであり、明らかにパンキングシステムという貨幣供給システムの頂点に立つ中央銀行の最大の目的を実現させるための手段としてインフレーション・ターゲティングが採用されているからである。

また、従来、裁量的に運営されて来た結果としてインフレーションを招き、それを防ぐことができなかったという点に対して説明責任を課し、またそれによって中央銀行がより一層貨幣価値の維持に邁進するのであれば、それは必要な枠組みであると言ってよい。

ところで、インフレーションに対してデフレーションという用語が日常的に用いられているが、いずれも日常的に用いるには軽すぎるほど奥行きを持つ用語である点を強調しておきたい。この点を理解することで、巷間声高に呼ばれる主張が、中央銀行に求めてよい要求か否かを読者に判断していただきたいからである。



私たちの普段の生活の中で、消費財か耐久財を問わず、どの商品も同じ比率で価格が上昇または下落しているだろうか。規格が大きくなったとはいえ、軽自動車の価格は明らかに上昇しているし、電気・ガス・水道などの光熱費もじわじわ上昇の一途をたどっているかと思えば、家具や外食産業、それに液晶テレビ等の家電製品の価格は心配になるくらい下落したものも見受けらる。「物価」としてどんな指標を用いるかにもよるもの、例えば消費者物価指数（CPI）総合で考えてみても、価格が上昇した商品や下落した商品を、それぞれの寄与度に応じて算出した数値に過ぎない。

価格が上昇した商品であれば、その要因として、その業界で寡占化が進んだ結果であったり、コスト・プッシュによるものであったり、また原油や一次産品のように、プライシングに先物取引市場におけるマネーレースの影響を受けるものも確認される。

対して、価格が下落した商品については、エコポイントという一部の産業界を税金で優遇する不可思議な制度によって、数年先の消費まで先食いしてしまい、その反動で需給が悪化した結果なのであれば文句の言いようがないし、従来、随意契約が多い取引領域に競争入札が浸透すれば価格は著しく低下するが、それは本来「望ましい」とされた結果である。

また、生産性との関連でいえば、少々荒っぽい説明だが、1日に10個生産していた商品を20個生産できるようになれば、業界内での競争関係か

ら半額にしてでもマーケットシェアを拡大したいと考える生産者が現れても不思議ではない。生産性の向上を伴う製品価格の値下げはミクロレベルでは全く望ましいことであり、これをマクロレベルで統合すると業界全体の価格下落として現れ、合成の誤謬が生じる。更には、価格は不变でも、性能が向上したものについては、値下りしたとカウントされる商品もあるわけで、こうして少し考えるだけでも、物価の代表的指標であるCPI総合にしてみても、変動要因の説明となると個別の要因によるところが大きすぎて、とても要因を絞るには至らない。商品間の相互的連関の体系的な解明を待つことなく物価変動の説明を行おうとしても憶測の域を脱しない。

ただし、ひとつだけ明確にできることは、少なくとも日本においては、マネー量が足りなさ過ぎて、経済の規模を維持するために商品価格を総じて下落させなければならない状態でもなければ、逆にマネー量の過多によって、すべての品目で価格が上昇したという状態でも、いずれでもないということである。

中央銀行の最大の使命は貨幣価値の安定である。貨幣価値と言う場合、貨幣対商品という構図から説かれるもので、すべての商品価格が上昇したというのであれば、あるいはすべての商品価格が下落したというのであれば、貨幣価値の側が原因であるという可能性を疑ってもよい。

ただし、すべての商品価格が下落するとしても、公衆の保有する貨幣が蓄蔵され流通に出てこない場合には、貨幣量の減少を伴わない物価の下落を惹起してしまう。CPI総合の若干の低下という今日の日本の状況は、貨幣量が過少なために発生したとは考えられない。

こうした環境にあって、日本におけるインフレーション・ターゲティング導入論は、他国が貨幣価値の維持を目的として導入した枠組みを、不思議なことに、逆に、貨幣価値の低下を目指すという構図で用いていることが理解できる。

そもそも、インフレーションもデフレーションも、貨幣価値の側に問題があつて起こる物価上昇

または物価下落なのであるから、現下の日本の物価水準の動向を金融政策の失敗によるものと評価するのは本来筋違いなのである。

III インフレーション・ターゲティング導入論の本意はどこにあるのか

これまでに、すでに超量的緩和政策が採られており、インフレーション・ターゲティング導入論との相違点は実質的ないと言つてよいこと、日本銀行当座預金の超過準備額（実際の準備預金額から法定準備預金額を差引いた部分：図表1を参照されたい）も積上げられ、かつ民間のマネーストックも増加しており、実はマネー量は増加していること、それに物価上昇とインフレーションとの捉え方の違いからCPI総合の若干の低下については厳密にはデフレーションとは呼べないと確認してきた。

脱毛しようとして毛根から引っこ抜けば毛は生えてこなくなるが、毛のない頭をフサフサにしようとしても毛根がなければ難しい。金融政策の枠組みを素直に考えれば、こういうことである。それでも強力な育毛剤があると言って売付けておきながら、まだ生えてこないのは育毛剤の使用量が足りないからだ、と。これで売り上げが増大するのは製薬会社と薬局だけであるが、まさか政府が「育毛剤」に効果がないことを知らないとでも言うのだろうか。

とすれば、今の緩和策では足りないからもっと強化せよという程度問題だけでインフレーション・ターゲティング導入論が活発化したとは考えられず、導入論の本意とは、実際には金融政策の領域（中央銀行の仕事）以外に求められるのではないか。それは財政政策の領域（政府の仕事）である。

何よりも、主要国において最悪の水準である公的債務残高は、頭の痛い問題である。対GDP比で既に200%を超過しているのだが、今後も「ケインズは死んでいない」のであれば、国債市場の

需給悪化が見込まれることになる。国債価格の下落は長期金利の上昇と同義であり、公共投資を増加させるためには、いや既に国債利払いのために、政府としてはどうしても国債市場の需給悪化を阻止する必要がある。ゼロ金利政策でもだめ、量的緩和政策でもだめという主張は、いずれも中央銀行による国債買切りオペに天井を設けてしまうことになるからである。

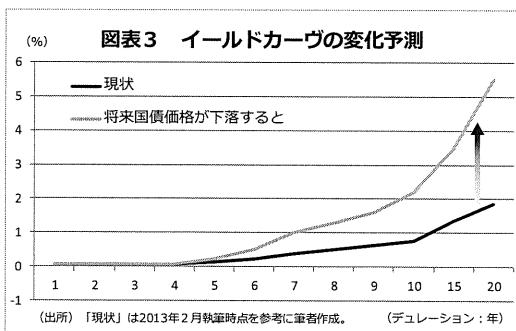
逆説的に聞こえるかもしれないが、景気低迷あるいは将来の不確実性の増大によって、またBIS規制の要件を満たすために、むしろ国債価格の下落（長期金利の上昇）が免れている。民間銀行が自らの資産勘定科目として、貸出ではなく国債に傾斜してきたからである。今後は国債引受シートを復活させるなど半ば強制的に民間銀行に国債を消化させない限り、いつまでも国債価格の維持は見込めない。実際に民間銀行は長期債から短期債へとシフトさせ保有国債のデュレーション（償還や売却までの残存期間）を短期化するなどの動きを

見せているし、図表3に描いたように、このままでは、近い将来、今後は長期債の利回りが上昇する可能性が高い。

イールドカーブ（期間と金利との関係を示した利回り曲線）全体が比較的フラットな状態にある現状であるからこそ、国債のロールオーバー（償還期限の到来にあわせて再び国債を発行して借り換えることで、借金返済を実質的に先延ばしすること）が可能になっているのであって、中央銀行による超金融緩和政策によって短期金利が抑えられても、長期債のイールドの傾斜が急になってしまえば（図表3を参照）、ひとまずオープンマクロの枠組みを除外して考えると、民間経済主体はおろか、政府自身も打撃を受けてしまう。

本稿は論説ではないので、金融政策の仕組についての解説は割愛したが、なにもインフレーション・ターゲティングを導入しなくとも、既にマネー量は過多であり、これ以上中央銀行のバランスシートを棄損させる必要は金融政策の側面からは必要のないことである。しかし、マネー量の増大がインフレーションに繋がらなかったことを学習したからこそ、公的債務を無制限に中央銀行に買切らせることが枠組みとして許されるインフレーション・ターゲティングが「魅力的」なのである。仮に、中央銀行が無制限に政府債務を肩代わりするような状態になれば、2%前後の貨幣価値低下で収まるかどうか、将来の歴史家は何を書くのだろうか。

（ちかひろ まさし 愛媛大学法文学部）



韓国大統領選挙を考える

YONEZAWA Kiyoe
米澤 清恵

はじめに

韓国との草の根の交流をして筆者が常々感じるることは彼らの社会に息づいている対話と連帯の熱さ、底力である。昨年12月19日に行われた18

代大統領選挙もそういう視点で論じてみたい。

I 大統領選挙の結果

野党が一本化したので保守（セヌリ党朴槿恵）^{パク・クネ}
対革新（民主統合党・文在寅氏）^{ムン・ジエイン}が一騎打ちとな

NEWSを読み解く

り、朴氏 1500 万票（51.55%）対 文氏 1400 万票（48.02%）と国論を二分した。投票率が 75.8% と、前回（63%）、前々回（70.8%）より大きく上回ったこと、選挙後労働者が絶望して 4 人が連鎖的に自殺したことなどが注目される。

まず、よく言われる地域差を見てみよう。

従来から朴正熙出身の慶尚道は保守、^{キム・デジュン}金大中の出身地全羅道は進歩支持と偏っている。今回、慶尚北道や大邱での朴氏は 80%，全羅南北道や光州での文氏の支持率は 86 - 91% という具合だ。その他の全地域はほぼ拮抗しているか朴氏が 50 - 60% で勝利している。以前よりは緩んできているとは言え、未だ地域主義は色濃く残っている。光州のように、1980 年に民主化を求めた市民と軍が衝突した光州事件で家族に 1・2 人は犠牲者を出しているところでは、開発独裁政治の朴正熙の娘である朴槿恵氏に支持がゆかないのは肯ける。

次に今回顕著であった年代差を見てみよう。

出口調査等を基にした調査機関アイエムピーターの投票行動分析によると、人口動態が投票率と絡まって勝敗を分ける一因となった。65% 以上が文氏支持の 20 - 30 代の有権者数が、50 - 60 代のそれより 70 万人少なく（第 1・2 次ベビーブームの世代は現在 49 - 57 歳、38 - 44 歳）その上投票率も低い（20 代 65%，30 代 72.5%）。投票率が上がれば文氏有利と予測されたが、60% - 70% が朴氏支持の 50 代 89.9%，60 代以上 78.8% と、これらの世代における高投票率が朴氏有利に働いた。ところで、10 数年前は「386 世代」といわれる進歩的世代があった。60 年代に生まれ 80 年代に学生で民主化運動を経験した 30 代の人達という意味だ。その世代が今 40 - 50 代である。社会的に一定の安定と既得権を持つと保守化する、福祉や民主主義の発展より持っている不動産の値段の方が気になる世代の投票行動という分析がある（同上）。あるいはグローバル化反対は韓国経済の成長の勢いを失わせるという危機感が、格差拡大を不安に感じつつも保守化する中堅層の選択の背後にあるという指摘もある（朝日）。

それでは社会階層別はどうか。「社会階層と投票選択」についてのソウル大政治外交学部のカン・ウォンテク教授の発表（中央日報）には驚かされる。月収 200 万ウォン以下の低所得層（5 階層分類の下位集団）が朴氏支持 65.7%，中下位（200 - 399 万ウォン）も 6 : 4 で朴氏優勢なのだ。中位（400 - 499 万）は文氏数 % リード、中上位（500 - 699 万）ほぼ互角。上位（700 万以上）はやはり 6 : 4 で朴氏優勢だ。年齢と所得層の関係が明らかでないので明確に言えないが、民主化を経験した中年の中・中上所得層の保守化というよりは、貧困層のうちの中高年層が経済利害より朴正熙時代を評価する層と重なっているという方が妥当かもしれない。高齢者の「貧しい農業国から工業国に発展させた偉人」としての朴正熙元大統領に対する高い評価が続いているのだ。これは後に述べる最下層の苦しみに野党側が応えられなかつたという評価とも関係する点だろう。

次に与野党両候補の政策・公約はどうであったろうか。

財閥大企業優遇策で格差を拡大し、対北強硬策で南北経済協力の金剛山観光も中断、開城工業団地の不具合を生じさせ、身辺（実兄・長男）のスキヤンダルで批判される李明博政権の与党であるセヌリ党の朴氏がどのように勝利したか。

李明博大統領は日本の竹中平蔵氏を経済顧問にするなど新自由主義経済政策で大企業を優遇し、グローバル化の波に韓国企業をのせて押し上げ、G20 のサミットをソウルで成功させるなど、世界経済のなかで存在感を示したと評価される一方で、国内では少数の財閥企業だけが圧倒的な利益をあげる環境（法人税減税・ウォン安政策）を作った彼の政策は、労働者大衆を貧困化させ、格差を広げたと批判されている。朴氏はそういう李政権と一線を画すことに成功した。党名をハンナラ党からセヌリ党に、シンボルカラーも左翼イメージの赤に変え、民生中心の政策に転換した。大敗を予想された昨年 4 月の総選挙には党の非常事態対策委員長として、議席 152（セヌリ党）対 127（民主統合党）でセヌリ党を勝利に導き、「選

挙の女王」と呼ばれた。大統領選では、李大統領は姿を現さず、「朴槿恵党」として闘い、「李政権の審判を」という民主党からの攻撃をかわし、父朴正熙の独裁政権の人権弾圧への「謝罪」を行った。財閥大企業の横暴と批判の強い循環出資に対しても規制すると約束するなど「経済の民主化」をとなえ、子供手当の支給、保育料・授業料の減額などを打ち出して、民主党支持にまで至らないアン・ナヨルス（野党一本化で不出馬）支持票を獲得に努力した。盧武鉉時代に女性の社会進出応援施策が進んだので、女性大統領に対する関心が高かったこともある。朝鮮日報の選挙前世論調査では、朴氏の女性支持率は男性のそれより5%も多いと報じられている。

このような朴氏の選挙戦術に対し、盧武鉉元大統領の大統領府秘書室長をつとめた経歴の民主統合党文在寅氏は、経済格差に呻吟する若者・貧困層の苦悩を掬い取りきれなかったというのが大方の評価だ。韓米FTAの見直しや内需を高める経済提言など、民主的な文氏側の政策が国民に届ききらなかつたようだ。セヌリ党の勝利でなく民主統合党の力量不足、といえば日本の自民公明政権の成立と状況が似ている。

II 「経済民主化」公約の背景 一ばく進する大企業とあえぐ庶民—

両候補が公約し、現行憲法119条2項にさえうたわれている「経済の民主化」公約の背景に何があるのか。「韓国社会が両極化および格差問題が深刻な状況であると認識している」人は89.4%に達する（ハンギョレ新聞の世論調査2012/12/22-23）。その主な原因は（同2012/12/31）①富の世襲で階層移動が困難（31.0%）②非正規雇用など労働市場の不平等（22.2%）③過度の学歴社会（16.5%）④社会的安全ネットの不足（14.7%）等と答えている。

韓国財閥大企業の経済力をみると10大財閥大企業の売上は02年53.4%，08年63.8%，11年

80%（ハンギョレ2012/8月）と急激な伸びである。しかし、財閥系大企業の経済牽引力を認めながらも、その横暴には非難の声が大きい。その一つが循環出資で、これは同じ財閥系の相互出資で全体に一族の影響力を強めていくやり方だ。朴・文氏とも、この非常に不透明な経営支配を問題視し、今後禁止（朴氏）、既存・新規共に禁止（文氏）が公約だった。「財閥系企業の2重3重帳簿決算捏造をやめ、横領や収賄者の処罰、経営権の世襲化廃止等、経営の透明性を高めよ」との声もあがっている（韓国放送大学金基元教授、東洋経済2012/12/15）。

「三放」世代という言葉がある。結婚・子供・家を放棄せざるを得ない世代だ。日本と同様非正規雇用が34%，正規社員との賃金格差は月収22万円：10万円、従業員300人以上の企業の正社員では34万円ともっと差がつく（東洋経済2012/12/15）。若年（16-24歳）の就業率は対人口比23.1%と深刻（OECDデータ）、非正規職は公的年金や健康保険、雇用保険などの社会保障からも取り残され、加入率は40%程である（韓国統計庁）。最低賃金は韓国最低賃金審議会「賃金実態調査報告書」によると2012年は時給4580ウォン、2013年は4860ウォン（約400円）で、とても一人で暮らしてゆけない。日本と同じく韓国経済の内需は小さい。

また、ホームレスも5000人に肉薄してこの2年で66%急増（朝鮮日報）した。2002年日本を追い越した自殺率はOECD中2010年1位で全死亡原因の3分の1を占める（WHO統計）。自殺者全体では高齢者に偏っているという。韓国保健社会院によると、韓国の高齢者（65歳以上）貧困率はOECD加盟国中1位の45.1%（全体の年齢層の貧困率14.6%で6位）と際立っている。

さらに子育て上負担になっている学校教育費の対GDP比（2008年）で韓国は私的負担の高さ2.8%でOECD中最多。韓国の私的教育費負担の高さは、非常に低い出生率の一要因であるともいわれる。韓国出生率1.24、因みに日本は1.39、フランスは2.00である（日本厚生労働省）。

前述のハンギョレの世論調査の続きをいうと(a) 5年後経済は今より良くなる：否 58.6%，(b) 韓国社会は努力したらそれに応じて補償を得ることができる：否 53.4% (c) 韓国社会は失敗しても立ち上がる機会がある：否 48.3% (d) 韓国社会は階層間の移動が自由な開放的な社会だ：否 61.6% という回答に庶民の閉塞感が伝わってくる。

大企業の驚異的な経済発展のもとで国民生活の困窮状況を見てきたが、経済民主化の核心は労働法制の改革だと前述の金基元教授は指摘する。非正規の労働者たちの労働者としての権利が侵害されている。整理解雇、非正規職、労組弾圧などを経験した労働者の間で、現代自動車、韓進重工業などに多数の自殺者がでている。高麗大学のキム・ソンヒ教授は事実上「社会的他殺」と指摘する（レイバーネット）。朴氏の非正規雇用問題についての公約は「非正規職の比重を OECD 並み（25%）にする、公務員の常時業務は非正規職を廃止」「社内下請保護法（労働法制というよりは福祉的救済）」など掲げているが、今後の具体的行動を見てゆかねばならない。

III 「解雇は殺人だ」の労働者の絶叫

双龍自動車、韓進重工業、現代自動車などの労働者や労組幹部が高空籠城して闘っている。整理解雇撤回や国政調査（労働争議を警察特殊部隊で鎮圧した事件に対する調査）等を要求している。2008年の労働損失日数の国際比較をみると1位はアメリカ 1,954,000 日、韓国は3位で 809,000 日。因みに日本は 11,200 日で極端に少ない。人口比も考えると日本の 200 倍は労働争議で闘っていることになる（データブック国際労働比較）。

具体的な例を見てみよう。造船会社韓進重工業（釜山）では 10 年以上に渡り整理解雇が行われ、闘争を続けたが会社側は応じず、自殺者が 20 数名にのぼった。2011 年 1 月 6 日キム・ジンスクさんが 35m のクレーンにのぼり籠城し、400 人

の整理解雇撤回要求を社会にアピールしようとした。ツイッターなどを通じた多くの市民の連帯運動は後の節でのべるが、2011 年 11 月 10 日、309 日に及ぶ大闘争の末、労使の暫定合意案が可決し、彼女は無事に下界に降りた。2003 年には 4 ヶ月籠城の労組役員が自殺。大統領選後の 12 月 21 日、同社の金属労働者が 22 カ月ぶりの復職の後、そのわずか 2 日後に、500 余名の労働者と共に無期限休職と損害賠償訴訟 158 億ウォン（注：労働条件でのストは合法だが整理解雇撤回ストは非合法として損害賠償を要求される）を言い渡され自殺した。

平澤市の双龍自動車でも、今年の 1 月 15 日、3 人の労働者が厳冬の中送電鉄塔に籠城を始めた。なぜそますますなのか？

双龍自動車の構造調整の発端は会社の放漫経営で、聴聞会では会計捏造と不当整理解雇が明らかになったが、その後何の解決策も提示されなかつた。今回 2009 年 8 月 6 日のストライキから（一年後の労使合意を会社が守らず）実に 3 年 5 か月ぶりに 455 名の無期限休職から復職という合意にこぎつけたが、今回合意事項以外の国政調査や 159 名の解雇者、強圧的希望退職問題、労組に対する会社側の 430 億 8 千万ウォンの損害賠償請求などは未解決のままだ。損害賠償裁判の進行中に解雇された労働者の退職金が差し押さえられている。セヌリ党は選挙前には本件調査を約束していたが、現在は立場を変えている。

現代自動車の場合：2010 年 7 月、大法院（最高裁）が蔚山工場の生産ラインで働いていた社内下請けが偽装請負 = 不法派遣であることを認め、「派遣労働者保護法」により現代自動車が社内下請を直接雇用にすべきとした画期的判決をうけて、3000 人の下請け労働者が直接雇用を求めて現在裁判中だ（龍谷大 脇田滋教授）。労使が合意できず、現在蔚山工場の鉄塔の上で 2 人の非正規労働者の組合員が高空籠城している。籠城 69 日目に両人の健康状態が悪化。支援の医療人に治療を受けたとネットのプレシアンの記者が伝えている。ネット上でインタビューしているが、彼ら

は零下14度の中で過ごしながらも、今一番ほしいものは社会的連帯だと話している。

IV 韓国社会の対話・連帯・ドラマ

金大中政権のIT促進政策以来韓国はネット社会である。その後盧武鉉を愛する会「ノサモ」がネット市民の間で活動して、圧勝と予測された対立候補を制した。彼は軍隊の不審死の真相究明や女性政策など制度的な民主化をすすめた。2011年のソウル市長選挙でもツイッターで若者たちが連絡し合い朴元淳市長を実現させた。彼はソウル市立大学の授業料を半減し、公務員3000人の正規職化に取り組みすでに1000人を正規化した(前述 脇田教授)。このように、対話と連帯の市民力が政治を前進させている。

安哲秀氏は、文氏と野党一本化して候補者をおいたが、韓国のビルゲイツとよばれるIT関連企業家、前ソウル大学融合科学技術大学院教授だ。彼は大学をまわって若者と対話集会を開いてきた。国民との対話の場を活用した政策決定を提唱する。対話を大事にする人が国民的人気を得ているのだ。

今回の選挙期間中、韓国人の連帯感を示すドラマがあった。国家情報院のある女子職員による文氏誹謗のネット上の不審行動疑惑を民主党が警察に通報していた。12月16日、朴氏対文氏の最終第3回討論会は朴氏が追い詰められて誰の目にも文氏有利状況で終わった。その日の夜11時突然警察が例の女子職員に「疑わしいことはなかった」と発表。この警察の不明朗な動きに警察大学のピヨ・チャンウォン教授が反応した。有名な犯罪捜査学者で保守主義者自認の警察大学教授の主張にこの事件が大統領選挙の注目の話題となつた。彼は警察大学に辞表を出し、眞の保守として不正選挙に抗議の意思を示した(実際、1月3日警察は被疑者として彼女の再召喚を発表)。偶然大統領選挙に巻き込まれることになった彼は投票率77%になれば光化門で「フリーハグ(free hug)」をすると公表して投票率を上げようと試みた。投票率は達成しなかったが、光化門の前に20人をこえる人々が集まって互いを慰労しあつた。彼には全国から声がかかり、光州では3000人の人が彼を迎えたという(OhMyNews・週刊京郷)。

最後に紹介するのは「整理解雇と非正規雇用」問題解決のために闘う厳しい労働運動の中のドラマだ。前章で述べた韓進重工業のキム・ジンスクさんの闘いをめぐる連帯行動である。闘争中自殺者を出す辛い経験をしている労働者達は「彼女を死なせるな」と仲間に支援を訴えた。全国の支援者達が「整理解雇と非正規職のない世界をめざすヒマンポス(希望のバス)」16台を仕立てて2011年6月11日全国から釜山の韓進重工業へ向かつた。第5次まで多数の一般市民を乗せたバスが続々、この連帯の力を背景に労使合意が成立、ジンスクさんは無事死なずに309日ぶりに地上に降り立った。女性の独立系映画監督、オ・ソヨン氏がこれを映画化し、「塩花の木々希望のバスに乗る」を作った。彼女が「ヒマンポス運動が(中略)新自由主義の時代に資本主義の不健全性によって苦痛を受ける全世界の99%の人々の眞の解放のために走った希望のバスとして、全世界の人々の連帯のバスとして記憶されることを」願う。この映画の中でナレーションをつとめたジンスクさんは「世紀を越え、地域を超えて、業種を超えて、子々孫々続く資本の連帯はこんなに強固なのに、私たちはどれほど連帯しているでしょうか。(中略)私たちが連帯できずにやられているのです」と訴える。死の淵から生還した人の叫びである。

韓国が軍事独裁から民主化運動を経て25年である。その凝縮された年月の中で、日本では考えられないような熾烈な民主化と生きるために闘いがあり、対話や連帯が進んできた。今年3月から10大企業グループの一つ「ハンファ」が2年雇用を終わる2000人の非正規職を一括正規職にすると発表した(ネットサイト Daum newsist 通信社)。これは2006年の「非正規保護法」に基づいているのだが、ソウル市長の公務員の正規職化な

ど、非正規率を下げる方向に社会が動き出しているのがわかる。

朴槿恵氏が国民の力に押されてせざるを得なかった公約を実現しなければ、人々は許さないだろう。かの警察大学の教授のように保守を自認する人からも権力の濫用には批判が起こる。人々がその行動を支持し連帯するネットというツールと民意の水準の高さを持ち合わせている社会がある。投票率の高さもその一端だ。

V おわりに —今後の日韓関係を考える—

朴氏は文氏より対日外交姿勢が穏やかだらうという論評があるが、懸案の竹島問題も「慰安婦」問題も歴史認識をまともにしなければ韓国国民が許さないだろう。竹島を日本の島根県に編入した1904年のことを、日本のマスコミは殆ど取り上げないが、日本が朝鮮半島を植民地にする過程で、外交権も奪ってゆく過程であったことを認めた上での交渉でなければ対話できないだろう。

「慰安婦」問題は日本政府は一貫して65年の日韓請求権協定で解決済みと主張しているが、2011年8月韓国憲法裁判所が元慰安婦達の賠償請求権が日韓請求権協定第2条1項によって消滅したか否かについて日韓両国政府間に解釈上の紛争があるのに、それを同協定第3条に基づいて交渉しないでいる韓国政府の不作為は憲法違反であると判決を下した。韓国政府はこの判決に拘束される。日本政府の立場は韓国内でも国際的（米国下院・EU議会・NY州上院決議、ILO勧告等）にも受け入れられないことを知るべきである。一方で経済産業面でも「韓国企業脅威論はもう古い。隣国としての立場や長年の交流を生かし、韓国との共栄関係を深化させる日本企業が増えている」（東洋経済）という希望もあるのだから、対話外交の朴氏に期待するのなら、安倍政権が植民地支配に真摯に向き合い、正確な歴史認識をもって交渉に出てゆくよう、日本の我々国民も世論を形成する責任がある。

(よねざわ きよえ 大阪アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会・理事)

南京75周年に思いを馳せる —今こそ歴史学習と理性の回復を—

NORIMATSU Satoko

乗松 聰子

12月の戦争記念日といえば何を思い浮かべますか。日本の多くの人にとっては12月8日の太平洋戦争開戦の日なのではないかと思います。しかしもう一つ、特に今冬、忘れてはいけない記念日がありました。2012年12月13日は、1937年、日中戦争における南京攻略75周年でした。当時の日本では各地で提灯行列が催され、戦勝気分に浮かれていた日です。しかし当の南京では、人類史上最も残酷といつても過言ではない、南京大虐殺事件が起こっていました。日本軍による、中国人捕虜の集団処刑、一般人に敗残兵や便衣兵の嫌疑をかけた上での殺害、市内と近郊農村を含む老若男女をまわぬ情け容赦ない虐殺、子どもから老

女までの強姦および殺害、略奪、放火といった身の毛もよだつ犯罪の数々は、南京攻略戦が終了した1938年2月半ば以降も続き、3月末の中華民国維新政府の成立あたりでほぼ収まったと言われています。

南京大虐殺当時、日本人は知らされていなかつたとはい、提灯行列で浮かれていた人々と南京で大虐殺にかかわった日本将兵たちには共通の心理があったのではないかでしょうか。それは中国の人々を差別視、敵対視し、隣人を大事にするという当然の人間性さえ失ってしまった人々の姿です。そしてもっと恐ろしいのは現在、「領土問題」に煽られたナショナリズムと脅威感の中で、當時

と似通った雰囲気や心理状態が今の日本に作り上げられてしまっていることです。

カナダでは、75周年を記念し、東西の都市で行事が行われました。トロントでは市議会が全会一致で可決し、ロブ・フォード市長が南京大虐殺を記憶する宣言を12月13日に出しました。バンクーバーでは12月9日、日系、中華系、コリア系やヨーロッパ系など多様な文化背景を持つ市民が集まり、南京大虐殺被害者を追悼する対話集会とキャンドル・ウォークを行いました。呼びかけたのは代表作『OBASAN』（和訳は『失われた祖国』中央公論社、1998年）で知られる日系人作家、ジョイ・コガワ氏です。コガワ氏は幼少時、カナダ政府による戦時日系人強制収容の被害を受けており、差別や人権の問題についてはひときわ関心が高く、憲法九条も支持しています。この集会は、地元のテレビ局でも報道され、日本語新聞や雑誌でも取り上げられました。日本では『週刊金曜日』で報告されました（12月21日号）。

南京では、昨年12月13日、南京大虐殺記念館で75周年の追悼式典が開催され、日本人約100人を含む約9000人が参加しました。日本のメディアの多くは、式典取材中の共同通信の記者が中国人に蹴られたという事件を大々的に扱い、「いまだに根強い反日感情」といったくくり方をしました。暴力はいけませんが、この事件にだけ焦点を置いた報道はやはりこの記念日の本質的な意義から目をそらすものです。論争はあっても、この日だけは大虐殺事件の被害者に共に思いを馳せる、という気持ちすらないので。これがもし、日本中100都市を焼き尽くし、そこに住む住民たちを殺りくした焼夷弾空襲や広島・長崎原爆に対する米国の態度だとしたら、日本人はどう感じるでしょうか。

南京75周年は、悲惨な事件を反省し二度と起こさない決意を新たにするためにも、日本でも政府主導の追悼行事が行われて当然と思いますが、行事どころか日本では、この事件を過小化したり否定したりする風潮がはびこっています。日中でも学問的研究が進み、日本政府も認めている史実

であるにもかかわらず、こういった否定論が南京大虐殺について学ぶ人の妨げになっています。しっかりと学びたい人は笠原十九司『南京事件』（岩波書店、1997年）、同『南京事件論争史』（平凡社新書、2007年）、南京事件調査研究会『南京大虐殺否定論 13のウソ』（柏書房、1998年）、松岡環『南京戦一閉ざされた記憶を尋ねて』（社会評論社、2002年）、ジョン・ラーベ『南京の真実』（講談社新書、2000年）、ミニー・ヴォートリン『南京事件の日々』（大月書店、1999年）などを読んでください。

日本の戦時加害を学び伝えることを「反日」とか「自虐史觀」とか呼ぶ人がいますが、ホロコーストを語り伝えるのは「反独」ではないし、原爆の体験を継承するのが「反米」ではないように、日本の過去の帝国主義、植民地主義がもたらした惨禍を否定せずしっかりと伝えていくことは「反日」どころか、人間の水準を高める崇高な営為なのです。故・加藤周一氏は若い世代に対してこう言いました。自国の過去の加害に対して若い世代に責任はない。しかし責任がないということは関係がないということとは違い、関係はある。歴史を学ぶのは、たとえば南京大虐殺を起こしたような差別や偏見が今の社会にもあるかどうか調べるためなのだと。戦後世代の戦争責任は、歴史から学び、二度と戦争を起こさないという、現在と将来に対する責任なのです。

そして歴史を学ぶことは、日中関係が悪化している今こそ必要とされています。領土問題と歴史問題は不可分であるということを日本の多くの人は気づいていないようです。南京大虐殺記念館の朱成山館長は75周年式典にあたり、尖閣（釣魚）諸島問題も南京大虐殺も「いずれも歴史問題」と強調しました。2012年は日中国交正常化40周年という大事な節目でもありましたが、2月に河村名古屋市長が、よりによって姉妹都市の南京からの使節に「南京大虐殺はなかった」と言ったことから始まり、4月の石原都知事による尖閣（釣魚）諸島の都による購入宣言から、9月の野田首相による国の「購入」に至るまで、2012年は、40周

NEWS を読み解く

年を祝うどころか、中国とその多くの市民たちにとっては傷口に塩を擦り込まれ続けるような一年だったのです。

この文において中国の肩を持っているわけではありません。ただ、相手の立場に立って見れば同じ物事でも随分違って見えてくるということを伝えたいのです。領土問題は、どちらにも言い分があり明白な答えは出ません。しかし日本の報道は「沖縄県の尖閣諸島」という、日本の領有を大前提にした表現ではじまり、「領土問題はない」という政府の見解を無批判に流し続けています。反日デモにおける「暴徒化」を連日大々的に扱いましたが、かたや在日の中国人やコリアンの人たちが、排外的な右翼団体による暴力や罵詈雑言に日常的に脅かされていることなど、全く報道しません。「領海侵犯」「領空侵犯」と呪文のように言いますが、中国側から見たら「領海侵犯」「領空侵犯」しているのは日本の方なのです。

普段の生活の中、隣人とはうまくやり、トラブルは起こさないというのは常識ではないでしょうか。しかし現在、政府やメディアが連日流す反中、嫌中キャンペーンに、良識の声は凌駕されてしまっています。今の日本で一番恐ろしいと感じるのは、対中強硬論が席巻しているのに比べ、尖閣（釣魚）諸島付近で明日起こってもおかしくない武力衝突に対する危機感が完全に欠如していることです。また1937年のように愚かな提灯行列を行うつもりなのでしょうか。安倍自民党政権が復活し、自国民優越主義、歴史歪曲、軍事主義拡大が加速してきています。教科書検定の「近隣諸

国条項」、河野談話、村山談話の書き換え、はては「東京裁判史觀」と称して侵略戦争はおろか、敗戦そのものまで否定し兼ねない姿勢が垣間見え、アジアをはじめ、『ニューヨーク・タイムズ』、『ロサンゼルス・タイムズ』、『ワシントン・ポスト』、『シュピーゲル・オンライン』、『エコノミスト』といった米欧の主要メディアにも安倍政権の時代錯誤と歴史否定を厳しく批判する記事が2013年になって続出しています。

このような動きを受けて、カナダ市民中心に、「Denial No More – for justice and reconciliation in Asia (DNM) 歴史を否定しないで—アジアの平和のために」という運動を起こしています。カナダの先住民復権運動「Idle No More (もう何もしないわけにはいかない)」にならい命名しました。DNMは、日本に対し、歴史も領土問題も否定せず、アジアの隣人たちと仲良くなろうと呼びかける、当たり前の運動です。二度と75年前の過ちを繰り返さないために。(2013年1月29日)

乗松聰子：ピース・フィロソフィー・センター（www.peacephilosophy.com）代表、カナダ・バンクーバー在住。『アジア太平洋ジャーナル：ジャパンフォーカス』（www.japanfocus.org）編集コーディネーター。共著書『沖縄の〈怒〉－日米への抵抗』（法律文化社、2013年、ガバナン・マコーマックと共に著）、訳書『広島・長崎原爆投下再考－日米の視点』（木村朗、ピーター・カズニック著、法律文化社、2010年）他。メールアドレス info@peacephilosophy.com

解題：橋下「維新」は大阪と日本に何をもたらすか

2008年初頭に橋下徹という人物が権力の座について以降、大阪では異常、怪奇ともいえる政治的雰囲気が蔓延している。いったい住民をどこに導くのかもはっきりしない「大阪都構想」なるものが独り歩きし、市民は「決定できる政治」なるフレーズに酔いしれるように橋下「維新の会」に支持を寄せる。中身のいかがわしい「大阪都構想」によって自分たちの生活する地域と自治体の名称が消え失せようというのに、大阪の市民・住民には現在の閉塞状況に対して橋下「維新」が何かを変えてくれるのではないかという根拠のない期待の方がなお大きいようにみえる。橋下氏が公人としてふさわしくない幼稚、単純かつ粗暴な言説、あるいは憲法や法令に照らして違憲・違法の疑いの濃厚な言行を繰り返しているにもかかわらず、橋下「維新」の政治的バブルは多少の浮き沈みを示しながらも依然として決定的な破たんには至っていない。こうした現象の責任の大きな一半は、橋下氏の過激な言い回しに無批判に飛びつき、もてはやすマスメディアの姿勢にある。メディアにはたして憲法感覚、民主主義の見地が備わっているのかどうか、きわめて疑問である。

本特集は、昨年12月1日に開催された「大阪の政治と経済」と題する研究会での報告をとりまとめたものである。当日は、服部信一郎（大阪革新懇事務局長）、森裕之（立命館大学教授）の両氏からの報告を受けて活発な討論が行われた。両報告の詳細は、それぞれの論考をお読みいただくこととして、ここではできる限り重複を避けながら、橋下「維新」の持つ意味について若干の解説を加えておきたい。

二宮厚美氏が新著『橋本主義解体新書』（高文研）のなかで強調しているように、橋下「政治」のモットーが「この世は万事カネ次第」「この世は万事競争次第」「強いものが勝つ、勝ったものが正しい、負けたものは従え、従わないものは切る」という「略奪型競争」観にあることは明らかである。橋下流の下品な表現にしたがえば「ぼったくり型競争」。大阪府市の現実をみれば、この指摘はまことに正鶴を射たものといわざるをえない。

大阪自治体問題研究所では、橋下市政が開始されると同時に「大阪発 地域再生プラン研究会」を組織し、橋下市長によるいわゆる「グレートリセット」、つまり市政の大リストラの様子を追跡、分析してきた。そのとりあえずの成果が『橋下「大阪維新」と国・自治体のかたち』（自治体研究社）である。その中でも指摘したが、「大阪維新」などと新奇さを売り物にしているものの、その実、「大阪都構想」の中身は二重行政を口実に市民向けの施設・施策、社会サービス等の無残な一大リストラを進める一方で、それにより浮いた財政資金を使って高速道路などの交通ネットワークの整備や奇抜なだけの無駄なイベント、猥雑さを売りにするカジノ構想などを强行しようとするものでしかない。それは、開発の成果を府民にもたらすどころか、大阪の都市格をさらに貶めるだけの結果に終わるこ

とは確実である。橋下氏が登場以来口にする「広域自治体は競争・成長、基礎自治体は安心・安全」なるスローガンは、「グレートリセット」の中身を検討すれば、それこそ彼がいう「靈感商法」のごとき詐欺まがいのまったくの空約束にすぎない。政治的な公約がかくもまやかしになった実例はかつてなかったといってよい。ここに大阪の劇場型政治状況の異常さ、異様さ、信義性のなさが凝縮されているといわざるをえない。

大阪府市統合本部が昨年6月に決定した「経営形態の見直し検討項目（A項目）」「類似・重複している行政サービス（B項目）」、および大阪市がやはり昨年7月に決定した「市政改革プラン」は、府市民向けの施策・サービスの無残なリストラ＝切り捨て計画の一大リストを示すものであった。A項目では地下鉄、バス、水道、一般廃棄物、消防、病院・弘済院、港湾、大学、公営住宅、文化施設、市場、下水道の12事業が見直しの対象にあげられ、B項目では府・市の「二重行政」だと「非難」された法人や施設、たとえば府立産業技術研究所と市立工業研究所、府立公衆衛生研究所と市立環境科学研究所、府立図書館と市立中央図書館、府立体育館と市立中央体育館、府立高校と市立高校等々が統合・一元化や廃止・見直し・自立化などの対象とされた。また、「市政改革プラン」でも、2012年度からの3年間で総額1,678億円の財政効果をもたらすという計画が打ち出された。その内訳は、私有地の売却が554億円（全体の33%）、人件費の削減が408億円（同24%）、外郭団体との随意契約の見直しが266億円（同16%）、市民向け施策・施設・サービスの見直しが399億円（同24%）である。この最後の項目は、当初の見直し案では548億円であったから、約150億円分の施策・サービスの切り捨てが見合わされたようにみえるが、これは橋下流の手練手段の「交渉術」による見せかけにすぎない。

橋下「政治」の下でのリストラによりすでにさまざまな問題が生じ始めているが、その本格的な展開は2013年度以降に属する。たとえば、市民向け施策・サービス等のリストラ399億円のうち2012年度は31億円にすぎず、13年度137億円、14年度231億円と本格化する予定である。また、本年2月の府市統合本部会議に提出されたA・B項目の「進捗状況」一覧によれば、地下鉄・バス事業の廃止・民営化や住吉市民病院の府立急性期・総合医療センターへの機能統合に関する条例がすでにこの2月議会に提出されており、またB項目に挙げられた法人・施設などの統合・見直し・廃止なども着々と準備が進められている。

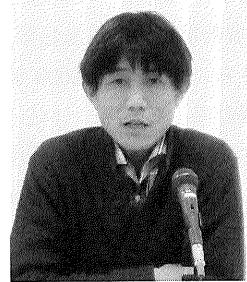
経済格差の拡大や貧困化の進展、非正規雇用の広がりなどの生活不安の高まりによる社会の分断や排除を修復し、社会的包摶を強めなければならない時代に、社会的排除を助長する府市政を進める橋下「政治」の現実は激しい対立と矛盾をひき起こすことになるであろう。「維新八策」はこうした政策を全国に広げることを企図する。それは戦後の憲法体制、基本的人権、地方自治、民主主義を脅かし、日本社会の解体を招きかねない無謀な政治的動きと断ぜざるを得ない。

（鶴田廣巳　関西大学）

橋下・維新の会の 行財政改革の意味

—グローバル国家づくりへ向けた布石—

橋下・維新の会のレゾンデールである「大阪都構想」は、その最終目標である道州制と明らかに矛盾する。彼らはこれらを「数の暴力」によって実現しようとする。問われているのは日本の民主主義そのものである。



MORI Hiroyuki
森 裕之

I 橋下・維新の会の「躍進」

ここ数年という短い間において、橋下・維新の会はわが国の政治の話題を最も集めてきた存在であった。2011年4月に行われた統一地方選挙では、大阪府で過半数、大阪市および堺市では第一党を占める議席数をそれぞれ獲得した。2011年11月の大坂府・市のダブル首長選挙では、大阪府と大阪市の両方で大阪維新の会のトップが当選した。そして2012年12月の衆議院選挙では、大阪維新の会が立ち上げた維新政治塾の塾生から16人の国会議員を誕生させた。さらに付け加えておけば、その間に行ってきた大阪府内の自治体での選挙でも、大阪維新の会は首長や議員の当選者を輩出してきた。2010年4月までは影も形もなかつた政治団体がかくも急躍進したのは、わが国の政治史上でも特筆すべき現象であろう。

その過程では、政治制度の前提として漠然と国民意識の中に潜在していた「民主主義」への懷疑や内省も芽生えてきた。「数の暴力」「衆愚政治」から「熟議」にいたるまで、民主主義のあり方がメディアや識者の間でここまで大きく議論された時代も稀有であったといってよい。

本稿は、橋下・維新の会が日本社会をどのように改変しようとしているのかを、主に彼らの大坂での行財政改革の分析を通じて明らかにすることを目的とするが、その前作業として、彼らの「政治的なるもの」に対する思想性について若干の検討を行っておく。それを通して、この国のかたちを根本から改変しようとする彼らの政治的合理性の本性を浮きたたせることができると考えるからである。

II 政治的プロパガンダとしての 「大阪都構想」

大阪維新の会の政調会長の浅田均が「僕らは『大阪都構想』を実現するために『大阪維新の会』を発足させました」¹⁾と言っているように、彼らの唯一の政策目標は「大阪都構想」の実現におかれてきた。政治に拙速感はつきものだが、「大阪都構想」は本質的には大阪市や堺市をはじめとした歴史的な大都市を潰す「廃市政策」であり、これだけの統治機構改革を政治スローガンとして掲げるのであれば、きわめて慎重な政治的熟慮と合理的な政策論理性が求められよう。

橋下徹氏が政治の場に登場したのは、2008年

に大阪府知事に就任したのが最初であった。そのときに、彼は「『大阪維新』プログラム（案）」（2008年6月）を発表し、大阪の統治機構改革について「“市町村優先”的徹底と府県を越える“広域的な行政組織”的実現をめざす中で、大阪府の“発展的解消”が将来目標」であると明言した。

さらに大阪府は2009年3月に「大阪発“地方分権改革”ビジョン」を発表し、遅くとも2018年までに府内市町村を「中核市」（人口30万人以上）に再編し、関西広域連合の設置・拡充を通じて「関西州」を実現させ、さらに大阪府と大阪市との間で「新たな大都市制度」を創設するとした。大阪府は関西州の実現とともに「発展的解消」をし、大阪市については高い行政財政能力や都市問題への豊富な政策的蓄積をベースに事業を開拓していくようになることがここでも示された。つまり、将来は大阪府を廃止し、大阪市をはじめとする都市自治体を強化することが、大阪の統治機構改革の方向性として提起されていたのである。

しかしその後、当時の橋下知事と平松市長をトップにした大阪府・市の水道事業統合協議の破談を契機に、橋下氏が大阪府ではなく大阪市の方を解消する「大阪都構想」を主張するようになる。大阪都構想が実現すれば大阪市は廃止され、「大阪都」内部の特別（自治）区として分割・再編される。「大阪都構想」は当初の制度改革とはまったく逆のものとして、突如政治の舞台にあらわれたのである。

「大阪都構想」の基本的な考え方は、①政令市の廃止によって広域行政体（大阪都）が吸い上げた財源と権限を使って大型公共事業を推し進める、②政令市を廃止・解体して、8～9の特別行政区（特別区）へ分割する、という二つに集約される。こういった政策そのものにはいくつもの問題点があるが²⁾、ここで着目しておきたいのは「大阪都構想」をめぐる彼らの主張である。

「大阪都構想」はその端緒からさまざまな批判にさらされてきた³⁾が、それに対して大阪維新的会は大阪府・市ダブル首長選挙時の法定ビラの

中で、「24区、24色の鮮やかな大阪市へ」「大阪市をバラバラにはしません」「大阪市は潰しません」といったスローガンを掲げた。しかし上記の「大阪都構想」についての内容から、これらが虚偽と欺瞞であることは明らかであろう。「大阪都構想」とは既存の24行政区ともども大阪市を潰してしまい、それを8～9の特別自治区へバラバラにしてしまうからである。

さらに、この選挙で大阪市長に当選した橋下氏は直後の記者会見の場で、次の総選挙の争点は道州制でなければならないという発言をする。これは、自らが単一争点として直前まで掲げていた「大阪都構想」について、選挙が終わった途端に無意味なものだと言ったに等しいものである。というのは、「大阪発“地方分権改革”ビジョン」にも述べられていたように、府県を統合して広域行政体（=関西州）をつくることを目指す道州制は、「大阪都」を廃止することを当然の前提としたものだったからである。

この点に関して、橋下・維新の会は「大阪維新的会、初の公式本」と銘打った『図解 大阪維新－チーム橋下の戦略と作戦－』の中で「都構想と道州制などの地方制度の関係」という項目において、「大阪都構想」をめぐる統治機構改革の説明を行っている。そこでは冒頭で「大阪都構想は将来の道州制と矛盾しません。両立できます」としたうえで、次のように解説をしている。「大阪都構想はこの関西州をつくるための準備であり、道州制と全く矛盾するものではありません。また関西広域連合とも両立します。私たちは関西全体のことを口にする前に大阪の改造をやり遂げ、その後に道州制に向かうのが物事の順序と考えています」⁴⁾。

府県を統合する関西州ができれば、「大阪都」や関西広域連合（府県と政令市による共同設置の自治体）が廃止されるのは誰が考えても明白であろう。ところが彼らの解説によれば、これらは「矛盾」しないものであり、その理由は制度を変えていく時期が異なっているからだというのである。このような無理な理屈によって有権者をかく

も平然と扇動していく政治体质は、わが国の堕落した政治のあり方を想起させる。

このようにみてくれれば、「大阪都構想」なるものはきわめて刹那的な政治的プロパガンダにすぎないという見方が最も合理的であることがわかる⁵⁾。

では、橋下・維新の会が進めている改革はすべて政治的に利用するだけの道具にすぎないと断じてよいのであろうか。そのことをみていくために、これまで大阪府や大阪市で進められてきた行財政改革および「維新八策」を次に検討していくこととする。

III 橋下・維新の会の行財政改革

(1) 大阪府の行財政改革

橋下氏が大阪府知事に就任した2008年2月に、彼は「財政非常事態宣言」を唐突に発する。大阪府の抱える債務の多さを理由に「破産会社」であるというレッテルを貼り付け、それまでの大阪府の官僚組織や議会を財務管理のできない連中であると印象づけたといつてよい。

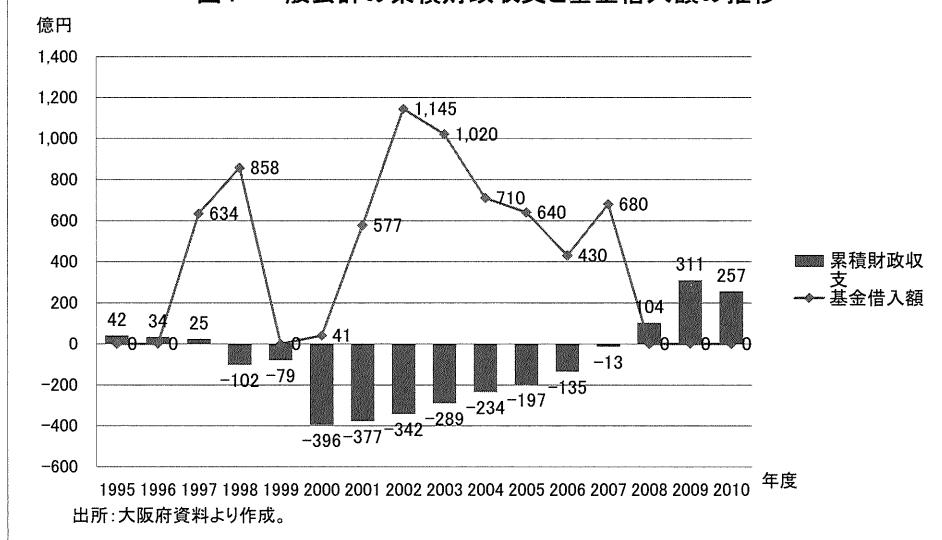
「財政非常事態宣言」をうけ、2008年6月の「『大阪維新』プログラム（案）」では、財政再建

（財政再建プログラム案）、政策創造（重点政策案）、府庁改革の3つの柱を立て、このうち当面の最優先課題を財政再建においた。

橋下氏が財政再建において最も重視したのは、府の一般会計が2001年度から7年間にわたって行っていた減債基金からの借入を止めることであった。減債基金とは自治体が実施した起債の満期一括償還に備えて財源を積み立てておくものである。大阪府はすでに財政調整基金や特定目的基金など他の基金をほとんど取り崩していたため、最後にファイナンスの手段にしていたのがこの減債基金であった。その借入総額は約5,200億円にものぼっており、橋下氏が改革の矛先を向けたのはある意味では当然ともいえた⁶⁾。

図1は、橋下府政のもとで進められた財政改革の効果をあらわしている。橋下氏が知事に就任する前から大阪府の累積財政収支は赤字額が減少していき、改善の傾向をたどっていた。しかし、実はそれは毎年度数百億円から一千億円を超える巨額の借入を減債基金から行ってきたことで支えられていたことが、基金借入額からわかる。橋下府政はこの減債基金の借入を止めつつ、財政収支を黒字化したという点で、大阪府の財政状況を改善したことは間違いない。

図1 一般会計の累積財政収支と基金借入額の推移



このような財政改善を進めるために大阪府が実施したのは、3,000 項目にもものぼる事務事業を検討し、人件費と一般施策経費を中心に一般財源ベースで毎年度 600～900 億円規模の財政削減を行うという荒療治であった。その過程においては、知事の私設秘書によって大阪府の施設職員に対する「隠し撮り」が行われるなど、異常ともいえる政治的手段も動員されていった。

大阪府の財政削減の際に用いられたヤードスティックは、「分離型行政」であった。これは、わが国の行財政制度の特徴である「融合型行政」（政府間関係制度のもとに政府や自治体が共同で行政サービスを実施する手法）の否定から発せられた改革枠組である。それは大阪府が行ってきた市町村や公益団体等への補助金削減において典型的にみられた。そこで示されたのは、市町村や公益団体等が本来実施すべき事業に対して大阪府が助成する理由は存在しないという論理である。実際に行われた具体的な事例を挙げれば、密集住宅市街地整備補助金削減、学校警備員補助金廃止、街かどデイハウス補助金削減、障害者・福祉 8 団体への補助金廃止、障害者福祉作業所・小規模通所授産施設補助金削減、センчуリー交響楽団補助金廃止などが典型的なものだといつてよい⁷⁾。

このような分離型行政に基づく財政改革思想は「維新八策」へも引き継がれていくことになる。

(2) 大阪市の行財政改革

では、橋下氏が市長に就任して以降、大阪市はどういう行財政改革を進めようとしているのか。

大阪市においては、交通などの事業部門の民営化や不採算路線の廃止、「医療機関等認定制度」⁸⁾などの生活保護制度改革、文楽協会や人権博物館等への補助金削減、地域振興会（自治会）に対する補助金削減、水道記念館やクレオ大阪等の廃止・休館など、分離型行政の理念になじまない行政サービスを中心に財政削減が進められている。

さらに特徴的なことは、大阪市の主要財源である固定資産税の減免措置の廃止を進めていくこと

していることである。固定資産税の減免措置は市町村が特定の施設や団体の公益性等に鑑みて実施しているものであるが、これを廃止していくことで租税支出を抑制しようというのである。具体的には、老人の家、障がい者小規模作業所、児童遊園に供する固定資産、公衆浴場、能楽堂・能舞台、天満天神繁盛亭、労働組合に供する固定資産、大阪弁護士会館などに対する固定資産税減免が廃止されつつある。これによって、関係する公益団体等には相当大きな財政負担が発生するとみてよい。

以上のような大阪府と大阪市の行財政改革をみれば、そこに貫かれている政策論理は非常に単純であることがわかる。すなわち、政府間関係に基づいて支えてきた行政サービスに関する責任・実施・財政の所在を完全に分離し、各種団体等には行政からの自立を求め、これらを通じて行政の守備範囲を可能な限り狭隘なものにしていくとする発想である。その裏側として、収益性のある事業や売却可能な資産はできるかぎり民間へ譲渡することも念頭におかれている。これまで世界中を席巻してきた新自由主義が、大阪という場においてかつてない勢いで推し進められつつあるのである。

(3) 大阪府の財政悪化

橋下府政のときに進められた財政改革を踏まえ、大阪府は 2012 年 2 月から大阪府財政運営基本条例を施行した。そこでは、「収入の範囲内で予算を組む」「適切な府債発行」「基金からの借り入れ禁止」「事業の見直し・撤退への適切な対応」「適正な受益者負担」など、この間の財政改革の理念が再掲されることになった。

しかしその一方で、大阪府の財政悪化は止まっている。

第一に、大阪府は 2011 年度の決算見込みで実質公債費比率が 18.4% となり、地方債発行に総務大臣の許可が必要な起債許可団体となる見通しとなっている。橋下府政下においても実質公債費比率は上昇を続けており、依然として債務負担が大

きい状態は変わっていない。

第二に、大阪府は財政収支の改善を進めたが、地域経済から生み出される税源涵養が進まなかつた結果、財政力そのものは低下している。世界同時不況の影響があるとはいえ、大阪府の税収力をあらわす財政力指数は、2009年度から2011年度にかけて全国と比較してもかなり減少してきている。その主な原因是大阪府の法人二税の激減にある。

この点と表裏の関係にあるのが臨時財政対策債等の特例債の増加である。これらの特例債は自治体の歳入不足を穴埋めする目的をもつものであり、税収減の影響がそのまま反映される。大阪府の臨時財政対策債等は2008年度決算で1.8兆円だったのが、2012年度当初予算では2.8兆円にまで膨れあがっている。その一方で、公共事業のために発行される建設地方債等は同時期に4兆円から3.5兆円にまで減少している。つまり、財政改革の過程で歳出抑制は推し進めたが、財政再建を軌道にのせるための税収力の涵養ができてこなかつたことが、大阪府の特例債の膨張にあらわれているのである。むしろ、無理な歳出削減が公的需要の押し下げや住民不安を強めるといった効果を通じて地域内需要を抑制し、大阪の経済力にマイナスの影響を与えた可能性も否定できないのである。

IV 「維新八策」と道州制

(1) 「維新八策」と統治機構改革

国政進出を事実上否定してきた橋下・維新の会は維新政治塾の立ち上げとともに、「維新八策」という政策集を2012年8月にまとめる。その内容は「大阪都構想」を実現するといったものではなく、むしろそれを旗印に進めてきた大阪の行財政改革等を今度は全国へ拡げようとするものである。さらには、「大阪都構想」と何の関係もない社会保障、教育、外交、防衛、憲法改正など、地域政党としての役割を強調してきた橋下・維新の会は、ここにいたって権力の中核部分を握るため

の戦略へと大きく展開する。

「維新八策」における行財政に関する記述をみれば、それが徹底した自主自責の原則によって貫かれていることがわかる。前文では、「自立する個人・自立する地域・自立する国家を実現する」ために、「自助、共助、公助の範囲と役割を明確にする」と同時に、「公助から既得権を排し、真の弱者支援に徹する」と述べている。行政があらゆる領域から撤退することによって、個人や地域に自立を強いるという理念である。

このような全体理念を示したうえで、「維新八策」では「統治機構の作り直し」が必要であるとする。そこでは「自治体の自立・責任・切磋琢磨」「国の仕事は国の財布で・地方の仕事は地方の財布で」「倒産のリスクを背負う自治体運営」「分離型行政」など、かつての小泉構造改革路線において進められようとした自治体への「自立」の強要や、大阪府・市がその範を示してみせた分離型行政の必要性が強調されている。

これらを前提とした統治機構改革として、「維新八策」では「地方財政計画制度・地方交付税制度の廃止」「消費税の地方税化と地方間財政調整制度」「自治体破綻制度の創設」「大阪都構想、道州制が最終形」という内容を提案する。ここで指摘しておくべき点は、①わが国の地方財政制度の要諦である地方財政計画と地方交付税制度の廃止が明言されていること、②道州制が最終目的であり、「大阪都構想」の意味づけはきわめて弱いこと、の2つである。つまり、現行の垂直的財政調整制度を廃止することによって地域間格差を容認し、その最終的な社会統合のあり方は道州政府に委ねる、というシナリオになっているとみてよい。

たしかに「地方間財政調整制度」というアイデアも盛り込まれているが、これは自治体間で税収の再分配のあり方を決めるという水平的財政調整制度であり、現実には東京都のような有力自治体の賛同が得られるような保証はどこにもなく、きわめて困難である。そのため、貧困自治体は乏しい税収という身の丈にあった行政改革を実施しつ

づける立場に追い込まれるであろう。それはたしかに「自立する地域」という改革イメージに合致したものだといえる。

このような統治機構改革とセットで考えられている行財政改革については、「簡素・効率的な政府」「持続可能な小さな政府」を理念として、公務員の総人件費削減、職員基本条例の発展・法制化、受益と負担の明確化、成長のための税制、超簡素な税制＝フラットタックス化などが列挙され、財政削減を通じた社会サービスの抑制を進める一方で、グローバル企業と高額所得層に利するという「維新八策」の新自由主義政策としての本性があらわれているといってよい。

(2) 道州制とグローバル国家づくり

橋下・維新の会が最終目的とする道州制は、現在国の方でも議論のお膳立てが整いつつある。2008年7月に自民党・道州制推進本部は『第三次中間報告』の中で「限りなく連邦制に近い道州制」を唱えたが、政権交代後の2010年6月に民主党政権も『地域主権改革大綱』において「自治体間連携・道州制」を改革行程の上にのぼらせた。そして2012年12月に行われた総選挙に際して、自民党は「国のあり方を根底から見直し、統治構造を根本から改める改革」として、「道州制基本法を早期に制定し、その後、5年以内に道州制の導入」を目指すとした。総選挙後には自民党と公明党の間で道州制導入の方針が合意され、さらには日本維新の会やみんなの党も道州制推進を掲げている。自民党は道州制基本法案を2013年2月の通常国会に提出する予定であり、道州制に反対する政治勢力が非常に脆弱なまま、わが国の統治機構改革は重大な局面を迎つつある。

このような政治の動きはグローバル企業の意向を強く反映したものだといってよい。日本経団連は2008年11月にまとめた『道州制の導入に向けた第二次提言』の中で、「究極の構造改革」と「民主尊の経済社会」の実現のために道州制が必要であるとしている。さらに日本経団連は2012年5月に出した『成長戦略の実行と財政再建の断

行を求める』という政策文書においても、「財政再建への継続的な取り組みとあわせて、将来的には、国と地方における財政の役割分担を明確化し、これまでの中央集権的な国の統治のあり方を根本的に見直す観点から、道州制の導入を図ることが求められる。その際、各自治体（道州政府）それぞれが自律的に、行政サービスの質と税負担とのバランスを考え、分権化された地方財政運営を行っていくことが望まれる」とし、「維新八策」とほぼ同じ内容の提言がなされている。

これらの道州制に関する提案は、企業の租税・社会保険料負担の抑制、競争インフラの整備、規制緩和など、グローバルな経済競争の条件整備を道州政府という地域経営主体の構築によって推し進めようとするものだといってよい。

V 大衆扇動を通じた国家改造

このようにみると、橋下・維新の会が「大阪都構想」をめぐって取り組んできた改革は自己撞着や矛盾に満ちたものであり、それを糊塗するためにさまざまな言説や手段を弄してきたといえる。それに住民が扇動されているとすれば、わが国の民主主義の質は大きく劣化しているとみなすこともできるだろう。しかし、その一方では、彼らは最終目的を道州制という統治機構改革においており、そのかぎりにおいて政治的主張は一貫しているといってよい。

道州制は都道府県の廃止であり、住民投票などの民主制度を前提とすれば、国家的な危急存亡時などを除いて実現しそうにはない。しかし、橋下・維新の会による政治はこのような困難な課題を大衆扇動にもとづく「数の暴力」によって乗り越えてきたのであり、その点での政治的手腕は大阪においては実証済みであるといえる。

つまり、道州制という国家改造は、大衆扇動という橋下・維新の会の最も得意とする手法によってのみ実現への道筋が開ける。その国のあり方が住民・国民の意志に反するものであるのだとすれば、我々はいまこそ日本の民主主義を立て直さな

ければならない。

問われているのは政治ではなく、国民の主権者としての力量である。

注

- 1) 大阪維新の会（政調会）『図解 大阪維新 チーム 橋下の戦略と作戦一』（PHP研究所、2012年）、2頁。
 - 2) 森裕之「橋下『大阪維新』の地方自治像」鶴田廣巳・大阪自治体問題研究所編『橋下「大阪維新」と国・自治体のかたち』（自治体研究社、2012年）。
 - 3) 代表的なものとしては、（社）大阪自治体問題研究所企画『「大阪都構想」を越えて』（公人の友社、2011年）、澤井勝・村上弘・大阪市政調査会編著『大阪都構想 Q&A と資料』（公人社、2011年）などが挙げられる。
 - 4) 大阪維新の会（政調会）、前掲、64頁。
 - 5) この点については、中野剛志も次のように指摘している。「橋下氏が掲げる『大阪都構想』を、その中身
- が空疎であるとか、意味が不明であるとかいう批判は、的外れである。なぜなら、彼も、『大阪都構想』の意味には興味がないからだ。彼の興味は、ヒットラーと同様、大衆を動員するプロパガンダの力にある。』中野剛志『反官反民』（幻書房、2012年）、382～383頁。しかし、「大阪都構想」は彼らにとつてのレゾンデトル（存在意義）であることには変わりがない。したがって、住民の政治的理性が担保されるのであれば、「大阪都構想」の失敗は橋下・維新の会の屋台骨を崩すことにつながるといえる。
- 6) 森裕之「維新の会は大阪をどう改造しているか」『世界』832号、2012年7月。
 - 7) 宮原たけし「府民切り捨てだけが残った橋下府政4年の真実」『議会と自治体』2012年6月号。
 - 8) 一つの診療科目で利用できる病院を基本的に一カ所とする制度のことを指す。

（もり ひろゆき 立命館大学）



大阪市中央公会堂

日本維新の会の 危険性と労働者

憲法・人権・自治を守り、経済再建に向かうことが出来るかどうかが問われる、政治史に残る局面は暫く続きそうです。ハシズム恐怖政治には、「全員による統治」の概念養生と、市民と労働者による「統治能力」が問われていると思われます。



HATTORI Shinichiro
服部信一郎

はじめに

「総選挙の結果をどう見るのが」は、現在と将来的な社会と政治改革の課題と直結しています。「危険な現代ファシズムによる統治」を許さない覚悟が求められている気がします。大阪特有の地域経済不振、東京一極集中によるひずみである「社会的格差と貧困」が暗く街を、くらしを雇用を覆っています。

「独裁でもいいから大阪を変えて欲しい！」の声に驚かされましたが、総選挙結果でも再度明らかになりました。勿論、独裁を期待するという表現は必ずしも当たっていないかも知れませんが、投票先が無い！なかでの「期待感」があることは間違ひありません。

政党機能を十分に持たない「日本維新の会」は、近畿を中心にしていきなり 54 議席を勝ち取りました。大阪比例区では、与党となった自民党は 21%、公明党は 15% であるのに対して、日本維新の会は 36% を勝ち取っています。

侮ることはできませんが、大阪各選挙区での比例票を分析すると、能勢町、吹田市では比例票は 20% 台、大阪市内は概ね 30% 台、河内地域など

では 40% 台と、僅かですがむらがあります。TPP や維新市長、住民サービス切り捨ての大坂市でのたたかいや住民運動で広がりを示している地域では、維新への支持は低いのです。すなわち日本（大阪）維新の会の暴走を食い止める住民運動の強まりで、維新の会の勢いを減速させることが可能であると見ることもできます。

大阪維新の会は昨年 9 月 12 日、政治資金パーティーを開き、その場で国政進出を目指す新党「日本維新の会」結成を公式に宣言しました。党綱領とした「維新八策」は憲法改正、日米同盟基軸、基本的人権の形骸化、教育基本条例・職員基本条例の全国展開、公務員の政治活動禁止など自民党以上の右翼タカ派の見識であり、雇用政策では解雇規制の撤廃やいっそうの非正規雇用化などを宣言しました。代表は橋下市長、幹事長は松井知事が務め、党本部を大阪に置き、英語での党名 Japan Restoration Party の訳は「日本復古党」です。

夏の参議院選挙では全都道府県で候補者擁立を目指し、大阪など大都市圏では 2 人の立候補を計画しており、そのためにハシズム・パホーマンスが、桜宮高校体罰事件などにかこつけてフル展開中です。新自由主義者である竹中平蔵慶應大教

授、委員には堺屋太一元経済企画庁長官、上山信一慶應大教授が中心プレーンであり、安倍新政権とも繋がりながら、自公政権の補完勢力の役割を發揮し始めました。

一方、自民党総裁選で「集団的自衛権の行使」「憲法改正・国防軍設置」を政策とする改憲タカ派の安倍元首相が再任されました。橋下大阪市長は「安倍総裁とは教育改革とか憲法問題、公務員改革で価値観ががっちり合うところがある」とさっそくエールを送りました。日本政治の右傾化は加速、競争し合う危険性が大きくなっています。

橋下市長の支持率が分散化傾向にあることから、日本維新の会を低く見る向きもありますが、自民党「極右翼」勢力とも結びついた政治の急速な右傾化、独特な「統治機構の改変」による自治破壊・民主主義の破壊、基本的人権の侵害など反動的危険性が増す政治状況にあると考えます。

本稿では、日本維新の会の危険性を労働者、労働運動の課題とも関わりながら、またハシズムに対抗すべき民主主義力を問いたいと思います。

I 財政が深刻な地方自治体なら あり得る「自治体変質」

確かに、維新の会は大阪特有、橋下特有かもしれません、財界とアメリカの意向と手のひらのなかにある日本維新は全国で勃興する危険性を持っています。その時に問われるのは、私達自身の民主主義力、地域力ですが、私たちは民主主義とは何か、民主的な統治する能力や「地域力」構築の能力をどう具体化し実践できるのか!?を明らかにしておかなければならないと考えます。

これまで、原発も基地問題も暮らし・雇用問題も何十年と“解決”出来ずに来ました。問題設定もありますが、日本では民主主義感が薄く！多数派側の説得力が強く、論議をつくせる十分な議員数と公務員があまりにも少ないなどの問題があるように思います。

多様で複雑化した日本・大阪で、橋下徹・大阪

維新の会は5年にして、全国進出を果たしました。私たちは、憲法・人権・自治を守り、経済重建に向かうことが出来るのかどうか、政治史にのこる局面が続いています。

経済・財政が深刻な自治体ならあり得る「自治体変質」の実験場が大阪です。すなわち「人権の蹂躪」「地方自治の否定」「民主主義の危機」が襲い掛かるのです。経済の低迷の原因を「二重行政」と「行政機構の非効率」にもとめ、マスコミの支援で「当然視」されていったのが、「大阪市の解体」「大阪都構想」です。

この構想、都市経済戦略は「破たんした新自由主義・都市開発論」で、住民や公務員が参加して創られていくものではなく、外来型、誘致型の開発方式がど真ん中に位置づいています。しかし今必要なのは、やはり、「貧困と社会格差」を正すことです。ドイツ・マイマール憲法（現代憲法の模範とされている）と政権は、第1次世界大戦の賠償問題や根深い貧困下のもとで支持を無くし、「無用」の長物と化していきながらナチス・ヒットラーの登場と熱狂的支持となりました。ハシズム（憲法、法律は二の次という意識が広がる）と酷似しています、「貧困と社会格差」の縮小、解消にどう挑戦できるかが維新の会の危険性を排除できるパロメーターだと考えます。

II 財界と橋下・維新の会

関西の財界が推し進めたい「道州制」、そのものを推進する橋下・維新の会は同人格的な立場にあります。梅田北ヤード開発や咲洲（府庁）にすべてがつながる阪神高速道路淀川左岸線、大和川線など、大規模開発請負人が橋下市長（知事）です。

関西経済団体連合会（関経連）の会長は、関電会長の森氏です。大阪市は関西電力の9%の株を握る筆頭株主で、橋下氏は関電に脱原発を要求し、市長になれば株主提案権行使して「電力自由化」を進める方針を掲げました。これが関西財界の逆鱗にふれました。この修正が大変であった

ことが、その後の「脱原発」から「再稼働」に変身した原因となっていることは間違ひありません。そして「地下鉄民営化」は、喉から手がでている私鉄資本へのプレゼントです。大阪市営地下鉄は東京につぐ 127.5kmで、日銭が 4 億円にも達し資産価値は 1 兆 3870 億円にもなる市民の財産ですが、これを関西私鉄資本にただ同然で譲ってしまう「地下鉄民営化」に全力投入する橋下市長の姿があります。JR 西日本社長で、ワンマン経営者として知られ、社長・会長を 11 年務めた井出氏が橋下氏を支援する「勝手連」活動を進めたのも頷けます。

III 「統治」と労働組合を考える

この問題を考える時、民主主義国家の統治でなく橋下市長の「企業国家」としての「統治機構」づくりに関わって、これまでの労働戦線の形成と本来の役割を考えておく必要があります。日本の貧困と打開の展望にも関わる現在の「統治」、「統治能力」の形成でもあります。

連合が結成されて 23 年、悲願の「民主党政権」が誕生して満 3 年、しかし福祉国家の姿は見えっこない!? この意味合いは 1960 年台からの労働戦線統一にあります。かつて総評は、北欧では労働戦線の統一の上に社民政権が誕生したことから、日本でも総評・同盟・新産別・中立労連の統一で革新政権誕生をめざす動きがありましたが、結局のところ共産党・左派勢力を排除することが前提となって進み、これを乗り越えることが出来なかった事から今日の社会を「統治」する、また貧困と長時間過密労働が強いられる社会の現実があります。

しかも、左派排除は官公労産別組合の排除、連合結成にむけては激しい反共攻撃と同時に「民間主導（右派、労使協調、経済整合性論、リストラ協力、労働法制改悪推進）」のうえで労働戦線統一を「成し遂げ」ました。そして中曾根政権から小泉・安倍政権に至る行革・公務員バッシング、規制緩和、構造改革を後ろ盾にしながら、今日の

連合の位置が確立され、労使協調の統治システムが張り付いたと考えます。

大阪における 70 年代の革新統一戦線の形成と革新府政の樹立に大きなちからと役割を果たしたのは、公務員組合の戦闘性でした。しかし革新府政を転覆させるために、関西財界と反共・右派の労働組合、部落解放同盟は革新統一戦線に分断を持ち込み、公務員労組を激しく攻撃し、1979 年に黒田革新府政は終焉しました。

労働組合を敵視する橋下市長は知事時代からこの点を取り入れ、労働組合つぶしを本格化していました。今日の貧困と格差の広がりをも巧みに取り入れ、不満を抱く府民に、「既得権益」の象徴として公務員と公務員組合をはじめ、既成政党と官僚、文化、インテリ、マスコミ記者など、庶民から特権階層と見えるものなら何でも徹底的に攻撃します。

「クソ教育委員会」「バカ記者」など公職者と思えない、聞くに堪えない発言をいまだに続けています。これは敵をつくり打撃を与える手法で人気を得るヒットラー流ポピュリズムです。

階級的公務産別、労働者を攻撃し、連合などこれまで「統治」に協力してきた労働戦線をも敵にしながら「人気」を得ている点に、どう本格的に「統治」の主体者である市民・労働者と労働組合が共同、同盟するのか、私たちの「統治」構想・能力を本格的に検討するのか大阪、全国で問われています。

また、労働者と労働組合がハシズムの危険性をしっかり解明する能力をもつことは、労働者のイニシャチブで民主的政府をめざす動機とチャンスを掴むということでもあります。

IV ハシズム恐怖政治が公務労働者、教育労働者を襲う

橋下市長は知事時代から自らを「民意だ」「改革者だ」といって府民、市民の行政サービスを切り捨てています。「市政改革プラン」だとして今後 3 年間で 395 億円の予算を大幅カットすること

を実行し始めました。地下鉄の民営化、浄水場の売却、敬老バスの有料化、赤バス（福祉バス）の路線廃止、男女共同参画センター5館を1館に統合、市音楽団の廃止、大阪フィルハーモニー交響楽団、文楽協会への補助金削減、市民病院の廃止など大阪府民、市民のくらしと文化を破壊する「恐怖政治」です。

ここでは、ハシズム恐怖政治がどれほどに、どのように公務労働者、教育労働者に襲い掛かっているのかを報告したいと思います。

「君が代強制条例」が東日本大震災直後に成立し、「教育基本条例」「職員基本条例」につづき「政治活動規制条例」が次々に成立していくとき、その異様さと怖さにハシズムの本質をみる思いでしたが、これに対抗する「民主主義力」の強化と再生を誓うことになりました。

橋下市長は「教育とは2万%命令です」と、学力テストの公開に応じない市町村の教育委員会に対し、「教育委員会のクソ野郎」と発言、この他にも「君が代を歌うときは、手を横に気をつけの姿勢で」「体罰は必要」など教育への異常な偏見と政治介入に及んでいます。

これらはもとより、橋下市長は「市職員は市民に命令する立場です」「職員が民意を語ることは許しません」「職員は市長の顔色をみて仕事するのが当然」「公務員にはプライバシーはない」など平然と職員、公務員の人権と自由を奪いながら労働組合の弱体化を本格化させました。そして労働組合への打撃として、労働組合事務所の庁舎内退去の命令があります。連合の組合は早々に退去了しましたが、自治労連加盟の大都市役所労組（市労組）は本庁地下の組合事務所を退去せず守り続けています。

これがハシズム

私が、「これがハシズムか！」と思わせた事例があります。ある中学校で、授業開始に準備を急いでいる教員を前に、教頭が「明日からは校長がおはよう！と声をかけたら、全教職員は起立して挨拶するように！」と指示されたそうです。教職

員のみんなは「えっ！」と言っていたそうですが、翌朝全員が起立して挨拶したそうです。教育基本条例が成立して直後のことでした。命令がすべての教育を変質させようとする動き。教育者の自発的な教育活動を阻害する学校運営が強制されようとしています。

密告奨励です。今年1月に「目安箱」が置かれ、大阪市職員思想調査などで「密告」「ちくり」が公務労働者を窒息させかねない状況が続いています。「密告奨励」によって、教職員・市職員は「職場がギスギスし始め」、「職員同士の連帯を損なう」と指摘しています。「壁に耳あり、障子に目あり」という感じが、中傷をおそれ職員を萎縮させています。

職員思想調査アンケート

昨年10月3日、大阪市「思想調査」裁判（思想調査国家賠償請求事件）の口頭弁論が始まりました。55人の原告の裁判を決意させた思いと勇気が、市民のなかでも感動をよんでいます。以下、大阪革新懇機関紙「だより」に、市労組執行委員長の竹村博子さんが寄稿したものを紹介します。「2月に実施された思想調査アンケートは職員の内心の自由を侵害するばかりか、密告を奨励し、知人・友人の氏名報告までも求める憲法違反のものです。そして職員は業務命令と処分と言う言葉に恐怖を感じ悩みました。私たちは『民主主義を守るには勇気がいる』『しかしみんなの団結で励ましあって闘おう』と議論を重ねました。そして『処分覚悟で回答を拒否することを決意した』『子どもや孫に誇れる母親でありたいから拒否をする』『一度提出したが、思い悩み取り返した』『解雇になれば、収入が無くなると家族会議を開いた。子どもたちに背中を押されて決意した』とたくさんの市労組組合員が回答を拒否しました。私たち公務員は住民の基本的人権を守る事が仕事です。仕事を通してその声を市政に届ける事が求められています。橋下市長はそんな公務員の働き方を否定し、職員が市政に口を出す事、意見を述べる事を否定しています。大阪市職員の人

権が侵害され、権利が奪われるということは市民の権利が侵害されることにつながります。私たちが黙ってしまうわけにはいきません。自治体の長である市長の憲法違反を許しておくことはできません。『市民に役に立つ仕事がしたい』と自治体職員として誇りをかけて、『思想調査国賠訴訟』に55人もの組合員が原告になることを決意しました」と、綴られています。

この闘いと裁判は、決して狭い意味のものではありません。「法の支配」・「憲法の保障」を確認・獲得する憲法訴訟の位置づけであり、ハシズム大阪モデルを全国化にさせないものでもあります。

区役所アンケート

東成区の区役所入り口で、区役所に来た市民に「アンケート」が渡されます。その内容は、どの窓口に行き、職員の対応は①とてもよい、②よい、③ふつう、④悪い、⑤とても悪い、その理由は、本日の満足度は何%ですか？と用紙に書かれています。どこかレストランに来たのかと思うような異様な「職員評価アンケート」です。しかも、市民の名前と住所を聞きだし、大阪市ホームページ等で公表を希望されますかとの問い合わせ、「対応の悪い（良い）職員の名前」を上げさせ理由を聞くものです。区長が橋下市長のご機嫌を取りたいことからでしょうが、区民と職員の基本的人権を侵し、職員削減で超多忙化している職場を数次元で監視し統制する異常な区役所が生まれています。ちなみに「対応の悪い職員」は橋下市長、あんたや！と言いたい思いです。

授業評価アンケート

来年度から公立の全小中高校で生徒（小中は保護者など）によるアンケート評価が実施されます。それを教員のボーナス査定や人事評価に組み入れ、さらには総合評価で2年連続最低ランクになるとクビとなる処分も待っています。

導入に先駆けて、この評価方法を試験的に行つた高校では、「教員から生徒ウケと教育の両立に

対する不安」「教える教えられる立場が逆転するもの」の声があがり、父兄からも「先生を評価するほど先生を知らない」など批判の声があります。事実、先生と会ったことがない父母も相当数おり、子供の「評価」がどれほど参考になるのかも大きな疑問です。

アンケートは全科目で、「授業を受けて、その教科の内容がわかるようになりましたか？」「授業で頑張ったことをきちんと認めてもらえますか？」など5項目質問に、A：そう思う、B：だいたいそう思う、C：あまり思わない、D：思わないと回答するものです。

これだけで、授業力を5段階で評価されることは余りにも軽薄で、しかも何故結果が賃金や雇用にむすびつくのか、評価ランクとともに全く合理的説明も解説もされないです。

V 「維新八策」戦前の労働法に もどす狙い

「維新八策」は、「維新が目指す国家像」が語られています。「国民が希望を取り戻すには…社会全体を活性化し、グローバルな競争力を持つ経済を再構築する」とし、雇用政策で、「解雇規制の緩和」「労働市場の流動化」「雇用を税金で創出しない」が掲げられています。そして、総選挙公約の付属文書「政策実例」で「最低賃金制の廃止」を掲げましたが、青年労働者らの激しい抗議に合い、石原慎太郎代表と竹中平蔵慶應大教授の内輪揉めもあって、撤回しました。しかし、「最賃制度」を廃止したい気持ちは今も変わっていません。

橋下市長は「企業に最低賃金を課すと、それを出せない企業が本当だったら2、3人雇えるのに1人しか雇えない」と歯止めのない賃下げ論が持論です。その一方で「今の生活保護の支給水準は高すぎる」ことを言い続け、安倍新政権の生活保護費の段階的に引き下げと繋がりました。

「最賃制度の廃止」は財界のかねてからの強い要求に応えているものです。そしてもう一つは

「解雇規制の緩和」です。電機大企業の13万人「首切り」など大リストラが問題になっているときに、解雇規制の「緩和」を持ち出しているのです。「国際競争力が低下する」といって安上がりで使い捨て自由の労働者を求める財界に、「労働市場の流動化」で応えたものです。戦前のドレイ労働に戻すという時代逆行も甚だしいものです。

VI 民主主義、市民・労働者による統治を学ぶ

私たちは橋本知事、市長が繰り出す強権的政治と施策に反撃しながら労働者、市民の基本的人権を守る立場から活動、共同の運動を展開してきました。同時に、私たちは橋本徹の思想の危険性とファッショ化する政治手法に注目することから、「民主主義」、「民主主義の力」、「国家とは」、「自治体とは」、「議会とは」何かを学んできました。

大阪革新懇は5月に、韓国ソウル市長である朴元淳（パク・ウォンスン）や市民運動団体、政策シンクタンク「福祉国家ソサエティ」、韓国青年ユニオン、非正規センターなどと交流を行いました。人権弁護士でありシンクタンク「希望製作所」理事である朴市長は、革新ソウル市づくりに燃えていました。

就任してわずかな間に、千人を超す非正規市職員の正規雇用化、懲戒解雇職員を13年ぶりに職場復帰させることや市民参加型予算編成、公務員を大事にした市制革新計画に着手されている奮闘ぶりに感動しながら、ソウルの労働者と市民がどう共同し政治と社会を動かしている姿に、心が動きました。帰国して、整理しながら「統治能力」

をもつ意義を理解することが出来ました。

その「統治能力」のちからを視野にした活動は、社会・労働運動のなかに、青年と非正規労働者運動の捉え方と位置づけがしっかりなされ、多様な労働者の組織化と差別排除を社会全体の中に位置づけ、社会活動を進めていることでした。また、大企業の社会的責任追及と市民主人公の政治運動が地域で生き、街づくり計画と住民参加の本格的なコミュニティー活動（麻浦区ソンミサンの例、保育、教育、学生支援など議員も送り出す）が地域力となっていることでした。社会と政治を動かす多様な運動の存在を認め合い、選挙に臨む態度と統治能力への蓄積（行政機関に政策者を送り込む）が、革新統一戦線を発展させていました。

橋下市長は「決定できる民主主義」「当選したら私が民意」だと言い放ちますが、これが彼の致命傷でもあります。民主主義の根幹に、数に比例した代表、議会こそが無くてはなりません。一人しかいない市長は市民全員を代表すべきであり、自分に投票した者の代表であってはなりません。ましてや議員を削減し、全体の奉仕者である公務員を減らして民主主義は成り立ちません。

また、民主主義が生かされない国家となり、本来の「国家らしさ」を無くしています。しかも、アメリカ従属の外交戦略と新自由主義経済路線、民自公など主要政党が憲法改正の動きを強めているなか、ハシズムをファシズム化させてはならない思いで一杯です。

（はっとり しんいちろう

大阪革新懇事務局長、元大阪労連副議長）

「地方自治」による 「大学の自治」の圧殺

—東京都立大学の解体—

橋下大阪市長主導の大坂「都」構想の一環として、大阪市立大学と大阪府立大学の統合が具体化しつつある。本稿は、日本維新の会において橋下氏と共同代表を務める石原慎太郎氏が、約10年ほど前、東京都知事として行った都立の4大学の統合「改革」を通じてなされた大学破壊のプロセスの一端を紹介するものである。

HITOMI Takeshi
人見 剛

はじめに

2012年9月、大都市地域における特別区の設置に関する法律¹⁾が成立し、橋本徹大阪市長肝いりの大坂構想を実現する法制度の基盤が整えられるに至った²⁾。もっとも、「大阪から日本を変える」と謳って大阪府民・大阪市民の支持を集めた橋下氏であるが、衆議院に54議席を持つ国政政党たる日本維新の会の共同代表となった今や、これまでの言動を維持して自治体の首長に留まるかは大いに疑問符が付こう。「2万パーセントない」と言っていた知事選に出馬をし、また知事就任後、議会対策に手を焼いたためなのか、地方議員の執行機関の幹部職員への登用という自治体統治システムにおける議院内閣制的要素の強化という重大な問題提起をしていたにも拘わらず、自身の議会基盤が整うとその後は、この点に全く黙するようになっているのであるから、大阪「都」構想も同じように雲散霧消しないとも限らない。

さて、この点は措き、本稿が主題とする公立大学改革について、大阪府知事時代に橋下氏が著した著作『体制維新—大阪都』をみてみたい³⁾。

まず、大阪「都」構想の主要な根拠の一つとされている大阪府と大阪市の二重行政の解消の一例として大学が挙げられている。「都道府県立並の体育馆も図書館も大学も浄水場も、狭い大阪府域内に、府立と市立の両方があり非効率な形態になっています⁴⁾。」

そして、その大阪の公立2大学（大阪府立大学と大阪市立大学）を、都立4大学（東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学）を押し潰して設立された首都大学東京と比べて次のように述べている。「全国で二番目に狭い大阪府域内に、普通なら都道府県に一つしかないような大規模施設が、二つあることが問題なのです。公立の総合大学も府立、市立の二つ。大阪より巨大な都市である東京都でも首都大学東京の一つです。首都大学東京一つにかかっている東京都の財政負担は年間約120億円。一方府立大学への大阪府の財政負担は約100億円、市立大学への大阪市の財政負担は約108億円（全て10年度）です。合わせると合計208億円にもなり、大阪全体としては公立総合大学に東京都以上に税金を投入していることになるのです。東京ですら約120億円なのに。大阪府庁も、大阪市役所も大阪全体のことなど気にしている

ない。自分の所管する大学のことだけを意識しているのです⁵⁾。」

かくして、大阪の公立2大学の統合が唱えられることになる。「府立大学・市立大学も経営統合し、公立総合大学では日本でナンバー1となります。投じられている税金は、現在でも大阪府・市合わせて年約200億円。首都大学東京の2倍近くです。これだけのお金を集中して効率よく使えば、統合した公立大阪大学は、アジアの大学競争の中で確実に勝ち残ることができます⁶⁾。」

さて、問題は、こうした大学の統合それ自体ではない。統合して成る新たな大学が如何なる大学になるのか、そして、それに大学人の意思がどのように反映されるのか、という大学の自治の問題である。本稿は、橋下氏と政治的タッグを組んでいる石原慎太郎氏⁷⁾と大阪市特別顧問であった中田宏氏が、それぞれ東京都知事、横浜市長として10年ほど前に行った大学「改革」を振り返ってみることも何らかの参考になるとを考え、筆者が実際に経験した都立大学破壊のプロセスの一端を紹介するものである⁸⁾。横浜市立大学の事態については、吉岡直人『さらば、公立大学法人横浜市立大学—「改革」という名の大学破壊』(下田出版、2009年)という詳細で貴重な書籍があるので、是非これを参照願いたい。

I 秘密裡に進められていた 突然の方針転換

石原都政下の都立の大学「改革」の直接の発端は、石原都知事が、2000年に当時の地方財政危機も背景として都立の大学の民間への売却に言及したことに始まり、翌年都立の4大学と都の関係部局が協議する大学改革推進会議が設置された。そこでの協議を踏まえて、最終的に短大と都立大夜間部を廃止し118名に及ぶ大幅な教員定数減を伴って3大学を統合して人文・法・経・理・工・保健科学の6学部に再編し、かつ法人化することが、2001年11月の東京都大学改革大綱としてまとめあげられた。その間、大幅な定員削減を受け

る部局を中心に学内外的にいろいろな軋轢や批判はあり、また法人の制度設計として理事長・学長の分離や経営部門の権限の強さに対する批判などがあったものの⁹⁾、各大学と設置者東京都の間では協議の結果を尊重し、さらにその詳細設計とカリキュラムなどの具体化を目指して作業が行われていたのであった。

しかし、2003年8月1日、石原都知事は、記者会見において、突如、それまで積み重ねてきた前述の改革大綱とその詳細設計をご破算にし、新しい大学構想「都立の新しい大学の構想について」を発表した。それによれば、「大都市における人間社会の理想像を追求すること」目的とし、「都市の文明」を学ぶ都市教養学部の他、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部の4学部からなる新大学を設置し（その名称は、後に「首都大学東京」と決定される）、また語学・情報教育・体育の教育を担う基礎教育センター、都民向けの生涯学習機関としてのオープンユニバーシティ、全寮制の東京塾を新たに設けるとされた。さらに、これまでにはないカリキュラムとして、必修科目を全廃し、学生が自由にカリキュラムを設計するため、他大学で取得した授業の単位や社会経験を単位認定する「単位バンク（仮称）」制度の導入などが謳われていた。教員の人事については、後に全面的な5年の任期制・年俸制を導入し業績主義を徹底するとされた。

かかる構想は、知事の指示で設置され、非公開で、そのメンバーも座長の岩手県立大学学長（当時）の西沢潤一氏以外は明らかにされなかった「新大学の教育研究に関する検討会」で検討されてきた内容を唐突に決定事項として発表したものであった。このように隠密潜行に事を運び、それを突然マスコミに発表してサプライズを演出する石原都政の行政手法は、彼主導の施策においてしばしば用いられてきた。その手法が遺憾なく發揮されたのは、いわゆる銀行税の導入であったことはよく知られていよう。

1999年夏ないし秋頃、石原知事らは都庁内で秘密裏に東京都独自の銀行税の検討を開始し、翌

2000年1月には、自治省と全国銀行協会から相次いで銀行新税構想の有無の問い合わせがあったときも全面的にその構想を否定しながら、同年2月7日、臨時記者会見を開き、法人事業税について、大手金融機関を対象とする外形標準課税を導入する方針を発表したのである。その会見において、石原知事は、「事前に情報が漏れると、キーキーいう人もでるだろうし、銀行の反発もあるだろうから」、「今まで全くその秘密裏にことを行なってきました。」という趣旨の発言をし、この日の発表は「いってみりや、ヘッズライディングのホームスチールみたいなもんだな。」と放言したのであった¹⁰⁾。

II 設置者権限による トップダウンと秘密主義

2003年8月の新構想の発表後、その具体化の作業も、大学の公的機関（総長、評議会、教授会）の意思を排し、知事によって後に新大学・首都大学東京の学長予定者に指名されることになる西沢潤一氏他の学外者を中心に、「学内の資源を掌握している」個人としての現大学の学部長を加えた教学準備委員会を設置して進められることになった。この委員会設立の直前の8月29日に行われた都の大学管理本部長発言には次のような一節がある。

「強調しておきたい点は、あくまでも『大学の統合』や『新大学への移行』ではなく、4大学の廃止と新大学の設置を行うということである。4大学の廃止と新大学設置は、設置者権限であり、これから設置者責任の下で新大学の設計を行っていく。したがって、基本的に旧4大学は新大学を設計するうえでのひとつの資源として受け止めている。新大学の設計には、①基本構想に積極的に賛同し、かつ②旧大学の資源に精通した方を任命したい。言い換えれば、旧大学の改組ではないことから、旧大学の調整によるものではなく、基本理念の枠の中でより良い大学を作るために積極的に協力してくれる人たちの手で新大学を設計して

いく」。

都立の新大学は、既存の4大学の単なる統合ではなく、それらの廃止と新大学の創設なのであり、既存大学の意思を聞く必要は毛頭ない、というわけである。当然予想されるであろう大学からの異論を封じるため、教学準備委員会の委員に指名された都立大学の学部長らは、会議の内容を口外しないことに同意するといった誓約書まで書かせられた。

こうした強圧的な手法はさらにエスカレートし、翌9月、大学の意見を全く聴することなく、教員配置案（例えば、人文学部の語学系教員の多くが学部からはずされて基礎教育センターやオープンユニバーシティに配属されることが計画されていた）を一方的に策定し、新大学設立本部長宛の同意書の提出が、一人一人の教員に求められた。そこでは、同意する事柄が次のように記されていた。「提示された新大学における配置案に同意したうえで、新大学設立本部及び教学準備委員会の下で、新大学に関する今後の詳細設計に参加することに同意します。また、教学準備委員会が必要と認めた場合を除き、詳細設計の内容を口外しないことに同意します」。

こうした、一方的で強圧的な手法に対する学内の反発は強く、当時の茂木俊彦都立大総長は、同年9月29日に大学管理本部長宛に意見を提示して「憲法、教育基本法をはじめとするあらゆる教育法規の原理的趣旨に反する行為である」と断じ、さらに「新大学設立準備体制の速やかな再構築を求める」と題する声明¹¹⁾を10月7日に発表して、同意書提出要求の白紙撤回を求めた。個別の教員も、学部学科によって温度差はある、多くがこうした手法に対して反発し、都立大では同意書を出した教員は精々4分の1にとどまったとみられている。

III 踏み絵と恫喝

こうして8月1日以来の大学管理本部のかかる高圧的で一方的な「改革」の進め方に対しては、

学内外から多くの抗議の声が上がり¹²⁾、学内では教授会、助手会、学生自治会、院生会などの要請・質問書などが出され、「開かれた大学改革を求める会」「都立の大学を考える都民の会」等の組織が誕生し、年明けの1月には都立4大学教員の過半を超える432名の教員の抗議声明も公表され、保守頑迷の都立大文系教員だけが反対しているだけであるという石原知事の決めつけ（願望？）が誤りであることを顕わにした¹³⁾。都立大学の学生・院生からも大学管理本部に対する説明要求と学修・研究環境の保障要求が繰り返され、これは、2003年10月末に一定の成果をみることになる。すなわち、都立大などの既存大学は、公立大学法人の下で2010年度までは存続されることになるが、これが学生向けに発表されるに至ったからである¹⁴⁾。これは、「1法人5大学方式」と呼ばれ、学生ばかりでなく教員にとっても益するものであったと思われる。新大学発足後もその教員に就任することを潔しとせず、かつ他大学に異動するのが直ちに困難な者も、都立大学が存続する期間その教員として留まり得る途を開くことにもなったからである。

教員の中からはこうした都当局の手法に抗議して辞職し、あるいは新大学構想を嫌って他大学に異動する動きも活発化し、特に2004年度から開講予定の法科大学院の教員に予定されていた法学部4教授の抗議辞職は、法科大学院の入試延期と急遽の補充人事を必要とし、都当局に大きな打撃になった¹⁵⁾。これもきっかけとなって、都当局は、2004年2月になって再び新大学への就任の意思確認書の提出を全教員の自宅に送りつける举に出た。その際、新大学の設置申請のために文科省から早期に確実な意思確認を探ることが求められた旨が、その文書には書かれていた。しかし、実は、文科省は、このような「踏み絵」を求めてはいなかったのである。当時の河村文部科学大臣は、国会答弁において「東京都が新しく4大学を統合して新大学を作ろうということで、2月10日付で東京都大学管理本部長の名前で4大学の現職教員に対して、首都大学東京就任承諾によっ

ての意思確認書の提出を求めたということは伺っておりますが、しかし、この求めた文書の中で……文部科学省から強い意見があつて意思確認を緊急に行わなきゃいけなくなったと記載があつたわけですが、文部科学省からこのようないい意の最終確認として突きつけられた意思確認書を集めるように要請した事実はありません。そこで、文部科学省としても、2月10日に都に対して訂正を申し入れたわけでございます¹⁶⁾』と述べているのである。

しかし、都立大等を廃止し新たに設置される大学の設置申請の期限が迫る中、新大学への就任意思の最終確認として突きつけられた意思確認書は、教員間に動揺と分断をもたらし、保健科学大学、短大、科学技術大学のほとんどの教員がこれを提出し、都立大でも工学部が一致して提出するほか、法・経両学部はそれぞれ内部で分裂し、非提出を組織的に貫いたのは理学部と人文学部ということになった。もともと都立大内にも「総長はもっと柔軟に都との調整の道を探るべきだ、そうしなければ都立大はお取りつぶしになってしまいう危険性が大であるという考えを表明する人¹⁷⁾」もあり、さらに都当局の方針に協力的な教員も無かったわけではないのである。

同年3月には、新大学の学長予定者西澤氏と大学管理本部長の連名で一通の文書¹⁸⁾が都立大学総長以下大学執行部に伝達された。それには、「今後の改革の進め方」について、「知事にはまったく新しい大学として『首都大学東京』を17年度に断固として開学する強い思いがある。改革の本旨に従い、引き続き教学準備委員会を中心に検討・準備を進める。改革に積極的に取り組む先生方とともに、『首都大学東京』を創る。改革である以上、現大学との対話、協議に基づく妥協はありえない。『首都大学東京』は、東京都がそこに学ぶ学生や東京で活躍するさまざまな人々のために設置するものであり、教員のためではないことを再確認して欲しい。」と記されていた。そして、先の「意思確認書提出の取扱い」について、「新大学に前向きな姿勢で期限を守って提出頂いた方々と3月に入ってから提出された方々を同様の

取扱いとする訳にはいかない。何らかの仕切が必要である。また、公に改革に批判を繰り返す人たち、意思確認書の提出を妨害する人たちには、意思確認書が提出されたからといって、建設的な議論が出来る保障がない。なんらかの担保がないかぎり、新大学には参加すべきでない。」と恫喝を加えるものであった。あくまでも都の「改革」方針や手法に異議を唱える教員達に屈服を迫り、かかる「改革」によって成る新大学＝首大への就任の意思を明らかにしない教員にむけての最後通牒であった。

この恫喝文書に対しても、都立大学内各方面から撤回要求がなされたが、こうした声に耳を傾ける大学管理本部ではなかった。こうして、組織単位で最後まで残っていた都立大の人文学部も、内部的に分断され、かつ学内外で孤立化したため、(提出を了としていない教員も含めて) 意思確認書を一括して提出することに踏み切り、最終的には新大学＝首大の設置申請手続に協力していくことになる¹⁹⁾。

なお、この後、2004年4月の新大学設置申請において25名の教員が就任承諾書を提出しなかったため大学設置審議会の予定された7月の認可答申はなされなかつた(最終的に認可答申は、2004年9月になされる)。このことを指して、都の「改革」に最後まで反対し続けた大学教員は25名に留まったかのごとき報道もみられた。しかし、これまで述べたように、設置申請手続に至るまで、多くの教員がこの「改革」を認めずに都立大を去り、あるいは「意思確認書」を提出せず、最初から新大学の申請手続の対象から除かれていたのである。2003年の時点で都立4大学に所属した598名の講師以上の教員のうち、110名以上の教員が新大学＝首大には就任しなかつたのである²⁰⁾。例えば、筆者の所属していた法学部法律学科では、2003年時点の教員24名のうち首大に就任した教員は8名にとどまり、11名が首大への就任を拒み、残りの5名は、定年ないし実質的な定年者と他大学への転出者であった²¹⁾。

また、新大学構想にあった都市教養学部内の経

済学コースは、経済学部の近代経済学グループ12名が、研究機関としての大学を軽視していること等を理由に最後まで意思確認書を提出しなかつたため²²⁾、そのコース自体が構想から脱落することになった。そのため、都立大学時代に採択された文科省の21世紀COEプログラムも辞退するという極めて異例の事態にもなった。

IV 差別と職権濫用

都当局は、都立大学の研究費の執行にも介入を行った²³⁾。都立大の研究費の配分基準として、まだ発足していない首大の理念に合致する研究に研究費を傾斜的・重点的に配分するとしたのである。都立大の2004年4月の「傾斜配分研究費の考え方について」という文書では、「新大学に就任を予定していない教員は応募できない。また、共同研究グループの構成員となれない。」「但し、新大学発足前の定年退職予定者などのうち新大学の理念に賛同し、今後の新大学の発展に寄与する意思がある者であれば応募できる。」と記されていたのである。

2003年夏以降の大学「改革」の在り方に反対し、新大学への就任承諾書を提出しなかつた教員は、大学研究費の4割に及ぶ大幅な研究ファンドにアプライすらさせない、というあからさまな差別であり、まさしくやりたい放題であった。

これだけでも驚くべき自治介入であるが、その後、都立の大学の教職員組合の争議行為をめぐる教員処分問題について、都立大学評議会が3名の懲戒処分対象者のうち1名について法定処分を下さず「訓告」処分とする決定をしたところ、都当局は、この決定の再審査をしなければ先の傾斜的配分経費の執行を差し止めるという通告もしてきた。常軌を逸した職権濫用であり、当時の教育基本法10条1項(現在の16条1項)が禁ずる「不当な支配」そのものと言わなければならない。ただその後、評議会がかかる恐喝に屈せず、あまりの逸脱行為であるだけに都当局も無理を悟ったのか、研究費の執行が行われることになった、とい

う一幕もあった。

おわりに

2005年4月に発足した首都大学東京及び存続した都立大学その後については、筆者は十分な情報を持ち合わせていないので、ここで確たることを述べることは差し控える。2006年9月に刊行された、都立の大学を考える都民の会編『世界のどこにもない大学—首都大学東京黒書』（花伝社）の第1章にその時点での首大の状況報告があること、また首大非就任者の会の岡本順治氏のホームページ（<http://pocus.jp/damaran.html>）を紹介するにとどめておきたい。

さて、本稿の「はじめに」で言及した横浜市立大学「改革」を論じた吉岡直人氏は、都立大学と横浜市立大学の事態を「あからさまな権力の介入という点では両者何ら変わるものではない」としつつ、両者の違いとして、「石原氏は『設置者が大学に口を出して何が悪い、トップダウンで何が悪い』とあけすけに開き直るのに対し、中田氏は『大学に口を出したことはない、トップダウンで決めたことはない』…と一応大学の自立性を認めるような発言をする点である」と述べている。こうした相違は、両首長の個性の違いに由来する点もあるかもしれないが、大学「改革」の内容・性格によるところも当然あると考えられる。横浜市立大学のそれは、既存の大学の改変に留まるのに対し、都立大学においては他の3大学との統合を契機として、新たに別の大学を新設することが設置者東京都によって構想されたのである。このことが、新大学の基本設計等について、廃止される既存の大学の教員及び教員組織の意見を聞く必要は無いという都当局の主張の論拠になっていた。むろん、都立の大学「改革」における法人化は、移行型地方独立行政法人であり（地独法人法59条）、新大学の設置申請も改組転換方式による簡易手続であったのであり、「新大学」設置を論拠としたトップダウン強行は、実は欺瞞に満ちたものであったのである。

他方、両大学に共通して言えることは、公立大学一般における設置主体・自治体との関係の難しさである。教育・研究・学術の推進発展をミッションとする（縦割り行政部局の一部である）文部科学省に代表される国の強い影響下にある国立大学、教育・研究機関を設置運営することをほとんど唯一の目的とする学校法人が設置する私立大学、これらと比べて、公立大学を設置する自治体は、広範な地域の公共的課題の総合的行政主体であり、大学の設置・運営は、その抱える課題のごく一部にとどまる。勢い設置者自治体の大学運営に対するコミットメントは希薄化し、あるいはコミットする場合にも学問・教育の普遍的な側面よりも特殊性、当該地域への貢献の面に偏ることになる。産業推進・医療・保健・福祉・環境・防災など各種の行政政策と学術・研究・教育行政が無関係でいられるわけではないが、学問の研究・教育の発展、そしてそのために必須の自由と自律に対する配慮が、一般行政主体である地方自治体においては見失われ易いのであろうと思われる²⁴⁾。

かつて、第二次世界大戦後、新制大学発足前の1947年末から翌年1月にかけて、教育刷新委員会において国立大学の地方委譲問題が審議されたという。旧帝大など10国立大学を除きそれ以外の官立高等教育機関を自治体に移譲する案が浮上し、これは戦後改革の一つの柱である地方自治の理念に定位したものであると考えられるのであるが、この構想は実現しなかった。その理由は、いくつかあるが、地方自治体が「地方政治的利益本位的事情に動かされ易く、大学の自治とその自治を保障することが困難であり、中央で所管する以上の危惧の念が生ずる²⁵⁾」こともその一つであった。都立大学と横浜市立大学における上記のような事件は、今日も事情はさほど変わっていないことを意味するのかもしれない。一般的の政治選挙で選出される首長の意向がそのまま反映しがちな公立大学においては、首長が暴走するとき²⁶⁾、その「大学の自治」の担い手である私たち教職員そして学生達は、残念ながら非力であった。しかし、首長が「大学」をその意のままにしようとすれ

ば、都立大学や横浜市立大学において生じたような教員の大量流出という事態になる、ということは、全国の首長達が肝に銘じるべきなのである。

注

- 1) この法律の内容について参照、白藤博行「大都市地域特別区設置法」『法学教室』389号 48頁以下。
- 2) 大阪「都」構想に対する批判は、汗牛充棟であるが、例えば、澤井勝・村上弘・大阪市政調査会編著『大阪都構想 Q & A と資料』(公人社、2011年)、高寄昇三『増補版・大阪都構想と橋下政治の検証』(公人の友社、2012年)、榎原秀訓編著『自治体ボピュリズムを問う』(自治体研究社、2012年)など。
- 3) 本稿の校正中に、大阪の府市統合本部会議において、大阪府立大学と大阪市立大学を統合して2016年に新大学を設立する方針が決定された旨の報道に接した。
- 4) 橋下徹・堺屋太一『体制維新—大阪都』(文藝春秋、2011年) 164頁。
- 5) 橋下・堺屋・前掲書(注4) 185～186頁。
- 6) 橋下・堺屋・前掲書(注4) 223～224頁。
- 7) 橋下氏と石原氏の個性的な類似性の指摘として、吉富有治『橋下徹・改革者か壊し屋か』(中公新書ラクレ、2011年) 121頁以下。
- 8) 以下、本稿で引用する多くの文献中相当数のものは、筆者も参加している首大非就任者の会のホームページ(<http://www.kubidai.com>)にも登載されているので参照を乞いたい。
- 9) この時期の公立大学の法人化問題に関する拙論として、人見剛「公立大学と独立行政法人」『自治総研』266号1頁以下、同「公立大学における法人化問題」『法の科学』32号161頁以下。2003年8月以降の都立大学における法人化問題について、米津孝司「公立大学の独立行政法人化と大学自治—都立四大学の再編・統合と地方独立行政法人法をめぐる憲法問題—」『季刊教育法』140号51頁以下、江森民夫『首都大学東京』設立と地方独立行政法人化の問題点』『労働法律旬報』1581号30頁以下、人見剛「地方独立行政法人法と公立大学法人化—東京都の大学『改革』を中心に』『労働法律旬報』1582号4頁以下。
- 10) 大手銀行から提起され、最終的に和解で決着した東京都銀行税条例訴訟の東京地裁判決(平成14年3月26日判時1787号42頁)において、当事者間に争いの無い事実として、本文に紹介するような事が認定され、かかる事実認定は、東京高裁判決(平成15年1月30日判時1814号44頁)でも維持されている。
- 11) この声明の全文は、東京都立大学・短期大学教職員組合／新首都圏ネットワーク編『都立大学はどうなる』(花伝社、2004年) 79頁以下に登載されている。事変の渦中に都立大総長を務めていた茂木俊彦氏の総括として、茂木俊彦『都立大学に何が起きたのか—総長の2年間—』(岩波ブックレット、2005年)。
- 12) 例えば参照、東京都立大学人文学部文学科仏文學専攻研究室「〔解説〕国境の彼方から文学軽視に警鐘」『世界』2004年7月号220頁以下。
- 13) 石原知事は、その後も「フランス語は數を勘定できない言葉だから國際語として失格しているのもむべなるかな」という気がする。そういうものにしがみついている手合が反対のために反対している。笑止千万だ」などの発言をし、これに抗議する会が組織され、損害賠償訴訟も提起された。この裁判は、東京地判平成19年12月14日判時1318号188頁を経て、最終的に平成21年1月30日の最高裁の上告棄却・上告不受理で賠償請求が認められずに終結している。<http://www.ishihara-frago.com> を参照。
- 14) その内容について詳しくは、茂木・前掲書(注11)22頁以下。
- 15) この問題を中心に都立大学問題を論じた拙論として、人見剛「東京都による大学『改革』の法的問題点」『法律時報』76卷3号74頁以下。
- 16) 2004年2月27日の衆議院文部科学委員会における石井郁子議員の質問に対する答弁。
- 17) 茂木・前掲書(注11)20頁。
- 18) その全文は、東京都立大学・短期大学教職員組合はが編・前掲書(注11)83頁以下に登載されている。
- 19) 初見基「ある大学の死—都立大学教員はいかに敗れていったか—」『世界』2005年5月号165頁以下。
- 20) 約110名の中には当然定年退職者も含まれるが、その数は多く見積もっても10数名であろう。非就任者の大多数は、他大学に移籍することになるが、教員の退職状況については、首大非就任者の会のホームページ(<http://www.kubidai.com>)の「教員流出」の項目を参照。
- 21) 法学部の状況を中心に論じた拙論として、人見剛「都立大学法学部法律学科の崩壊」『法学セミナー』603号66頁以下。
- 22) 東京都立大学経済学グループ(有志)「都立新大学構想の評価と経済学者たちの選択」『世界』2004年7月号209頁以下。
- 23) 川合康「都立新大学問題—何が起こっているのか」『世界』2004年4月号207頁以下、東京都立大学経済学グループ(有志)・前掲論文(注22)212頁。
- 24) 公立大学法人への法人化も、こうした設置者自治体からの相対的自立性を確保する一つの手段ではあるのである。
- 25) 清水良次「大学の地方委譲」『自治研究』75卷11号39頁。
- 26) 田村秀『暴走する地方自治』(ちくま新書、2012年)。

(ひとみ たけし 立教大学)

2012年暮れの第46回総選挙結果は私たちの予測を上回るテンポでの再度の「政権交代」となった。三年前の民主党政権の誕生、さらにその四年前の小泉郵政選挙の時もそうであったが、選挙で勝つ方がひとり勝ちしている。小選挙区制度のもつ恐ろしさを私たちは3度も見てきた。実際に今回小選挙区で圧勝した自民党は300の小選挙区での得票率は43%であり、議席は237も獲得している。比例区での自民党の投票率は27.6%であり、議席は57でしかない。国民から見放された民主党のひとり負けと「第三極」の乱立と、民意を歪める選挙制度で自民党は「漁夫の利」が得たにすぎないのは自民党自身もわかつているようだ。

「復古主義」者として知られる安倍総理は、選挙前から「9条改憲」「国防軍」「集団自衛権」など勇ましいことをいっていた。投票日前日の夜、秋葉原で麻生太郎と共に最後の演説をしたとき、1万を超える民が「日の丸」で迎えていた。「国歌斎唱」の強要に抵抗してビラ配りをする人に、「非国民」と罵る中学生まで現れた。これらは、現代日本の「右傾化」を示す事例として興味深い。だが安倍晋三は、政権を担うようになった今、对中国・対韓国など隣国への対応・発言も慎重になっている。国政についても然りである。これは明らかにこの夏に行われる参議院選を意識したものである。6年前、失政でつまづき政権放棄したツテを踏まないためにも、という配慮と力学が働いているのであろう。

戦後68年、日本は悲惨な戦争体験を契機に、民主国家として蘇った。その基軸をなしたものこそ日本国憲法であった。だがこの日本国憲法を基軸とする戦後体制を古いもの、時代にそぐわないとして「戦後レジーム」からの脱却を主張してきたのが他ならぬ安倍晋三であった。来るべき参議院選挙は護憲派にとってはまさに正念場である。

ここからは私見であるが、この間の選挙による護憲・左派勢力は相次ぐ後退という現実を正確に受け止めているのかという疑問が湧く。年配者は体験してきたが、今や1970年代までの革新勢力の倍々ゲームの時代ではない。その正反対である。護憲左派の聖地・拠点は、かつては大学・学校・自治体などがあったが、今やそれらもごく一部になり、外側の荒野は競争原理の支配する弱肉競争の社会である。私たちの少なからぬ仲間は、これまでその世界で変質を余儀なくされていった。これが現実である。

東日本大震災と福島原発の事故を契機に燎原の火のごとく広がった「脱原発・原発ゼロを目指す闘い」は、昨年の夏以来全国に拡散された。この運動の意義を否定するものではない。しかし、この運動の中には様々な政治的思惑が交錯している事実も見る必要がある。けっして私たちが思い描く方向にだけ進んでいるのではない。

「アベノミクス」は、市場原理主義者の心を揺さぶり株価の押し上げと円安を誘導した。だがこの施策は従来のばらまき型公共事業による景気浮揚策であり、やがては冷え込み、再度格差の拡大をもたらすだろう。早晚、破綻して惨めな結果になるのは目に見えている。

民主党政権のマニフェストは、ことごとく裏切られた。期待が失望に転嫁し、今や嫌悪にまでなっている。人間発達を疎外された人々が多数を占めると、非合理的な思考が跋扈し、貧弱であった日本の『福祉国家』の骨格すら崩して行くことになろう。公務員、生活保護、周辺諸国を攻撃するのが世のトレンドと思い込んでいる若者の多いこと。その兆候が大阪をはじめ全国で吹き荒れている。そうした現実があっても、歴史を前に進めて行く人々はいる。2013年初頭、私たちは重く大きな課題を背負って荒野と大海原に出る。

(櫻井善行 所員)

福祉国家の展望と マルクス主義

福祉国家の破壊が進行している。マルクス主義に福祉国家の原点を求め、現状打開の対抗軸を示す。さらにその一層の発展としての社会主義を展望する。冒頭で現在の左翼低迷の原因に触れ、社会変革のあり方も言及する。



KIKUNAMI Hiroshi
聰濤 弘

はじめに

私は昨年『マルクス主義と福祉国家』（大月書店）を出版した。動機の一つは左翼の再生のためである。そのことにまず触れたうえで、福祉国家とマルクス主義について私見を述べたい。

左翼は長期にわたる社会保障切り捨てや労働条件の劣悪化の進行に抗し、国民生活擁護のために奮闘してきた。これは左翼運動の原点であり、今後もそうあり続けるであろう。にもかかわらず左翼の長期低迷・低落が続いている。なぜだろうか。理由は種々あろうが、今日の時代状況と深くかかわっていると思う。

I 「ソ連崩壊後の20年」と 「失われた20年」とは何か

左翼の低迷傾向が鮮明化したのは、ベルリンの壁とソ連の崩壊後である。それから今までの「20年間」とは何だったのであろうか。それは、よかれ悪しかれ多くの労働者と市民の地平線上にあった「社会主義」という目標が消失したことである。自民党はベルリンの壁の崩壊とともに「資

本主義対社会主義」問題に決着をつけるとして「体制選択」選挙（1990年）に打ってでた。共産党は27議席から16議席へ後退。その後、一端は回復するが再び低落。社会党は1996年に「政界再編」と絡んで解体。2000年代には「イデオロギー対立の時代は終わった」という圧倒的思想状況がつくりだされた。これが左翼勢力に大きな打撃となっていることは確実である。

一方この間の資本主義はどうか。日本では「失われた20年」である。国民意識に即していえば「豊かさ」を一度も感じたことのない20年であり、またそこからの「出口」も見出せない20年である。経済的にいえば、どの先進資本主義国も「福祉の危機」、「金融・財政の危機」、「経済成長の危機」という三重の構造的危機に結局は陥っている。これまで長くて30ヶ月であった経済停滞にたいする左翼の従来型対策ではすまされない時代になった。

この時代状況に左翼はどう対応したか。社会主義は種々の理由により事实上放棄され、「理念」にすぎなくなった。左翼は体制としての新社会を探求し、国民に呈示しなければならないのではなかろうか。

資本主義の構造的危機にたいしてはどうか。危

機の根底に資本と労働の対立があるが、その克服を目指す主体が形成されていない以上、「資本主義の枠内での改革」を軸として対応してきたことは当然である。だが改革の目的を「国民と大企業との共存社会」という「自己循環型資本主義」においていることは、「全般的危機論」の誤りの反省とはいえた左翼運動の推進力となるのかどうか、討論されてしかるべき問題であろう。

いま左翼に必要なことは、今日の時代状況にたいし明確な対抗軸を示すことである。第一に現状を改革する新しい国家像を明確化すること、第二にその一層の発展としての新社会を提示することである。私は自己反省を踏まえながら、「福祉国家」（社会保障と完全雇用）をキーワードとしてこのことを考えたい。理由は、いま「福祉」は「生活問題」一般を包摂しており、日本の政治・社会の動向を左右しうるし、さらに「社会変革」の契機になりうるからである。また広範な勢力を結集しえるからである。

II マルクス主義と福祉国家

まず「福祉国家」ということについて一言しておく。私は社会民主主義者のドナルド・サスーンも認めているように、福祉国家の起源をエンゲルスが指導して策定したドイツ社会民主党の「エルフルト綱領」（1891年）に見ている。また現実的にも福祉国家はマルクス主義との接点で生まれた。デンマーク社会民主党政権の誕生（1924年）、スエーデン社会民主党政権の誕生（1932年）等の経過がそれを証明している。スエーデン社会民主党はソ連崩壊後に策定した「綱領」でもマルクス理論を放棄していない。これは特筆しておく必要があろう。福祉国家という形態であれマルクス主義は具体的に何かを産み落とさなければ単なる「教義」か「理念」にすぎなくなる。

不幸にして、コミニテルンはこれら諸党が「プロレタリア独裁」を樹立しなかったとして蔑視・敵視する重大な誤りを犯した。共産党と社会民主党の深刻な対立が国際的に生まれた。その後若干

の訂正はあったものの、社会民主党にも親帝国主義的側面があることとあいまって対立は本質的には解けなかった。日本では民社党が「福祉国家」を唱えた特殊性もあり、福祉国家は労働者を体制内化させるものとして厳しく退けられた。共産主義者と社会民主主義者の双方からのセクト主義はさまざまな問題を起こし、国民にとっての左翼の「受け皿」は形成できなかった。その時々に双方の言い分があろうが、過去に拘泥せず、今日の市民運動を含め一致点での共同をつくりだすべき時代であると認識する。

III 新しい国家像について

それでは第一の対抗軸は何であろうか。資本主義の歴史の中で福祉国家の形成は国民生活の面からみれば、ヨーロッパでも日本でも（日本のその貧弱さにもかかわらず）資本主義の一発展段階をつくったことは事実である。「社会的圧力」が加われば譲歩せざるをえない側面をもつ資本主義の「文明作用」である。いまその福祉国家の破壊が進み、その再建・拡充が切実に求められている。ここから自然にでてくるのは、新しく福祉を再建・拡充できる国家をつくることである。これ自体、変革的力を必要とする大変な難事業である。そこでは、次の二つの条件を考慮しなければならない。

第一は財源をどう保障するかである。第二は経済成長を前提にできないことである。従来の福祉国家は経済成長を前提として成立していた。経済が成長する以上、財源はあり、問題は「パイ」をどう分け合うかにあった。資本主義の矛盾の深化は（決して経済政策の是非の問題ではない）、その前提を崩した。

まず財源について見てみよう。文明の発展が生み出した高齢化社会では、国民の税負担はやむを得ないという考えがある。左翼も福祉「拡充」段階では消費税増税ではなく所得税増税を提唱している。経済構造の大きな変更が期待できない現状ではこのような考え方のもとに可能な限り税の公正

さを期すのも一つの方策かもしれない。しかしこれ以上の税負担には耐えられない人々が何千万ともいる。どうするのか。従来型発想ではすまない問題の一つはここにある。我々は、現代資本主義の構造に深く切り込まなければならぬ。

現代資本主義は多国籍企業化と金融資本主義化を特徴とし、そのもとで大企業は莫大な過剰蓄積をもっている。しかしこの過剰蓄積がどこでどうなっているのか分からぬ状態である。国家のコントロールのきかない経済のグローバル化、タックスヘイブン、ヘッジファンドの存在によって「巨大銀行のビジネスが闇の世界の中に移されている」からである（工藤晃『資本主義の変容と経済危機』新日本出版社、2009年）。これに切り込み法的措置を講じなければ、本格的な財源はでてこない。これなくしては、過剰蓄積の引き出しへは労働者の経済闘争一般に還元されることになる。政治勢力としてやらなければならないことは、いま「聖域」とされているここに切り込むことである。その第一歩として最低限提起できることはある。

金融取引税の導入。タックスヘイブンの公開要求。ヘッジファンドの公開と禁止。金融規制の公的国際機関の設立である。

ヨーロッパでは政府レヴェルでさえこの動きが起こっている。日本では政界でも運動でもこの要求が極めて弱いのはなぜなのであろうか。「闇の世界」を暴露すれば、これにかぎらずさらに多くの政策提起ができる、国民に闘争目標をはっきり示すことができる。福祉水準の全般的目標を定めることは必要であるが、具体的目標はこの闘争との関連で設定される。

なぜ経済成長を前提にできないか

第二の経済成長問題について見てみる。現実の問題として先進国の経済は成長しなくなっている¹⁾。過剰資本の投資先がなくなり金融投機にまわされるようになつたためである。また原発・地球環境の問題を考えれば「経済成長主義」は国民が選択してはならない道である。いま新たにグ

リーンエネルギー、バイオテク、新素材の開発が進められているが、それは人類がより質の高い生活をおくるために必要なのであって「経済成長主義」の道具であつてはならない。左翼が主張しているように国民の購買力を直接向上させる方策をとることが、経済を健全化させる本道である。

しかしそれは「経済成長」の方法論ではない。マルクスに従えば資本主義は自分の手に負えないほど生産力を発展させ「あまりにも多くの文明、あまりにも多くの生活手段、あまりにも多くの工業、あまりにも多くの商業」をもつた社会である（『共産党宣言』）。マルクスはここから労働者が生産力を管理する社会（社会主義）を構想した。新しい福祉国家はそこまでいかない中間段階にあり、資本には手に負えない生産力を労働者と市民の側が可能なかぎり管理し、既存の文明・産業・商業等でつくる社会である。それは大企業との「共存社会」ではなく、その支配を克服する社会である。

「資本の論理」の規制とその外にあるもの

そのために具体的には労働者・各階層の運動を発展させるとともに、政策的には「市場にまかせておけない分野」（福祉、教育、エネルギー、金融、農業等）を設定し、財政・投資の流れを変え「資本の論理」を大きく規制していく必要がある。ここでは国家の役割が大きい。

同時に福祉の分野でも「非営利」という「資本の論理」の外にある多種多様な市民運動が現に生み出している組織的諸形態を重視する必要がある。NPO、各種「協同組合」、「共生と自治」、「コミュニティー」、「地域循環型社会」、「社会的起業」等々である。ソ連崩壊後もっとも発展しているのはこの市民運動である。

このすべての過程も段階的であろう。だが大企業・財界の強力な抵抗を徐々に打ち破ってこそ、新しい福祉国家は生まれる。これは極めて困難な事業であるが、それを達成することが第一の目標である。

IV 「実現可能な社会主義」を提起することは間違いか

ところで、この福祉国家では労資の対立は残る。カジノ的な金融資本主義をやめさせ、モノづくりの資本主義にもどしたとしても、資本主義を「健全化」できるわけではない。剩余価値生産を目的とする資本は本質的に投機性をもっており、もう一度同じ道をくりかえすだけである。第一目標の一層の発展のための展望も持つべきであろう。それは今を闘う力にもなるからである。

憲法に保障された「生存権」を初めとする「基本的人権」は福祉を守り拡充していくための鋭い強い武器である。いま運動はこれを思想として闘わわれている。しかし現実は冷厳なものである。権利だけからは真の獲得物は生まれない。マルクスは「権利は、社会の経済構造およびそれによって制約される文化の発展より高度であることは決してできない」(『ゴータ綱領批判』)と述べている。これは「新自由主義」的経済構造を変えないかぎり福祉破壊を阻止できないことからみただけも真理である。

マルクスは「生存権」を真に実現するために、「社会的総生産物から翌年の生産に必要なものを控除したあと、分配にあたって福祉部門をあらかじめ控除できる経済システム」を構想した(『ゴータ綱領批判』)。それは生産手段を社会化した社会主義システムである。こうすることによって初めて労働者が社会的総生産物を自らの手で処分し、配分することができるようになるからである。「エルフルト綱領」は中間目標を設定しその実現を目指すとともに社会主義を「最終目標」として掲げた。その要となる生産手段の社会化の目的は、社会の全構成員に「最高の福祉と調和のとれた完成」を保障するためであると規定した。

福祉は社会経済構成体から独立したものではない。私は「完全福祉国家」としての社会主義を「実現可能な社会主義」として提起したい。これが第二の対抗軸である。

もちろんそれは社会主義の一構成要素としてである。社会主義の目標は人間解放であるが、その前提条件としての完全な福祉を社会主義は前記の理由で実現できると考えるからである²⁾。私はこういう社会像を提起することを間違いたとは思わない。

今日においては、「ゼロ成長」下での生活の「量」(福祉)と「質」(十分な自由時間)による「人間化した社会主義」こそ、これからのが「新しい社会主義」であると考える。「ゼロ成長」とは「経済成長主義」をとらないことである。

マルクスが社会主義は資本主義後、数世紀かかるべくすると述べていたとし(『フランスにおける内乱』第一草稿)、「過渡期」を数世紀とする主張がある。またこのようなマルクスの「壮大な」展望からすれば社会主義の「青写真」を描くことは誤りであるとする主張がある。これは社会主義を事実上、放棄するものである。マルクスはすぐそれにつづけて、パリの労働者は「同時に、政治的組織のコミュニケーション形態によって一挙に巨大な前進を(おこなうことが)できることを…知っている」と述べていることを忘れてはならない。

資本主義的生産関係の漸次の変革

最後に、「中間目標」と「最終目標」との関連について述べておきたい。これはマルクス『経済学批判』『序言』をどう理解するかということと深くかかわっている。周知のとおり、マルクスは生産力と生産関係の矛盾がおこると「社会革命の時期が始まる」と述べている。従来よくこれは、労働者が権力を掌握し(「政治革命」)それを梃子にして「社会革命」(生産関係の変革)をおこしていくことを意味すると解釈された。しかし現実には資本主義のもとでも、前述したように、NPOや各種「協同組合」等にみられる「資本の論理」の外にある諸組織が生まれている。これは当事者が意識しているかどうかは別として、部分的であれ資本主義的生産関係を変更していることである。もちろんそれらの諸形態は資本制に覆わ

れており、つねに資本に負ける危険性がある。だからといってそれらの意義を否定するのではなく、社会的力で支えていくことが重要である。また資本制の生産過程でも経営のマネージメントでも変化が生まれている。「政治革命」を梃子とする生産関係の変更だけが変革の道ではない。

このことは政治的に見ても重要なことである。すべては「政治革命」から始まるとすれば、市民的運動と市民的諸組織は政党支持運動に収斂させなければ意味はないことになる。もちろん「政治革命」は不可欠である。大企業への徹底した規制を強め資本の論理を押し込んでいくためにも、民主的政権の樹立が不可欠である。重要なことはすべての運動が共同することである。

結論的にいえば「社会革命という概念を政治革命で分断するのではなく、政治革命が起こる以前から社会変革は始まり、その後に完成していく連続した長い過程と捉えるべき」だと考える。「中間目標」と「最終目標」の実現の関連は、両者の間を機械的に分断するのではなく、改良、改革、変革の弁証法としてとらえるべきものだと思う。

この全過程に求められる重要な要因は、グラムシが強調した変革のための「知的・道徳的」優位性である。はじめに述べたように、ソ連崩壊後、変革を目指す側がこの優位性をどれだけ発揮しているか、深慮が必要とされているのではなかろうか。

注

- 1) 今日の一国経済はグローバル化のなかで見なければならない。先進国もまだアジア、アフリカ市場があり発展の可能性があるとして、企業と企業戦士はその開発に懸命になっている。関連して先進国と新興国のフラット化の問題もある。私はそれらの問題を十分意識しているが、ここでは展開できないことを注記しておきたい。
- 2) 傍証になるが、ソ連が福祉国家であったことは事実である。ロシアの経済学者・A・ブズガーリンは“なぜソ連は70年間もったのか”という逆説的設問を立て、それは抑圧政治の強固さだけではなく「全般的社会保障」(年金・医療・教育・住宅・雇用等)の確立によるものであると指摘している(『スターリンとソ連崩壊』)。E・H・カーは「歴史とは現在と過去との対話である」(『歴史とは何か』)といっているが、その意味を考えてみたい。

(きくなみ ひろし 所友 元参議院議員)



現資研当日の様子

福祉国家を考える

— 聽濤弘

『マルクス主義と福祉国家』に寄せて —

共産党の元参議院議員、聽濤弘氏の『マルクス主義と福祉国家』（大月書店、2012年）が話題を呼んでいる。本稿では、聽濤氏の著書の革新運動における意義、また革新勢力の中で一定の影響力を有している、新福祉国家論の問題点などについて論じることにする。



USUI Toshimasa
碓井 敏正

I はじめに

— 聽濤氏の福祉国家論の意義 —

最初に『マルクス主義と福祉国家』が話題となる理由を考えてみよう。そもそも、近代国民国家の現代的形態である福祉国家は、資本主義の生き残りの究極的形態と見ることもできる。したがって、社会主義的立場からすれば、このような国家形態は、社会主義的変革の障害ということになる。このような理解は、社会主義を信じる人々の精神を永く支配してきた。その一例を、『新編 社会科学辞典』（新日本出版、1989年）に見出すことができる。そこでは「福祉国家」について、以下ののような記述がある。「…資本主義を社会主義に変革することなしに、資本主義の矛盾と階級対立を取り除いて、国民の眞の幸福が実現できる」という議論で、現代における修正資本主義の一つ。一方、修正資本主義の項目を調べてみると、「資本主義の生産関係を変革しないでも、根本的に取り除くことができる」という誤った資本主義擁護理論。…国家独占資本主義を弁護して資本主義の維持・存続をはかる体制擁護のイデオロギー」と規定されている¹⁾。

この記述はソ連社会主义の崩壊以前のものであるが、現在でもオールドマルキストの頭を支配している理解であろう。聽濤氏もかつて、そのように考えていたことを述懐されている²⁾。もちろん、福祉国家には労働階級の闘いによって勝ち取られた、社会権の現実化（T・H・マーシャル）という積極的一面もあるが、この点はここでは問題としない。

『マルクス主義と福祉国家』の斬新さは、このような古い理解を批判し、福祉国家を修正資本主義としてではなくマルクスの思想に沿うものであること、そのことをエルフルト綱領やゴータ綱領に対するマルクス、エンゲルス、レーニンの評価を理由に根拠づけたところにある。さらに聽濤氏は、福祉国家の原点はマルクス主義にあり、社会主義は「完全福祉国家」であると結論する。またその関連で、20世紀前半における、スウェーデン社会民主党やデンマーク社会民主党を評価し、当時の社会民主主義に対するコミニテルンの極左的対応を批判する³⁾。

わたしはソ連社会主义の崩壊を総括した著書で、現実的に可能な社会体制としては、社会民主主義による福祉国家体制しか考えられない、と書いたことがある⁴⁾。これはわたしだけでなく、当

時意見を交わした多くの仲間の考えであったようだ。その意味では、本書がもう少し早く（ソ連崩壊直後にでも）上梓されていれば、社会主義の将来像をめぐって、より現実的な議論がなされたのではないかと思われる。

ところで福祉国家を革新運動の目標とすることは、社会主義崩壊後、未来社会の青写真を描かないという、革新政党の方針と明らかに異なるが、この点も本書の話題性の要因となっている。その他にも、現在の共産党の方針を一步進める、あるいは齟齬する叙述が多く見られるが、それが組織の中心にいた元国会議員によって述べられている点に、本書が問題意識を有する活動家の関心を強く引く理由となっていると考えられる。

この点をいくつか箇条的に上げてみよう。それらは①ゼロ成長論、②政治主義批判、社会運動評価、③グラムシ評価、④中国非社会主義論、⑤計画経済批判、⑥自由な議論の必要性、などなどである。加えて組織論、運動論の問題がある。これらの諸点が、革新運動が再生するために解明されねばならない重要なテーマであることは明らかであろう。

ところで青写真論にかかわって、聴濤氏は資本主義の全般的危機に対する反対概念として、「自己循環型資本主義」という言葉を使用されているが、これは社会主義の青写真を描かない（描けない）段階では、資本主義体制を前提とせざるを得ないという認識に基づいている。わたしは現状では、生産関係よりは分配論を重視すべきという問題意識から、貧困・格差論や正義論を展開してきた⁵⁾。その理由は、生産関係の社会化については、その範囲やあり方など明らかにすべき点が多く残されていること、また、中長期的に資本主義体制を前提とした運動を考えざるを得ないこと、したがって、経済体制について言えば、第一セクター（官）、第二セクター（市場）、第三セクター（協）のベストミックスを追求する以外、選択肢はないと考えるからである。

加えて、市場は資源分配のシステムというだけでなく、民主主義や自由の基礎的条件としての意

義を有しているということ、また市場のアクターである企業や消費者も進化していること、さらに企業や営利活動をアприオリに悪と考えるべきではないこと、付け加えて言えば、むしろ学校法人など公益性の高い経営組織の矛盾が大きいこと、したがって、固有の論理が支配する組織の問題を解明する組織論が重要であること、などを主張してきた⁶⁾。

そのような観点からすれば、福祉国家については社会主義との関係を離れて論じることもできるのではないか、いやむしろ積極的にそうすべきではないかというのがわたしの考え方である。

ところで、市場セクターや第三セクターの役割を評価することは、国家中心の福祉体制の問い合わせを意味している。つまり、両セクターの評価は、福祉国家が望ましいのか、福祉社会が望ましいのかを問うことでもある。上野千鶴子氏は福祉社会を支持し、福祉を多元化する上で「協セクター」（第三セクター）の役割を高く評価しているが⁷⁾、いずれにしろ、国家による福祉の一元的管理には矛盾が多く、これをクリアするために新しい福祉体制が求められている。この問題を考える前提として、次に福祉国家の問題性を取り上げようと思う。

II 福祉国家の矛盾

福祉国家の矛盾は、かなり早い段階から指摘されてきた。福祉の理論家であり、政治家（社会民主党）でもあったスウェーデンのG・ミュルダールは、すでに20世紀中葉において、福祉国家の「国民主義的限界」を指摘していたが、その背景にあるのが、福祉の高コスト性である。近年では、聴濤氏も指摘するような、ケインズ型国家すなわち、国家による成長と完全雇用政策の限界の問題がこれに加わる。すなわち福祉財源の伸びに期待ができず、しかも国民負担に限界があるとすれば、コスト削減の圧力は高まらざるを得ない。そのため福祉国家は、福祉水準だけでなく、受給の資格を厳しく制限することを強いられる。福祉

国家が移民など外国人に厳しいのはそのためである。

一方、社会権に冷淡なアメリカのような自由主義国家（アメリカは社会権規約を締結していない）が、移民に対して寛容であることは周知のとおりである。移民を受け入れるが、それにコストをかけないというアメリカの政策は、それなりに筋が通っているわけである。

福祉国家には、その閉鎖性とかかわる暗い過去がある。ナチスは政権奪取後、特有の人種主義的優性思想から1933年に「障害者断種法」を制定したが、実はスウェーデン社会民主党も、翌1934年に、福祉の受益者を減らす経済的目的から、同じ法律を制定しているのである（なおデンマークはさらに早く1929年に制定している）。しかもこの法律は、1975年まで有効であった。

このような福祉国家の非人間的性格を捉えて、生命倫理学者の市野川容孝氏は、次のように述べている。「福祉国家は、有限な財源の効果的配分を目指して、誰が子どもを生むに値するか、さらには誰が生きるに値するかという人間の選別に着手するのである」⁸⁾。注意すべきは、福祉国家に限らず、一般に社会化された国家は、それまで私的事項であった生命の再生産過程にまで介入する傾向がある、という事実である。もちろん、日本も例外ではない。

福祉国家のコスト削減圧力は、内なる不寛容を生むことになる。近年の生活保護受給者に対する国民の厳しい目は、そのよい例である。少子高齢化による福祉財源の逼迫が、このような傾向をさらに強化するであろう。周知のように、生活保護を受けるためには、資力調査（ミーンズテスト）によって、資産や収入が調査され、場合によっては車を含む資産の処分が求められる。また外国旅行などは許されず、受給後の行動も制約されることになる。このように、生存権が自由権との引き換えで保障されるというのが、生活保護の実態なのである。

国家による福祉管理のもう一つの矛盾として、行政の不効率の問題がある。国の財政支出の3割

を占める社会保障関連費の増大は、この問題の早期の解決を求めている。また多様な福祉ニーズに応えるには、国家は大き過ぎて機動性に欠けている。たとえば、貧困の現実を一番よく知っているのは、国家ではなく、「反貧困ネットワーク」のような市民社会組織である。したがって、このような組織の協力なしでは、有効な貧困対策は可能とならない。また小規模多機能型介護施設が、富山の主婦グループの発案から始まり、それを行政が後追い的に認知したように、市民社会は多様な福祉ニーズに応え、事業を展開する豊かな潜在的能力を有している。行政の役割は、むしろ、このような市民社会の能力を確認し、サポートすることにあるのだろう。

III 社会運動と福祉

前節で述べた福祉国家の矛盾を考えるならば、福祉のあり方の見直しが必要であることは明らかである。そのことは国家による国民管理を緩和し、国民の自由を確保するだけでなく、受益者のニーズの沿った効率的な福祉供給のために求められているのである。その点でまず必要なのは、市民社会や各種社会運動の役割を再確認することであろう。

聽濤氏は著書の末尾で、「政治革命」とは次元を異にする、あるいはそれに先行する「社会革命」の意義に触れ、ブルードンの協同組合論の意義やグラムシの市民社会論にかかわって、市民社会における社会活動の意義を説かれている。現に氏が指摘されるように、近年、日本でも地域コミュニティづくりやボランティア、NPO組織が発展してきている。福祉についても同様である。2000年の介護保険制度の導入は、7兆円ともいわれる介護市場を生み出し、NPOに財政的基盤を与えることに貢献した。

介護事業の経営形態は様々であるが、NPOをはじめ地域の市民社会組織が担うのが、もっとも理にかなっていると言われている。その理由は、介護のような労働集約的事業に、大企業は向いて

いないからである⁹⁾。事実グッドウィル・グループがコムスンの事件をきっかけに、介護事業から撤退したことは記憶に新しい。

わたしは人権論を研究テーマとしている関係で、地域人権連（2004年に全解連から発展的に転換）との関係が深いが、この組織は現在、各地でNPOを作り、福祉事業に積極的に進出している。福祉事業を経営することは、単なる要求運動とはことなり、経営能力と責任を問われるだけでなく、自らが運動体として、人権や民主主義を事業体の中で実践することを意味している。しかしこのような課題で成果を挙げることができなければ、将来社会において人権や民主主義を実現することなどできないであろう。また逆にそれができれば、地域において人権と民主主義のとりでを築くことができる。

このように、市民社会組織が福祉を担うことの意味は大きい。この点でいくつか触れておくべき論点が存在する。まず経営母体の形態であるが、必ずしも、企業が母体になることに否定的である必要はない。小規模の企業では、経営体の文化や経営者の考え方が重要なのである。逆に非営利であれば、より公正で、住民の利益にかなった活動ができるわけではない。その点でも、市場や企業が悪であるというステレオタイプな発想から脱却することが必要である。三つのセクターが課題の性格に応じて、それぞれの特性を活かすことが望ましい、と考えるべきであろう。

IV 新福祉国家論の問題点

もうひとつの論点、新福祉国家論の問題点に触れておきたい。新福祉国家論については、財源の点での実現可能性、グローバル化による国民国家的枠組みの揺らぎ、加えて、新福祉国家が現在の最重要の政治テーマなのか、などの疑問点があるが、最大の問題は福祉を国家中心に考えており、市民社会との関連で捉える視点が弱いことである。国家の問題が重要であることは明らかであるが、福祉の問題を語る場合には、市民社会との関

係が決定的に重要である¹⁰⁾。すでに述べたが、福祉を国家が一元的に管理することは、多様な福祉ニーズに応えられないだけでなく、人権との関係で深刻な矛盾をもたらすことになるからである。

新福祉国家論の抱えるこの問題点は、この理論が新自由主義的再編への対抗策として提案されていることに起因している。新自由主義的改革の本質は公的部門の民営化（切捨て）にあるという問題意識に立てば、公共部門を守り、拡大することが課題となるからである。したがって、新福祉国家論では「教育、医療、介護などの施設の建設を中心とする福祉型公共事業の拡充、福祉型の公務部門拡充による雇用の拡大」¹¹⁾など、大きな政府を前提とした公共部門の拡大が目標とならざるを得ない。しかし、施設を中心とした福祉の矛盾はすでに広く認識されているし、公共部門の拡大を政治的テーマの中心にすることは、かつての自民党型開発政治への逆戻りを招きかねない。

わたしは、この間の支配層による政治的、経済的構造改革を新自由主義的改革の観点だけで捉えることは、現実を見誤る危険があると考えている。2000年前後における諸改革、たとえばNPO法制定（1998年）や地方分権化の動き、裁判員制度を含む司法改革、それに何よりも福祉の構造改革などは、これまでの日本の開発型政治や社会制度を見直し、市民参加を促進し、市民社会の成熟に貢献する一面もある。このような側面を見損なうと、革新運動の方向性を間違うことになる。

福祉の基礎構造改革について付言すれば、かつての行政処分ともいうべき措置制度に代えて、契約制度を中心としたことは、個人の選択権の保障、個人の福祉ニーズに応えるという点で、一定の前進と評価すべきであろう。この改革が、福祉の市場化に伴う変化であることは明らかであるが、すでに述べたように、福祉における民間（企業を含め）や第三セクターの役割を否定すべきではない。もちろん、いかなる改革にも負の側面が伴うものであるが、大事なことは、歴史の傾向を捉えるマクロ的視点である。

付け加えれば、聽濤氏の福祉国家論は、①福祉国家を新自由主義への対抗策というよりは、社会主義との関係で捉えているという点、②市民社会や社会運動の役割を大きく評価する点で、国家中心の新福祉国家論とは区別されるべきであると、わたしは考えている。

V 社会運動と政治の関係

聽濤氏はゼロ成長社会や「豊かさ」の問題など、他にも重要な課題を提起されているが、紙幅の関係があるので、最後に、ひとつだけ残された論点を取り上げようと思う。それは政治運動や社会運動のあり方についてである。著書の末尾で、氏は政治運動（政党）と社会運動の関係に言及させている¹²⁾。政治がすべてを総括する活動であること、したがって、両者が一定の関係を維持することは当然であるとしても、事業活動を含め、社会運動には将来社会の新しい秩序を形成する独自の意義がある。しかし現実には、政治活動（選挙活動）中心の、したがって、上意下達の運動論が支配的である。福島の原発事故以来、これまで見られなかったような、反原発の国民運動が盛り上がっているが、いま求められているのは、このような自主的な運動とリンクする運動論、組織論なのではないだろうか。

ここでは詳論できないが、このような新たな運動論、組織論を構築できない限り、革新の先細りは避けられない、というのがわたしの持論である。この点と関わって、社会学者の小熊英二氏の社会運動論を紹介しておこう。かれによれば、個人が自由になり、しかも多くの人が疎外感に支配されている現代社会では、従来の動員型運動論は有効でない。この種の運動の背後には、真理に近い活動家や党中央が、大衆を導くという権威主義的発想がある。しかし一方だけが真理を所有している、ということはあり得ない。運動の過程で、参加者の対話と参加を進めることができ、運動を活性化する上で、また社会を変えるために必要であ

る。傾聴すべき意見である¹³⁾。

参加と対話の論理をあらゆる運動や組織の各レベルで追求していくこと、またそれに基づいて、新たな運動の方向性を模索すること、これがわれわれに課された、革新の再生のための最大のテーマであるだろう。最後に、このようなことを考える機会を与えてくれた、聽濤弘氏に改めて感謝したい。

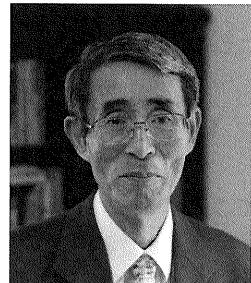
注

- 1) この分析は長澤高明氏の論文によっている。「『新福祉国家論』の検討」『現代と唯物論』49号（文理閣、2112年12月）。是非一読を薦めたい。
- 2) 『マルクス主義と福祉国家』43頁。
- 3) この部分については、同書、第二章「マルクス主義と福祉国家」参照。
- 4) 離井敏正『自由・平等・社会主義』（文理閣、1994年）第1章「四つの社会システムの検証」参照。
- 5) これらの研究の成果は、拙著『現代正義論』（青木書店、1998年）、『格差とイデオロギー』（大月書店、2008年）、『成熟社会における人権、道徳、民主主義』（文理閣、2010年）などにまとめたので、参考にしていただけたと幸いである。
- 6) この点については、近著『革新のために』（2012年、文理閣）特に第1章～第3章で論じた。
- 7) 上野千鶴子「福祉多元社会における協セクターの役割」（『ニーズ中心の福祉社会へ』医学書院、2008年）。
- 8) 市野川容孝「福祉国家の優生学」（『世界』1999年5月号）
- 9) 協セクターが福祉事業において、官セクターや民セクターよりも優位である点については、上野千鶴子氏の前掲論文に詳しい。なお、日本の社会保障制度に対する問題点を全般的にまた公平に論じたものとして、加茂直樹『社会保障の哲学』（世界思想社、2012年）を薦めたい。
- 10) 新福祉国家論の市民社会セクター（非営利・協同組織）軽視に対する批判としては、北島健一「非営利・協同組織は『雇用と福祉』をめぐる問題とどう向き合うか」（『経済科学通信』2012年12月号）参照。
- 11) 井上英夫・渡辺治・後藤道夫編『新たな福祉国家を展望する』（旬報社、2011年）21頁。
- 12) 聽濤前掲書、第5章、補論、参照。
- 13) 小熊英二『社会を変えるには』（講談社現代新書、2012年）。

（うすい としまさ 所員 元京都橋大学）

企業社会論の分析枠組を 問い合わせ直す

昨今の大企業を先頭とする底の抜けたような労働条件の切り下げ競争をみると、問題は労働組合がストライキ権を行使することさえできなくなったマクロ的労資関係にあると言わなければならぬ。本稿ではそういう思いから、往時のミクロ的労使関係にとらわれた企業社会論を問い合わせ直してみた。



MORIOKA Koji
森岡 孝二

はじめに

2012年8月4日に開催された基礎経済科学研究所（基礎研）の現代資本主義研究会において、基礎研創立40周年記念出版の一冊、『貧困社会ニッポンの断層』（森岡孝二編、桜井書店、2012年）の合評会があり、筆者は「企業社会論はなぜ労働者階級論を置き去りにしたか」という、いさか大げさなタイトルの報告を行った。

その報告を敷衍した本稿は、同書の第1章として書いた拙稿「企業社会の行き着いた果てに——貧困社会ニッポンの出現」¹⁾の問題意識をもとにしている。この拙稿では、戦後のストライキ統計を概観し、スト件数は高度成長が本格化した1960年代初めから概ね増加を続け、第1次オイルショックでハイパーインフレが起きた74年にピークに達したあと、75年以降、急激に減少に転じ、80年代末から90年代にかけては、大企業の労働組合がスト権をほとんど行使できなくなるまでに労働に対する資本の専制が強まったことを強調した²⁾。筆者がストライキの消滅的な減少に注目したのはこれが初めてではないが、これを書くなかで、日本においてストライキがほとんど

「消滅」するほど労働組合運動が「無力化」したこの時期は、社会科学の文献から労働者階級の概念がほとんど「消失」した時期と重なっており、そのことが同時期の企業社会論にも影を落としているのではないかと思うようになった。

そこで本稿では、まずなぜいま企業社会論を問い合わせ直すのかを述べ、次いで筆者と基礎研の企業社会論を階級論の視点から省察し、最後にマルクスの労働時間論に立ち返って、企業社会分析における階級視点の重要性を確認する。

I なぜいま企業社会論を 問い合わせ直すのか

いまから振り返ると、1980年代後半から90年代にかけて論壇を賑わせた企業社会論は、その分析枠組のうちに無視できない困難を抱えていた。その困難は、直接には「企業社会」という用語が「企業内社会」と「企業中心社会」という二つの異なる意味内容を持ってきたことに発している。企業社会論にはさまざまなタイプがあるが、多くの議論は、職場社会ないし労働社会を基底とする企業内社会と、社会システム全体を指す企業中心社会を区別しているように見えて、実は前者の考

察をもって後者の考察に代える傾向があった³⁾。

上に述べたことの必然的結果ともいえるが、80年代後半から90年代に隆盛をみた企業社会論は、たいていマクロ的な労資関係の視点が希薄で、総体としての労働者階級の状態分析を置き去りにして、主に大企業男性正社員の労働と生活の考察に注力していた。

こういう問題意識を持ち始めてほどなくして、渡辺雅男『階級！社会認識の概念装置』（彩流社、2004年）の序章「階級論の復位」を読み直す機会があった。そこでは彼は「企業社会から階級社会へ——問題意識の転換」という節を設け、次のように述べている。

「80年代末から90年代初頭にかけて一世を風靡した企業社会論はいまや重大な岐路に立たされている。そもそも社会的統合の点で稀に見る成功を収めた日本社会を企業中心社会、会社主義の社会として批判する企業社会論は、方法論的に見れば、いくつかの問題点を抱えていた。すなわち、それが、第1に日本特殊性論と結びつきやすく（=国際的に見て日本は特殊）、第2に大企業・男子・大卒・ホワイトカラー（=「企業戦士」）を暗黙の内に想定し、それゆえに第3に労働世界の現実多様性・階層性を軽視しがちであり（企業社会という概念には包摂しきれない労働世界や独立自営層の世界が存在する）、第4に企業という経営体を議論の中心概念としたことで理論的無理（=経営体の特殊概念を社会という一般概念に直接結びつけることから生じる論理的短絡）を重ねていることである」（同書、27頁）。

渡辺氏には階級論に関する多くの著作と翻訳がある。それだけにここでの彼の4点にわたる指摘はいずれも示唆に富んでいる。筆者のこの拙稿にとっても有力な論拠となる。にもかかわらず、彼の「企業社会から階級社会へ」という問題の立て方は、社会認識における階級概念の重要性を強調するあまり、企業社会論自体の否定にいたるか、狭義の企業社会の考察をおろそかにすることになりかねない。そのためか、日本の階級社会についての彼の考察は、企業内の労働過程や生産シス

テムに立ち入る点で不十分さを残しており、肝心の労働者階級の状態についての分析も具体的素材に乏しい⁴⁾。

とはいっても、1980年代末から90年代の企業社会論が渡辺氏の指摘するような方法論的問題点を抱えていたことは否めない。そのことは筆者が所属する基礎研の議論についても言いうる。基礎研の機関誌『経済科学通信』のバックナンバーをみると、90年前後から企業社会をテーマにした報告や論考がにわかに増え始めたことがわかる。同誌の第59号（89年4月）は、企業社会批判を意図したシンポジウム企画として「いま“豊かさ”を考える」という特集を組んでいる。また第65号（90年12月）から第79号（95年8月）には、各時期に開かれた基礎研・研究大会の共通論題との報告を受けて、表題に「企業社会」を冠した特集が再三並んでいる。基礎研編『日本型企業社会の構造』（労働旬報社、1992年）は、この時期の前半に発表された主要な論考（多くは講演録）をまとめたものである⁵⁾。

本書の実質的な編者である二宮厚美氏が序章で広渡清吾氏の言を借りて「日本社会が企業社会であるのは会社が社会を支配しているだけでなく、多くの人々にとって会社が社会になっているからである⁶⁾。それゆえに、二宮氏が言うように、本書では「企業内社会中心の社会」とも言うべき「日本型企業社会」の考察が課題となるが、「企業内社会を構成するのはいわゆる日本型労資関係であるから、その構造を見極めるためには階級関係の総体にたまらなければならない」（同書、18頁）。

本書において階級関係の総体に照明を当てて参考になるのは、企業社会論の先駆をなす『「豊かな社会」日本の構造』（労働旬報社、1990年）の著者、渡辺治氏の「企業社会日本の構造と労働者の生活」である。彼はこのなかで、現代の日本社会の困難が「過労死」に象徴されるように「労働者や労働者の家族に対する個人的困難というかたちで」出てくるのはなぜか、言い換えれば「労働時間をめぐる労使の闘い」あるいは「労働

組合の問題」として出てこないのはなぜか（同書、58～59頁）と問う。

これに対する渡辺氏自身の答は二様である。一方では過労死は「労働者が死ぬまで“好んで”働くという構造」（同書、56頁）と不可分であるために、企業や労働組合の問題となりにくく、「過労で死ぬのは個人の責任、病気になるのは個人の責任……というように、個人的な問題として問題が表面化する」（同書、59頁）と述べている。他方では、過労死問題が労働組合の問題となりにくいのは、「労働組合運動の資本蓄積に対する規制力の弱さ」（同書、63頁）のゆえとみて、欧米における協調的労働組合運動のあり方とは異なる日本の労働組合運動の特殊な企業主義的体質を批判している。

渡辺氏が日本の労働組合運動の企業主義的統合に注目して、企業社会の構造と労働者生活の特徴を論じている点は貴重である。しかし、そのばあいでも、過労死をめぐる「個人的な問題」と「階級的な問題」との相互関係についての渡辺氏の認識は曖昧で、過労死問題が労働時間問題と本質的にまったく同次元の総資本対総労働の階級闘争の帰趨にかかる問題であることは、必ずしも明確にされているとは言えない。

II 筆者と基礎研の企業社会論と階級論

筆者自身が過労死問題について初めてまとった文章を書いたのは、「過労死——働きすぎ社会の告発」（『経済科学通信』第60号、89年7月）である。それを発端に過労死問題への关心を深め、過労死弁護団全国連絡会議編『KAROSHI [過労死]』（英訳付きの国際版、窓社、1990年）に「日本の労働者の生活構造」について書いた。その後、過労死問題の考察を企業社会論として打ち出した拙稿が「日本型企業社会と労働時間構造の二極化——過労死問題へのアプローチ」（『経済』1992年3月号）である⁷⁾。

筆者の単著であるごと企業社会論と言えるのは

『企業中心社会の時間構造——生活摩擦の経済学』（青木書店、1995年）である。同書では1970年代の日本における労働組合運動の企業主義的再編や、民間大企業における労使協調路線の確立が企業中心社会の形成と不可分であることに再三言及している。また1980年代のバブルの形成と、90年代のバブル崩壊後の長期不況を論じた『日本経済の選択——企業のあり方を問う』（桜井書店、2000年）では、80年代の後半に働きすぎが強まつた要因として、労働争議件数が激減し、日本がほとんどストライキのない国になったという事情を挙げている（同書、151頁）。同書ではまた次のようにも述べていた。

「日本の労働組合は、敗戦直後から高度成長期にかけては、企業内組合の特徴を示しながらも、経営に対する一定の規制力を有していた。ところが、70年代半ばを境に、労働争議件数は大きく減りはじめ、総評が解体されて連合が発足した89年には日本はほとんどストライキのない国になった。経営の専断に対して一定の対抗力をもつ労働組合の存在は、賃金の切り下げや、労働条件の改悪にブレーキをかけることによって、経済におけるチェック・アンド・バランスの機能を果たす。この観点から言えば、労働組合の衰退は、日本経済の安定装置の一つを破壊した点で、日本的雇用システムの成功というよりも、むしろその失敗を意味すると解するべきであろう。1988年から89年には週60時間以上の超長時間労働者が男性の4人に1人のほり、過労死が社会問題化したが、労働組合は有効な残業規制を行えなかった。……バブルが頂点に達したこの時期は、労働需給からいえば賃金が上昇しやすい局面にありながら、実際には賃金の引き上げあるいは労働時間の短縮によって、利潤が圧縮され、過熱した生産と金融にブレーキがかかるることはなかった。不況に入ってからも、労働組合は、組織率の低下を止められず、解雇や賃下げに対してもほとんど有効な対処ができるずにいる」（同書30～31頁）。

これは筆者がマクロ的労資関係を踏まえて「企業中心社会」を論じたことを示す一つの証左であ

るとも言いうる。しかし、本稿の問題意識に照らして言えば、これも日本の労働組合が企業内組合であることを前提して、労働運動の再編と変容を企業内視点から論じるという弱点を残している。というより早い話が前掲の二つの拙著では、労働者階級の概念は、資本主義の歴史や現代資本主義の階級構成やマルクス主義の古典的学説に触れる文脈以外では、ほとんど用いられていない。

資本主義分析における階級概念の消失または不在は筆者にかぎらず、90年代の日本の社会科学文献に広く見受けられる⁸⁾。基礎研の『経済科学通信』のバックナンバーをみると、第25号（79年7月）から第28号（80年夏季）まで4回にわたって「現代の階級理論と労働者階級」のシンポジウムを特集している。しかし、その後は、第40号（83年11月）に「労働者階級論の問題点と課題」と題する芝田進午氏の講演録があり、ずっと飛んで第61号（89年11月）の「古典を読む」で、エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』についての横山寿一氏の解説があるくらいで、90年以降は労働者階級の概念は題目には出てこず、主題としては論じられていない⁹⁾。

その一因として考えられるのは、第56号（88年7月）以降、労働過程の研究が基礎研の中心テーマの一つに位置づけられるようになったことである。第62号（90年3月）では、同じ頃に出たP.トンプソン『労働と管理——現代労働過程論争』（啓文社、1990年4月）の訳者である成瀬龍夫氏の問題提起を中心に、「労働過程研究の現状と課題」をテーマにシンポジウムが企画されている。同号に筆者は仲野組子氏と共同で「マルクスの労働過程論をどう読むか」を寄稿し、後のIT化につながるME化が労働者に新たな過重労働を強いている状況を念頭において、「今日の日本では、労働過程分析を基礎に据えて資本主義分析を行う必要性はどの国にもまして大きいように思われる」（45頁）と書いた。このばあい、筆者の念頭には、それまで主流的であった国家独占資本主義論や独占資本主義論が、現代資本主義の基底をなす生産システムと雇用関係の考察を軽視し

てきたことへの反省があった。またこの背景には、トヨタシステムへの注目や日本の経営論の流行と関連して、経営学や労務理論の領域で日本の生産システムの研究が盛んになってきたという事情もあった。鈴木良治氏の『日本の生産システムと企業社会』（北海道大学図書刊行会、1994年）に代表されるように、当時の生産システム論はそれ自体が一つのタイプの企業社会論でもあった。

『経済科学通信』は第100号（02年12月）で、同誌の創刊号（70年6月）から第100号までを10人が分担して振り返る特集を組んでいる。いま問題にしている時期に出た第61号（89年11月）～第70号（92年7月）については森岡真史「労働過程研究から企業社会批判へ——ソ連・東欧崩壊を背景に」が参考になる。筆者は第71号（92年11月）から第80号（96年2月）までのレビューを担当し、その間の中心テーマが引き続き企業社会批判であったことを「本誌の集団的討論から生まれた日本型企業社会論」という見出しへ書いた。

当時の基礎研が企業社会論に傾注した意義は、日本企業の労働者支配の多面的特質を明らかにした上で否定されてはならない。とはいえ、本稿の問題意識から言えば、当時の企業社会論は、ミクロ的な生産・雇用システムの考察に比してマクロ的な労資関係の考察が弱く、労働時間をめぐる資本と労働の綱引きにおいて労働側が決定的敗北、それも不戦敗的敗北を喫したことの考察は不十分であった。

では資本と労働の綱引きとは何か。ここであらためて基礎研の理論的出発点であったマルクス『資本論』における労働時間論に立ち戻らなければならない。

III デヴィッド・ハーヴェイは マルクスの労働時間論を どう読んだか

D.ハーヴェイは1935年生まれの著名な経済地理学者である。彼の『〈資本論〉入門』（森田成

也・中村好孝訳、作品社、2011年)は、近年の世界的な『資本論』ブームに火をつけたと言われている。筆者は12年夏に地域の『資本論』研究会に呼ばれて、本書を手がかりに『資本論』第1巻第8章「労働日」について話をする機会があつた。

「労働日」とは英語の“a working day”からとった「1日の労働時間のことである。労働市場では労働力の買い手としての資本家と、労働力の売り手としての労働者が登場し、ある種の商品交換が行われるが、1日の労働時間がいかに決まるかは、商品交換の一般的な法則や原理からは説明できない。

「資本家は、労働日をできるだけ延長し……ようとするとき、買い手としての自分の権利を主張する。他方、売られた商品の独自性質には、買い手によるその消費に対する制限が含まれているのであって、労働者は労働日を一定の正常な長さに制限しようとするとき、売り手としての自分の権利を主張する。だから、ここでは一つの二律背反が生じる。つまりどちらも等しく商品交換の法則によって保障されている権利対権利である。同等の権利と権利のあいだでは力がことを決する。こういうわけで、資本主義的生産の歴史においては、労働日の標準〔1日の標準的労働時間〕を確立することは、労働日の制限をめぐる闘争として、総資本すなわち資本家階級と、総労働すなわち労働者階級とのあいだの闘争として現れるのである」(『資本論』I 305頁、『入門』210～211頁)¹⁰⁾。

上の引用にあるように、労働時間の短縮と制限は、総資本と総労働の階級闘争で決着をつけるしかない。その結果として制定されるのが、19世紀半ばのイギリスでいえば工場法(10時間法)、現代の日本でいえば労働基準法である。工場法や労基法は「労働日の強制的制限によって、労働力の無制限な搾取への資本の衝動を制御する」(『資本論』310頁、『入門』215頁)。労働時間の短縮と制限をめぐるこの闘争は、延長への振り戻しや逆流的な規制緩和とともに幾度となく繰り返

される。だからハーヴェイは次のように言う。

「歴史的には、労働日の長さ、週労働日数、年労働日数(有給休暇)、生涯労働年数(退職年齢)をめぐる画期的で持続的な闘争があつたのであり、この闘争は今日もなお続いている。これは明らかに……資本主義的生産様式における中心的問題である。これを無視する経済理論はいったい何の役にたつだろうか」(『入門』212～13頁)。

ハーヴェイは、「過度労働による死は19世紀に限定されるものではない。日本にはそれを表す“Karoshi”という専門用語が存在するほどである」(『入門』219頁)と言う。ハーヴェイは、この指摘のすぐ後で『資本論』のなかで取り上げられている過度労働が死を招いたいくつかの例を挙げ、マルクスがそれらを「資本と労働のあいだの力関係がきわめて不均等なものになっているために、労働力が衰退し、ついには死にまで至る状況」(同書220頁)としてとらえていたことに読者の注意を促している。

マルクスの言うように、資本にとっては、労働日は、1日のまる24時間から、労働者が働き続けるために絶対に欠かすことのできない休息時間を引いたものである。

「〔資本にとっては労働者の〕教養のための、精神的発達のための、社会的諸機能の遂行のための、社会的交流のための、身体的・精神的諸力の自由な営みのための時間は、日曜の安息時間でさえ……ただ馬鹿げたことでしかない！ところが資本は……労働日の精神的限界だけでなく、純粋に肉体的な限界をも踏み越える。資本は、身体の成長、発達、健康維持のための時間を奪い取る。資本は、新鮮な空気を吸い日光を浴びるために必要な時間を盗み取る。資本は食事時間を削り取り、それをできるだけ生産過程そのものに合体させる」(『資本論』I 346～47頁)。

労働日の延長が労働者の健康にとって精神的・肉体的限界を超えると、労働力の再生産に重大な支障をきたし、資本家たちは労働日の制限と短縮を承認せざるをえなくなるとも考えられる。ハーヴェイが引用しているように、「資本は、それ自

身の利害関係によって、標準労働日の設定を指示されているように見える」(『資本論』I, 348頁)。しかし、そのばあいも、資本家たちは、何か仕事があれば働くと待ち受けている産業予備軍のなかから豊富な労働力が確保されるかぎり、労働者から「正常な精神的および肉体的な発達と活動との諸条件を奪い去る」(『資本論』347頁)ことになんの痛痒も感じない。要するに「資本は社会によって強制されないかぎり労働者の健康や寿命には顧慮を払わない」(『資本論』I 353頁)のである。それゆえに「労働者たちは結集し、階級として一つの法律を、まさに彼ら自身が資本との自由意志にもとづく契約によって自分たちと家族を奴隸状態と死に売り渡すことを防止する超強力な社会的障壁を強要しなければならない」(『資本論』I 397頁)のである。

このように、労働時間の制限と短縮は、資本家階級と労働者階級の長期にわたる闘争の産物である。とはいえる、この階級闘争は必ずしも激しい形をとるとはかぎらない。ハーヴェイによれば、階級闘争は、往々にして、資本主義的生産様式を維持する肯定的力として容易に資本主義のダイナミズムのうちに内部化されうる」(『入門』241頁)。

最後に「労働日」の章の解説を締めくくるにあたって、ハーヴェイがこの章の現代的意義について述べていることも傾聴に値する。

「現代における労働慣行の多くが、労働日に関するマルクスのこの章の説明とほとんど違っておらず、きわめて容易に現代の状況をこの章に挿入することができる……。われわれは、新自由主義的反革命と労働運動側の無力化のせいで、このような状況に連れ戻されてしまった。悲しむべきことだが、マルクスの分析は現代におけるわれわれの状況にあまりにもぴったりとあてはまるのである」(『入門』245頁)。

IV おわりに

過労死が跡を絶たない、雇用の非正規化が止まらない、賃金が下がり続ける、貧困が拡大すると

いった日本社会に生じている昨今の事態は、ミクロ的な企業社会分析だけでは説明できない。なぜ労働組合が無力化しているのか、なぜストライキが消滅したのか、なぜ雇用政策が資本擁護的なのか、なぜ新自由主義的改革にブレーキがかからぬのか、なぜ総資本が社会の維持可能性に配慮を払わないのかなどを問うには、マクロ的な労資関係の分析を欠かすことができない。筆者が言いたいのは、労働組合運動の弱体化と無力化には多様な要因と背景があるとしても、マクロ的な労資関係の考察を抜きには、企業主義的労働組合が体制化している事態さえ説明することができず、したがってマクロ的な労資関係の視点を欠いてはミクロ的な雇用関係の分析を深めることもできないということである。

一例を挙げれば、濱口桂一郎氏は、日本の雇用システムの特徴を、職務の内容が定まっている歐米的な雇用契約と違って、職務が決まっていないか職務の概念が希薄な雇用契約である点に求め、それを「メンバーシップ契約」と呼んで、そこから会社の正社員に対する「無限定な働きかせ方」を説明している(濱口桂一郎『新しい労働社会——雇用システムの再構築へ』岩波新書、2009年、序章)。これにしたがえば、労働者を過労死に至らしめるような日本の長時間労働の根源も「メンバーシップ契約」から説明できることになる。しかし、大企業の正社員たちで組織された労働組合がストライキ権を行使できなくなり、総資本と総労働の綱引きにおいて労働側が闘わずして敗北したことを考慮に入れなければ、減私奉公の就社契約ともいるべき「メンバーシップ契約」も、そのもとでの「無限定な働きかせ方」も説明することはできないだろう¹¹⁾。

注

- 1) 『貧困社会ニッポンの断層』に収録した拙稿は、これに先行する「企業社会日本の成立と崩壊」(法政大学『経済志林』第79巻第1号、増田壽男教授退職記念号、2011年3月)を改稿したものである。
- 2) 厚生労働省「労働争議統計調査」によれば、半日以上の年間スト件数は74年には5197件あったが、87年に500件を下回り、03年以降は50件前後で推移し、

- 10年は38件、11年は28件に落ちている。
- 3) 筆者自身は、企業社会の第一の意味を「狭義の企業社会」、第二の意味を「広義の企業社会」として区別し、とくに後者を指すばあいは「企業中心社会」と呼んできた。しかし、筆者のばあいも、企業中心社会を主題に掲げながら、日本の社会システムにおける労働者統合の様相を企業内の諸関係——企業内の生産システム、労働時間、労使関係、企业文化など——に焦点を絞って論ずるという一面性から逃れられなかつた。
 - 4) 渡辺雅男『市民社会と福祉国家——現代を読み解く社会科学の方法』(昭和堂、2007年)は、現代社会は「本質」としての「格差社会(階級社会)」を内に秘めながらも、「平等社会(市民社会)」という「外皮」を身にまとっていると言う(同書7頁、括弧内も渡辺氏)。この市民社会=外皮、階級社会=本質という問題の立て方においても、企業社会概念は、階級社会概念に置き換えられることによって放棄されている。
 - 5) 以下に各章の表題と執筆者名を示す。
- 序 企業社会の扉をひらく(二宮厚美)
- 1 企業社会日本の構造と労働者の生活(渡辺治)
 - 2 ポスト・フォーディズムと日本資本主義(伊藤誠)
 - 3 日本国企業社会の構造——「日本型フレキシブリティ」と「前近代性」の構造(十名直喜)
 - 4 会社本位主義の構造(奥村宏)
 - 5 日本的経営における働くかせ方の論理(熊沢誠)
 - 6 フォーディズムと日本の生産方式(成瀬龍夫)
 - 7 日本国企業社会と労働時間構造の二極化——過労死問題へのアプローチ(森岡孝二)
 - 8 日本国産業社会の特徴と改革の課題——系列支配と生存競争の組織化を中心として(池上惇)
 - 9 企業社会からの自立と主体形成の条件(二宮厚美)
 - 6) 広渡清吾「いま、何が問題か」東京大学社会科学研究所『現代日本社会6 問題の様相』東京大学出版会、1992年、3頁。
 - 7) この拙稿は後に基礎経済科学研究所編『日本型企業社会の構造』(労働旬報社、1992年)および拙著『企業中心社会の時間構造』(青木書店、1995年)に収録された。
 - 8) 例外がないわけではない。江口英一監修、労働運動総合研究所・全国労働組合総連合編『現代の労働者階級——「過重労働」体制下の労働と生活』(新日本出版社、1993年)は、90年代の労働者階級論の数少ない成果の一つである。
 - 9) ついでに『経済科学通信』のバックナンバーをみれば、表題に「資本家階級」を含む特集や論考は見当たらない。「資本家」は、唯一、第47号(85年12月)の佐々木秀太論文「資本家の所有と株式会社」に出ていている。80年代末以降、経済学にかぎらず社会科学の他の雑誌においても、資本家階級の概念はいよいよ用いられなくなってきたが、その理由は、労働者階級の概念が用いられなくなったことと深く関連しており、株式会社における所有と経営の分離や株式所有の機関化だけでは説明できない。なお、筆者は資本家階級の国際比較研究、Tom Bottore and Robert J. Brym ed., *The Capitalist Class: An International Study* (Harvester Wheatsheaf, 1989)に参加し、その第6章で日本の資本家階級について書いたが、それ以降は資本家階級という概念は筆者の著作物から消えていった。
 - 10) 『資本論』からの引用は大月書店版第1巻第1分冊(『マルクス・エンゲルス全集』第23巻)の頁数を示す。訳文は必ずしも同一ではない。
 - 11) 本稿は当初『東京経済大学会誌・長島誠一教授退任記念号』に寄稿する予定であったが、締め切り間際の入院という筆者の健康上の理由でそれが果たせなかつたことを、この場を借りて長島氏にお詫びしたい。

(もりおか こうじ 所員 関西大学)

労働組合運動論コーナー

本誌は第124号（2010年12月）において、「小特集 労働組合運動の新たな発展のために」を組みました。これを受けた形で第127号（2011年12月）で大西広論文「欠落しているのは労働組合の組織論」を、さらに第129号（2012年8月）では「特集 労働組合運動強化の課題」を掲載しました。ここに寄せられた合計11本の論稿はいずれも基礎経済科学研究所の現代資本主義研究会、研究集会での報告や議論を受けて書かれたものです。

このたび、第129号に掲載した寺間誠治論文「求められるのは総合的な組織拡大の論議」に対する大西広さんの反論を兼ねた論文が投稿されました。また、第129号の特集に対しても、研究所

の内外からいくつかの意見や感想が寄せられました。そこで、編集局はこの第129号の特集に対する誌面批評をお願いし、読者からも広く誌面批評を受け付けることにしました（第130号、100頁に案内を掲載）。その結果、ここに紹介するいくつかの批評が寄せられています。なかには編集に対する厳しい批判も含まれています。

以下、大西広論文は労働組合運動論コーナー「その1」、誌面批評は「その2」としてそのまま掲載します。読者のみなさんがこのコーナーに寄せられたさまざまな意見を1つの区切りとし、積極的に受けとめてくださることを願っています。

（文責 角田修一 編集局長）

その1 論文 労働組合指導部に問われているのは 成功事例から真面目に学ぶこと －第129号寺間「論文」への反論を兼ねて－

基礎研の運動はこの数年明らかに大きな発展を遂げたが、その最大の原因是自らの社会的責任を自覚し、それに相応しい力量を獲得するための意識的な組織拡大への努力である。今やそのことに誰も疑問を挟まないが、その教訓をもっとも学ぶべきは実は労働組合運動である。このことを前々号寺間論文への反論として述べたい。

ONISHI Hiroshi
大西 広

I 本当に組織拡大を重視することは何か

私は今でも各種の労働組合から組織拡大の講演、方針作成、分析などの依頼を受けているが、そこではいつも実際に成功した組織拡大の事例と体験を基礎として話をしている。たとえば、組合員拡大運動で目立った成果をおさめている京都建

築労働組合や生協労連から学んだこと、そして、自身が京大職組委員長時代に行なった270名の拡大運動（組合員数の大幅純増はその時期だけ実現された）と全大教時代に経験した数多くの拡大運動（たとえば、佐賀大学での130名の、北海道大学や神戸大学での100名弱の拡大）である。この間、基礎研の会員拡大も大きく進んだが、以上の組合員拡大の経験の重さは基礎研のそれを何十倍も超える。これをリアルに語るのはここでは困難

なので、詳しくは是非是非本誌第127号掲載の論文で紹介した多くの小論をお読みいただきたい。私までご連絡いただければ、メールなどの方法でお送りしたい。

しかし、経験しないで体得すること非常に困難なこの運動論、これはどうすればより広く伝えることができるのか。本当に運動を進めようと思う人間はこの悩みに遭遇するので、そういう論文を一生懸命に探そうとするが、探してみて気付くことは、その必要を満たす文献がいかにないか（「いかに少ないか」ではなく「いかにないか」！）ということくらいである。私の場合は、たとえば私が全大教委員長になるまで十数年間の『全大教時報』で、これを全組合執行部に読まそうと思ったものはなかった。もちろん、本稿が批判の対象とする本誌前々号の寺間氏がいう「方針書」もその条件を満たさない。組合幹部も大会で方針さえ決めれば動くほど簡単な存在ではない。それに血を通わせるための説得がどうしても必要になり、それは「方針書」とは別の理論的なあるいは実践的な解明論稿でなければならないが、こうした文書を労組機関誌においても見つけることは非常に難しい。これは全労連においても言えたことである。

たとえば、『月刊全労連』が2006年1月号から2012年9月号までの計80号6年半の間で特集テーマとして「組織拡大」を掲げたのは次の4号のみ、つまり比率にして80分の4 = 5%であった。この比率は私が委員長をする以前の全大教より多いが、私が委員長をしていた時期の全大教の機関誌におけるものより低い。もっといと、2010年以降にその密度がさらに薄くなっている。こうしたことひとつひとつを問題にすることなく、喫緊の課題、労働運動の存亡をかけた課題に我々は迫ることができない。

11春闘 本格的な組織拡大へ（11年3月）

組織化の風を吹かそう（09年12月）

組織化で要求実現！（08年12月）

組織拡大（07年10月）

もちろん、機関誌は組織拡大をどれだけ重視し

ているかについてのほんの一部の論点にすぎない。全労連の今年の大会議案でも、組織拡大を冒頭に掲げるべきだという意見があつて論争となつたと聞くが、それは真面目に組織拡大を考える者なら誰でも考えるひとつの争点である。全建総連傘下の多くの組合など本当に組織拡大を重視している組合ではそれはあたり前の原則となっているが、そうでない労組ではそうなっていない。実を言うと、全大教でも私の委員長時代は以上の趣旨から冒頭に掲げたが、2代後の委員長になってその順が放棄され、それもが手伝って組織の大幅な後退を招くに至っている。この委員長はその責任をどうとるのであろうか。たとえ「引責辞任」となったとしても傘下の労組はその被害を回復できるわけではない。これもひとつの争点である。

もうひとつ、各労組、単産、産別が開催する「研究集会」（全大教でいえば「教研集会」）にも論点がある。私に言わせれば、これだけ組織の後退が進行し、死活の課題として存在するようになった以上、そこで「研究」されるべき最重要の課題は組織問題である。孫子は「敵を知りおのれを知れば百戦危うからず」と述べたが、はっきり言って我々は敵は知っているが、おのれを知らない。したがって、冒頭の基調報告からその課題を扱い、特別の分科会を設定するのは当然のことであり、私の時代、京大職組も全大教もそのようにした。強力な反論を打ち破って、あるいは執行部の構えを示すことなくしてあの大規模な拡大運動があるはずもなかった。もしこの認識に反論されたいなら、こうした特別の構えなしに大規模な拡大を成功させたどこかの事例を挙げられたい。

II よくある日和見主義について

しかし、以上でも述べ、また組織拡大に奔走する活動家の誰もがぶつかっているのは、美しく理論付けされた日和見主義である。この小論は本誌前々号の寺間論文へのリプライなので、寺間氏の論稿中の言葉を事例にすると、

- ・「『熱心さのあるかないか』だけで組合拡大の成否を図ることが正しいのかどうか」(p.89)
- ・「『組織論』それ自体を取り出して論ずるのではなく、①政策・路線、②運動、③組織を三位一体でとらえることが不可欠」(p.87)
- ・「全労連としては、そのような『組織論』に関する様々な方針を大会の都度あるいは組織担当者会議などにおいて提起しているし、加盟単産や地方組織でも同様の提起を行なっている。したがって、『組織論』がなく「存亡の危機に至っている」とは、どの組合のことなのか」(p.88)
- ・「『連合と比較した場合、全労連は組織全体としての前進を勝ち取っていない』と、指摘されている。…しかし、資本との激しい対立関係の中で組織化をはかっている全労連と、労使で強調しながら日頃の運動を推進している連合を前提抜きに比較するのは、正統な評価とはならない」(p.88)
- ・「労働者が持つ唯一の社会的力は…『多数の力』であるが、そこには『量』のみならず『質』が求められる」(p.90)

これらへの反論を寺間氏は期待しておられるが、それにはここでこの文脈で氏の言葉を引用するのみで十分であろう。真に情勢に見合う組織拡大を実現する為、本当にその課題を重視すべく闘っておられる労組活動家が日常克服の対象として闘っている議論とはまったくこのようなものであるからである。私も特に京大職組の委員長時代には1年の任期の最初の一ヶ月をこうした論争に終始させられた。「させられた」といっても、結果から言えば、ここでの激しい論争がどうしても意思統一に不可欠であったから、「させられ」てよかったですと今は考えているのであるが、である。

しかし、それにしても組織拡大は課題としての意思統一が困難である。隣の同僚に加盟を訴え、それで気まずくなればどうしようと考える。それが怖い。なので、なかなか足がでないのであるが、私は言いたい。そんなにびくびくしなければなら

ないほど、自信の持てる活動をしていないのか、と。

この論点は、時にこの問題意識を出発点として活動改善を導くことがある、という問題に通ずる。京大職組においても全大教参加のいくつかの組合においても、大規模な拡大運動においては「拡大するには何が必要か」という議論が沸き起こって、活動がより全面的となり、活発となつた。私に言わせれば、それこそが「三位一体」の活動、「三位一体」の運動論というのはそういうものであり、ただ「三位一体」を叫べばできるものではない。事実はまったく逆であり、組織拡大というものを真剣に考えるところからすべてが始まっている。これは、本当に組織拡大を実現した組織では誰もが知っている事柄であり、もっといき基礎研でも体験した事柄である。

もうひとつ、日和見主義の一典型としての寺間氏の最後の引用文の論点についても論じておきたい。確かに「連合と比べて厳しい資本との対決があるので拡大が困難」というのは実感でもあろうからである。私も全大教時代、理事会との間で特に厳しい状況にある単組から同様の「反論」を受けたことがある。が、そこでどう対応するかもまた「組織論」ではなかろうか。たとえば、中国共産党は国民党の激しい弾圧で消滅しかけたとき、抗日合作を呼びかけて組織を維持し、その後の飛躍の準備をした。そのようなことを考えるべき組合も状況の中では存在するだろう。中国共産党はただ単に激しく闘い、よって最後の勝利を克ちとったわけではない。それと同様、我々もただ単に激しく闘うだけでは不十分である。「敵を知りおのれを知る」ことから様々な戦略的戦術的工夫をしなければならない。

というよりむしろ、連合をここまで批判するなら（これは私も同じである）、そして、それとは異なる方針、資本から独立した方針を全労連が持っていることを自負するなら、なぜそれを拡大に対する有利な条件と認識しないのかと問いたい。連合は労働者の利益を守らず、自分たちこそ守っているのだと自負するのであるから、労働者

は自分たちの本当の味方は全労連の側だと認識しないわけにはいかない。また、実際にそのことで拡大できている組合もある。だから、ここでその全労連の組織拡大の遅れを正当化するのだとしたら、それはその自覚が欠落しているか、さもなければ、やはり組織拡大の独自の努力を軽視しているというしかない。

III 全労連は大事だからこそ議論の対象となる

本当に私が疑問に思うのは、ここまで正しく、ここまで重要な全労連であるなら、その組織が連合を圧倒できないことをなぜ全労連幹部自身が容認するのか（ナショナルセンターが複数あって当然とする議論で）ということである。これは原発事故後にナショナルセンターを越えた広範な統一戦線が形成されようとしている時期だからこそ思う。逆に言うと、資本から独立した労組は必ず少数派以外にはなりえず、よって連合のような流れが主流となることを当然のものとしているのではないか。ここには克服されなければならない思想上の問題点が含まれていると思われる。少数派であることを問題としない思想上の日和見主義があると思われるのである¹⁾。

実際、私が全大教指導部にいた際にも、同様の考えは一部に存在した。少数派は内部の合意をするのが簡単なのでそのための努力は少なくて済む。ので、何と組合員は少ないほうが良いとの意見さえでることがあった。が、そういう組合は合意獲得の努力なく簡単に威勢よい要求を掲げることができても、力がないので（組合の「力」とは組合員数である）要求は実現できない。しかし、それを組合執行部は反省することをしない。なぜなら正しい要求を我々はしたから、と言えるからである。が、これで良いのであろうか。

私の考えるところ、これはやはり労働組合とは何であるかを理解しない誤りである。ひとつには労働組合は最初から自覚を持った人間の集団ではなく人を育てる組織であること、ふたつにはそも

そもが人数＝組織した労働者の数を「力」として圧力をかける組織であって、「組織率」という指標を持たずに運動する「市民運動」ないし「裁判闘争」との違いを理解しない誤りである。これは高校の教科書にも書かれているほど当たり前のことであるが、労資関係上お金を払う側の資本家は本質的に強い。ので、労働者はひとりでは対抗できない。そのため、集団を作り団結して初めて対抗可能となる。これが労働組合であり労働運動である。つまり、労働者には「数」だけが力なのであって大きな組織を作るのはすべての前提である。

同じことを別言すればこうなる。労資の力関係とはどちらの言い分が筋が通っているのかということで決まっているのではない。マルクスが『資本論』の労働時間章で述べたようにここは権利と権利の闘いであって「労」にも「資」にもそれぞれの「正義」がある。われわれはふと「正義」は労働者の側にのみ存在すると考えるが史的唯物論の基本的考えはそうではない。「正義 (justice)」とは「利益」を「正当化 (justify)」したものにすぎない。そして、だとすると、「労」にも「資」にもあるどちらの「正義」を押し通せるかという問題でしかなく、それを決するのは「論理」ではなく「力」である。我々は団体交渉などでもちらん「こちらの言い分が筋が通っている」と述べるが、それはそのレベルでそういうだけの話であって、事柄の本質は論理の筋で争っているのではない。これは建前上「良心にのみ忠実」な判断で過去の判例との整合性を問う裁判とは異なっている。組織拡大の軽視はこの基本を理解できないところから始まっている。

この点で言うと、寺間論文の問題点はユニオンショップの否定にある。全労連の中にはユニオンショップをとっている組合もあるので、それを主張する論文が全労連政策総合局長の名前で書かれていることに驚きを禁じえないが、労働者たるもの本来使用者とは異なる利益を持ち、団結が上記のように必要なのだから全員が加盟するのは当然のことである。そして、もっと重要なポイント

は、全労連加盟のユニオンショップ組合はそうした出発点にすぎない合意水準をよしとしているわけではないということである。こうした組合はユニオンショップで新しい労働者が自動的に組合に入りさえすればよいと考えているのではなく、それを出発点に様々な運動の体験を積み重ね、学習を重視して労働者を育てる活動を特別に重視している。これこそが「労働者の学校」というものではないのだろうか。ユニオンショップは「労働者を育てる」活動とセットとなったひとつのありうべき組織方針である²⁾。

なお、ユニオンショップではないが、京大職組でも我々は毎年新入看護士を4月1日のうちに加入してもらう取り組みを重視して行なっているが、これもまた「組合はよくよく理解してもらつてからでないと入ってもらえない」のではなく「労働者になったら当然に入る」との構えで行なっている。ユニオンショップと共に、当然にその後の「育てる活動」にも力を入れている。

IV 全労連と階級的労働組合の強化のために

こうして全労連に特に言及するのは、それが真にナショナルセンター統一の核とならなければならないと考えるからであり、そのために日本における階級闘争の発展を担うすべての人が討論の対象とするのは当然のことである。京大職組は一貫してその立場から加盟してきたから私も全労連の組合員であった。全労連はその被選出幹部だけのものではない。

しかし、そう考えれば考えるほど、その統一大前提としての全労連と連合の組織数比率の改善が不可欠である。現状の組織数では全労連をもって「日本の労働者階級を代表する組織」といえない。これはどうしてもまずい。また、もしそうすれば、全労連未加盟でありながら、しかも階級的な立場をとる単産や産別などがなぜ加盟できないのかについての真摯な分析もが必要となろう。全大教では未加盟単組がなぜ残っているかについて

の真摯な分析と対策を練り、国立大学単組のほぼすべての加盟を勝ち取っている。それに対応する努力は全労連においてはどのようになされなければならないのだろうか。

私はこの問い合わせの回答は、「産別」の観点と運動を決定的に強めることではないかと考えている。たとえば、国公立や私立の大学教職員組合運動が、それ自体として連帯を志向するにはそれにふさわしい理由がある。国公立大学の労働条件はほぼ一律に決まっているから統一して改善を要求するのは当然である、大学教員の労働市場は国公私立の間をまたいで成立しているから、国公立での労働条件の切り下げは私学にも響く、逆もまた真理となって団結が必要となる。このような構造となっているから加盟が進み、そして今では全大教と私大教連の間で「大学産別」形成への流れが形成されつつあるのである。全労連のようなナショナルセンターは、このような「産別」の流れをさらに推進し、産業横断的な労働条件の引き上げへと合意を進めることによって自身への各単産・産別の結集を進めなければならない。それが各単産・産別にとって個々の組合員から上納分担金の増額への合意をとる唯一かつ自然な方法である。しかし、現状では、こうした合意を取るには構造上の弱点が全労連にある。全労連の組織において「産別」が余りにも弱いからである。

全労連は地域では県労連や地区労連の形でそれなりの運動を組み立てているが、たとえば大学教員の労働条件は地域の労働条件よりも、全国の同一職種の労働条件に連動しているから、地域の運動しかできないようでは個々の組合員に加盟の必要性を説くことは難しい。全大教は約20の全労連未加盟単産と「憲法改悪反対労組連絡会」を作っているが、それらは全労連に未加盟とはいえ十分「階級的」な労働組合運動である。全労連はこうした単産の加盟なしに組織強化することはできないから、何故それが困難なのかをよく考える必要がある。そして、その点で私が述べたいのは、そのために決定的に必要なのは単組→単産ないし産別の経路を経たさらなる産業横断的連帯と

いう論理を明確にした運動論と組織論である。昨年3月の専修大学での基礎研春集会での浅見報告が「産業の視点」を強調したのもその論理からである。

こうした「産業の視点」は実のところ「全国的」なものだけではなく、「地域的」にも時に重要な要素となる。半数に至るほどの組織率を誇る東京土建は「地域」では「産業民主化」をスローガンに掲げ、それには下請け建設企業との同盟もが必要との認識からそうした企業労働者のまるごとの組合加盟を推進している。建設業者の労働条件は「地域」でも決まるがそれ以上に元請けゼネコンとの対抗なくして改善できないとの認識と、それに見合う組織率への到達が可能にした新たな方針である。全京都建築労働組合もこの方針を学ぼうと現在検討中である。

V むすびに代えて

残念ながら紙数が尽きたので、寺間氏の批判で「政治主義」の論点に関するものには、いざみ市民生協の副理事長独裁に反対する運動を関連して紹介するにとどめたい。³⁾これは、その副理事長独裁を告発した職員の首切り撤回を求める裁判闘争という形のものであり、2001年に原告勝訴で終わったこの裁判には私も支援グループに加わり、かつ論文を裁判所に提出するなどの支援を行なった。そして、その支援の趣旨が、個々の労働組合の評価をその政治スローガンのみで判断してはならないということにあったことが重要である。いざみ市民生協の労働組合は連合労組以上の協調組合で副理事長の生協私物化を容認し、かつその内部告発者に敵対した。逆に言うと、こうした反労働者性を覆い隠すのに革新的な政治スローガンが役立っていたのであり、これを通じて関係者は真に労働者であるとはどういうことかを学んだ。私の「政治主義」批判の趣旨はこういうところにある。

本稿は冒頭にも書いたように本誌前々号での寺間氏の私の論稿への批判へのリプライである。寺

間氏が批判をした私の論稿は寺間氏が誤解しているような「論証」目的のものではなく、労働組合運動全般を30分程度で鳥瞰し、シンポジウムの論点提起をするためのものであって、昨年三月の研究集会では他の報告者たちはその努力をしてくださっている。これらも本誌前々号で掲載されているので、読者には再度吟味され、労働組合指導部が組織論として深めなければならない課題がいかに多いかを再確認されたい。私の考えるところ、そのためにはまず必要になるのは成功事例から真摯に学ぶことである。

脱稿 2012年9月、修正 2013年1月⁴⁾

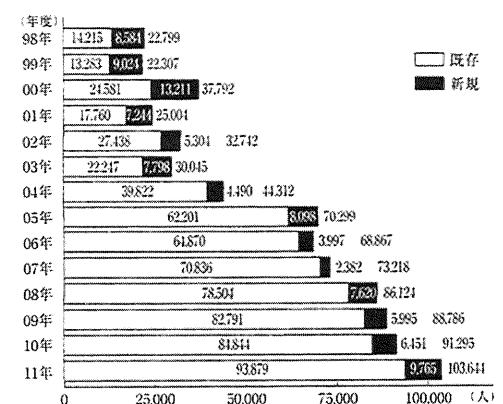
注

- こうした少数派組合をどこまでも容認すると労働者が友達だけを集めて2,3人でも仲間うちの組合を作つてそれぞれが当局との交渉を要求することとなる。こ

第1表 京大職組組合員数の推移(人)



第2図 この間の全労連の組合員拡大数推移



出所) 根本隆「全労連運動の“宝”=単産・地方一体で150万全労連を実現しよう—組織拡大強化中期計画(2012-2015年度)」『月刊全労連』第189号、2012年11月号

れはごく少数の考え方で労働者全体を代表しようとする誤り、労働者の団結を破壊する誤りであり、京大にもそうした少数派組合が存在した。京大職組はこうした少数派主義を厳しく批判している。

- 2) ただし、もちろん、この方針はどの組合でも採用できるものではない。20%や40%の組織率しか持たない組合がその方針を持っても実現できるはずはない。たとえば、80%くらいの組織率となって初めて提起可能な方針であり、逆に言うと、ユニオンショップ化した組合はそこまで組織率を引き上げていたということである。立派なものである。
- 3) もうひとつ、建設労働運動に対する私の提起が実際の運動に役立ったという問題は、私が反論するより実際に建設労組に関わっておられる基礎研会員が述べるべきことと思われる所以、ここでは述べない。
- 4) 本稿は専門論文の掲載された次の号=130号での掲載を予定して書かれたため2012年9月に脱稿されたものであるが、その後、編集局の都合で本号での掲載となったものである。そのため、本文では「前号」→「前々号」、「今年」→「昨年」などの最低限の修正と依頼された個所の削除などを行なったが、編集局が求めた補足説明についてはこの注で行ないたい。具体的には、組織拡大を前面に活動した時期とそうでない時期における実際の成果を明示するようにとの「注文」に対する補足説明である。

そのため、最初に示したいのは京大職組の組合員数の推移であり、それは第1図によって示されている。この表中の2003-4年が私が委員長としてあった期間である。

もうひとつは、全労連に関するもので、その「年間拡大数」は次の第2図に示されている。全労連には2004年の定期大会で提起、2005年の評議員会で決定された「組織拡大強化中期計画」(以下「旧計画」と呼ぶ)と2012年7月の定期大会で決定された「組織拡大強化中期計画」(以下「新計画」と呼ぶ)とがあり、旧計画でも拡大運動がかなり進められることになったものの、新計画ではまたさらに質的な転換があり、その成果が2011年度から現れている。これは2011年の「全国集会」での旧計画への厳しい総括を出発点としているからである。

両計画の間には2点にわたる明確な違いがある。すなわち、①旧計画の数値目標が、組織現勢到達目標(250万=組織率5% = 全労連実現のために、単産140万人、地域組織単独加盟50万人、非正規労働者50万人)であったのに対し、新計画は組織拡大目標(全組織が10%以上の純増、既存組織内での毎年10万人を超える組織化、4年間で20万人を超える労働組合の

加入・結成)を掲げて、運動の量とテンポを示し、総対話と共同・10万オルグ運動が提起されていること。②旧計画で掲げられていた労働相談とローカルユニオン(および地方共済会)を中心とした拡大方針から地方組織や地域とともに単産や産業・業種を重視した方針に転換したこと、である。

この変化は、本文で述べた『月刊全労連』の特集企画の内容にも表れており、2012年11月号には「組織拡大の大波」と題する特集がくまれ、素晴らしい経験が紹介されている。引用によってその一端を紹介すれば、

「当時の書記長は、運動方針提案で『労働組合の最大の使命は組織拡大だ』と発言しました。出席者からは、『私たちの最大の使命は労働条件の維持改善だ』など異論が飛び交い、その場は騒然としました。…異論が出るのを覚悟した上でのこの発言は、私の勝手な解釈ながらオルグとしての書記長の覚悟の重さが、今までの私の甘さを叱咤するものとなりました。」(自交総連埼玉地連執行委員長吉田貴一「タクシー労働者なら誰でも知っている自工総連を合言葉に」)

「全医労(全日本国際)は今年7月に開催された全国大会を164人の増勢で迎えることができた。20年ぶりの快挙であり、全国162支部の組合員が日常不斷に組織拡大に取り組んだ努力の賜物である。…新歓期の4月、5月に組合に加入する新採用者は、年間の組合員拡大数の70%に及ぶ。…組合説明会は4月初旬に行ない…リハーサルをおこなうなどを徹底し、「その場で全員加入させる」という堅い意思統一をして臨んでいる。また、1回だけの組合説明会に終わらせるのではなく、第2、第3の企画に取り組んでいる。…今回の新歓では…過去5年間で最高の組合員拡大数を築いた。…全医労は、春の新歓期と秋の10月・11月を組織拡大・強化月間として位置付け…特に、11月に産別の行動にあわせて全国統一行動日を設け「いいいちにちこうどう」と称して、支部の役員は年休を取りなどして丸1日行動する組織拡大集中日として取り組んでいる。…昨年の「いいいちにちこうどう」では100人の仲間を迎えた。」(全医労副委員長(組織部長)瀬谷哲也「20年ぶりの組織人員増勢の原動力)

となる。最後のものは本稿本文での京大職組の新歓の取り組みに通じる活動もあるので、特に引用した。こうした執着・熱心さこそが求められている。「日和見主義の克服」の実際とはこういうものである。

(おおにし ひろし 所員 慶應義塾大学)

その2 第129号への誌面批評

非正規労働者の 新たな組織化の時代を迎えて

川西 玲子

はじめに

一年雇用の非常勤職員として24年間勤続して働き、同時に労働組合の役員として非正規の雇用の安定と要求実現のために活動してきた私は、129号の「労働組合運動強化」の特集を大変興味深く読ませていただき、沢山の示唆をいただきました。

企業別労働組合の限界、労働組合と社会運動との結合、「労働市場規制」を展望した組織形態論、どれもさらに探求したい大きな課題として今後の研究・議論に期待したいと思います。

I 非正規労働者としての身近な体験から

私は非正規労働者としての身近な体験からまず一番に感じた事は、労働組合の質の問題です。この特集中でも労働組合の「質と量」の問題が現実的課題として議論されています。127号の大西広氏の論文「欠落しているのは労働組合の組織論」ではユニオンショップであれ、とにかく「多数を集めずには要求は実現しない」「少数の頑張りではだめ」という事が強調されていました。しかしいま圧倒的多数の青年・非正規のおかれている職場では、様々な労基法違反が蔓延しています。最低の法違反を是正させるためには規模の大小にかかわらず、無数の労働組合を作つてまず声を挙げられる状況を作っていくことが今一番求められています。声を挙げれば法違反は少数の組合でも改善を勝ち取れます。小さくても労働組合の持っている力の大きさに初めて気づいて、青年・非正規労働者が目を輝かせて変わっていく現場を数多く体験してきましたから、大西氏の見解には

違和感を感じずにはおられません。

この大西論文に対する129号の寺間誠治氏の「労働組合には「量」のみならず「質」が求められる」はまさに共感して受け止めました。質も量も両輪で追及されるべき課題であることは当然ですが、非正規労働者がおかれている、ことさらに厳しい現状からみれば、労働組合の立つ位置（質）によっては、非正規労働者は日々生殺の分かれ道に立たされるわけです。その意味でこの問題は当面の大問題と言つても過言ではないと思います。

さらに、前述の大西氏の論文ではゼンセンのユニオンショップによる非正規組合員の増加の例を挙げ、「連合は非正規に体重移動している」と評価していますが、はたしてそういえるのでしょうか？確かに数は増やしていますが、ユニオンショップによる組合員という自覚の低い非正規労働者と、労使協調路線のため、本気で非正規の雇用の確保と労働条件改善に取り組まない労働組合はどうしようもありません。

事実私たちはそういう場面に数多く直面してきました。ある自治体の保育士たちは「私たちはもっと闘いたかった」と今までの組合を脱退して、自治労連の組合に加入し、断固闘い抜き雇用を守る闘いに勝利しました。彼女たちは長い間組合に加入していましたから、「解雇」の通知を受けた時、真っ先に労働組合に助けを求めました。やっと重い腰を挙げた労働組合との第一回目の話し合いの場に、なんと当局も出席し、「解雇」の説明会にしてしまったのです。多くの組合員は労働組合に失望したまま辞めて行き、どうしても納得のいかない彼女たちは、別の闘ってくれる労働

組合を求めてさまよい、個人加盟の労働組合にたどり着いたのです。彼女たちが一番に言った言葉が「私たちはどうしても納得がいかなかった、闘っても負けるかもしれない、でも納得できるまで闘いたかった」この思いは理不尽な突然の解雇を言い渡された多くの非正規労働者の共通した思いなのです。また、ある職場では「非正規の雇い止は、東京公務公共一般の組合の方が得意だから、あちらに行ってみたら」と自分の組合では引き受けられなかつたと助けを求めて来ました。

このような例は決して希な例ではありません。過半数の、あるいは圧倒的多数を占めている労働組合でも、非正規問題では恥も外聞もなく逃げ腰をさらけ出し、「労働組合」の名を地に落すのです。

労使協調の組合では非正規の争議を抱えて、使用者との「信頼関係」に傷をつけたくないから、非正規問題は「見ない」、「関わらない」がいつの間にか体質となってしまっているのです。

09年から吹き荒れた「派遣切り」の時も見事に「見ないふり」を決め込んだ大手自動車労働組合の姿を目の前にして、多くの労働者がどれほど失望と怒りに震えたことでしょう。

同じ事が今、大手電気の大リストラの中で起こっています。連日新聞でも報道され、厚労省も調査に入っている、パナソニックを始めとする「追い出し部屋」について、連合会長は出身企業にも関わらず、「そういう事は知らなかった」「調査をしたがそういう事実はなかった」と言い放っているのです。目の前で起こっている事も、立つ位置をずらせばなかったことと言えるのです。

非正規の食べいけない低賃金も、同じ仕事をしていても雇用形態の違いだけで賃金水準が全く違う別ルートに区分されていても、ここに思い切って踏み込めなかった労働組合の「質」の問題が、現状のような全ての労働者の賃金引き下げを許すことにつながる土台にあったのではないしょうか。賃金における男女差別、雇用形態差別の解消には「正規・非正規の『利害対立』を克服することなしに労働組合による全労働者の自主的

結集という正しい方向性も現実性を持ちえない」(藤田実氏第129号)の指摘のとおり、労働組合が全労働者の賃金引き上げを考える時本気で「均等待遇」を賃金闘争の中心に据えなければならぬ時期が来ているのではないかでしょうか、私たちはその質的転換を切望しています。

II 重要になってきた不安定雇用労働者と個人加盟組合の結合

最後に、大西氏が指摘する「どの地域ユニオンも財政基盤を確立していないのには、やはりここにも組織論の弱点があるように思われる。」「地域ユニオンは過渡的組織形態と理解するのがふさわしい」という認識をしめされましたか、さらに実態を深く捉えていただけたらと思います。

個人加盟組合は地域ユニオンだけでなく、どこでも例外なく財政的に厳しいことは承知の上で、しかもやむにやまれぬ必要性で作られた組織です。どこからも組織化の手が伸びてこない労働者に寄り添ってさまざまな工夫、努力をしながら階級的気概で支えています。加入してくれる組合員の抱えるトラブルの多さはオルガナイザーを必須とし、不安定雇用による組合員の流動化、低賃金ゆえの安い組合費など、「組合員を増やせば増やすほど財政は厳しくなる」といっても過言ではない基本構造を持っています。ここが正規社員を中心に組織されている労働組合とは決定的に違っています。

「反失業」「半就労」を繰り返さざるを得ない多くの労働者に労働組合は、どのように責任を果たしていくべきでしょうか。今厳しく問われていると思います。労働力の外部市場化が進行している現状では、労働組合の組織化対象からさえも外されて、企業の中に「居場所がない」契約社員、派遣、請負、パート、アルバイトは増大していく一方です。そして、それらの労働者にとって垣間見る「企業内正規労働組合」は自分たちとは無縁、あるいは恵まれた労働者の特権組織とさえ映るのが実態です。そういう中で、小さくても個人加盟の、地域ユニオン、産別個人加盟ユニオン、青年

ユニオンなどが、いつでも、誰でも、一人でもすぐに加入でき、すぐに戻れる、という外部からの組織化の強み（企業の外に砦をもつ強み）を生かして各地で増え続け、戻りの成果を上げています。雇用の外部化、流動化が強まる最悪の状況下

で、不安定雇用労働者と個人加盟組合の結合がこれから労働運動にとっていかに重要であるのかという事を強調して終わりたいと思います。
(かわにし れいこ 所員 元自治体非常勤職員)

経済科学通信第129号(2012年8月)を読んで —労働組合ルネサンスと労働組合研究は始まったばかり—

桜井 善行

はじめに

編集部から、経済科学通信第129号の誌面批評の依頼を受けた。私には荷が重いと思ったが、引き受けることにした。当号は従来よりも内容面でも容量面でも中身が濃いものであり、これを全面的に論評することは評者の能力を遙かに超えるからだ。だが編集部の狙いは、当号全体への批評というよりも、特集である「労働組合運動強化の課題」についての言及を期待したと私には思えた。この課題こそ現在進行形のことであり、研究の外側からの雜音もまた深刻なものである。しかし日本の労働者が理不尽な競争と攻撃にさらされ劣悪な状況におかれているこの時でさえ、日本の労働組合組織率が史上最低を更新中という現実がある。いかにメディアの宣伝があろうと労働組合がこの現状に応えていないことの表である。弁護士出身の首長が、最低賃金制の廃止や労働分野の規制緩和や労働組合攻撃を煽り、けっして少なくはない未組織労働者をはじめとした恵まれない人々が喝采する日本は一体どういう国かという思いがする。その意味でも「労働組合組織論」の研究はすぐれて「人間発達と社会の発展」のあり方に関わる問題であり、そうした問題意識から129号の内容に私なりに迫ってみたい。

尚、129号の誌面構成は特集以外にも「NEWSを読み解く」と小特集「総合的視野の中のアダム・スミス」や学会動向・論文・書評もあり、いずれも力作であるが論者の力量・編集部の意図もあることから割愛させていただきたい。その上で特集と関わった寺間論文の概要についても紹介と検証を試みてみたい。

I 内容

解題（角田修一）では、本号で「特集労働組合運動強化の課題にあたって」が編集・掲載されるに至った経緯について触れている。すでに経済科学通信124号（2010年12月）において、「労働組合運動の新たなる発展のために」という小特集が組まれているが、これは2010年7月の現代資本主義研究会の報告を受けたものであった。そこで報告された「ローカルユニオンと非正規労働者の組織化」（寺間誠治）、「オルグ派遣の可能性と要求の統一化」（中鳶聰）と「報告へのコメント」（中村浩爾）が掲載され、続いて127号（2011年11月）では、「欠落しているのは労働組合の組織論」（大西広）の論考が掲載され、こうした経緯があって、本特集につながった「文脈」を理解する必要がある。

そうした前提のうえで、当号の特集では以下の論文を掲載している。

「日本の労働組合運動の新しい構図 一現段階と課題一」（浅見和彦）では、労働者の階層に注目する観点から、日本の労働組合運動の現段階を台頭する新しい構図として描き、国際比較から組織と運動の中長期的な改革課題を提示するとともに、〈有機的連帯〉による戦略的な構想力の必要性を指摘する。

「労働市場規制と労働組合」（兵頭淳史）では、労働組合運動の目標として「労働市場規制」が改めて注目されつつ現実に目を向け、今日それを可能ならしめる必要条件は「使用者の組織化」であり、その目標に向けた労働組合の戦略において第一義的に重要なのは、職場・企業レベルにおける組織と行動であることを強調する。

「アメリカの社会運動型労働運動とグローバルな展開 一2006年ロサンゼルス『不法移民に市民権を』から、2011年ウィスコンシンの闘い、そしてオキュパイ運動へー」（後藤康夫）では、2011年、世界各地で若者たちが声を上げ、広場を占拠し、新しい日常生活を創出したことを指摘し、これはD・ハーヴェイによれば、「パリコミューンが試みた未来社会像の新たな展開である。」これにこれまでの運動はどう関わるかということを問いかけている。もちろんこうしたオキュパイ運動についての意義や正当な評価は必要である。従来の企業内、特権層の既得権擁護の運動ではなく、底辺から政治主導もなくわき出た運動の積極的評価は当然である。しかしながら論者がこだわるのは、どうして日本だけが蚊帳の外に置かれているのだろうかという思いがする。世界を圧巻した運動が、日本の若者的心を十分に取り込めなかつた意味は、我々とて真摯に考えなければならない。

「全労連における組織拡大・強化の取り組み」（寺間誠治）は、ナショナルセンター全労連の非正規労働者組織化の運動として、パート・臨時、ヘルパー、派遣・請負労働者の運動を束ね、「非正規雇用労働者全国センター」をつくって活動を

進めている事例と、個人加盟のローカルユニオンは、リーマンショック後の2年間で5373人増加し、1万人台を突破した事例を紹介している。この論文では、華々しくはないが、組織化において着実に前進している側面も知らされた。

「新自由主義時代での労働組合 一北海道教職員組合における団結権と市民的自由権一」（宮田和保）は、北海道教組を事例に、日本の現在の労働運動に対する攻撃の特徴は、市民的自由の否定と労働者保護法の形骸化であり、これはILO条約188本中、日本が批准しているのは48本であり、日本の労働運動は明らかに非国際化のなかに投げ出されている事実を紹介している。大阪橋下市政が、労働組合運動へのむき出しの敵意と弾圧を行う以前に、北海道では同じようなことが行われてきたことに着目したい。

「労働組合運動強化の課題は何か」（藤田実）は、社会運動との結合、企業別組合においても産業別の連帯を高める方向に進化させ、多様な組織形態・運動形態が必要となってくることを説いている。これは今まさに日本労働組合が真摯に受け止めなければならない重要な課題だとは思うが、現在の労働組合運動の担い手にどこまで受容されるかと思った次第である。

さらに特集からは外れるが、論文「求められるのは総合的な組織拡大の論議 一「欠落しているのは労働組合の組織論」に関してー（寺間誠治）」は、この間行われた大西広氏との論争への反論を試みている。いわゆる「寺間・大西論争」である。ただこの論議は、当事者の中での認識のずれがあり、論争も同じ土俵でやっているように見えなかったのは、筆者の力不足か偏見だったのだろうか。

以上の論文は、現代日本の労働組合運動の低迷を突破する足がかりとして、中長期的な組織論・運動論の大膽な見直し（浅見）や、職場における労働組合の実質的交渉力と職場規制力を獲得する道筋（兵頭）や社会的ユニオニズムへの転換（後藤）、日本の労使関係の周辺・底辺としての不安雇用労働者の組織化（寺間）であり、団結権への

侵害への反撃と ILO などの積極的活用（宮田）「企業別から産業別への展開の必要性」と「多様な組織論・運動論の展開」（藤田実）を唱えるものであった。

II 論点になるかどうかは別として

誌面の都合上も評者の力量からしても、各論文の全容を明らかにして論究を深めることは、論者の力量を遙かに越えるものである。だが本書を貫いているのは、「基礎研」という学術団体が、社会問題・社会運動の中でももっとも困難な状況におかれ、また評価も難しい労働組合の組織と運動にスポットをあてて検証を深めようとしていることである。このことの意義は大きい。

こうしてみると本号の特集は、奇しくも現在進行形での労働組合運動と組織が衰退をもたらしている現状をどうするかという課題に一石を投じたことだけは確かである。しかしこれはまだ「始まり」であって「終わり」ではない。これから労働組合運動の「ルネサンス」を語るための一歩を歩み出したという意義は強調したい。

労働組合運動組織論についての「まっとうな」論議は今始まったばかりである。だからこれからおそらく延々と続くであろう労働組合運動組織論の「健全な」発展のために、評者のこだわりを記しておきたい。

第一は、本来は労働組合は働くものの利益を代弁するはずであるが、労働組合がどうして労働者のいのちと暮らしを守ることが出来ないのかという命題である。リストラに対抗できない、過労死の労働者家族を救えない大企業の労働組合はなんぞやということである。もちろん労働組合の役割を自覚して、真摯にこうした課題を遂行しているところもあるが、それは圧倒的少数である。労働組合運動の奔流も含めた労働組合の存在意義が問われている。

第二に、最近では労働組合の存在が「世代間対立」の代弁者にまで祭り上げられている。よくある話が、労働組合の存在が近寄りがたい「おじさん」組織であり、古い既得権に寄りすがっている

という批判である。これは体制を通じて長くかけられてきた攻撃の基本的なスタイルであった。だがこれは深刻な「眞実」も含んでいる。「唯我独善」が若者の接近を妨げているというのは言い過ぎだろうか？ 少なくとも私たちの周りにはそうした傾向が見え隠れする。

もちろん、世代間対立を強調すると階級間や階層間の対立や格差から目をそらすことにもなりかねない。しかし現象面での世代間対立は深刻である。この問題の解決に向けての努力を当事者がしないことには、労働組合に若者が結集することはあり得ない。

第三に、そのうえで現在の労働組合は、社会の変化と進歩に耐えられるのか？ ということである。かつての「冷戦崩壊」当時、階級対立も無くなつた（？）ということで、労働運動は過去のものであり、もはや市民運動の時代だという論調が左派陣営の中にも現れた。もちろん、現在の社会的労働運動の意義は認めるものの、労働運動がそれらの中に包括され溶解されていいっていいのだろうかという思いが評者にはある。

日本の労働組合の弱点が企業別組合にあったのは事実である。だが、新しい運動の組織の萌芽はあるだろうか？ 現存の運動の多くは、既成の組織であり、協調潮流も戦闘的潮流も、闘い方はずいぶん違うように見えるが、既得権益を守ることには熱心である。それは、大企業あるいは公務員の正規雇用労働者の利益のみを追求してきたという、今までの日本的労使関係の「負」の面をひきずっているからである。だから現在ビッグユニオン中心の連合のみならず、全労連内部でも、正規雇用労働者と非正規労働者の利害が対立しているのは、社会法則をまさに反映している。

III 最後に

これまで代行主義、おまかせ民主主義は長く日本社会を覆ってきた。誰かさんがやってくれれば、という発想である。これがずいぶん人間の心を蝕んできた。さらに生活保守主義の影響も大きい。これらは現代社会が永遠に続くという幻想

と、自分もその社会で「頑張れば」勝ち組になれるのではと言う幻想と錯覚に陥っているからである。日本の労働組合運動の再生はそうした意識の克服を同時にめざさなければならない。

数は力である。確かにそれは真理的一面を語っているが、一面だけでしかない。団結権の擁護のためと一部では高く評価されてきたユニオンショップを締結している労働組合の多くが、十分な役割を果たすどころか、「資本と経営の言いなり」になっている現状への考察も必要であろう。労働組合は「生き物」である。それが成長するのか淘汰するのかの予測は別として、デリケートな

「代物」であることは確かである。

その上で、実践面では、遡上に載りにくい分野へのアプローチも期待したい。たとえばJR総連や、関西生コン、連合産別のフード連合や、大企業内での「少数派組合」、「ユニオン」などの検証が現れることも期待したい。時間はかかるだろうが、正確な論究が現れることを期待する。それが労働組合だけでなく、崩れつつある左派の陣地の再構築と労働組合の組織の再生と運動の活性化につながるのではということを期待したい。以上が129号を読んで、評者が感じたことである。

(さくらい よしゆき 所員)

労働組合組織論論争のあり方

中村 浩爾

はじめに

最近の『経済科学通信通信』（以下『通信』）は、内容も豊富で充実しているように見える。研究大会や現代資本主義研究会（以下「現資研」）の活発化とそれを生かした編集局の努力の反映であろう。しかし、それと同時に、原稿の過多、執筆者の偏り、そしてチェックの甘さという編集上の問題も生じているように思われる。たとえば、「書評」や「ニュースを読み解く」に顕著に表れている。ここでは、私が司会者として関わった現資研（2010年7月31日）の成果を『通信』に反映するにあたって生じた問題を通して、その一端を明らかにしたい。

I 論文・寺間誠治「求められるのは総合的な組織拡大の論議—『欠落しているのは労働組合の組織論』に関する—」（『通信』No.129, 2012.8）の波紋

129号掲載のこの論文に気がつかない読者も多

いであろう反面、この間の取り組みに関わりのある読者の間では、現在、様々な波紋を呼んでいる。複数の誌面批評が予定されている上に、大西氏によって「反論権」が行使されるとも聞く。一般論として言えば、掲載された論考をめぐる活発な議論は望ましいことである。しかし、今回は一般論では片付かない。なぜなら、寺間論文は、大西氏自身が自己の論文「欠落しているのは労働組合の組織論」（No.127, 2011.12）を2012年の春大会での「たたき台」として位置づけ、報告者やコメントテーターに批判的コメントを求めたことに応えたものであるからである。寺間氏は、その春集会（2012年）の際には、全労連の方針や取組の報告を優先し、予稿集でも共通セッションでも、大西論文についてのコメントは最小限に止めている。

それと対照的に、大西氏は自らが司会を務めた春集会の共通セッションの場で、寺間氏批判ならびに宮田氏批判を行ったが、それは多くの参加者や共同司会者が驚くような感情的・一方的なもの

であった。この段階で、寺間氏には批判的コメントを最大限に展開する権利だけではなく、本来の意味での反論権行使する権利も生じたと見るべきである（もちろん、宮田氏も同様である）。そして、もともと自らの論文を「たたき台」として位置づけ、それに対する批判的コメントを大西氏が自ら求めた限り、それに応じた批判的コメントに対して再び『通信』誌上で反論するというのは失礼であり筋違いでもある。なぜなら、大西氏には、No.127号掲載の論文、報告者へのEメール送信、予稿集への再掲載、そして春大会共通セッションでの司会者としての発言によって、自己の主張を十分展開する機会が保障されたのだからである。それでも足りないというのであれば、春集会の特集「労働組合運動強化の課題」（No.129）において司会者の立場で「総括」する—その中で寺間コメントや宮田報告について言及することができたはず—のが適当であったであろう。もっとも、この特集の冒頭には、角田氏による解題があり、それが一連の取り組みを見事に総括しており、総括という意味ではそれ以上のものは必要なかったことも確かである。

しかし、いずれにしても、春集会（2012年）の段階で大西氏の側では一応の区切りが付いたと見るべきである。

II 論文・大西広「欠落しているのは労働組合の組織論」（『通信』No. 127, 2011.12） 発表の経緯とその形式・内容について

（1）大西論文掲載の経緯

さて、大西氏が、その付言でも明らかにしていくように、この論文は2010年7月31日に開催された現資研での報告を文章化したものである。その現資研は、「労働組合運動の新たな発展のために」をテーマとして開催され、①寺間誠治（全労連・総合政策局長—当時）「ローカルユニオンと非正規労働者の組織化—新しい労働運動と労働組合改革の方向—」、②大西広（京都大学—当時）「欠落しているのは労働組合の組織論」③中島聰

（地域労組おおさか青年部・書記長—当時）「『オルグ派遺』の可能性と『要求の統一化』の意義」の三本の報告を受けて活発な討論が行なわれた。この成果は、『通信』No.124号（2010.12）の小特集「労働組合運動の新たな発展のために」にまとめられている。ただし、寺間報告と中島報告は同じ124号に掲載されたが、大西報告は次々号（No.126）に掲載される予定であった。しかし、実際には、東日本大震災のために大会開催が延期された結果、No. 127号（2011. 12）への掲載となつたものである。

以上の経緯からわかるように、寺間報告（No.124）と大西報告は、本来、同じ号に小特集として掲載されるのが望ましいものであった。もし、そうなつていれば、そこで話は終わっていたはずである。それにもかかわらず、大西報告が別扱いとなつたために、問題が生じたのである。

大西論文（No.127）=大西報告には当初から批判があったが、前述の寺間論文（No.129）の発表を契機に、それがさらに強まっただけではなく、編集局の編集方針に対しても批判・疑問が出された。の中には、内容に対してだけではなく、編集局員が特別扱いされているのではないかという批判・疑問もあり、それらが直接のきっかけになって購読をやめたと思われる読者さえいたことは看過できない。

（2）大西論文の形式と内容について

私は、当日の司会に携わった者として、前述のNo. 124号の小特集の解題を書いたが、その最後を次の言葉で結んだ。「次々号掲載予定の大西報告によって、主要争点に関する議論の不十分さが補われることを期待する」と。しかし、残念ながら、大西論文は、形式の面でも、内容の面でも、この期待に応えるものではなかった。

まず、形式の面から見れば、本来、「報告」とすべきところが、「論文」となった点が問題である。なぜなら、前述の寺間報告と中島報告は小特集の中に組み込まれ、論文の扱いを受けていない。ところが、同じ性格を持つ大西報告が、論文

として書き直されていないにもかかわらず、論文とされたことは不自然である。

次に、内容の面から見れば、十分な根拠も示さず、全労連を「政治主義」と批判したり、自己の実践を即ち的に肯定するなど、主観主義や経験主義が目立つ。前述の現資研（2011.7）においては「ナショナル・センターの統一」が一つの大きな論点であったが、大西氏は、現資研当日だけではなく、この「論文」（2011.12）においても、それを自明の目標であると主張している。しかも、連合やその傘下の組織が拡大に成功しているのに対して、全労連は組織拡大の方針さえもっていないかのように断じた。また、大西氏は、自分の行くところではことごとく組織拡大に成功しているとして、その例をいくつか紹介している。しかし、全労連が、十分な成果を挙げているかどうかはともかく、組織拡大の方針さえもっていないなどということは誰が考えてもありえないことである。また、自己の関わった組織での拡大の成功のみを強調しているが、本当にそう言えるかどうか、また、仮にそれが事実だとしても、その経験をそのまま他の組織にも生かせるかどうか、また、理論化できるかどうかは疑問である。

大西氏の主張の根本には、「数は力なり」ということがあり、そこから「拡大至上主義」へ至るが、「数は力なり」ということは自明の公理ではない。また、量のみを重視すれば、少数者や少數組合は結局、否定ないし軽視されることになるのではないか。さらにまた、「ナショナル・センターの統一」問題についても、なぜ「統一した方が良い」のかと問われても、なぜなら、「数は力である」から、という答え—「数は力なり」という前提から出発する限りこれは循環論法であって何も論証されていない—しか出て来ないのでないか。論文と言う限りは、これらの疑問に答える必要があるし、成功例だけではなく、自己の弱点や失敗例も含めて論じなければならない。つまり、説得的な論理や実証性が必要である。しかし、残念ながら、大西「論文」にはそれが決定的に不足している。

III 寺間論文（『通信』No.129, 2012.8）について

他方、寺間論文は、前述の経緯からもわかるように、自分の側から論争を仕掛けたのではなく、基礎研の所員であるが故に、いわば、反論を余儀なくされたという性格のものである。寺間氏が基礎研と何の関係もなければ、大西「論文」を無視するか、逆に、抗議の対象とすることもあり得たからである。寺間氏は全労連を組織として代表するという立場ではないが、対外的には全労連の幹部（一当時）としての責任を負うという立場からすれば、対応に苦慮したはずである。それにもかかわらず、寺間氏は批判的コメントを求める大西氏からの要請に真摯に応えるとともに、必要な範囲での反論を行ったものである。

寺間論文は全労連が明確な組織方針を持って実践していることを実証的に示すと同時に、困難もあることを認めている。また、「ナショナル・センターの統一」については、その目標自体を自明視せず、国際的動向に照らして議論を深めている。ここには実証性、論点を深めようとする努力、そして自己および自己の所属する組織の活動を対的に（客観的に）検証する姿勢が見られる。つまり、論文と呼ぶにふさわしい内容であり、学問的論争に必要な要件を満たしている。

因みに、寺間報告「ローカルユニオンと非正規労働者の組織化—新しい労働運動と労働組合改革の方向—」（No.124, 2010.12）では、ローカルユニオンの取り組みの紹介だけではなく、アメリカの「社会運動ユニオニズム」の紹介もされており、報告の際の資料には「オーガナイザー養成マニュアル」（ハリー・ケルパー）もあった。この寺間報告と寺間論文（No.129, 2012.8）を比べてみると、寺間論文は、現資研での討論や大西「論文」への批判的コメントを通して発展していることがわかる。

その意味では、寺間氏の側でも、この論文をもって二連の「論争」が終わったと言うべきであろう。しかし、もし、大西氏の「反論論文」が

『通信』131号に掲載されれば、寺間氏には再び反論権が生じる。そのような事態は好ましいことであろうか？

そもそも、労働組合組織をめぐる論争というものは、政治的立場や路線の対立、そして理論家と活動家との立場の違い、組織と個人の関係など様々な問題がからみ、難しいものである。それだけに、論争に際しては、何よりも公平さ、公正さ、そして礼儀や節度が求められる。

おわりに

このように、二つの論文を見たとき、原稿の内

容のチェックや原稿の扱い、そして編集に問題を感じる。それは、ここでは紙幅の都合で取り上げることができなかつたが、「書評」や「ニュースを読み解く」も同様である。どのジャンルでも、それぞれのジャンルにふさわしいスタイルや内容、そして水準が求められる。そのためには、個々の原稿のレベルアップを追求するとともに、編集体制および編集手続を再点検し、適正化する必要があると思われる。

(なかむら こうじ 所員 元大阪経済法科大学)

労働組合運動を「自分(たち)のもの」と 感じてもらえるために

橋口 昌治

I はじめに

私は「ユニオンぼちぼち」という京都と大阪を中心に活動する個人加盟ユニオンの活動に関わらながら、2000年以降に相次いで結成された首都圏青年ユニオンなどのユニオンを「若者の労働運動」と呼び、研究もしてきた。なので今回お声がかかったのは、特集「労働組合運動強化の課題」への批評を求められてのことだと思う。アダム・スミスについては、今回的小特集で初めて彼が芸術論を書いていたことを知ったほどの知識しかなく、批評などとても無理である。とはいえた集中についても、論稿を寄せられている先生方は自分が労働組合運動の勉強をする際に読んでいる方々なので、批評などできるのだろうかというのが正直な気持ちである。しかし一方で、自分が個人加盟ユニオンの活動に関わりながら感じていることとの間にギャップも感じたので、そのあたりから言

えることを書きたいと思う。

II 特集「労働組合運動強化の課題」 について

まず特集の内容を、評者なりに整理しながら見ていきたい。最初に、浅見論文「日本の労働組合運動の新しい構図—現段階と課題—」が、タイトルにある通り全体の構図を提示している。企業別組合、公務・公共部門、中小企業部門それぞれにおける運動・組織の衰退を描出しながらも、衰退ばかりではなく、技能職・専門職、非正規労働者の組織化の前進も見逃してはならないと指摘する。その上で、労働者の階層的基盤の分析（労働者類型論）、労働組合の組織論、機能論を「三位一体」の関係として捉え、結びつけることが重要であるという立場から論点と課題が論じられる（労働者類型については帯刀治・北川隆吉編『社会運動研究入門』（2004年、文化書房博文社）の

118-119頁に詳しい図が載っている)。そして、組織論では労働組合と企業内労働者組織の二重性について問題にされ、機能論ではウェップ夫妻の議論を参照しながら労働協約適用率の向上などが提起されている。最後に挙げられている課題、「労働者諸階層と運動諸潮流とを〈有機的連帯〉(E.デュルケム)によって統合する戦略的構想力」と「戦後日本の産業別労使関係機構確立の諸経験を総括すること」は、他の論稿に引き継がれてい る。

一つ目の労働者諸階層と運動諸潮流の統合という課題に直接答えてているのは、後藤論文「アメリカの社会運動型労働運動とグローバルな展開—2006年ロサンゼルス「不法移民に市民権を」から、2011年ウィスコンシンの闘い、そしてオキュパイ運動へ—」である。2011年に大きな注目を集めたオキュパイ運動の背景にある運動の諸潮流を捉え、その中に労働運動を位置づけている。この労働運動は、組合によってのみ構成されているのではなく、特に近年はNPOのワーカー・センターが台頭しているという(この辺りの事情については、遠藤公嗣編『個人加盟ユニオンと労働NPO』(2012年、ミネルヴァ書房)、遠藤公嗣・筒井美紀・山崎憲『仕事と暮らしを取りもどす』(2012年、岩波書店)に詳しい)。「労働運動の昂揚のあるところには、労働組合と様々な社会運動、コミュニティ運動とのあいだに、緩やかでオープンな連携が形成され、そうした活動のなかで、労働運動が社会運動型へと転化しつつある」という指摘は、評者の関心と重なるところである。また藤田論文「労働組合運動強化の課題は何か」も「社会運動との結合」を唱えており、特集全体として、そのような運動の見通しが、程度の差はある、共有されているように感じた。

一方、藤田論文が「企業別労働組合運動の限界」を指摘し「労働組合運動の産別展開」を唱えているのに対して、兵頭論文「労働市場規制と労働組合」は「『産業別の個人加盟組織に脱皮せよ』というような命題は、研究者が労働組合に対して軽々に説諭すべきものでない」と異論を唱えてい

る。兵頭論文は、産業別単一労組を目標とすることを全面的に否定しているわけではない。むしろそのためにも、日本労働組合の歴史と現状を踏まえれば、職場における交渉力・規制力を高めることは不可避であると説くのであった。「産別展開」という運動論におけるある種の「常識」を打ち碎くためか、「労働市場規制のための必要条件」として「労働者の組織化から使用者の組織化へ」という命題が提示されている点が、ユニークであり刺激を受けた。

寺間論文「全労連における組織拡大・強化の取り組み」は全労連運動の現状報告であり、「現勢力を維持するには年間10万人以上の拡大(実績25%増の拡大)が必要である」という厳しい状況の中、現場で様々な取り組みと工夫が行なわれていることが分かる。また特集の中には含まれていないが、寺間論文「求められるのは総合的な組織拡大の議論—「欠落しているのは労働組合の組織論」に関して」は、第127号に掲載された大西論文へのレスポンスであり、緊張感のあるものであった。宮田論文「新自由主義時代での労働組合—北海道教職員組合における団結権と市民的自由権—」は、「市民的な自由」を増進するかのような論理で進められる新自由主義の矛盾をつき、「労働組合の権利を市民的な自由に基礎づけることを求めている」。この問題提起自体重要であるが、同時に浅見論文の示した労働者諸階層と運動諸潮流の統合という課題を考える上でもヒントになるものであった。

III 特集に対する経験的な批評

冒頭に書いたように、理論的に正面から諸論稿を批評することは私の手に余る難題である。一方、経験にもとづいた批評はできるのではないかと感じたので、そのようにしたいと思う。

まず諸論稿のうち一番共感を持って読んだものは、アメリカにおける社会運動と労働運動の交叉を描いた後藤論文であった。もともとオキュパイ運動などのアメリカの動きには関心を持っていた

上に、評者自身も渡米し現状を見てきたからである。論文ではロサンゼルスの事例が紹介されていたが、自分の場合は昨年 Labor Notes の大会に参加し、会場のあったシカゴの運動状況を見てきた（Labor Notes は、アメリカの左派系の労働組合活動家によるネットワークであり、自らを Troublemakers と呼んでいる）。ツアーを組んでいただいたので、ワーカー・センターなどで現役の活動家の話を伺えただけでなく、メーデーやオキュパイ運動、オバマ選挙事務所前での抗議行動などにも参加できた。そこで見たものは、まさに労働運動が「『ソーシャル・ジャスティス（社会的正義）』の実現を目指す、広範な『社会運動』型へと成長・転化しつつ」ある姿であった。一方、参加し研究もしている「若者の労働運動」のリーダー的なメンバーの多くが、社会運動の経験を持ちながら労働運動に参入した経緯があり、日本における労働運動と社会運動の交叉も肌で感じている。

こうしたなか、シカゴにおいて、伝統的な労働運動の手法・文化と社会運動のそれとの間にギャップがあるといった話も聞き、日本においても似たようなことを見たり聞いたりしていることを思い出した。例えば反原発のデモや抗議行動において、組合旗を持って参加することについて議論になった。首相官邸前や大阪の関電本社前での主催者と参加者のやり取りはネット上でも話題になったが、友人によると、ある地方都市でも同様の議論があったようで、この問題は広い裾野を持っていると言える。そして、このやり取りにおいて重要なことは、まず「反原発運動のリーダー層において労働運動がどう思われているか」という問題と、「反原発運動のリーダー層に、労働運動が社会にどう思われていると思われているのか」という二重の問題があることである。反原発運動側として、自分たちの運動を拡大する際、自分たちが労働運動（のスタイル）をどう思っているかだけではなく、自分たちが獲得したい／できると思っている層に労働運動がどう思われているかについても念頭に置くことは合理的だと言え

る。そのことと関連して、自分にとってさらに重要なと思われることは、反原発運動の主催者の多くが労働運動を「自分たちのもの」だと必ずしも思っていないことである。彼ら彼女らのほとんどが労働者であり、Twitterでのやり取りを見ていると労働問題への関心もあることが見受けられるにも関わらずである。今後、相互の運動スタイルの理解が進み、「緩やかでオープンな連携」ができるようになったとしても、労働組合運動に関わっているものとして、それでは寂しく感じる。

そして、このような「労働組合を自分のもの、自分が所属すべきところだと思えないという感覚」は、相談活動や研究上のインタビューを行なっていると頻繁に出会うものもある。例えば、フリーター全般労働組合の組合員の方は、評者のインタビューに対し以下のように答えてくれた。

賃金や待遇で主張していけない、品行方正な労働者だったり人間だったりすれば主張できても「自分は無理」ってどっかでずっと思ってきたから、だから労働組合にもたどりつけなかった部分があると思います。それは20代にキャバで働いていたときも、アイフルでティッシュ配ってたときも、明らかに「あたしは労働組合では守られない」ってどこかで思ってると思いますね。当時の自分の言葉で語るなら。（拙著『若者の労働運動』生活書院、2011年、189頁）

つまり、待遇への不満や経済的な必要性を感じていたとしても、また仮に労働組合を知っていたとしても、「労働組合に相談しよう」「加入しよう」という気持ちにはなれないという感覚があるのである。それはデモを主催するような活動家層も含め、日本社会全般に広がっているように思われ、その克服が今後の労働運動の発展のために必要であると評者は考えている。しかし今回の特集ではそのような問題意識が感じられず、自分の立ち位置とのギャップを感じた。

社会運動論では、不満（集合行動論）と資源

(資源動員論) の両方が存在するにも関わらず運動が生起しない状況をいかに説明するのか、という先行研究の問題点を克服するために、1990年代以降「運動の文化研究」が盛んになった。そして拙著を書く際、上記のような感覚を論じるために、西城戸誠『抗いの条件——社会運動の文化的アプローチ』(人文書院、2008年)などの社会運動論の先行研究を参照した。

一方、特集では査定や賃金制度、労働市場に注目した労働者の類型化とその分析にもとづく組織化、あるいは労働市場の規制などに着目した組織論が主要な関心を占められていた。もちろんその重要性を否定するものではない。また個別相談や労働者個人への対応の重要性ばかりを論じても視野が狭くなる恐れがある。しかしやはり、労働市場の現状や変化からアプローチする組織論、運動論だけでは十分ではないと感じた。

また、労働組合運動を文化的な観点から分析し、運動文化を見直していくことは、社会運動との連携においても必要な観点であるとも思う。もちろんこれまでの運動文化の蓄積を全否定するものではないし、またそれが諸運動の参考になることもあるであろう。しかし、「労働運動が連帯を独占する時代」はすでに終わっているのである（篠田徹「グローバル・レーバー——連帯の可能

性を求めて（第1回）」『生活経済政策』2004年4月）。他の運動から学び労働運動の運動文化を見直していくことは、喫緊の課題だと日々感じている。その場合の文化の見直しとは、労働組合の見栄え・イメージを良くするといったことよりも、会議の進め方、お酒の飲み方、日程や場所、会費の決め方などなどの関係の作り方であり、細かだが組合員に「ここにいよう」「この人たちと一緒にやっていこう」と感じさせられるようになることを指している。

新自由主義的な政治家が自由を騙り、「既得権益」を主張する労働組合などの中間集団を攻撃する状態が長く続いている。しかし少なくない労働者が、彼らを「自分たちの代弁者」だと感じている。そのような現状において、「もっと多くの人々に、労働組合運動を自分たちのものだと思われるためには何が必要か」という観点からの組織論があつてもよかつたのではないかと、外的な批評になるが、感じた。企業だけではなく労働組合にも、黙ってやり過ごしたり辞めていったりしている人がいるのではないだろうか。その声をいかに引き出すか、聞き逃さないか。小さいが大きな課題であると感じている。

(はしごち しょうじ

立命館大学衣笠総合研究機構 PD)

やはり欠落している労働組合の「組織論」 —「経済科学通信」第129号を読んで—

馬場 隆雄

はじめに

『経済科学通信』129号の特集「労働組合運動強化の課題」では、労働組合の現状と未来が、多くの研究者・労組活動家の多様な考察と切り口

で、問題提起された。全労連傘下の労働組合役員である私にとって興味深く、労働組合運動を科学的に検証することの重要性をあらためて確認できた。多くは、現状認識や今後の発展方向に貴重な示唆を与えられられたものであったが、一方で、

現在の労働組合が抱える主体的な弱点をそのまま無批判かつ積極的に論述されたものもあり、それを批判的に読むことで、あらためて「労働組合運動強化の課題」が明らかになった。

前者は浅見和彦氏や兵頭淳史氏などの論文であり、後者は寺間誠治氏による2つの論文である。寺間氏の一つは「全労連における組織拡大・強化の取り組み」で、従来の全労連の組織拡大に関する認識と方針が概括的にまとめられ、もう一つの「求められるのは総合的な組織拡大の論議」は特集外であるが、第127号の大西広氏の「欠落しているのは労働組合の組織論」に対する反論である。

今回の特集では、浅見氏によって労働組合の類型別の運動課題と産業・地域・職場における組織化の重要性が示され、兵頭氏の労働市場規制と組織化の問題整理が行われるなど、実践的で先駆的な提言に満ちている。寺間論文についても、それを労働組合全体の弱点として、一部労働組合役員の組織論の欠落としてみると、それもまた「労働組合運動強化の課題」として読み解くことができる。

したがってここでは、寺間氏の2つの論文を中心に私の感想を述べ、批評しながら、現在の労働組合運動の到達点をふまえてこの特集の意義を考えたい。

本論に入る前に、私自身の略歴を述べておく。私は全建総連傘下の全京都建築労働組合（京建労）伏見支部で、専従として26年間活動し、現在に至るまで38年間在籍している。伏見支部着任の1974年には組合員450人、現在は2,800人である。全労連組織部長であった寺間氏とは、全労連大会や評議員会をはじめ、組織関係の会議などで、組織拡大をめぐる実践的な議論を闘わせてきた。

I 寺間論文の2つの欠落

寺間氏の論述は、全労連の構成組織や役員・活動家の中には異論もあるものの、当然ながら従来の全労連の認識や方針とほぼ一致している。

特徴の第1は、組織拡大の数値目標が欠落していることである。2つの論文中にも、全労連第22回大会（2006年）で決定された「組織拡大強化・中期計画」（旧中期計画）にも、「2010年までに200万全労連を実現する…単産は140万人に…地方は60万人…」という現勢到達目標はあるが、そのために何人の組合員を増やすという具体的な数値目標はない。増やすべき数がわからないと、労働組合としては運動化できない。

私の知る限りでは、京都総評は2011年4月から2012年3月までの1年間に3千8百人の組合員を増やした。一方、同時期に5千人の組合員が組合をやめている。したがって、増勢に転じるためにには5千人を上回る組合員を増やす必要がある。さらに、1年間に現勢を5千人増やそうすると、1万人の組合員を増やす必要がある。つまり5千人の現勢増のためには、運動の規模とテンポをこれまでの3倍近くに引き上げなければならないと考えられる。

賃金・労働条件をはじめとする要求運動前進のためには各組織の産業戦略や地域戦略に基づく議論が欠かせない。なぜなら、労働組合にとっての運動とは、自らの戦略目標達成のために、労資や地域の力関係を変えて、要求を実現することに他ならないからである。

力関係を決定するものはなにか。労働組合にとっての力とは、全労連教科書が教えるとおり数である。この数は、争議勝利の数でも労働相談の数でもない。まさしく組合員の数である。組織拡大運動において、数を欠落させた方針を戦略的に議論し運動化することはできない。

第2の特徴は、組織拡大運動を独自の課題として追求する観点の欠落である。従来の全労連方針も寺間論文も、組織拡大を要求運動の結果ととらえ、組織拡大が進まない最大の理由に、要求運動の停滞ないし後退や労働組合に対する資本や政府、マスコミの攻撃などをあげている。逆に、組織拡大は進まなかった（現勢が後退した）が、あの争議で勝利したとか、労働相談が増えた、感動的な経験が生まれたなどと問題を転嫁する。この

論でいけば、組合員は減ったが、あるいは組合は無くなつたが、拡大運動は成功したということになりかねない。現に従来の全労連も寺間氏も、この悪い冗談を真顔で語ってきた。資本主義が続く限り（攻撃されて）組織拡大は前進しないというのも、理解しがたいパラドックスである。

寺間氏は「組織拡大は、政策・路線、運動、組織の総合的把握で」「労働組合には、『量』のみならず『質』が求められる」とも述べている。しかし総合的把握が必要なのは、組織拡大運動ではなく労働組合運動である。組織拡大運動は、労働組合運動のもっとも重要な柱ではあるがその構成要素の一つである。したがって、組織拡大の結果の評価に政策・路線の正しさや運動の正当性を持ち込むことは、運動の前進とその正しい評価を妨げる以外のなにものでもない。また、労働組合には量と質が求められるというのは正しいし、運動を進める上で両者は相関関係にある。しかし、質は量を代替できない。質が高ければ量が減ることを問わないという論は、誤りである。

京建労や首都圏四土建など全建総連傘下の多くの組合では、年間の組織拡大目標（現勢到達目標ではない）を決めて、運動に取り組んでいる。この目標をめぐっては、激烈な議論が繰り広げられる。京建労伏見支部では私が専従者として活動していた時に、事前の議論不足から定期大会で組織拡大目標が否決されたこと也有る。さらに、目標が達成できなかった時には、執行部の指導責任や未達成組織の責任が徹底して追及される。そこには妥協はない。精一杯がんばったとか、他の課題が前進したとか「組織拡大を総合的に論議」したり、「量の代わりに質」を言い訳にするなどは、少なくとも現場で組織拡大の先頭に立つ組合員・活動家には通用しない。もちろん、目標達成した組織には、組織を挙げて最大の賛辞が送られるとともに、その活動が徹底して教訓化されることはいうまでもない。

建設労働者＝建設産業従事者は、深刻な建設不況によって最高時から150万人以上減少し（減少率は25%近く）、年収も激減している。加えて、

税と社会保障の一体改革や中小零細建設業者切り捨てなども、建設労働者の暮らしを直撃し、建設産業から他産業への転職や生活困難による組合脱退者が相次ぎ、全建総連全体では最高時から約10万人の現勢後退となっている。組織拡大にとっては最悪ともいえる状況であるが、自ら決めた目標の遂行を検証するときに、これら客観的情勢の厳しさを持ち出すことはない。むしろ、組織を挙げて目標に執着することで、組合加入を訴えるビラやリーフレットの一言一句にまで組合員から意見が寄せられ、「ふつうの」組合員がビラやリーフレットを読むことで組合活動の隅々にまで精通するなど、組合員・活動家の創意工夫を引き出し、「自分の組合」を組織拡大で守ろうという思想を共有しているところに、他の産別・労組にない発展がある。

ちなみに全労連の組織現勢は、2006年6月の126万人から2012年6月の119万6千人に後退している。

II 組織拡大運動を科学の俎上に

以上を結論付けるなら、寺間論文には組織拡大運動に関わる組織論、運動論が欠落している。それは経験主義、主觀主義に拘泥した科学性、合理性の欠落もある。

しかしこれは、寺間氏だけの問題ではない。冒頭で述べたとおり、従来の全労連の認識・方針と寺間氏の主張には、ほとんど隔たりはない。もちろん、寺間氏が2010年まで全労連組織局長＝組織拡大運動の責任者であった影響は大きいが、全労連は集団指導が確立され、組織拡大方針も集団的検証が行われているから、寺間氏の主張は全労連に結集する労働組合の全体的傾向の反映とみていいだろう。

たしかに、現在の労働組合の活動をみると、政策問題などでは研究者や専門家との共同作業がすすんでいる。しかし組織拡大問題では、その組織論や運動論は、経験や人間関係の蓄積が必要ということもあって、「現場は違うんだ」「人を動かすのは理屈ではない」とするような、科学的な分析

や検討を疎んじる傾向が少なからずある。

しかし全建総連の例にもあるように、むしろ現場の組合員・活動家のほうが現象があるがままに捉え、柔軟かつ原則的に対処し、目標をゆるがせにしない実践によって具体的な成果をあげている。この点では、全労連や一部役員の認識との乖離が大きいと考えられる。この乖離を実践的に克服するためにも、冒頭述べたとおり、組織拡大運動を科学の俎上にのせることの重要性をあらためて確認させられた。

Ⅲ 全労連への新しい期待

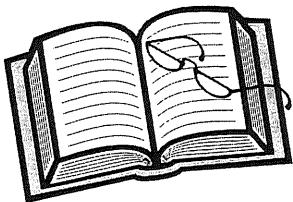
全労連は昨年7月に開催された第26回定期大会で、新しい「組織拡大強化中期計画（2012～2015年度）」を決定した。そこには従来の不十分さを含みつつも、年別組織拡大目標を示し、地域を結節点とする全労働者との総対話を軸とした新

しい組織拡大運動が提起されている。私自身、新中期計画を積極的に受け止めているが、多くの労組役員・活動家の中にも、全労連の組織拡大運動の提起に対して新しい期待が広がっているように思える。それは、新中期計画の議論と平行して、これまでからの小売り・流通・サービスでの非正規労働者や周辺労働者組織化の前進はもちろん、医療・福祉での目標を正面に据えた運動や地方・地域における「総がかり行動」などの新しい試みが続いていることでも明らかである。

私が旧中期計画に関わる全労連方針について“従来の”と記したのは、そういう変化を受けてのことである。付言するとともに、この特集を組んでいただいた編集部の先見性に重ねて敬意を表したい。

（ばば たかお 京建労）

ノーバート・ヴィーナーは、 どんな社会分析を期待したのか？ —『人間機械論 第2版』におけるヴィーナーの問題意識—



SAKURAI Shigeyasu

櫻井 重康

はじめに

ノーバート・ヴィーナー（1894～1964）は、アメリカの数学学者で、通信理論、サイバネティックス、オートメーションなどの分野で活躍し、特にサイバネティックス¹⁾のアイディアは従来の科学技術に衝撃を与えた。彼は、ポーランドからアメリカに渡ったユダヤ人の言語学者レオ・ヴィーナーの長子として生まれ、天才肌の父のもとで、9歳でハイスクールに特別入学し14歳でハーヴァード大学入学、18歳で数理論理学の論文で学位をとる。まもなくイギリスに渡り、ケンブリッジ大学でB.ラッセルから数理哲学と数学を学び、ついでゲッチンゲン大学にも学び、帰米して1919年マサチューセッツ工科大学講師、34年以後同大学数学教授、30年頃から神経生理学者と共同研究に従事し、計算機械も生物における神経系も同じ構造をもつことを認め、その数学的理論としてのサイバネティックスを創始した。

本小論では、主としてヴィーナーの著書の一つである『人間機械論 第2版』²⁾における、彼の社会観のスケッチを行う。それは、彼の問題意識が、半世紀以上経った現在でも、共有できる財産であると思われるからである。

I 本覚書の課題

本書I章の末尾に、「動物と機械のどちらにおいても、単にそれらがしようとした動作ではなく外界に対して実際に遂行された動作が中央制御装置に報告されてくる。行動のこのような複合は、普通は人々は気づかないし、とくに従来のありふれた社会分析においては、それが当然演ずるべき役割を果たしていない」([1] 22頁。下線は引用者) とある。

この訳は少し曖昧である³⁾。「それ」の内容は、「社会分析」とも「行動のこのような複合」ともとれ、その言い回しは独特である。しかし、原文を見ると、「それ」は「行動のこのような複合」を指し、ここでは、「行動のこのような複合」をふまえた社会分析が為されていないことを指摘しているのである。では、るべき社会分析とは何か。

上記の引用に続く文章を見ると、彼は次の内容を、分析に期待したと思われる。それは、自然・人間の歴史等に対して社会の有機的反応がどう行われているか、現実社会の行動やコミュニケーション⁴⁾において複合性の機能がどう働いているか、コミュニケーションが社会の諸構成体を接

合する「セメント」として重要な機能をどう果たしているかである。さらに、本書の目次をみると、人間社会と歴史に目配りしているよう、ウィーナーは、これらの点を踏まえた社会分析を、本書で自ら試みたのではないかと推測される。以上の推測の解決を、本稿の第一の課題としたい。

II ウィーナーによる『人間機械論』の位置づけ

(1) 本書の題名は何を意味しているのか？

原著本題は、“The Human Use of Human Beings”で、副題は、“Cybernetics and Society”である。日本語訳は『人間機械論』の題で出版され、その題名が訳者の池原止戈夫博士⁵⁾によるのかどうか、日本語初版でも明示されていない。日本では、『人間機械論 初版』（米国で1950年発行）が1954年にみすず書房より出版され、その後、1956年に『サイバネティックス 初版』（米国は1948年発行）が岩波書店より出版された。日米で出版の順番が逆であり、日本の方の読者は、本書で初めてサイバネティックスの内容を知ることになる。それが、題名（『人間機械論』）に反映していると思われる。

この題名は、19世紀末、欧米で「生气論⁶⁾対機械論⁷⁾」という大論争が続き、日本にもそれが輸入され喧々諤々と繰り返され、その渦中に「通信と制御」に着目した彼のサイバネティックス理論が登場し、論争に対する一定の展望を与えたという評価に基づいて、つけられたのであろう。が、本書の題名をこうすることは、ウィーナーの意図を表すものかは疑問である⁸⁾。フランスの哲学者ラ・メトリー（1709~51年）による出版があること、彼自身が「機械」的な人間論に対し必ずしも賛成していないことや⁹⁾、本書で「厄介な言葉を一切避けて」いくことが最善と述べている（[1] 29頁）からである。

(2) 本書は、自らの著書の中でどう位置づけられているか？

『人間機械論 第2版』で、本書の趣旨にふれている箇所は5つあるが、次の4つが特徴的である。

- ①「まえがき」の「本書の諸章は、…われわれが直面している新世界に対してわれわれがいかに対処すべきであるかということの、技術的な議論と哲学的な議論とを含む」（[1] 6頁）こと、
- ②I章の、「本書の主題は、…社会というものはそれがもつ通報および通信機関の研究を通じてはじめて理解できるものであること、これらの通報および通信機関が将来発達するにつれて、人から機械へ、機械から人へ、および機械と機械との間の通報がますます大きな役割を演ずるにちがいないことを示すこと」（[1] 9~10頁）、
- ③「本書の多くの部分は、個体の内部間および個体相互間のコミュニケーションの限界を扱う」（[1] 11頁）こと、
- ④Ⅲ章の「本書は、社会の内部コミュニケーションを健全に保つことが社会の福祉にとって不可欠であることを論ずる」（[1] 138頁）¹⁰⁾こと

の4つである。特に②は独自の視点、③と④は問題と実践課題を示す。

この4点をふまえると、アメリカで出版された原題名『人間の人間的な利用』は、「直面する新世界への対処法」を具体的に示し¹¹⁾、副題は、全体像を表す無難なものがつけられたのであろう。

本書の位置付けは、彼の他の著書はどうか。1948年の『サイバネティックス』出版後、通俗的な性格の論文や講演が多く頼まれ（[3] 237頁）、難解な理論内容が次第にこなれたようである。この第8章「情報、言語および社会」は、他の章と違って社会的問題をあつかい、それを分かりやすく著したのが、『人間機械論』である。1964年の、彼の最後の著書の「まえがき」でこ

う述べる。「しばらくまえ私は『人間の人間的な利用』のなかで私のその前の著書『サイバネティックス』の倫理学的および社会学的な意義の一部を述べた。当時はサイバネティックスというものは比較的新しい考え方であり、その科学的意義も社会的意義も十分明らかになっていなかった。」([4] ii)

以上をまとめると、『人間機械論』は「サイバネティックスの原理と倫理的・社会的な意義をわかりやすくまとめた書」であることになる。一人の自然学者が、自らの科学理論に基づき「倫理的」で「社会的」な問題を扱う場合、この三点はどのように結びつくだろうか¹²⁾。次節で、彼の意図するところを追ってみたい。

III 『人間機械論 第2版』の内容

本書は、「まえがき」と11の章からなる。全体として四つに分かれ、その要点は次のようである。

最初は、サイバネティックス理論からみた概要である。「まえがき」は、理論の学問的諸前提と、混沌へ進む宇宙の中で逆向きに変化する飛び地（そこに生命が住む）の存在を述べ、I章「歴史におけるサイバネティックス」で、人体、機械、社会の構成諸部分が各々合目的的な目標へ向け、自らを調節する機能を持ち、その本質的要素は「通信と制御」であるとする。II章「進歩とエントロピー」¹³⁾は、「エントロピー増大の世界の中での機械と生物体の類似」、「科学者の仕事は宇宙の秩序と組織性を発見すること」、「最近四百年間の人類進歩の限界と新しい環境のもとで我々自身を変えていくべきこと」の3つを述べる。

そして人間論に入る。III章「固定性と学習：通信行動の二つのパターン」は、彼の人間観の中心にある「学習」を中心に、フィードバックの観点、組織における両方向的な通信、アリと比較した人間の特質を述べる。IV章「言語の仕組みと歴史」では、言語を持つ機械に対し、体内の可能性

と学習によって人間の言語占有は有効になるとして区別される。そして、情報伝達の困難さと限界には、自然の傾向と人間の意図的な試みの二つがあり、後者を「能動的な敵」と彼は呼ぶ。V章「通信文としての組織」では、有機体を通信文とみなす比喩を行い、物質と通信文（身体の内部組織や脳の記憶など全ての情報のパターン）と過程の連続性（または継続的発達）を伝える送信と受信装置を検討している。

次に、社会論に入る。VI章「法律とコミュニケーション」で、現実の法律には不備があり、法的システムには、故意に妨害を行う闘争性があり、有機体のホメオスタシス（恒常性）は、現実社会では不完全にしか存在しないことを示す¹⁴⁾。また、正義の基準としてフランス革命の「自由・平等・友愛」をあげ、それに適っていない現在の法律・法廷の状況が分析される。VII章「コミュニケーション・機密・社会政策」では、情報の所有と商品化、特許の仕組み、原爆開発に伴う機密体制や軍国主義的精神状態などにおける重大な通信上の問題点を示し、このまま進むならば、「遂には地上の知的潜在能力をすっかり吸い取り、人類の新旧多様な要求のために建設的に使用する余裕をなくしてしまう」と述べる。VIII章「知識人と科学者との役割」では、コミュニケーションの通路を健全に保つために、外部と内部の障害を明らかにする。具体的には、各人にとって莫大で、総量として多様性が細まるメディアの問題、創造性が弱い知識人や型にはめた学校によるコミュニケーションの問題である。

最後に現代の問題に入る。IX章「第一次および第二次産業革命」では、両方向性や情報の学習等の通信的特性を持つ人間と相似した自動機械が登場し、それが新産業革命下では「両刃の剣」となって奴隸労働と大量失業を招き、社会が「破滅の方向」に進むかもしれないと危惧する。X章「ある種の通信機械とその将来」では二つの通信機械を示す。障害者のための機械と、もう一つは、自動チェス機械¹⁵⁾のような、ルールを拘束として自ら組み込み、戦争や政治の戦術・政策を

扱う可能性の機械である。後者の機械はゲーム理論¹⁶⁾として開発され、軍事・外交・政治等の実用や経済学等の学術分野など多方面に取り入れられるが、今や我々の求める原理と機械の行動法則を真剣に問うべきだと警告する。XI章「言語、かく乱、通信妨害」は、特にF.ノイマンのゲーム理論を考察し、アメリカやロシアで進行中の機密優先政策にふれ、こう終える。「外から課せられた命令に基づいて従うような信仰は、じつは信仰ではなく、そのような擬似信仰に依拠する社会は、健全に成長してゆく科学を欠くために課せられる麻痺によって結局は崩壊せざるをえない。」([1] 206頁)

IV 最初の課題への接近

それでは、彼の期待する社会分析はどのようなものか。本覚書の最初に示した3つの点から検討しよう。

最初の「有機的反応」¹⁷⁾は、個人や組織が、環境¹⁸⁾からの情報に対し記憶と照合して効果的に対処できること、またそれらが相互に関連して意味のある通信を社会的に行うことを目指す。また、「複合性」をもった行動やコミュニケーションとは、外界に対し、単にしようとした動作の報告だけではなく、実際に遂行された動作についても制御装置に報告するような、複合的に行われる作用・通信である。その現実の過程は、情報→感覚受容器→情報伝達と内部変換装置→中枢決定・制御装置→情報伝達と効果器→行動→その効果に対する情報→感覚受容器…とループ状に続くのであるが、その場合、対処の経験が記録または記憶され、過去の経験が特定の運動調節に反映されるならば、それをフィードバック（制御）¹⁹⁾という。特に、行動の政策全体の調節に反映される制御は、学習と呼ばれる。人間は、環境に対して学習を行い、自己を保ち自らを調節したまに環境に働きかけて生きている。個人によって構成される組織においても、各人の学習をもとに組織の行動が調整されて、はじめて組織の目的が実現す

る。個人や組織の間で有機的で両方向的な通信が滞りなく行われて、未知なる環境に対して、社会全体の制御が蓄えられた記憶をもとになされるならば、社会は効果的な対処を行うことができる。つまり、人類社会が、未来への新しい釣り合いを探し出したことによって、社会という組織の同一性は高まり、個々人や組織のコミュニケーションが、社会の諸構成体を接合する「セメント」としての役割を十分果たすことになる。

だが、現実社会ではいくつかの問題点が存在する。

第一に、通信の過程において、言語が、自然にまた「翻訳」の度に摩滅する点である。その際、話し手と聞き手間での意味の了解、つまり両者での通信の対等な両方向性が行われる関係ならば、磨滅や散逸は最小限になる。それには、込み合った通信路の「清掃」が大切である。さらに、複雑な通信の場合では、各自が通信の意味をくみ取る、一種の「濾波器」²⁰⁾や情報参照のために「情報の貯蔵」²¹⁾をもつことによって、摩滅や散逸が防がれる。通信上のこれらの整備は、社会全体の存続という点で公共的な性格をもつが、未整備の場合、通信の劣化が進行する。

第二に、社会内の「通信のパターン」が問題となる²²⁾。過去の奴隸制や専制君主制の社会では、現代と全く違うパターンの通信が行われている。また現代であっても、「結合のゆるい社会」を好むという国民が、「口先ばかりの理想」で実際とは違うこともある²³⁾。そのために、通信のパターンが社会内に複数存在することで、情報が「かく乱」され、通信の有機的反応、両方向性、制御に困難を抱え、通信が「セメント」として機能を果たさない結果を招くこともあるだろう。

第三に、「意味を堕落させようとする人間の意図的な試み」([1] 95頁)が社会に存在し、その為に通信の言語が摩滅する。例えば、彼は、「法的システムの本性は全体として闘争のそれである」として、「相手側が送り出す通信文に混乱を導入することができ、しかも故意にそれを試み」、「この妨害においては、グラフ（ハッタリやカマ

をかけること—引用者）が不可避的」であると述べる（[1] 116 頁）。こうした社会のもとで行われる「通信」には、しばしば妨害が含まれ、そのため、人がもっている多様性や可能性を狭めてしまい、外部に対する効果的な制御という本来の役割を果たせない結果となる。個人の多様性や可能性は変転する多様な環境のもとで培われてきたもので、社会内で、人の特性を反映した健全な通信が相互に本来なされるはずだが、それらを捻じ曲げ抑えるような通信は、内容・過程・制御のどの面においても劣化する。法的システムの問題や「情報」の私的所有化、その商業主義的な利用、軍事的な機密主義や「魔女狩り」などの要因が重なり合うことで、劣化は加速される。このようなもとで、コミュニケーションの対等な両方向性は当然確保されず、社会組織は同一性を永く保つことができない。

したがって、彼は世で行われる社会分析に対し、コミュニケーションに関する具体的で綿密な観察に基づくものを期待したが、世の大勢では到底叶えられない為に、自らこの書で試みたと思われる。ある時代の国家や社会、諸構成体や個々人は、互いの通信のやり取りを、どんな手段でどんなパターンでどう行っているのか。その際、通信路の限界や言語の摩滅・散逸が、どこでどう現れるか。それを受け、社会の記憶からどんな情報を参照して、どう自らの内的生活を作るのか。また、社会的フィードバック²⁴⁾を正負どちらに調整し、有効な効果器をどう選択しどう使うのか。未知の環境に対しどんな過程を経て、社会はどう自らを調整して新しい環境に働きかけ適応するのか。本書の記述内容を見るならば、彼はそうした分析を念頭において著したと十分確信できる。

この書で、彼は、「多様性と可能性」をもった諸個人が、「自己に内在する人間としての可能性を自己の意思で全面的に展開させる自由」が發揮できず、各種の方面から侵害されている現状を示した。しかし、自由の侵害があったとしても、現代社会が、社会の「お偉方」たちの意図通りに完全に制御されているとはとらえず、社会のホメオ

スタシス²⁵⁾がかろうじて維持されている危うさについて、科学者の視点から説得力のある描写を行っており、読者に強い感銘を与える。

V 残された諸問題と展望

本書の原著題名『人間の人間的な利用』は、著者の意を一定に汲むものの、本書の趣旨を反映した他の問題意識が希薄になっていることは明らかである。彼は本書で、現代の科学技術のもたらしたもの4つあげている。それは、①自動機械／オートメーションの登場、②「原子分裂」の応用・原子爆弾²⁶⁾の実用と軍事機密の拡大、③「ゲーム理論」による自動政策作りの利用、④「無尽蔵の資源の涸渇と新しい国々の人口飽和」の後に「自分たち自身の生存」に負債を支払うような「技術的進歩の奴隸」状態への転落（[1] 44～45 頁、197 頁、II 章、IX 章より）の4点である。原著題名は、①の文脈を反映させたものと言えるが、他の3点も重大なテーマである。もし、全てを含んだ題名をつけるならば、『現代科学技術の悲劇』ではどうか。しかも、「悲劇」への人々の批判的反応の鈍さと現代社会の通信の問題をも含めると、『現代科学技術の悲劇と制御の問題』となるだろうか。

「現代の科学技術文明」に関する議論は割愛し、ここでは「社会科学の方法」の問題を取り上げたい。彼は1964年の著書で、次のように記す。「サイバネティックス的な思考様式は、…工学や生物学や医学や社会学の現実の技術となり、すでに大きな内的発展をとげている」²⁷⁾ ([4] i～ii) と述べ、「私はサイバネティックスに興味をもった当初から、工学と生理学に適用できると私が感じた制御と通信に関する考えが社会学と経済学に適用できることに十分気づいていた」が、「わざと避けてきた」というのも、「私は、数理社会学や数理経済学ないし計量経済学は、社会科学で数学を利用するにはどんな使い方が適切か…という点についての誤った観念に犯されているということを知ったので、言えば必ず皮相でまちがった研究

の流れをもたらすにちがいないと、思ったことを口に出すのをわざと避けたのである。」そう述べて、「数理物理学の成功」は「社会科学者の羨望」となり、彼らの世界で「数学的公式の社会科学における流行」を招き、「不精密な概念に微積分算の衣装をまとわせ」、その手本は古い「1850年代の数学と数理物理学」と厳しく指摘している（以上[4] 93～96頁）。

『人間機械論』では、方法についての明確な記述はないが、1954年の著書ではこう述べる。「誰が必要などというものを精密に定義できようか。また、それを大多数の経済学者を満足させるような仕方で測定できるだろうか。どの二人の経済学者をとっても、一定の時期のアメリカの失業者の総数について一致することなどありえようか」（[3] 180頁）。さらに1961年の『サイバネティックス 第2版』の序章、第8章で、彼は、社会的・経済的問題を扱う分野の研究には進歩が期待できないとし、小標本による統計や統計的推測の問題とともに、社会現象の観察そのものに疑問を呈する。「精密科学におけるすべての偉大な成功は、現象が観察者からある程度以上に離れている分野で得られた」と述べ、「観察者と観察される現象との結合を最小にすることが最も困難になるのは社会科学においてである」とし、「好むと好まざるとかかわらず、（確實で意味のある情報を得るには）専門的な歴史家に用いられている“非科学的な”，説話的²⁸⁾な方法にたよらざるを得ないものが、そこには多く残されている」（以上[2] 306～309頁）とする。

このように、彼は、社会科学にサイバネティックスの数学を導入することには慎重で、「観察」²⁹⁾そのものの問題点と「説話的な方法」を強調していることは興味深い。

では、サイバネティックスの諸概念や思考様式を基礎とした分析の方法はどうだろうか。本書では、直接記されていない。が、彼の社会理解の根本には、独自な特性をもつ人間によって形成される固有の社会で、どのような通信・制御がどう行われているかの把握がある。その際、「（人間の）

多様性と可能性」、「ホメオスタシス」、「組織度の維持・増加・減少」、「言語と摩滅」、「通信の性格と通路」、「通信文のパターン」、「フィードバック機能」、「記憶装置と照合」、「学習」、「両方向的／有機的通信」、「翻訳」、「感覚・運動／行動・監視・記憶の各器官、判断／解釈を行う中枢神経系／中枢制御装置」、「通信妨害／かく乱」、「法的システム」などの用語が分析の鍵となっている。これらの用語と方法とはどう結びつくのか。今後の課題としたい³⁰⁾。

注

- 1) サイバネティックスは、一般には「アメリカで第二次大戦後に起こった新しい学問。物理学・心理学・数学など多くの従来の科学を包摂し、機械を使って、人間の頭脳の働きの代りをさせようとするもの。人工頭脳の科学。情報理論の科学。オートメーションはその応用」（『新明解国語辞典 第4版』三省堂、1996年）とされる。本書では明確に定義されていないので、彼の『サイバネティックス』における説明を引用する。「われわれの状況に関する二つの変量があるものとして、その一方はわれわれには制御できないもの、他の方はわれわれに調節できるものであるとしましょう。そのとき、制御できない変量の過去から現在にいたるまでの値にもとづいて、調節できる変量の値を適当に定め、われわれに最も都合のよい状況をもたらしたいという望みがもたれます。それを達成する方法がサイバネティックスに他ならないのです。」（[2] 4～5頁）
- 2) 本書は、1979年にみすず書房より発行された。『人間機械論—人間の人の利用— 第2版』の引用箇所は、英語の原文を参照したが、その他の引用は日本語訳のみの参照であり、数学等の検討を含まず、十分とは言えない。第2版は、初版を大幅に書き直したようで、本稿では第2版を主に扱う。初版と第2版とでは論点等の取り上げ方が異なり、興味深い。
- 3) この翻訳に伴う曖昧な理解を指摘していただいたのは、本研究所の中谷武雄理事長である。原文は、下記の通りである。
 ‘This complex of behavior is ignored by the average man, and in particular does not play the role that it should in our habitual analysis of society.’（[7] 27頁）
 この‘the complex of behavior’が、サイバネティックス理論における人間および社会理解の鍵となる。
- 4) 簡単には「①通信・報道、②言葉による意思・思想などの伝達」（『新明解国語辞典』同上）。
- 5) 大阪府生まれ。マサチューセッツ工科大学に留学してウィーナーに師事し、1928年卒業。帰国後、東京

- 工業大学教授などを歴任。ヴィーナーの著書の翻訳の他、『初等微分方程式』（学術図書、1958年）や『常微分方程式』（学術図書、1971年）などの著書がある。
- 6) 生命現象は物理・化学の現象と全く異なり、生物に特有の原理（生気・生命など）に基づくという学説（『大辞林』三省堂、1988年）。
 - 7) あらゆる現象を因果法則によって解明しようとする説。目的に向かっての現象の生成・完成を認めない点で目的論に、また生命特有の現象を認めない点で生気論に対立する（同上書）。
 - 8) 市民大学院（文化政策・まちづくり大学校）代表者の池上惇教授は、2011年4月の市民大学院の開校式で、ヴィーナーの本書を評価し、同時に題名への疑問をも示された。この小論の記述は、筆者である櫻井の責任で述べたものである。
 - 9) 彼の[2]の第1章「ニュートンの時間とベルグソンの時間」末尾段落の最後で、「事実、機械論者——生気論者の論争はすべて、問題の提出の仕方が拙かつたために生じたものであって、すでに忘却の淵に葬り去られたのである」（102頁）と述べる。彼は、ニュートン物理学に基づく19世紀の「機械論」には与していない。ただ、彼が、[1]初版で、「本書の目的は、今日に至るまで全く人間だけにできることと考えられて来た分野に於ける機械の可能性を説明すると同時に、人間にとて人間のことが何よりも大切である世界の中でこれらの可能性を専ら利己的に利用することの危険を警告することにある。」（9頁）と述べた文の前半が注目され、その部分をもとに日本語題名がつけられたと推測される。研究成果に対する彼の表現は、第2版では慎重である。例えば、「機械はエントロピー増大の大きな流れの中でエントロピーの減少するポケットのようなものだという点で人間と似ていると十分みなせるということだけ言うのが最善である」（[1] 29頁）という文面には、言葉を選ぶ彼の様子が伺える。なお、人間が機械と異なる点は、人間の場合、「人間の状況を特徴づける確率が莫大な範囲にわたっている」（[1] 193頁）こと、つまり変化する環境に対して人間は多様性と可能性をもとに対応できる点にある。彼はこうした人間の固有の特性を指摘し、この視点は本書全体に貫かれている。もし、ニュートン的な「機械論」ではないことを述べた[2]が日本でも先に紹介され、本書の趣旨が丁寧に読まれ、論壇の受止めが冷靜ならば、本書題名がより慎重に検討されたと思われる。
 - 10) 原文は次の通り。'This book argues that the integrity of the channels of internal communication is essential to the welfare of society.'（[7] 131頁）
 - 11) ヴィーナーは、[1]の初版で、人間の可能性の利己的使用に対して、「本書の使命はその表題と同じく人間の人間的な使い方にある」（10頁）と述べている。

- 本書の題名は、「V 残された諸問題と展望」で再度ふれたい。
- 12) 2011年3月11日の大震災と福島第一原発事故は、科学・技術、社会、人間の生きる姿勢の三つを深く問い直した。ヴィーナーは、「戦時中オークリッジとロスアラモスに集中された努力は、アメリカの国民を、原爆を使用する仮想敵国から護るばかりでなく、われわれの新産業の放射能からも護るというすでに現実化している問題をも作り出した」（[1] 134頁、下線は引用者）と述べたが、人類と日本は放射能被曝との闘いを68年以上続けている。
 - 13) 本書では、「エントロピーは非組織性の度」（[1] 15頁）または「無秩序さの程度」（[1] 122頁）を表すという意味で使われる。
 - 14) 「発明」では、法的システムの「闘争」的な性格について、特許をめぐる競争に敗北する発明家の例をあげ説明されている。『サイバネティックス』では、「妨害」の例として市場経済における楽観的な自由競争があげられ、そこで行われることは、無情なプレーヤーによる理詰めのゲームだとして分析されている（[2] 第8章）。
 - 15) 自動チェス機械が、プロの名人を負かせたのは1996年で、その後の2012年1月、自動将棋機械の「ボンクラーズ」が米長邦雄永世棋聖を負かせた。チェスは10の120乗、将棋は10の220乗、囲碁は10の360乗の差し手の可能性があるという。ボンクラーズは、序盤は豊富な定石データベースで、終盤は膨大な処理能力で相手の手を読み、その後の読み筋を発見する。なお、NHKの番組「クローズアップ現代」によると、ボンクラーズの能力は、「機械学習」と「取捨選択」を行い、いわゆる「大局観」を人工知能の機械が持つにいたったという（2012年2月8日放送より）。
 - 16) 「利害の対立する事態にある集団の行動を数学的にとらえる理論。ゲームにおけるプレーヤーの行動様式をモデルにしたもので、経済現象の分析や軍事的シミュレーションなどに応用される」（『大辞林』同上）。
 - 17) 「有機的」の意味は、「生物のからだのように、一つの中枢的な部分を中心にして、全体が関連のある働きをする様子」（『新明解国語辞典』同上）。
 - 18) 人間を取り巻く環境は、「自然的環境、社会的環境、文化的環境または記号的環境」の三つに分類される（見田宗介・栗原彬・田中義久編『縮刷版 社会学辞典 初版』弘文堂発行、1994年）。当然ながら、この三つの絡み合いは複雑である。
 - 19) 彼は、「フィードバックとはあるシステムがすでに遂行した仕事の結果をそのシステムに再挿入することによって一つのシステムを制御する方法である」（[1] 61頁）とし、また「微妙な性質のフィードバック」（[1] 59頁）の存在を示唆している。

- 20) 「①フィルター、③電気回路などにおいて、特定の周波数範囲を通過させたり阻止したりする装置や回路」(『大辞林』同上)。
- 21) 彼は、「情報の貯蔵」を通じて人は「情報交換操作」を行うと述べ、その「貯蔵」の場として「新聞・博物館・科学研究所・大学・図書館など」を例示する ([1] 11 頁)。しかし、原文を参照すると、'our press, our museums, our scientific laboratories, our universities, our libraries and textbooks, are obliged to meet the needs of this process …' ([7] 18 頁) とある。原文の 'textbooks' (教科書) は、日本語訳で省略されている。彼は、「通信と制御とは、人間の社会生活の要素で…人間の内的生活の本質的な要素をなす」と述べ、人間の「情報交換操作」を「人間の内的生活」と結びつけて理解する。この観点は重要で、晩年まで変わらない。この「情報の貯蔵」を、「非個人的な人類的記憶」([6]) や「人類の長時間の記憶と記録」([5]) などとも呼び、「社会はそれ自身の記憶をもっている」として、文書を用いず「種族の歌や歴史を儀式に盛り込んで憶えておくというやり方で全ての伝統を保存する社会もある」([3] 232 頁) とも指摘している。
- 22) 『人間機械論』でウイーナーは、人間社会と歴史上の通信のパターンが人類学・社会学の見地からみて多種多様であることを述べ ([1] 49 頁)、その社会独自のパターンを分析する。興味深い指摘である。
- 23) 彼は、「私は、このような（ゆるやかな社会で行われる一引用者）コミュニケーションの理想がアメリカで達成されているとは言わない」とし、「能率崇拜者は、各人が幼時から割り当てられた社会的軌道の上を動いて、…各人が縛りつけられている任務を遂行することを望んでいる」と説明し、その例として、労働者から離れ「イエスマン」に取り囲まれた実業家や、研究所員に対し「全体の関連をつかむに必要な自分自身で考えるという権限を与えたがらない」大研究所長を取り上げる ([1] 49~50 頁)。
- 24) 「発明の計算できないリスク」がもたらす災害に対する社会的フィードバックについて、彼は、会社の簿記による「短期的監視」を斥け、百年・千年間にもわたる長時間の記録と記憶をもつ装置によって行われるべきとする ([5] 150~157 頁)。
- 25) ホメオスタシスは、「その（体温、酸素の血中濃度やホルモンなどのある一定の正常値の一引用者）水準に不都合な変化が起こることに抵抗する機構」([1] 99 頁) とされ、別の書では、「個体と周囲の世界との間に、ある種のダイナミックな平衡を維持すること」([6] 462 頁) とされる。彼はこれを社会にも適用する。「社会における科学の目的は、未来の変転に対してホメオスタシス的に反応する能力をわれわれに与えること」にあり、そのために「基礎的科学情報における蓄えをつねに極度に広く保っておくこと」や「科学の内的発展の道を常に開いた状態に保つこと」を強調し、予断や時々の政策、公認された思考様式に従属すべきでないと主張する ([6] 467 ~ 468 頁)。彼は、1960 年に旧ソ連を訪問した際、『哲学の諸問題』誌に求められ、この論文 [6] をまとめた。
- 26) 彼は、原爆後の世界について、人類史上はじめて「何百万という人間を完全に一掃してしまうぞ」と脅かすことができ、目標に爆弾を落とすには数人の指揮官と飛行士があればよく、戦争が私的な陰謀だけ可能となったと述べる ([4] 212 頁)。
- 27) 池上惇教授から、サイバネティックス理論を積極的に取り上げた経済学者として、ポーランドの経済学者 O. ランゲを指摘していただいた。彼は、「サイバネティックスの原理が、いかにして管理の能率を高めるかを中心に行ってきた」という (池上惇著『情報化社会の政治経済学』昭和堂、1985 年、226 頁)。
- 28) 「説話」とは、簡単には、「民間に語り伝えられた物語・神話・伝説・童話などの総称」(『新明解国語辞典』同上)。
- 29) 森嶋通夫氏は、数学学者 F. ノイマンを、数学の応用に積極的に 20 世紀の量子物理学と数理経済学を彼ほどよく知っていた者ではないと評し、「彼は経済学者の現実観察が、非常に貧困であることを嘆いている」(『思想としての近代経済学』岩波新書、1994 年、136 頁) と記す。同時代の科学者である F. ノイマンと N. ウィーナーは、様々な面で対照的に取り上げられるが、社会科学における「観察」の問題を指摘する点では一致している。
- 30) ウィーナーから影響を受けた経済学者の一人として、アメリカの経済学者、ケネス E. ポールディングがいる。彼は一般的なシステム論を度々取り上げ、「システム」を「秩序とパターンを示す何らかの構造」と定義し、またサイバネティックスを、「複雑性の程度において、以上のような単純な機械的システムよりも若干上位に位置するシステムが、ウイーナーによって命名されたサイバティック・システムである」と紹介する (『トータル・システム——ニューアカデミーの確立』高村忠成他訳、第三文明社、1982 年)。なお、ウイーナー、ノイマン、神経生理学のマカロック、文化人類学のマーガレット・ミード、人類学・社会学のグレゴリー・ベイトソンによる合同の研究学術会議は、1946 年 ~ 1953 年に 10 回開かれ、二十数名の研究者が参加し、この会は苦し紛れに、「生物学と社会学におけるフィードバック機構と循環因果系会議」とされた (通称、メイシー・カンファレンスと呼ばれる)。この一連の会議を通して、ウイーナーの理論はサイバネティックスと命名され、ここで広範囲な分野における研究討論が進められた。

参考文献

- [1] N. ウィーナー著『人間機械論 第2版』鎮目恭夫, 池原止戈夫共訳, みすず書房, 1979年。第2版はアメリカで1954年に発行された。初版は, 1950年にアメリカで発行され, 日本では池原止戈夫訳で, みすず書房より1954年に発行される。
- [2] 同著『サイバネティックス 第2版』池原止戈夫, 彌永昌吉, 宝賀三郎, 戸田巖共訳, 岩波文庫, 2011年。原著初版はアメリカで1948年に, 第2版は1961年に発行された。初版の日本語訳は, 1956年に岩波書店から発行された。
- [3] 同著『サイバネティックスはいかにして生まれたか』鎮目恭夫訳, みすず書房, 1956年。原著はアメリカで1954年に発行。
- [4] 同著『科学と神』鎮目恭夫訳, みすず書房, 1965年。原著は1964年にアメリカで発行された。
- [5] 同著『発明』, 鎮目恭夫訳, みすず書房, 1994年。原著は1954年に執筆。未発表原稿が1993年にアメリカで発行された。
- [6] 同著「科学と社会」鎮目恭夫訳, 湯川秀樹, 井上健編『世界の名著 66 現代の科学Ⅱ』中央公論社, 1970年, 所収。1961年にロシア語訳で発表。
- [7] N. Wiener, *The Human Use of Human Beings: Cybernetics and Society*, 2nd ed. rev., Garden City, N.Y.: Doubleday, 1954.

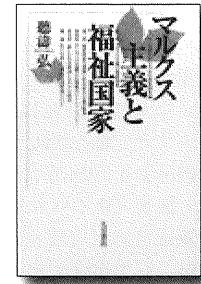
(さくらい しげやす 所員)

「古典を読み解く」欄への投稿を呼びかけます（編集局）

- ・『通信』では, 122号で A. スミスに関する特集を組んだことをきっかけに, 続く 123号からこれまで, D. リカード, G.W.F. ヘーゲル, J.S. ミル, K. マルクス, E.F. シューマッハー, N. ウィーナーの6人の著者による経済学および思想史上の古典をとり上げてきました。
- ・当コーナーでは, これからも戦前日本のマルクス経済学および講座派など, その後多くの人々に影響を与えた古典をとり上げていく予定ですが, 幅広く読者からの投稿および推薦を呼びかけます。
- ・字数は 9000 字以内（図表等を含む）で, 奥付に記載の email アドレスまで, Word 等のファイルで原稿をお送りください。
- ・投稿は隨時受けつけますが, 他の方と重なってしまうことを防ぐため, どの人物について投稿したいか, 執筆前に連絡してくださいよう, お願ひいたします。
- ・その他のプロセスは「投稿論文」に準ずることとし, 編集の都合上掲載が前後する可能性があること, 必要と思われる限りでの修正を求める可能性があることを, 御了解願います。

聽濤弘著

『マルクス主義と福祉国家』



大月書店 2012年4月 税込価格 2,100円

はじめに

昨年春、「マルクス主義と福祉国家」というタイトルの刺激的な書物が出版された。最近でこそ「新福祉国家論」が労働運動界隈でも語られるようになったが、従来のマルクス主義からすれば「福祉国家」は社会民主主義と同様に、人々の闘う意識を「途中下車」させ、安易な幻想を抱かせるからということで、積極的な評価はされてこなかった。また私の周囲の年配層の中には、古き時代のオールドボルシェビキ（オールドスターリズム）の呪縛から解放されない人が、いまだに「シャミン」とか「トロ」というレッテル張りをして、福祉国家へも侮蔑した評価をする人がいた。そうした体験が私をこの書物への関心を抱かせた理由である。

「福祉国家」や「社会民主主義」というカテゴリーが、マルクス主義や反体制運動の側からは積極的な評価がなされてこなかったのは、時代的制約や社会的背景や国際環境があったからであろう。実際に日本に福祉国家の概念が移入された時期が1950年代で、当初はマルクス主義全盛の時代であった。「福祉国家」や「社会民主主義」は社会主義革命の防波堤としてあり、またその宣伝役が日本では「右翼」社会民主主義の側から福祉国家スウェーデンなどがされてきたことが話をややこしくしてきた。高度成長期からバブル崩壊まで存続した「民社党」の役割はまだ記憶から消えない。戦後長く左翼陣営では「福祉国家」はよからぬものとして評価されてきたし、現在でも「福祉国家」や「社会民主主義」が、運動の「奔流」から正式に認知されたとは聞いていない。

2012年4月に刊行された本書は、これまで科学的社会主义の側から理論構築の役割を担ってきた人が、従来の理論の検証も含めて出版したもので、多くの反響を呼び起した。本書の構成を概観すると、世界的な資本主義と福祉の危機に対する多様な福祉国家論の論点を整理し、マルクス主義の社会発展の展望のなかで、福祉国家はどう位置づけられるのかを解明しようとする。そのうえで、福祉を完全に保障する新しい社会経済システムを探求しているように評者には読めた。

I 本書の構成

本書は次のような構成になっている。

- 第1章 多種多様な今日の福祉国家論
- 第2章 マルクス主義と福祉国家
- 第3章 福祉国家の課題と社会民主主義の限界
- 第4章 ヨーロッパの危機と左翼勢力（ロレンツォ・ジャノッティ）

第5章「新しい社会経済システム」の探求

補論 若干の新しい理論的諸問題について

このように本書は多岐の分野から成り、あまりにも多くの課題を含んでいるために、すべてを論じるには評者の能力を超えていることをまず承知していただきたい。

第1章「多種多様な今日の福祉国家論」では、最近日本で「脚光」を浴びているさまざまな福祉論を分類・整理し、今日の特徴的なものを取り上げている。その中には『自壊社会からの脱却』では宮本太郎氏、神野直彦氏を批判的に検討し、「21世紀福祉国家の争点」では宮本太郎氏を取り上げている。また近年大きな話題を与えている渡辺治氏らの「新福祉国家論」を「社会保障基本法」との関係で取り上げ、『創造的福祉社会論』として広井良典氏、西川潤氏の所説を取り上げている。またセーフティネット論（金子勝氏）、ベーシック・インカム論（村岡到氏）への検証、「地域主権論」への検証、「アジア地域共同体」と幅広く触れている。

第2章「マルクス主義と福祉国家」では、第1章を踏まえて、マルクス主義は福祉国家をどう見ているかを明らかにしている。従来の「マルクス主義者」は「社会科学総合事典」のように福祉国家はマルクス主義とは無縁のものであるという立場であった。だが聽濤氏は「エルフルト綱領批判」「ゴータ綱領批判」以後福祉理論が発展したことを明らかにし、『資本論』における福祉形成の意義づけもなされている。また北欧の福祉国家の形成についても、従来のスターリンやコミニテルンのスウェーデン・デンマークへの評価、特にすべての社会民主主義者を敵視した政策を批判している。その上で社会民主主義の意義と限界を明らかにしながら、「福祉国家」

は先進資本主義諸国が新社会に至る一発展段階として位置づけている。

第3章「福祉国家の課題と社会民主主義の限界」では、第二次世界大戦後のヨーロッパの福祉国家を概観し、「福祉の黄金時代」が今や「福祉の危機」に陥っている現実を直視し、アンデルセンの「ポスト工業社会」とともに、ヨーロッパ社会民主主義の限界に触れている。また聽濤氏は、EUの意義は認めつつも、過度な期待やヨーロッパ礼賛を戒めている。

第4章は「ヨーロッパの危機と左翼勢力」では、イタリア共産党の論客で国会議員でもあったロレンツォ・ジャノッティ氏の論文の掲載であり、EUの政治的諸勢力の状況や左翼が直面している困難性が語られている。にもかわらずドイツ左翼党がこの間の選挙で支持拡大している事実に注目している。左翼は必ずしも一路後退ではないという事実を確認できた。

第5章「新しい社会システム」の探究では、ソ連崩壊後から見られた「新しい社会」論についての理論軸の整理の必要性を説いている。その上で、社会主義を展望したオルタナティブを追求し、「完全福祉国家」としての社会主義を説く。その具体化として変革の道筋を従来の固定観念にとらわれずに説いている。

補論「若干の新しい理論的諸問題について」では、現代における社会化について、社会主義における「特権官僚問題」、いわゆる「青写真問題」、「先進国の変革論」をベルンシュタイン、ローザ、グラムシにふれながら言及している。

II 若干の所見

以上が本書の内容だが、その範囲があまりにも膨大であり、筆者自身も本書だけで全面的に完了したとは思っていないであろうし、評者もまた全体像を正確に掌握するのは自分自身の能力の限界を超えていると思える。その上で、本書は、「人々の心を惑わせる」書物ではなく、資本主義の限界があらわになった現在、「新しい社会」=社会主義に向けての論議をこれから深めて行くための、問題提起となる労作であると評価できる。

こうした評価をまずした上で、以下いくつかの点について、私の関心事からいくつかの所見を述べてみたい。

第1に、社会民主主義についてである。社会民主主義についての正確な評価がこれまでなされてこなかったのは、スターリンやコミニテルンの時代の間違った認識が引きずられているように思える。特に日本での経緯は、「日本型社会民主主義」がヨーロッパとはかなり異なった形で展開してきたことが事態を複雑にしてきたようだ。確かに当事者の戦争協力などの逸脱はあったが、社会民主主義への批判は、全体として「ないものへ

の批判」であり、空中戦のようにも思えた。

第2に福祉国家についてである。これも日本に「移入」された当時、「右翼社会民主主義者」が担い手であったことが事情を複雑にした。だが今や、その福祉国家論は、少なからぬ闘う労働組合の方針としても提起されるようになった。聽濤氏は、文中の表現からは自らは積極的な福祉国家論者だとはいってないが、現在話題を振りまいている「新しい福祉国家論」への認知に道を切り拓いたといえよう。

第3に、かつて「青写真」論が話題になったが、マルクスやエンゲルスは必ずしも将来の「青写真」を示していないかったのではないということを文献的に明らかにした。もちろん、社会主義への移行の条件がない国での「青写真」の言及は問題外であるが、条件が満たされている国での提起はむしろ必要であるとすらいっている。蛇足ながら、「青写真」の用語は、「たとえ」として使用しているが、団塊の世代よりも年配層ならその使用意味も理解できようが、現在の若者には理解しがたいことをつけ加えておく。

第4に、聽濤氏は「ゼロ成長」について触れている。現代資本主義研究会ではその点も論議になったが、評者は「ゼロ成長」を「経済成長に依存しない」という解釈をしている。かつて基礎研でも論議になった「サステナブル」な成長と捉えた方がいいかもしれない。評者は現代社会グローバル展開が、経済成長に依存した「人間のしあわせの実現」を困難にさせつつあると考えている。少なくともかつての「高度経済成長」を夢見た人間生活の豊かさはあり得ないであろう。

第5にグラムシの評価である。評者は浅学のため、グラムシについては評価する能力を持ち合わせていない。だが、著者がグラムシの「歴史的ブロック」を持ち出して社会変革の可能性について語る場合、従来の固定的な価値観から解放された社会変革理論を打ち出していると判断できる。

III 最後に

著者はヨーロッパをはじめとする国際社会に精通しており、特定の国の優位性を強調して、モデルに置き換える風潮とは無縁である。私が本書を読んだ限り、そこから伺えたのは、これまでの理論や運動面での弱点にも目を向けながら、左翼の社会主義に向けてのオルタナティブを提起していることである。私たちの周囲には、私たちの運動を阻害してきたものがあまりにも巨大であったため、固定観念にとらわれてきたことが多かったように思える。日本左翼がそのドグマからの解放された「ルネサンス」は、意外と近いかもしれない、本書を読んで思った次第である。

(櫻井善行 所員)

書評

雇用のあり方研究会・伍賀一道・西谷敏・鷺見賢一郎・後藤道夫 編

『ディーセント・ワークと新福祉国家構想』

旬報社 2011年11月 税込価格 1,575円



本書は、全国労働組合総連合（全労連）の研究プロジェクト「雇用の安定を軸とする『セーフティネット』のあり方研究会」の研究成果である。「あとがき」にあるように、本書の誕生までには10回の研究会と討議が開催されており、参集した研究会メンバーも研究者、実務家、運動家と多様である。それゆえ、本書が対象とする領域も多岐にわたることから、本書の主要な論点を網羅することは評者の能力を超える。したがって、評者の問題関心に沿う形でいくつかの注目すべき点を拾い上げ、本書の全体像に迫ることとする。

序章「新自由主義『構造改革』を転換しディーセント・ワークの実現」では、本書に通底する問題意識が示されている。東日本大震災後、福島第一原発で働く下請労働者の重層的な請負構造が白日のもとにさらされ、日本社会の病理ともいべき「雇用の劣化と働き方の貧困」が可視化された。震災からの復興には、従来からの新自由主義的構造改革が国民の暮らしの安全・安心を破壊してきたことを前提に、自民党政治が牽引してきた輸出偏重型のいびつな経済構造と「雇用の劣化と働き方の貧困」からの脱却、すなわちディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現する必要がある。そこで目指されるのが、雇用保障を含めた生活保障（雇用の安定、社会保障、住宅保障、学校教育、医療等をも含む）を基盤とするヨーロッパ型の福祉国家的施策である。

後の各章より、上記の問題意識をより具体化した現状分析と政策提言が行われる。第1章「雇用の劣化と働き方の現状」では、雇用と働き方・働く方を把握する視点として雇用の諸類型が示されながら、各々の類型の規模や労働のあり様に迫る。とりわけ重要と思われるのは、28～29頁で整理されている2つの四象限図である。同図では、「労働時間のゆとり・働き方の安全」と「雇用の安定・所得の確保」を基軸とし、両者が十分に達成された働き方をディーセント・ワークと位置づけている。雇用が安定的でなおかつ家庭生活との調和のとれた働き方と言えようが、これに該当する雇用のタイプは減少しつつあると指摘されている。その代わりに、雇用が

安定的であっても過労死のリスクを負う働き方の類型として、例えば正社員あるいは正規雇用公務労働が、また失業と低賃金で過労死のリスクがあるという点では、フルタイム非正規雇用や日雇い派遣、個人請負などが挙げられ、これらの雇用タイプの増加が今日の働き方の貧困の元凶であると述べられている。

以上の劣化した雇用のタイプが急増しつつある背景として、第1章では3つの要因が考察されている。①グローバル競争下における政府の大企業支援と労働法制の規制緩和、②エネルギー多消費型の24時間社会が生み出されたことによる、非正規雇用依存産業の急拡大、③公的部門の民間委託や指定管理者制度、社会保障の市場化・営利化による公共的社会サービスの貧困化である。なお、第1章の最後において、北欧と比較して日本の産業別就業構造は卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業の比率が高く、教育、福祉、保健、行政部門の比率が低いと指摘されている点は、今後の産業構造と雇用構造のあり方を考える上で示唆に富む。

次に、第2章「ディーセント・ワーク実現の課題」では、第1章で具体的に明らかにした各雇用タイプの実態を踏まえつつ、ディーセント・ワーク実現のための諸課題が論じられている。本章の構成は、安定した雇用の確保が最も重要との認識から、まず解雇規制の意義と法的規制の現状が語られ、有期雇用の制限、労働者派遣を中心とする間接雇用の問題、最低賃金制、同一価値労働・同一賃金、ジェンダー平等と続く。また、労働時間規制の課題や個人事業主に係わる労働者概念の法的検討もなされている。

総じてこの節は、労働法学的な観点から検討が加えられており、本章の中核をなしている。このような方法を取るのは、ディーセント・ワーク実現の方途について主に国家による法的規制が第一と考えられているためであろうか。非正規雇用の縮小と正規化を謳った本章の提言には、緻密な論理的構成もありまして説得力があり、本章後半の失業保険制度と公的就労事業・職業訓練の問題とともに生活保障の核心に肉薄する政策が提言されている。評者の关心事項であるジェンダー平等に関する提言

についても、男性稼ぎ主型を前提にした政策からの脱却と、その実現方法としての男性の長時間労働規制（労働終了から開始まで11時間の休息確保、残業のコストアップとしての残業割増率の引き上げなど）に言及されている点は大いに評価できる。なぜなら、ジェンダー平等の鍵は、労働時間について言えば、女性が男性並に働くような機会の平等の確保ではなく、男性の働き方を女性並に規制することが最も肝要であると思われるからである。

上記の2つの章では、現状分析とともに労働法規制と法制度の検討に力点が置かれていたが、続く第3章「福祉国家型経済産業システムの展望」では、雇用のあり方を大きく規定する日本の経済システムの現状とその転換の方途が示されている。まず、震災前の2000年代における日本経済の特徴は、経済成長の主要因は輸出主導による民間企業設備投資の増大にあり、雇用者報酬の増加による家計最終消費支出の伸びという一般的な景気循環のモデルに適合しない脆弱な景気拡大であったと回顧する。しかも、賃金の抑制によって長期的なデフレが継続し消費が抑制され、一方では円高による経常収支の黒字累積によって円高が維持されるなど、労働者への「分け前」が圧縮されたいびつな経済構造が形成されてきた。しかし、震災によってこれまでの経済システムの限界が露呈し、原発依存からの脱却が至上命題として突きつけられた今、目指されるべきは「低炭素・福祉国家型経済産業システム」への転換、すなわち原発に依存した電力の低コスト構造による経済成長ではない、過剰な労働投入および資源投入を拒否し再生可能エネルギーを駆使した持続可能な成長経済であると結論付ける。このことは、先に第1章で取り上げた教育や福祉サービス産業の成長とも密接に関連している。

そして、最終章である第4章「『健全な労働市場』と福祉国家」では、第2章で検討されたディーセント・ワーク実現の課題について、労働市場をどのように再構築すべきかが語られる。我が国においては、失業時保障と雇用基準・労働基準がともに不足しており、さらに最低賃金水準が労働力の再生産費を下回るレベルであることから、失業者および未組織労働者と企業別組合に包摂された労働者の間での分断構造が維持してきた。しかも、大企業の高蓄積に重きを置いた開発主義国家体制は、公的社会支出を極端に抑え脆弱な社会保障システムを形成してきた。それでは、なにをどのように変えるべきか。本書ではいくつかの施策が提示されているが、なかでも失業時の十分な所得保障を最も重視している点が

印象的である。すなわち、無拠出型の失業扶助制度の創設、雇用保険における求職者給付額の増額などである。また、失業扶助の際の所得制限に関しても言及がなされており、長きにわたって放置されてきた日本の雇用保険制度の抜本的な改革が明示されている。

以上、断片的ではあるが本書の概要を鳥瞰した。冒頭で述べたように、本書は労働法学や経済学など学問領域を横断し多様な角度からディーセント・ワーク実現の課題が論じられており、現代日本における労働問題の全体像を把握するうえで本書はきわめて有用である。また、雇用システムのあり方の転換には、経済産業システムの転換が不可避であることが強調されるなど、日の当たりにくい労働問題が経済政策の重要な一角を占めていることが本書を通じて理解されるであろう。

他方で、評者の問題関心からいくつかの疑問点も浮かび上がった。ひとつは、労働問題を語る上で避けることのできない労使関係・労働運動への言及が思いのほか少なかったことである。ヨーロッパにおける賃金保障のあり方として、例えばドイツの小売業では産業別組合と使用者との労使交渉によって、職種ごとに細かな標準賃率が決定されている。あるいは、フランスにおける産業別労働協約の未組織労働者への波及などである。欧州の福祉国家を形成する重要な側面である労働組合規制のあり方が、なぜ本書で具体的に検討されなかつたのか。

いまひとつ、同一価値労働同一賃金原則の検討は、ジェンダー平等を論じるうえで必須の課題であるように思われる。しかし、本書において同一価値労働同一賃金原則を取り上げた箇所はごくわずかである。たとえば、104頁で「間接差別は正のための裁判などで差別の有無を判断する際には、やはり有効」、「現実の職場に適用可能で、裁判に耐えうる職務評価基準と評価方法を確立する必要がある」と触れる程度である。本書のスタンスとして、ジェンダー平等を実現するまでの決め手となるのは同一価値労働同一賃金ではないとの趣旨なのだろうか。本書の立場を明らかにしておく必要があったのではないかだろうか。

いずれにしても、労働の現状分析や立法課題、経済システム論にいたるまで論点が網羅されており、本書の実用価値はきわめて高いといえよう。大学の授業・ゼミ、労働組合や労働団体での勉強会などで広く読まれるべき良書であることは、多言を要しない。

(中野裕史

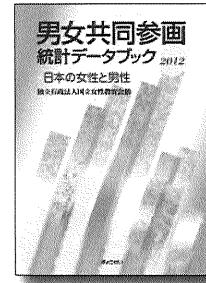
所員 関西大学マイノリティ研究センター)

書評

独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一編

『男女共同参画統計データブック 2012 —日本の女性と男性—』

ぎょうせい 2012年3月 税込価格2,800円



I 本書成立の由来

1986年、アメリカのウィスコンシン大学マジソン校に客員研究員として留学していた夫のもとに、妻から国際電話がかかってくる。家族手当裁判の原告側証人として証言する妻は、アメリカのセンサスで世帯主はどうなっているか調べてほしいと告げた。それに応えた夫は、世帯主という概念がすでにアメリカその他の国の国勢調査では使われていないこと、日本では統計に女性の状況が反映されていないことを発見する。こうして日本におけるジェンダー統計の嚆矢、「統計における性差別」論文が、夫によって執筆されることになる。夫は本書の編者である伊藤陽一、妻は伊藤セツ。ともに日本におけるジェンダー研究の第一人者である（詳細は、『経済志林』第76巻、第4号、伊藤陽一教授退職記念号、2009年3月を参照されたい）。

埼玉県の嵐山（らんざん）といえば、ヌエック(NWEC)こと国立女性教育会館の別名というほど、男女共同参画推進の牙城である。同館では、同じく1986年度から、館内に「婦人教育研究会」を設置し、「統計に見る女性の現状」を作成していくことになる。21世紀を目前にした1999年6月、男女共同参画社会基本法が公布・施行されると、女性と男性の状況を示す各種データの必要性が認識されることになり、ヌエックでは、2001年度に、統計データを男女共同参画の視点から見直すための「男女共同参画統計に関する調査研究」を行うこととなった。その成果として、2003年『男女共同参画統計データブック』が刊行される。データは3年ごとに数値の更新とともに社会の動きに応じて新たな視点を導入し、シリーズ化する。そのシリーズ4として刊行されたのが本書である。編者の伊藤は、1991年からこの企画の中心として関わっている。この企画は2005年に日本統計協会から「統計活動奨励賞」を受けている。

本書の特徴は、編者によれば4点に整理される。現在進行中の第3次男女共同参画基本計画の重要項目について、具体的な数値目標を視野にいれた。前回は「労働条

件」という章立てであったものを、今回は「労働条件」と「企業」という2つの章に分けた。さらになんといつても3・11をふまえ、「自然災害」という新たな1章をもうけた。各章末には「統計解説」が1頁あり、そのなかに「主な統計資料」、「検討・評価」、「改善方向」が記されている。その際、ジェンダー問題を取り上げ、その解決方向が示されている。

II 本書の構成

さっそく本書の内容をみていこう。

第1章 福島利夫「人口」：世界人口を鳥瞰し、日本を位置づける。約70億人の総人口にアジアの占める割合は約42億人、約6割という勃興するアジアにあって、少子化・超高齢社会の没落する日本が描かれる。第2章

久保桂子「家族と世帯」：核家族世帯から単独世帯へと家族類型が推移し、世帯の小規模化が特徴づけられる。少子化と晩婚化、超高齢・単身社会を家族類型から解明し、社会的な世代間の援助関係の構築が必須と説く。多様な家族構成を反映する「世帯主」概念への再規定を提起する。

第3章 水野谷武志「労働力と就業」：人口に占める労働力人口の割合である労働率は、大きな男女差があり、年齢階級別に労働率をみると、悪名高い日本女性の「M字型曲線」が得られる。しかし女性の潜在的労働力人口を含めると、「M字」は解消される。職業別にみると、水平的性別職務分離と垂直的性別職務分離の両方が現れる。雇用者の3人に1人以上が非正規で、そのうちの7割を女性が占める。第4章 杉橋やよい「労働条件」：労働市場の規制緩和により、格差は拡大した。一方における正規雇用者の長時間・過密労働、他方における非正規のワーキング・プアが示される。賃金格差は、女性は男性の約半分。「改善方向」として、性・年齢・雇用形態のクロスを拡充することが示される。第5章 齋藤悦子「企業」：男女共同参画の要であるポジティブ・アクションは企業の自主裁量で、取り組む予定のない企業は6割を超える。管理職に占める女性の割合は1割程度、均等法の抜け道、コース別雇用管理制度

は、5,000人以上規模の企業の半数が導入、最低賃金以下で働く雇用者は女性が多く、均等法違反の企業も8割以上存在する。

第6章 伊藤純「生活時間と無償労働」：男女の生活時間配分から男女差を浮き彫りにし、女性が全生涯を通じて多くの時間を無償労働に費やしていることが明らかにされる。第7章 天野晴子「家計と資産」：母子世帯と高齢女性の単独世帯の貧困が明らかになる。第8章 中野洋恵「教育と学習」：高等教育への進学率は男女とも上昇しているが、「労働力と就業」で見たように、分野によって性別の偏りがみられ、研究・教育機関における女性管理職や教授以上の職階では少ない。2007年より大学の「助教」と「助手」の区分が行われた結果、「助教」に占める女性割合は「助手」に占めるそれよりも少ないことが明らかになり、女性が研究補助や事務を担っている現実が明らかになった。

第9章 丸山桂「社会保障と社会福祉」：日本社会が性別役割分担を制度の土台においているひずみが鋭く露呈している。第10章 畠谷美砂子「健康と保健」：日本人の平均寿命は世界最高水準であるが、男性の自殺率の高さが顕著、若年女性の性感感染症、人工妊娠中絶が増加。第11章 宮園久栄「安全と犯罪」：性犯罪、DV、ストーカー被害は圧倒的に女性で、しかも増加している。第12章 伊藤陽一「自然災害」：前回までは、「安全・犯罪と暴力」の章に含めていたが、3・11を契機に、独立章となる。被害の大きさは社会的脆弱性に比例、災害発生から復興へは、性別で異なるニーズや問題が無数にある。高齢者、とくに高齢女性の被害者が多い。「原発事故とジェンダー統計」は未検討分野である。

第13章 渡辺美穂「意思決定」：政治、行政、司法、民間・地域団体、国際、地方議会・行政の6分野から参画状況をデータ化、数値目標が遠い道のりであることが明らかになる。第14章 飯島絵理「意識調査」：内閣府の実施している「男女共同参画社会に関する意識調査」に取りながら、固定的な性別役割分担意識の現状を明らかにしている。

III 評価と論点をめぐって

みられるように、本書では、人口（第1章・第2章）、労働（第3章・第4章・第5章）、生活（第6章以下）などの範疇ごとに、ジェンダー統計視角が貫かれており、日本での女性がおかれている現状の全体像が示されている。女性団体のみならず、広くさまざまな運動に関わる人々によって読まれることが望まれる。

本書では、国際比較により日本女性の地位の低さがさまざまと示されている。では、世界的に見た場合、ジェンダー問題はどのように論じられているのであろうか。

この点については、例えば、日本の統計がグローバリゼーションに対応していないことが指摘されている。第1章「人口」では、「在日外国人の調査項目を拡大すること」、第2章「家族と世帯」では、「多様な生き方が尊重されつつある現在、結婚することが前提とされる用語は変更が望まれる」、第4章「労働条件」では、「すべての分野で、性、年齢、雇用形態のクロスを拡充すること」、が指摘されている。いずれも的確な指摘である。グローバリゼーションが進むなか、ヒトの国際移動、例えば国際結婚、外国人労働者・研修生、留学、移住など、いずれも女性が大きく関わっており、階級形成を考える上でも、今後、階級（Class）、人種（Race）、ジェンダー（Gender）、これら三者の相互連関からの全体像を示す統計データが求められるからである。

国内を見れば、男女雇用機会均等法改正が焦点になつておらず、「企業」を独立した章にしたことはまさに正鵠を得ている。その点から、さらに立ち入って言えば、企業規模別正規職員・従業員の女性割合を示し、これとコース別雇用管理制度をリンクさせたデータを示して、巨大企業における雇用・働き方の問題点をクリアにすることが望まれる。

原発事故が第12章において取り上げられていることは時宜に叶っており、被害について「信頼できるデータが不足している」と指摘していることはまさに適切である。ただ事故が提起する社会的問題や被害の深刻さ・広がり、そして廃炉までの長い道のりを考えれば、これを「自然災害」の章のなかのひとつの項目にとどめておいてよいのであろうか。一つの独立した章立てとした方が妥当ではないのだろうか。そもそもジェンダー問題からみて、こうした原発事故やその被害は、なにを意味することになるのか、広く議論が望まれるところである。

最後に、日本の社会のなかで女性のおかれている劣悪な状況は、女性自身をはじめとする、さまざまな運動によって改善していくほかはないが、そうであれば、女性運動やNGOなど市民活動についての統計もまた求められるのではないだろうか。そうした運動がどういう状況にあり、どのような問題を抱えているかは、やはり統計によって示され、こうした客観的な共通のベースの上でのみ、議論が深まっていき、政策をめぐる議論もまた根拠をもち、広く合意を得ていくことになるであろう。

なお、統計データを扱う本書のような出版において、数字の取り扱いは生命線である。その点で、全14章にわたって「正誤表」が必要になることは大変残念である。「正誤表」は、国立女性教育会館のホームページ（<http://www.nwec.jp/jp/publish/record/page03.html>）から入手できる。

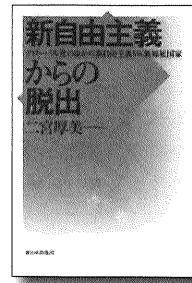
（後藤宣代 所員 福島県立医科大学〔非〕）

書評

二宮厚美著

『新自由主義からの脱出**—グローバル化のなかの新自由主義 VS. 新福祉国家—』**

新日本出版社 2012年4月 税込価格 2,415円

**I はじめに**

21世紀の世界では、規制緩和や民営化などの新自由主義的政策がとられる場面が数多くある。そのような政策は当該政策がなされている国家の存続に大きく関わっている、などの理由から、その傾向の議論は数多くあり、本書での議論もその一つである。新自由主義などの点を分析してこられた著者の現在のそれに関する見解は、そのような議論を深める上で把握されるべきである。本書では、近年大きく議論されている、大阪を拠点にした橋下・維新の会や、ギリシャ危機、などの事柄が、新自由主義との関係の上で議論される。

II 本書の内容

第1章では、新自由主義が支配的になると、新自由主義が生みだす問題に対して新たな新自由主義的処方をもって対応する、という傾向が政治の世界で現れることが、近年の日本の民主党政権を素材にして確かめられる。この民主党に関し、起点としての小泉構造改革は新自由主義路線上にあり、現時点の終点としての野田政権は、戦略的視点ではそれと同じ路線上にある、現在の民主党政権は崩壊しなければならない、などとされる。

第2章では、新自由主義的蓄積が社会に何を呼び起すかが明らかにされ、新自由主義の帰結に対処するには、新自由主義的処方ではなく、それと反対の福祉国家型の対応策が必要になるとされる。貨幣資本循環優位の新自由主義的蓄積の進行で、格差の拡大や貧困問題の深刻化が進み、これは、過剰生産・過少消費という「生産と消費の矛盾」の拡大につながるとされる。2008年のアメリカ発金融恐慌や、2010年のギリシャ危機を起点にしたユーロ危機については、新自由主義的蓄積がどのような事態を引き起こしたが、それらに対する政策が新自由主義的であったが故に、格差拡大や貧困問題といった新自由主義的な構図は温存されたままで、そうした国々では、そのような新自由主義的政策への国民的反撃が発生した、などのことが指摘される。また、新自由主義的蓄積の帰結としてのグローバル恐慌に対処するに

は、垂直的所得再分配の構築を基軸にした福祉国家型対応が鍵を握る、とされる。最後で、現代日本での消費税増税方針の欠点が指摘されたりしている。

第3章について。近代租税国家は、租税協賛権、量出制入原則、総体的租税利益説、そして応能負担原則等を支柱にして形成されたもので、市場原理に適合的な新自由主義的税制改革の前には、それらの租税国家の諸原則が大きな壁となり、新自由主義は租税国家の危機を呼び起こす、とされる。新自由主義的税制改革は福祉国家を競争国家に転換する路線であり、ここでは、勤労所得重課、消費税大幅引き上げなどの手段がとられ、貧困・格差社会化が促進される、とされる。その競争国家の帰結は、新自由主義的蓄積の促進やこの矛盾の大規模化、税収不足に起因する財政危機の深刻化、福祉国家の弱体化、といった新自由主義的帰結である、とされる。新自由主義が競争国家化を目指すときの勢いは現代日本でも強く、この点について、本章では近年の民主党政権の「社会保障・税一体改革」が取り上げられ、新自由主義的税制改革としての消費税引き上げやその社会保障目的税化などの性質を持つその改革は福祉国家見直し路線にある、などと主張される。

第4章では、新自由主義的社会保障構造改革で当面大きな課題になる「現物給付の現金給付化」の動きが検討される。この現物給付方式に関し、社会サービスの領域では、現金給付方式よりも現物給付方式が適切であり、社会サービス保障の理念からみて、現物給付原則に立脚することが妥当であることが明らかになってきており、この根拠は、その労働の権利保障的性格、コミュニケーションを媒介にした労働という専門的性格、これらに求められる、とされる。この主張に続け、年金などの近年の新自由主義的な見解を批判するため、日本の国民皆保険の歴史が振り返られ、この国民皆保険50年は、「保険原理vs.人権原理」の激しい対立・衝突の歴史であった、などとされる。これに關し、1990年代以降、新自由主義的税制改革が社会保険内部の保険原理の強化につながった、などとされる。本章では、最後に、3・11（東日本大震災）は、社会サービスの保障は日常的に現物給

付原則にもとづかなければならぬ、という教訓を残した、などとされる。

第5章について。福祉国家は、さしあたり生存権保障国家と定義され、新自由主義とは、「生存権保障国家」の解体を目的にした戦略・イデオロギーであり、福祉国家解体戦略としての新自由主義と対決し、勝ち残っていくときの「生存権保障国家」が新福祉国家であるとされる。また、福祉国家は功利主義やパレート最適をひっくりかえすところから生まれたとされる。統いて、憲法に立脚する福祉国家での、憲法に依拠する財政原則とは、「必要充足・応能負担原則」であり、ここでの「必要」とは人間的生存=発達に必要不可欠なものである、などとされる。更に、幾つかの根拠から、企業は社会保障にたいする負担義務を負う、などとされる。統いて、公的責任によるナショナル・ミニマム保障（国民的最低限生活保障）の社会保障制度を基軸にした福祉国家に関する、その保障水準の国民的合意による設定、その保障の5大領域、その保障のための3方式、などが述べられる。統いて、地方自治体によるローカル・オプティマム保障の達成的重要性、などのことが主張される。他には、グローバル化のなかで、憲法にもとづく垂直的所得再分配を軸にした福祉国家の再構築のためには、なお、大企業や富裕層にたいする国際的な課税方式の検討が必要である、などとされる。

第6章について。「船中八策」（後に維新八策）が唱えられたり、競争主義や闘争主義などの橋下徹の個性が受けられたりする「橋下主義」は新自由主義的悪循環の帰結であり、彼は新自由主義のなかの野蛮派である、などとされる。大阪府知事・市長の両方を維新の会で握ることが目的とされた2011年11月末の大坂府知事・市長選で「橋下主義」が優位に立った背景には、橋下派が使った、橋下自らに「戦勝者」と「民意体现者」の二つの仮面をかぶせるなどの性質を持つ大衆扇動・動員主義や、その受容基盤となった大阪の貧困化、といった要因がある、とされる。国民、大阪府民が必要とするのは、以上のような橋下主義路線ではなく、新自由主義的悪循環からの福祉国家型脱出路であり、これは橋下独裁からの脱出の道でもあるとされる。本章の最後では、私たちは、憲法の保障する自由と権利を不斷の努力によって保持する社会的義務を負っており、この視点から、「橋下主義」と新自由主義的悪循環から脱出するためには、さしあたり、憲法に基づく国民連合に向かう運動などのことが課題となるだろう、と述べられる。

III 貢献と課題

本書の特徴としては、複数の点を挙げることができる

が、本書のまえがきにも書かれている、リーマン・ショック後の世界的金融危機、現在のユーロ危機、現在の日本での橋下主義、などのさまざまな問題が、「グローバル化のなかの新自由主義 vs. 新福祉国家」という構図のもとにおさめられて脈絡をつけられていること、このことは本書の大きな特徴の一つである。この中では、基本的に、新自由主義の方針が否定され、新福祉国家の方針の重要性が説かれる。このような形で、新自由主義の方針については、近年、社会の多様な場面でとられている当該方針は、危機の悪循環を生み出す、といったことが非常にわかりやすい形で強調されており、このような点は、今後の、日本や世界の運営方針を議論する際には非常に参考になる。

ただし、本書でのその議論では、より詳細な議論が必要だと考えられる点がある。例えば、3章に以下のような点がある。まず、消費税の重税化が貧困・格差社会化を促進すると言及及されている点だが、この点の批判の際には、消費税の逆進性対策などの消費税増税と関係する構造を盛り込む、といったことが必要なのではなかろうか、と考えられる。また、最適課税論に言及及されている箇所についてだが、この箇所では、最適課税論では、基本的には、資源配分の効率性だけではなく、所得分配の公平性も考慮されている、という点も盛り込む必要があるのではなかろうか、と考えられる。次に、新福祉国家の方針の議論であるが、本書では、憲法や、東日本大震災の事例などに基づいて、その方針の重要性が主張されており、このことは、本書をその重要性が読者に非常によく伝わるものにしている。しかし、新福祉国家の方針を達成するための税制面などの方法は具体的にはどのようなものか、といった点も、より現実味のある議論のために、より詳細に示さるべきだと考えられる。

以上の特徴以外に、本書では、近年政界などの分野で存在感を増してきている橋下主義に関し、政治的視点などの視点だけでなく、地域文化的視点などの視点も交えられた議論が展開されている、といったような程度での議論の幅の広さが見受けられる、という特徴を指摘できる。この特徴は、社会の存続といった事柄のために世界的にも重要視されるべき本書の論点の議論の視野を広げる、といった点で有意義である。

最後に、書評執筆時点（2013年1月）では、自民党が与党となった。本書の指摘どおり、一般に民主党政権は終焉したと言われる。自民党の各種政策運営の議論は活発だが、この際に、近年の経済危機などについて以上のように分析している本書の見解が活用されることを切に希望したい。

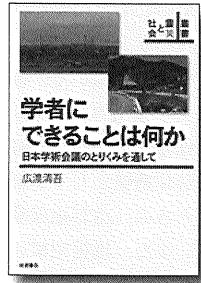
（大畠智史 所員 びわこ学院大学短期大学部）

書評

広渡清吾著

『学者にできることは何か —日本学術会議のとりくみを通して—』

岩波書店 2012年5月 税込価格 1,890円



はじめに

本書は、3・11以降の学術会議の6ヶ月間の活動記録であり、同時に、その間、副会長そして会長を務めた著者（以下「広渡」と記す）自身の活動の記録でもある。副題の「学者にできること」というのは、学者個人というよりも、直接的には学術会議、広く言えば「科学者コミュニティ」にできることを意味している。学術会議はかつては「学者の国会」と呼ばれたほど、権威のあるものであったが、現在は昔ほどではない。「科学技術会議」（1959年発足）が1995年以来、実質的に日本の科学技術政策を審議・決定する場所になり、2001年に設置された「総合科学技術会議」がその位置を継承しているからである。総合科学技術会議と学術会議は「車の両輪」だと学術会議側は認識しているが、それにしても、学術会議の地位が低下したことは否定できない。また、学者の代表であり、活動内容が公開されているといつても、学者にとってさえ、その役割や活動内容はあまり広く知られているとは言えない。その意味で、学術会議の3・11以降の活動のみならず、原子力の「平和利用」がはじまった頃からの活動内容を知る上でも本書は有益な書である。

学術会議の使命は「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（学術会議法第2条）であると規定されているが、広渡をはじめ学術会議は、これを「学術のための学術」および「社会のための学術」を推進することと受け止めている。条文にある「科学」という語を「学術」という語に置き換えている点が重要である。なぜなら、「科学」と言えば、主として「自然科学」を指すことになりかねないので、人文・社会科学を含むすべての分野の学問的活動を含ませるために「学術」という語を意識的に用いているからである。また、「社会のための学術」を推進するためには、科学者一人ひとりの説明責任と倫理の確立が必要であり、そのためには、社会からの批判、科学者の間での相互批判による絶えざる点検が必要だと、広渡が学術会議声明「科学者の行動規範について」（2006年10月）

に基づいて強調している点にも注目しておくことが肝要である。

さて、本書は、第1章「大震災の勃発・非常事態・緊急の取組み」、第2章「復興のデザイン・放射線被害・エネルギー政策」、第3章「会長としての仕事・比較と歴史への目・思い悩むこと」、そして第4章「総括とバトンタッチ—次の活動のために」の4章からなっている。短期間の間に、広渡をはじめ学術会議が、いかに迅速に膨大な活動を行ったかが如実に読み取れる。記録としての価値も高い。しかし、それらをすべて紹介・検討できないので、評者の観点から重要なと思われる事柄を、時系列に沿って取り上げることにする。

(1) 学術会議の使命

学術会議第1部部長として第3次緊急提言「東日本大震災被災者救援・被災地復興のために」（2011年4月3日）をまとめた広渡は、その直後に副会長となり、その就任あいさつ（4月4日）において、東北地方の「創造的復興」の追求と人類社会と日本社会の「持続可能性」の追求が学術会議の役割であるという認識を示している（31頁）。「持続可能性」は、ドイツが脱原発を決定する際にも使われた語でもあり違和感はない。しかし、「創造的復興」については、当時、菅総理大臣もこの言葉を用いていたが、阪神淡路大震災の時もこの言葉が盛んに使われたこと、そして美しい響きにもかかわらず、その実態は「災害便乗型資本主義」であったことを想起すれば、誤解を招く言葉ではないかと思われる。果たせるかな、後に、学術会議グランド・デザイン分科会において「いのちと希望を育む復興」という、より適切な目標が設定され（後述）、広渡自身、8月15日の終戦記念日の談話においてはこれを用いている。

(2) 海外アカデミーへの現状報告と応答

この報告は5月2日の段階で海外へ向けて送付された。これに対して、国民に対する報告より、海外への報告を優先させるとはなにごとかという批判が、学術会議の内外からあったそうであるが（3743頁）、原発問題の国際的性格、そして当時の国内の混乱状態からして、このような迅速な措置は適切であり、まさに学術会議の役割を

果たしたと言えよう。この報告への応答が、フランス科学アカデミーのワーキンググループによって作成された「日本への連帶」と題された報告書であり、8月19日に同アカデミー副総裁フィリップ・タケ博士がそれを学術会議に渡すために来日した(114頁)。周知のように、フランスは原発推進の方針を維持しているので、報告の内容はそれに沿ったものであり、広渡が、「日本はドイツとフランスの間にあるようだ」という感想を持った(120頁)ことにそれが表れている。

(3) 復興の目標—いのちと希望

政府の復興構想会議の審議と並行しながら進められた学術会議グランド・デザイン分科会において、復興の目標は「いのちと希望を育む復興」と定式化された(6月8日)。「希望」という言葉は、広渡の提案が入れられたものであるが、「希望」が社会変革に重要な役割を果たすというかねてからの広渡の哲学が根底にある。(46-57頁)

(4) 科学者と市民の協働—「リスク・コミュニケーション」

広渡は、「リスク・コミュニケーションに市民社会を引き入れる」という論点を「リスク社会論」の提唱者であるU・ベック教授の発言(朝日新聞2011年5月13日付朝刊)から引き出し、それを「科学者と市民が課題を共有し、解決のために水平的なコミュニケーションを行うことである」と理解している。ここに言う「市民社会」はドイツ語で言えば“bürgerliche Gesellschaft”ではなく、“Bürgergesellschaft”，つまり市民個人、市民の様々な組織・団体、市民間のネットワークなどを含んだ、公共的な空間、場を意味している。(75-86頁)

(5) 「科学技術」に対する批判概念としての「科学・技術」

学術会議は、2010年8月25日に政府に対して勧告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」を行っているが(97-98頁)、「科学技術」ではなく、「科学・技術」という言葉(「科学」と「技術」の間に「・」を挿入している!)を使っていることに注意が必要である。学術会議法条文にある「科学」を「学術」と解釈しているのと同じ趣旨である。因みに、「科学・技術」という言葉は、2012年8月15日の終戦記念日の会長談話(110-111頁)においても用いられており、広渡らがどれほどこの言葉の含意を重視しているかがわかる。

(6) ドイツの脱原発

ドイツの「より安全なエネルギー供給のための倫理委員会」は、2011年5月28日に「ドイツのエネルギー転換—未来のための共同作業」と題する報告書をメルケル首相に提出した。広渡は、「エネルギー転換」が市民社

会の価値判断とされていること、つまり、倫理的な問題とされていること、そして倫理的な問題の議論には必ず選択肢が存在しなければならないとされていることに注目する。そして、広渡は、国民的事業の道を示す報告書に共感を示しているが、同時に、この委員会の委員の一人であるベック教授からの、唯一の被爆国である日本がなぜためらうことなく原子力の開発をしたのか、という問いかけ(121-127頁)を重く受け止めている。

(7) 学術会議は原子力利用をどのように位置づけてきたか

学術会議は、1954年4月の総会において二つの声明を出し、核兵器としての利用を断固拒否しながら、「公開、民主、自主」という原則の下に原子力研究と平和利用を進めることを宣言している(130頁)。それまでは、学術会議は、原子力研究を進めるべきか否かについて議論を繰り返し、慎重な姿勢をとっていたのが、1954年3月に原子力研究のための予算が国会で成立したため、原子力研究のあり方について、枠をかけることが急がれたのである。1955年12月には原子力基本法が公布されたが、そこには学術会議の声明の趣旨が取り入れられている。しかし、「公開」が「成果の公開」に限定され、声明から後退したものになった。このような一連の経過の中には、学術会議の努力とその限界を読み取ることができるが、それがおそらく前述のベック教授の問いかけへの回答の一部になりうるであろう。

(8) 展望—「原子力学のパラダイム転換」

広渡は、学術会議の委員会の一つが2003年3月に発表した報告「人類社会に調和した原子力学の再構築」(原子力に関わる研究が狭い工学的な地平から抜け出て、人文・社会科学の参加もえて、俯瞰的な、総合的な「原子力学」に発展すべきことを提言)に進むべき道が示されていると見る(133-134頁)。とくに、原子力学に取り組む者には、倫理性が強く求められているという点が強調したいところであろう。

おわりに

以上、私の視点から興味を惹かれる諸点について要約とコメントを行った。学術会議側から見る限り、精力的な取組が行われたと言って良い。しかし、(市民)社会や国民の側からはまた別の見方が示されている。たとえば、東日本大震災・東京電力福島第1原発事故から1年8ヶ月の段階で、あるジャーナリストは次のように述べている。「科学技術政策の司令塔である政府の総合科学技術会議や、『学者の国会』と呼ばれる日本学術会議からも、社会に影響を与える情報発信はなかった」と(毎日新聞2012年11月23日朝刊「記者の目」欄)。これはおそらくこのジャーナリストのみならず多くの国民が感

じていることであろう。

学術会議が上記のような取組みを行い、「社会のための学術」を推進するためには、科学者一人ひとりの説明責任と倫理の確立が必要であり、そのためには、社会からの批判、科学者の間での相互批判による絶えざる点検が必要である（声明「科学者の行動規範について」と繰り返し強調しているにもかかわらず、このような感想が出されるのは、学術会議の取組みが国民に伝わってい

ないことを示している。国民だけではなく、学者に対してさえ伝わっていないかもしれない。広渡が強調する「科学者と市民が課題を共有し、解決のために水平的なコミュニケーションを行う」という考え方方は正しいが、それを学術会議という団体のみならず科学者一人一人が実践すること、さらにはドイツも参考にしながらそのような実践がしやすい仕組みを作ることも重要である。

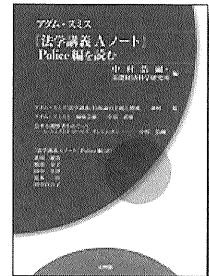
（中村浩爾 所員 大阪経済法科大学名誉教授）

書評

中村浩爾・基礎経済科学研究所編

『アダム・スミス『法学講義 A ノート』 Police 編を読む』

文理閣 2012年1月 税込価格 2,100円



本書の編者中村浩爾さんから本書の書評を頼まれた。私が依頼された理由は、過去にアダム・スミスの『法学講義 A』を素材にして、論文を書いたことがあるからであろう。その論文もかなり昔であり、その後のスミス研究も発展しており、私自身は、現在、スミス研究にから遠ざかっているし、しかも、厳密に言えば、イングランドの法思想を研究対象にしているのでイングランドよりローマ法の継承の度合いが濃いとされているスコットランド法思想には無学あるし、その上、翻訳部分は私の研究対象外である Police の部分であるので、中村さんの要請に応えられるかどうか心許ない。

本書以後、『法学講義 A』については、他の訳者により全訳が出版された。こうなると、本書をどういう角度で書評すればよいのかやや悩ましくなる。両訳の対比をしてどちらの訳が適切かという方法もあるであろうが、それも邦訳の労をとられた各々の訳者に対して失礼である。二つの訳を比べるのは、読者に任せた方がよいだろうし、私にはその時間がない。書評は、順番通り行ない、その際、石井は評者と記し、論文の著者については敬称略で記す。

まえがき（中村執筆）

A ノート「私法－家族法－公法」B ノート「公法－家族法－私法」の編成問題が指摘されている。「編者による序文」（165-166 頁）から詳しく書くところとなる。A ノートは、所有権と他の所有権からはじめて、次いで家族及び市民政府を扱うという、他の者〔自然法者〕の方法を採用している。B ノートは、市民法〔ローマ法〕の

形式に従い、政府、次いで所有権および他の諸権利の取り扱いについて考えることからはじめる。

このノートの編成問題は、法体系編成の問題が、社会・国家の編成原理と深く関わるだけに重要である。それは、また、法を利用する人が、どのように国家や社会を理解するかという意味で重要である。なぜ叙述で編成を変えたかは興味ある問題であるが、その問題を講義自体の性格からする説明もあるという、やや不謹慎な考えを私は出してみたい。講義者が完成原稿を基にした講義をなすならば、講義が毎年変わることを推測することは難しい。今日の多くの教員がそうであるように、講義の内容がほぼ同じでも、講義者＝研究者の問題関心から講義の順番を変えることもあろう。

A ノートは、明らかに近代自然法の個人的所有権、貨幣の正当化問題にスミスは関心を寄せていたと考えられる。これには、ロック理論にまだスミスは納得していないので、それを解決したいという意識がある。貨幣については、本訳書 114 頁を参照。B ノートは、法学教育を当時の法になじんだ人にはわかりやすい市民法の方式に従って講義されている。中村によれば、水田洋は B ノート基準説を探っているようである（ii 頁）。しかし、近代法の体系論からは水田の説は難点がある。なぜならば、Public Jurisprudence（公法）の後に Domestic Law（家族法）が隣接しているからである。イングランドの法著作者でも、近代コモンローの体系化するかは一世紀以上の模索が続き、それに決着をつけたのが、スミスの同時代人であり、1765 年から刊行されたブラックストン（Blackstone）の『英法私義』（Commentaries

on the Laws of England) である。こう考えればスミスの叙述の変更は模索の過程であった可能性もある。

新村論文「アダム・スミス『法学講義』行政論の主題と構成」は、法学講義 A, Police 編の読み方を指示する。いわくそれは「『国富論の最良の入門書』である」(3 頁)。この観点から、スミスが法学を講義したエディンバラ講義 (1748-51 年)、グラスゴウ講義 (1751-64 年)、『国富論（諸国民の富）』への経過が丹念に述べられている。評者が注目したいのは、「富裕の進歩を促進する統治とは、平和・軽い税・正義 (Justice) の寛大な執行・自由放任」が 1755 年のノートに残されているという指摘 (5-6 頁)、そして「正義論の中のいくつかの重要な理論を行政論へと移した」という指摘である。Justice という英語は、新村も同頁で「正義〔司法〕」と訳しているように、日本語では正義と司法という意味をもつ厄介な語である。周知の領域になるが、この正義を軸にして『道徳感情論』から『法学講義』への移行がある。司法という意味の正義では、イングランドで言えば、当時の司法のあり方、死刑の規定の多さや逆に犯罪逃れ、が批判されていると言えよう。引用文で気になるのは「自由放任」という語である。スミスに熟知されている新村にとって、スミスの基本的な人間觀は、一時期日本で流行になった「エコノミック・アニマル」ではないことは確実であるにしても、これだけでは誤解される可能性があろう。「正義論の中のいくつかの重要な理論を行政論へと移した」が、新村論文で丁寧に説明されており、評者には勉強になった。

新村論文で『法学講義』に特有な事柄として富の原因としての技術（技芸 art）が挙げられているが（10 頁）、この art に注目して「スミスの思想源の豊饒性」(21 頁) を示しているのが、中谷武雄「アダム・スミスと三姉妹芸術」である。ここでは、「晩期スミスにとって『道徳感情論』と『国富論』の改訂作業に並んで、「模倣芸術論」の完成は、重要な、喫緊の課題であったと推測できる」(23 頁) と指摘されている。新村論文が『法学講義』以後の『国富論』との関係を論じているのに対して、中谷論文は、『法学講義』とそれ以前の初期スミスの著作との関係を論じている。初期のスミスは、人間の重要な行為である学問と芸術に関して人々が判断を下す際の諸原理の包括的研究を行なっていたと言える。これは、本訳書 73 頁「わたしはあなたたちに、技芸と科学の非常に大きな部分が、人間の……衣食住を満たすために、どのように発明され改良されてきたかも示した」の基礎理論である。「芸術の喜びは……識別力や判断力という学問の世界へと導く理性との関連性が強調される。」

(26 頁) 理性を信奉する啓蒙主義者スミスは、理性の幅を目一杯広げていたと言える。この期の重要な思想家は、今日の眼から見ればある領域の専門家 (specialist) であるが、深い generalist の面をもっていたことを知つておきたい。

ポスト・モダン社会と言われる今日の社会では、近代的理性を疑うことでもこの社会の閉塞感を突破する一つの有効な学問的方法であるが、近代的理性を徹底的に深く、幅広く使用することも必要かもしれない。中村浩爾「公平な観察者をめぐって——A・スミスと J・ロールズ、そして A・セン」は、今日の社会学者あるいは倫理学者であるロールズとセンのスミス引用を手がかりにしながら、スミスの活用を考える。恐らく中村と評者は問題関心で一致していると思うが、スミスの魅力は、道徳、法、経済を不即不離な関係として捉えており、公平な観察者による判断は公正な社会という前提なくして成立しえないという社会を変革する意識が彼の研究を成果豊かなものにしているということだろう。ただスミスの時代にも、社会の資本主義化が進展し、スミスが公平な観察者を提供する公正な社会が出現しにくくなっていることが、『道徳感情論』での改編につながっている（水田洋訳『道徳感情論』、236 頁以下参照）。

話題は多少ずれるが、2012 年度の社会思想史学会分科会「ヒュームとスミス」で、『道徳感情論』方法が、『法学講義』ではうまくいかなかったのではないかという論点が出されていた。両者の関係を重視する者にとっては重い課題かもしれない。

紙面も終わりに近づいたので、翻訳の感想を述べる。翻訳はかなり苦労されただろう甲斐があり、読みやすいものになっている。そして、読者には便利な「ヤード・ポンド法の単位およびメートル法換算一覧表」等がつけられている。恐らく、訳者たちがスミスの本と格闘する時に利用されたのだろうことがしのばれる。

最後に、評者は、スミスを今日どう活かすべきかを本書の部分から示唆したい。評者がスミスに惹かれる部分は、訳 64 頁の文である。「依存状態ほど精神を腐敗させ、気力を弱め、品格を落とす傾向のものはない。そして、自由や独立ほど誠実という高貴で高潔な意思の強さを与えるものはない。」プレカリアートという人を増大させている今日の資本主義国やそれに追随する諸国の中で、人々がいかに独立心、自立心それ故相互に同感しあえる境遇を取り戻せるかが、景気の回復よりも未来にとって重要なのだろう。

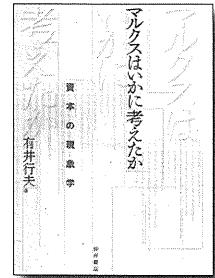
（石井幸三 龍谷大学）

書評

有井行夫著

『マルクスはいかに考えたか —資本の現象学—』

桜井書店 2010年6月 税込価格 2,835円



はじめに

科学にもとづく生産過程がますます世界的諸個人の共同の過程として発展をとげながらも、この発展が諸個人に制御されず地球規模での人権・労働・環境の問題として社会・人間・自然に対立的にあらわれ、諸個人の国際的共同行動の主題を形成している。この現代において「マルクスに学ぶ運動」(4頁)は人類の自己認識の到達点を共有する普遍的活動であり、本書はこの運動に貴重な拠点を提供する意義をもつ。

I 本書の概要

まず本書全体の内容を要約し紹介しよう。

第1章では、神、国家、貨幣へと批判を徹底していくマルクスの歩みを再現して、本書の目標が示される。国家も神も、諸個人の社会的力を諸個人から対立させて発現する存在である。本書はこれを「社会的実体」とよぶ。貨幣・資本こそは市民社会における疎外された普遍性の完成である。本書は、実体の把握、「資本の現象学」(33頁)を課題とする。

第2章では、「物种崇拜」批判の原理が述べられる。社会的実体は自然的な人や物の属性に「短絡」し、これに対する批判が、直接的な関係を「中間項」を介して「生きた関係」に変換する「媒介」であり、端的に「労働を媒介する関係」(54頁)としての把握にはかならない。短絡する主觀の態度は、対象の関係づけを意識がおこなう「観察者の立場」であり、マルクスの「唯物論」はこれを徹底的に批判する「存在主義」(63頁)である。存在の自己運動をとらえるこの批判的認識は、「労働する諸個人」を出発点とする。

第3章では、マルクス「労働」論が展開される。労働は対目的で自由な、対象的な合目的的関係運動である(101頁)。生命一般において合目的的な統一が「本能的」であるのに対して、労働は「対目的」である(97-98頁)。ヘーゲルの自己意識をふまえながらも、マルクスの労働は、「対象にたいする関係運動」そのものが「対象的」(101頁)であって、自己意識にとどまっ

たヘーゲルの困難を解決している。労働する諸個人は、「自由な媒介的行為」によって、自然と社会的諸関係を中心項にとらえ、生産手段と生産関係として自己の延長に有機化する普遍的な存在であり、生産手段の意味を空間的・時間的に共有する共同的で歴史的な存在である。

第4章では、マルクスの批判的社会認識の2段構えが論じられる。ヘーゲルは、観察者の立場を体系的に否定し(意識経験学)、その到達点(絶対知)から対象を批判的に再把握しようとした(存在学批判)。しかし、ヘーゲルの自己意識は「関係運動」が「未分化」なため対象化が意識の疎外となり不可知論に帰結し、存在把握は「調和的」「理性的統一」を想定して強行された。これを批判するマルクスの労働は、自己意識をその「観念的媒介」に限定し、「自己矛盾」「対象的矛盾」をとらえる(157頁)。マルクスは第1段で、「対象的世界の生命原理」に「労働する諸個人」をおき観察者の立場を止揚し、第2段で、諸形態を「労働する諸個人の諸姿態」に再把握する「経済学批判」を開拓する(153頁)。「疎外された労働」は第1段の到達点であり、この「本質的矛盾」から第2段が出発する。労働の自己否定的運動が産出する「他者の主体性」(153頁)、これが「私的に、排他的に、閉じた社会的領域性」(155頁)としての「私的所有」という社会的実体である。この他者の「私的な社会的なもの」という矛盾の対象化、媒介として、商品、貨幣、流通、資本という資本のシステムの諸形態が産出される。実体の主体化論は矛盾論である。

第5章では、三重の社会システムとしての限定と、生きた関係ループ、形態連鎖が論じられる。自己の諸契機を他者の能動性とする労働の矛盾が社会的実体を生み、この実体は非人格的な力として物象化し、物象が社会システムを編成する。物象化した生産関係から法的人格の関係が分離し、現代システムは、労働-物象-人格という「三重の社会的諸関係の外面的統一」(195頁)において存立する。実体の主体化は、自己の前提を指定する自己還帰運動において、3つの生きたループとして記述される。すなわち、「疎外された労働」の大ループ、「単純な物象的主体の形態、商品」(193頁)の中ループ、

「法的人格」「二重の意味で自由な労働者」の小ループ（193-194頁）である。

第6章では、商品のシステムの自己否定的実現が論じられる。『資本論』第1部は「商品のループの記述」（275頁）である。商品という物象的実体は、「自己の労働をえて主体化」（313頁）し、「資本のシステムが十分に総体性になるまで」（268頁）展開する。第1部最終編蓄積論において、諸前提は資本の過程の結果である。「小ループ」の帰結では、資本はみずからの社会意識に対して現れ出る（274頁）。自由な法的人格という資本のシステム自身の自覚的形態に対して、私的所有の内部に隠されていた搾取が出現する。

最終章では、社会的実体の止揚が導かれる。神と国家に対して貨幣こそが労働に依拠して自己を展開し「自己批判可能」である（303頁）。『資本論』第1部は資本の普遍性、資本の「生命個体」をとらえ、第2部は「個別諸資本の分業関係」という普個の直接的統一、資本の特殊性を課題とし、第3部は、1つの有機的システムとしての把握、個別性論として、先行諸形態を「自己形態として指定する」運動をつかむ。『資本論』体系の最終範疇（291頁）は、所有と機能の分離した範疇の意義における「株式会社」であり、そこでは、第1部の帰結（取得法則の転回論・歴史的傾向論）と同じく、資本の正当性破綻、有限性露出、所有論的歴史観が示される。株式会社は「資本主義的生産の枠内における私的所有の廃止」「社会的労働と社会的生産諸手段の実現」であって、「社会的意識における資本の非正当化」（295頁）の形態である。

II 本書の意義

有井氏のこれまでの誠実な知的努力（『マルクスの社会システム理論』有斐閣、1987年、『株式会社の正当性と所有理論』青木書店、1991年、『現代認識とヘーゲル＝マルクス』共編著、青木書店、1995年）の成果が本書にも結実している。認識主義に対する存在主義、存在限定としての理論、批判的認識の2段構え構想、理性的システムに対する矛盾論的システム、2つの疎外・矛盾論、所有理論、株式会社論などの氏が展開してきた諸理論・諸論点が、本書においても今まで以上に整理された形で開陳されている。

さらに評者がとくに重要と考える点、興味深く感じた点をあげておこう。

第1に、現代の知的構図における本書の位置についてである。マルクスの実践的唯物論が、本書という形で現代認識の先端に位置づいている。現代の認識主義の破綻は、新古典派・実証主義・原子論と現代制度派・全体論との分裂・相互批判によって示される（66-67頁）。批判対象の領域は明快に認識主義・「観察者の立場」として括られ、対象の生命に即して「事実」を批判する存在主義が現代の批判的認識として提起・対置されている。

第2に、対象的自己の運動、生きた普遍をつかむ問題設定である。「生命」「有機体」について、本書は豊富な例解によって繰り返し展開しており、大いに参考となつた。個別と普遍の同一、区別と同一の同一としてとらえられる無限性は、ヘーゲルとマルクスの根本的理論である。生命一般の合目的的統一運動を理解してはじめてマルクスの対的な対象的な合目的的関係運動も把握可能である。

第3に、3つの自己還帰運動の把握である。疎外された労働、商品、二重に自由な労働者という大中小のループにより「資本のシステムの有機體性」「生命性」（310頁）が記述されるという洞察は、『資本論』の読解を深める。疎外された労働という『資本論』の隠された前提が、『資本論』最終範疇の株式会社において、1つの「人造人間」へと組織された全労働者の自己疎外として実現するという理解も、『資本論』が三位一体的神秘化の完成や階級対立で完結しないことを意味し（297頁）、生きた総体性の自己否定をとらえ大変重要である。

第4に、実体の主体化論である。本作は、資本のシステムを、総体性を規定する深部の実体が「社会の表面」の「生命の具体的な姿」（190頁）へと展開する実体の主体化において把握した。存在主義的理解の遂行として興味深い。本書は、資本のシステムの把握を、自己・有機体・総体性の運動、実体の主体化、矛盾の対象化、資本の現象、「資本の自己姿態の形成」（282頁）として示し、マルクスの課題を端的に社会的実体論として確定している。

「難解なマルクス」を自己に有機化するべく、マルクスと私たちの世界において「マルクスらしさ」とその正当性を議論する（5-6頁）本書によって、私たちはマルクスらしさの根源へと「入門」していくことができるはずである。

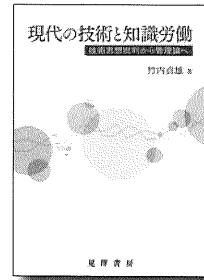
（神山義治 所員 北海学園大学）

書評

竹内貞雄著

『現代の技術と知識労働 —技術思想批判から管理論へ—』

晃洋書房 2012年8月 税込価格 2,625円



魅力的な標題をもった本である。著者はこれまでに『IT管理原論』(2004年)『情報と自律性の管理』(2011年)（ともに晃洋書房）など、物象化論をベースにした管理論の視点から情報技術にアプローチする一連の著作を精力的に発表してきた。本書もその流れに属するものであり、章構成はつぎのようになっている。

- 序章 現代の労働と技術の性格をめぐって—マルクーゼ「科学化論」への批判より—
 第1部 21世紀の知識労働と管理論
 第1章 マルクス＝労働包摶論の限界を越えて—21世紀の知識労働〔I〕
 第2章 疎外された労働の物象化論的甦生—21世紀の知識労働〔II〕
 第3章 技術における管理隨伴性の提起—反フィンバーグ論〔I〕
 第4章 現代技術のデザイン的批判—反フィンバーグ論〔II〕
 第5章 「構造」という名の隘路—アルチュセール・今村「構造主義」への批判と管理論視座
 第II部 「原発」技術・労働の不能性を越えて
 第6章 原子力発電の安定性論・想定外論の矛盾と不能—原発技術の「技術－労働」原理的問題
 補論 安全神話の構造—原発問題の社会悪的構造—
 第7章 「再帰的近代化」の可能性をめぐって—福島原発事故の分析より—
 終章 現代の知識労働と人間の共同性の可能性

末尾に用語や出典を解説した資料編と索引が付されている。これらを見ただけでも一筋縄ではいかない本であることが見て取れよう。

つぎに内容を見ていく。「はじめに」では本書のモチーフが述べられる。

第1に、批判すべきは科学でなく（資本主義的生産の過程としての）技術である。第2に、今日では知識労働の柱は技術であり、知識労働が生み出す価値は労働時間と乖離している。第3に、本書は労働主体から見た「自

律的労働」よりも労働内容から見た「知識労働」の視点に立つ。第4に、管理技術の視点から見れば、知識労働は資本主義を変革する契機を内包する。

序章では科学の生産への応用にともなう労働の変化が問われ、マルクーゼやマルクスのテーゼが批判的に検討される。マルクスは『経済学批判要綱』において、大工業（科学の応用）が発展すれば、労働者は生産の主作用因ではなくなり、機械＝資本の強大さに比べてみすぼらしくなり、労働時間は富の尺度でなくなる、という。

一方、マルクーゼは科学化された機械は道具（＝身体の延長）としての特質を失うという。だがそれよりも労働の対象性喪失に着目すべきである。現代オートメーションにおいては、コンピュータは機械を制御すると共に労働を管理する機能をもつ。資本が管理技術を通して仕向ける「労働生産物からの疎外」を見るべきである。機械の科学化は資本の知識労働への依存を高めるから、マルクスのように労働がみすぼらしくなるとはいえない。

第1部では知識労働をこれまでの労働論と対比して論じている。第1～2章では知識労働と資本の関係が問われ、マルクスの全体的個人の概念が批判的に考察される。大工業の破局を通じて全体的個人が生まれるとのマルクスの展望は非現実的である。労働の資本の下への形態的包摶から実質的包摶へという「資本論」の論理に対し、現代の知識労働ではそれらを超えて、外形的包摶という新たな特徴をもつ。外形的包摶とは労働が資本の管理に服してはいるが、自律的精神労働であるために、資本による実質的包摶は貫徹しえず、資本は労働者の自己管理に依存せざるを得ないような状況である。そして労働生産物も知識の形態なので、資本の私的所有は貫徹し得ず、共有の可能性が広がる。そこでは労働時間が意味を失い、労働時間に基づく価値法則の制約はなくなる。かくして生産物や生産手段がもっぱら資本として現れる労働疎外の構造は変容せざるを得ない。

第3～4章では技術は自立的・中立的かどうかが問われ、技術の管理隨伴性が考察される。技術哲学のフィンバーグは、技術のありようは決定論的ではなく、選択可能なデザイン（様式）ととらえ、資本が選択するテクニ

カルコード（技術規範）が資本主義的技術デザインを特徴づけるとする。こうした見方は一歩進んではいるがまだ不十分であり、技術の管理隨伴性、すなわち技術には管理の機能が埋め込まれていることを認識すべきである、と著者はいう。

資本主義的管理の基礎はマルクスのいう管理の二重性（指揮と專制）である。だが今日、知識と情報による価値生産性を追求する資本は、專制支配が及ばない自律的な知識労働を求めざるを得ない。知識労働者は自主的な協働関係に基づく専門家のネットワークを作り出し、社会的責任感から行動するだろう。原発技術についていえば、放射能が人間の関与を阻むために管理技術が機能せず、いくら設備を改善しても安全を担保することが出来ない。

第5章では、今日のシステム化された社会において社会的理性による規制がどこまで可能かが問われ、構造主義が批判的に考察される。アルチュセールのいう構造とは、ある時点で切り取った静態的な生産関係にはかならず、成り立ちを無視した天下りの関係であるから、内部的な社会的理性の作用は認められない。それに対してマルクスは呪物崇拜による倒錯という資本主義的生産関係の由来を明らかにしている。さらに篠原三郎は使用価値の歴史性をふまえて物象化論を深める方向を示している。こうした実践的弁証法に基づく管理論＝経営学は、社会的理性の作用を理論化しうる可能性がある。

第II部では福島原発事故で露呈した原発技術の欠陥の本質を論じている。第6章では原発技術を批判する論拠が問われ、原発の管理不能性が示される。放射能の破壊性は人間の化学的身体性と相容れず、労働対象として成立しない。それを強要する原発労働はまともな労働ではなく奴隸労働である。原発は兵器同様、安全性を語ることは出来ず、経済合理性も存在しない。それを覆い隠すのが政府・電力会社がふりまく確率論でだます原発安全神話である。

続く補論で安全神話の構造が問われる。確率論に乗れば、つねに事故の確率は極めて低いことが示され、安心してしまうという形で、安全神話を認める共謀関係が生まれる。その下で踏み絵がつくられ、安全を認めなければアウトサイダーにされる。地震列島に原発を建てるとか経済的に受容されないものは想定外とするといった不条理を告発するだけでは不十分である。

第7章ではベックのリスク社会論が批判的に考察され、知識社会への展望が語られる。ベックは再帰的近代化、すなわち脱近代化ではなく、近代化の中から内省的に近代化を乗り越える方向を示した。ベックはリスク社会が共同のリスクを内省し、そこから離脱する可能性を見るが、著者から見ればそれは疑わしい。福島原発事故

では加害者と被害者の対立が不可避であり、むしろ政治的に脱原発を勝ち取るという形での再帰的近代化を考えるべきであろう。再生可能エネルギーに見るよう、自覚的な技術専門家と覚醒した市民が主導する。それが本来の再帰的近代化といえよう。なおベックは福島原発事故に際してドイツの脱原発を決定した倫理委員会のメンバーであるが、本書では触れられていない。

終章では本書の主張が要約されている。第1に、マルクスは労働疎外の解決の方向を発達した全体的個人およびそれを支える共同性に見たが、それはユートピアにとどまつた。第2に、知識情報はそれを共有する知識労働者のネットワークとして存在する。そこにはマルクスの時代に代わる全体的人間の新たな可能性が生まれている。第3に、現代の労働の対象性喪失は、生産物からの疎外の表れであり、資本による無限の収奪をもたらす一方で、それを止揚する力をも生み出す。第4に、原発の過酷事故を想定して安全性を追及すれば、解き得ないアポリアにぶつかる。それを解決するのは技術的判断ではなく倫理的判断である。

以上、本書の内容を辿ってきた。細かくコメントできないが、最後に評者の感想を述べたい。実のところ、著者の主張そのものは評者にとってあまり違和感がなかつた。個別の論点での疑問はあるが、むしろ共感するところが大きい。著者が工学畠出身であり、技術論を媒介に社会科学に転じた経歴も評者と共通するので、親近感があるからかもしれない。「過程としての技術」といい、技術＝知識労働者に期待を寄せる姿勢といい、武谷技術論を彷彿させる面もある。

著者は「時代はまるで資本論（基礎研が編纂した書物のタイトル）ではなく、時代は資本論を超えて」（23頁）と揶揄するが、いうまでもなく基礎研はそうした通念に対しあえて資本論の時代に先祖帰りをしたと指摘したのである。その書物に評者も執筆したが、著者の言う知識労働者のネットワークにも言及するのを忘れてはいないつもりである。

とはいえる者にとって本書ほど読みづらい本もなかつた。抽象的なカテゴリーを扱う書物は概して難解であるが、それを補うものは明晰性である。竹内氏の著作は明晰性に乏しく、しばしば論理が十分に展開される前に、論点があちこちシフトする。練り上げたダイアローグというより逆り出るモノローグのようで、論旨をつかむのに著しく骨が折れる。願わくば、作品としての完成度を高めて、共通の議論のテーブルに載せてほしい。

また労働と労働力、労働力の価値と使用価値、価値生産と価値実現などの基本カテゴリーの区別も厳密さを欠いて困惑させられる。かと思えば突然、擦り合わせ型対組み合わせ型という特殊日本の製品アキテクチャ論

が無批判に登場する。管理論と経営学が等置されているのも気になる。現代の知識労働の分析には、管理論以前に、組織論や戦略論からの分析が本質的な意味をもつと

考えられるからである。

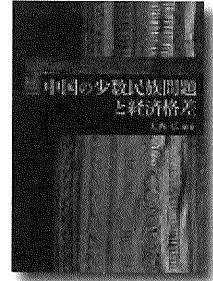
(野口宏 所員 元関西大学)

書評

大西広編著

『中国の少数民族問題と経済格差』

京都大学学術出版会 2012年9月 税込価格 3,570円



はじめに

経済規模で世界2位になり、今最も「ホット」な国と言っても過言ではない中国で、ことさら良く取り上げられる話題の1つに少数民族問題がある。だが、政治的に敏感なテーマであるが故に、実証からかけ離れた感情論に近い議論が先行し、また中国政府もデータや情報を制限している現状がある。

そこで本書は、著者の豊富な少数民族地域への知識や人脈から、中国の少数民族問題を「経済問題」として捉え、その現状と解決策をデータに基づき実証的に論じている。上述のように情報が制限されている中でいかにデータを捻り出すかということにとても苦心しつつも分析しており、こうした少数民族問題を実証的、計量的に分析するという方法論は画期的である。このように分析した上で、中国の少数民族問題の本質は「経済問題」であり、それは階級・階層間矛盾と従事産業間の矛盾という2つの経済格差が原因であるとし、こうした格差を解消して行くために少数民族企業家を形成し、また少数民族の所得水準を引き上げていくことが少数民族問題を解決に向かわせると結論づけている。

I 本書の構成と要約

本書は編者でもある著者を中心とした論文を集めたものであり、補論を除き全7章構成で、I部：民族間の経済格差とその実態と、II部：民族企業家はどこまで成長しているかに、大きく分かれており、本書の全体の主張である、中国の少数民族問題の本質は経済問題であるということを、様々な角度・手法によって示している。

I部：民族間の経済格差とその実態では、本書で少数民族の根本原因とされている経済格差の実態について、各種データや調査結果の分析を通して計量的に明らかにし、またそれに対応する政府の動きなどについても効果

を検証している。

1章：民族間の所得格差では、民族地区の県データを利用し、各民族間で従事産業や所得に差があることを計量的に示し、少数民族問題の本質が経済問題であることを改めて証明している。

2章：民族自治区農村の生業と民族間格差では、まず1節で新疆ウイグル自治区の漢族の農業とウイグル族の農業の生産関数を推計し、少数民族農業の方が漢族に比べて遅れがちであることを示している。2節では南新疆の貧困農家庭への調査データから、生産関数推計や農家収入との関連を計量分析し、貧困農家の所得を上昇させる為には、農業収入の拡大に加え、農外所得の拡大が重要であることを導いている。3節では寧夏回族自治区の回族の家庭へのヒアリングを通じて、回族家庭の所得向上には政府の援助がかなりの役割を果たしていること、また自らの経済的地位を上昇させる為に回族自身も努力をしていることを示し、こうした動きが少数民族問題の回避に繋がっていくと結論づけている。

3章：少数民族の労働移動と労務輸出では、1節で、新疆ウイグル自治区の各地域から都市部への労働移動と労務輸出の実態について調査結果から考察をしており、新疆地区では少数民族の所得向上の為に政府が組織的に労務輸出を主導しており、一定の効果を上げていると評価している。2節では、各民族の人口移動のデータを分析することにより、労働力移動の特徴を示している。また、コラムとして2008年にチベット自治区で、2009年に新疆ウイグル自治区でそれぞれ起きた民族暴動について、筆者本人の取材経験も踏まえながら実際に何が起きたかということを具体的に示し、こうした暴動の根本原因には経済問題があることを改めて主張している。

II部：少数民族企業家はどこまで成長しているかでは、本書が主張している少数民族問題の解決策の1つである、少数民族企業家の形成がどのような現状であり、

またどのように進展していくかについて考察している。

4章：民族企業家の相対比率では、少数民族と漢民族との名前が異なることを利用し、新疆ウイグル自治区における漢族企業と少数民族企業の数や傾向について分析している。

5章：起業家精神と企業規模・形態では、1節では漢族と回族に対して行われたアンケート調査の結果から、漢族と回族という民族の差よりも、居住地域や職業、年齢といった違いの方が大きいことを示している。2節では、漢族と似た民族である土家族の企業のデータと漢族の企業を計量分析して比較することにより、両者のパフォーマンスに大差はないことを導いている。

6章：少数民族企業家の生成では、新疆ウイグル自治区とチベット自治区の代表的な少数民族企業を聞き取り調査によって分析することで、成功している少数民族企業の特徴を描いている。また、起業するためには漢族と接するような環境や機会が必要であることを示している。

7章：少数民族の政治的地位と教育言語問題では、少数民族企業家形成の際に重要な指導的人材や教育問題について分析している。1節では、甘肃省のチベット族地域の政治指導者の民族や党员比率、民族別の科学技術職の人数などを見ることによって、政治の分野ではかなりチベット族の進出が改善されているものの、科学技術職の分野ではまだ遅れており、その点でもやはり政治問題というよりも経済問題なのだということを導いている。2節では、少数民族でありながら、学校教育において漢語で教育をうけた「民孝漢」と呼ばれる人々についての聞き取り等を踏まえながら、双語教育の効果と難しさについて論じている。

さらに補論：チベット問題への試行的アプローチでは、チベット問題に特殊な論点を扱っている。補論1では、ラオス北部に流入した中国人と現地人との摩擦を取りあげることによって、こうした摩擦の性質が、政治というレベルにあるのではなく、経済のレベルの問題であることを改めて示している。

補論2では、逆にネパールやインドに亡命したチベット人が現地人との摩擦を起こしている問題を扱っており、ここでも経済活動の内容の差によって摩擦の程度に差が出ることを示すことによって、問題の本質が経済レベルであることを導いている。

補論3では、ダライ・ラマの問題に関連する、1959年のチベット農奴解放についての科学的評価を下している。当時のチベットの貿易の推移の分析や、農村の生産関数を推計することによって、当時の農奴制は崩壊過程にあり、規模に関する収穫過減状態にあった為に、農民の生産規模を細分化して生産力を向上させる農奴解放は正しかったことだという結論を出している。

II 本書への評価

はじめにも述べたように、ともすれば感情論的な議論に走りやすい中国の少数民族問題を客観的に捉え、データを用いて実証的、計量的に分析する本書の方法は画期的である。特に、情報が制限されている中でどのようにしてデータを入手し、分析するかという努力の跡がありありと見て取れ、こうした少ないデータしかないテーマを扱う際にこの方法はとても参考になる。あくまでもこうした海外の問題を扱う際には、自らの足で情報を集め、どのようにしてデータを収集するのかが重要なのだということを改めて感じさせられた。

本書は著者の少数民族問題に対する豊富な経験や人脈をフル活用されており、それが本書に圧倒的な説得力を与えている。また、中国共産党の一党独裁という政治の問題が注目されがちな中で、マルクス経済学者である著者らしく、問題の本質は下部構造である経済にあるという主張は、少数民族問題を考える際に新たな視点を加え、今までの議論に一石を投じると考えられる。

一方、こうした実証的な研究は画期的であるが故に、ある意味まだ途上もあると言え、その細かい分析方法には疑問が残る部分もあった。例えば、補論3で農奴解放前のチベットのある農村の家庭のデータを用いて生産関数を推計しているが、単一時点でのいくつかの農村家庭のデータだけで当時のチベットが規模に関する収穫過減であったとするのには無理がある。もちろん圧倒的なデータ不足な中ではやむを得ないことではあるが、それでも農奴解放の是非を生産力の観点から論ずるのであれば、農奴解放前の生産関数の形状ではなく、農奴解放以前と以後の生産力の比較をしたり、あるいは農民の農奴解放による自作農化によるモチベーションの増加や労働力の流動性の増加による生産力増大について論じるなどした方がより簡単に説得的な説明ができると感じた。

このように、全体的に、計量分析を行う際に、そのデータの数や範囲で問題全体を抽象化して言えるのか、それで有意な結果が出るのか、その問題に関して論じたい時にその方法の計量分析を行なう必要があるのか、という疑問を感じる部分があった。ただ、本文中でも繰り返し述べられているように、本書は中国の少数民族問題に対して経済学的な視点から実証的、計量的な分析を用いて研究するいわば先駆的な位置づけであり、こうした視点や方法論を示しただけでも大きな意味があり、現時点で細かい分析方法に多少の不備があるのはある意味仕方がない部分もある。大切なことは本書の視点や方法論を踏まえ、この分野でより多くの情報をを集め、より明確で説得的な研究が今後とも行われていくことであろう。

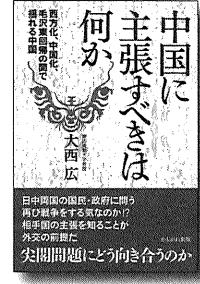
(森田凌 慶應義塾大学大学院)

書評

大西広著

『中国に主張すべきは何か —西方化、中国化、毛沢東回帰の間で揺れる中国—』

かもがわ出版 2012年10月 税込価格 1,785円



I 著書の意図・概要

著者の立場は2つあり、1つは「現場主義」(66頁)を貫徹し、もう1つは少数民族問題(28頁)を堅持し、そうした観点から種々の課題を論ずる。ただ、評者の立場も現場主義で、調査地点には数ヵ月から数年かけ、現場を何回でもみる(労働者・農民が対象)。

2012年9月以降、日中両国民の感情は日中国交正常化(40周年)後、最低の状況であり、著者は両国民が冷靜になって、相互理解の姿勢を持つことを願う。著者は領土問題を再度考える材料を提供。ただ、本人の熱い情熱も重なって、少し勇み足的な部分がみられるが、この時期のテーマに沿ったユニークな論点が散見される。

時節に対応した諸問題、領土問題(第1～4章)、サブタイトル〈西方化、中国化、毛沢東回帰の間で揺れる中国問題〉(第5～8章)の展開に対し、著者の個性豊かな見解が随所にみられる。

本書の概要をみれば、第1章から第4章は外交・領土・脱イデオロギー問題を扱い、第5章から第8章は思想(毛沢東回帰)、経済、政治システム及び民族・宗教問題を取りあげ、補論(北米インディアンを前提に、中国の民族自治区制度)となる。

本書はサブタイトルを構築するために書かれたものであり、今後著者が研究していくための第1歩の著書ではないかと思われる。第1章では少数民族問題を研究する下で、毛沢東らの思想に「イスラム教に通じる普遍性」(第29頁)を強調し、「共産党の指導力の低下、思想性の弱体化」(30頁)が民族問題を激化させたことを「真の友人」(35頁)として批判する。第2章で、中国外交の変化・脱イデオロギー(中国では毛沢東の死後、ベトナムはホーチミン死後)は、カリスマ的な人物の死後、「ふつう」の国家に成り下がった(鄧小平が代表人物である)(47頁)と断定。だから、中越(中国・ベトナム)戦争・紛争の原因を、「ふつう」の国家になったからと、論ずる。ただ、評者はこの変化を、人治主義から法治主義と位置付け、国家が「ふつう」になったことを高く評価したい。第3章は領土問題で、竹島(独島)は

歴史的に韓国もので(第67頁)、〈コラムが著者独特的論理で、面白い(67～70頁)〉、また、尖閣問題も同じであり、極めて類似で、戦前の日本歴史をどう清算するかという問題である(81頁)。(一般的に、1895年明治政府が尖閣を沖縄県(石垣市)に編入したが、その根拠に、「無主の地」の「先占」をあげ、日本の領土。)そして、ベトナムの南沙・西沙問題は、「日本の帝国主義的侵略」(90頁)と大いに関係。このベトナム問題に対し、現在の「国際法」と決別し、「新国際法」(94頁)を提案。(大半の人がこの見解を持ち合わせていないが、考える材料になるのではないか。)第4章で、最近のネット状況を紹介し、今後も増加傾向にあり、これからも一段と複雑になる。

以上、領土・脱イデオロギー諸問題をみ、「ふつう」の国家に変化したことが、いろいろな問題を起こしていると分析しているが、それは中国のグローバル化戦略からみて、評者は当然の結果とみる。ただ、著者には現行の諸システムにかなり厳しい評価を与え、そのことが、中国に対する主張すべき論点であり、サブタイトルの意味ではないかと思う。

次に、第5章で、「毛沢東回帰」の事例として、河南省漯河市臨潁県内の「南街村モデル」(大半の日本人は知らない)を取りあげ、その特徴は所得分配が平等的公共的(120頁)、つまり、低所得(評者追加・毎月1,600元だが、平均賃金・月300～400元)で、幹部は一律250元(121頁)とし、福利厚生、例えば、住宅、医療などが無料である(120頁)。ただ、当地の指導者から聞き(120頁)、著者は村民(千人の地元労働者+1万人の外来労働者)をあたかも、資本主義的搾取者とみる(121頁)。著者の南街村の評価は、「毛沢東回帰」の1つの広告塔として機能し(123頁)、つまり、「現在の中国において1つの流れとなっている〈毛沢東回帰〉の重要なモデル・ケースである。」とし(124頁)、そして、江蘇省の「華西村モデル」を紹介し、これらの対比として、薄熙来が進めた「打黑唱紅」を、「重慶モデル」とするが、上記の2つの村とは違うと論ずる。しかし、「重慶の実験は、問題噴出の市場資本主義の下で〈文革〉

すなわち「毛沢東」を多くの民衆に思い出させる機会となつた。〈毛沢東回帰〉が1つの大きな勢力として存在することを否定できなくなつたとも言える」(140~141頁)。ただ、この「薄熙来事件」が権力闘争とみるのではなく、「階級闘争であったと理解されなければならない」(119頁)という規定には、評者はかなり違和感を持った。この事件は権力闘争とみるのが自然ではないかと思う。再度、南街村の経済状況について付言すれば、『南方都市报』の記事を、著者は「南街村は経済的に必ずしも順調ではない」(123頁)と言及しながら、南街村の経済状況を紹介していないのが、評者には大変不思議である。(後述する)

第6章は中国経済の健全と不健全を取りあげ、前者は「成長」の下で、「貧困の撲滅」が「格差の縮小」より、政策的に優先され(155頁)、地域間格差の「改善」を紹介し(156~160頁)、内モンゴル自治区内の赤峰市(フフホトの西北)の砂漠化の減少を写真で示す(161~162頁)。こうした事実関係のうち、評者は砂漠化の問題で、前提が違えば、結論も違うことを知った。赤峰市近郊の農村に、評者は4年前の春節(旧正月)1週間程農村宅に宿泊し、砂漠化を見聞した(歩けば真白な土埃になった)。それは広大な土地に、トウモロコシの栽培(エネルギー源となり、以前は季節ごとに種々の野菜を栽培)が年間収入2.5万~3万元(以前4千元前後)あり、多くの農民が参加することで、毎年地下水の汲み上げがひどくなり、それが原因で砂漠化が進み、この3~4年前から、日本の空に黄砂現象が発生。そして、後者の事例として、企業幹部(評者・行政幹部も含む)の汚職・腐敗状況や格差の拡大(177頁)を紹介。とくに、格差の解消や農民の権利の重視を持って、「〈毛沢東回帰〉の実際のイメージとはこういうもの」(166頁)と位置付ける。

第7章で、現在の中国の政治行政システム、つまり、「北京コンセンサス」(人民は共産党に不満を持っても、こうした権限(政府・共産党の経済活動への介入)を政府が持つこと自体に反対しない。)(174頁)そして、共産党の役割は、国家の一部であると認め、とくに、著者は中国の「協商民主」システムに対し、「全政党協議の常設機関を持つ中国を正直羨ましく思う。」(183頁)と高く評価。そして、中国の地方行政官たちの汚職・腐敗状況を批判する人々が多いが、著者は「中国型政治システムを時代に適合」したものと位置付ける。(187頁)(ただし、コラムの「中国共産党」の変質の紹介はなるほどと思う。)(188~194頁)

第8章では著者の主要な研究テーマである少数民族(信教の自由も含む)問題を分析。とくに、「ダライラマによる〈チベットにおける高度の自治〉要求として考慮

されるべきだ。」(210頁)と提案し、それは「少数民族自身の努力など、暴動などしている余裕などない」(210頁)と主張。最後に宗教問題の中で、「思想集団としての共産党はひとつの民間団体として政府から独立の活動ができるはずである」(224頁)と主張しているが、これは大変誤解を生む議論ではないか。(後述する)

以上、「毛沢東回帰」としての薄熙来事件・2つの農村モデル、経済、政治及び民族・宗教問題を、率直で大胆な意見を展開し、一般読者の持つ常識的な感覚を、著者は解きたいと思って、この著書が出版された。

II 著書に対する疑義について

著書の内容について2つの点に関し、評者の意見を述べておきたい。1つは「南街村モデル」の経済状況について、著者は地元の指導者から聞かなかつたとしても(指導者は自らの欠点を言わない)、一般的に南街村の経済状況をいろいろ耳にしていると思われるが、「南街村モデル」の経済状況、つまり、集団経済の成長は、1つは巨額な銀行借り入れ(とくに、中国農業銀行から)であり、もう1つは低賃金の外来労働者であった。後者に対する説明があったが、前者については一言も言及がない。大変不思議なことで、集団経済の2本柱の1本について説明がないのはなぜなのか。多くの人たちから言われているが、党書記・王宏斌(村のトップ)は財務のことについて知らないと公言している。また、中国农业大学の教員(南方都市报の記者たちも)が調査したところでは、経済データに整合性がない(借金・返済状況が不明であるが、一説では半分ぐらいの返済があり、実は資産も数10億元あるが借金も10億元余もあるが不明。)と指摘。仮に、借り入れ金がなかつたら、すでに諸企業は倒産している。それが存続しているのが不思議である。そして経済状況の実態は外部からでは詳細が分からず、最終的に内部では株の所有分散など、その状況は不明。さらに、「農民の規則」に違反すれば、すべての使用権は剥奪される。こうした「南街村モデル」に対し、著者は「毛沢東回帰」の重要なモデル・ケースとしているが、一度再考した方がいいのではないかと思う。

もう1点は、共産党は「ひとつの民間団体」(224頁)という位置付けに関してで、著者は、共産党は「国家の一部」(176頁)であり、軍隊は「共産党の軍隊」(224頁)で、「憲法にも共産党に特別の地位を与え」(224頁)ていると指摘している。とくに、共産党の位置付けで言えば、大半の人々は、憲法前文にある「共産党の指導のもと」という文句を知っており、中国の政治、経済、社会および文化等の各組織に党委員会が設置されている。これらの事情から総合的にみて、著者が共産党をひとつの「民間団体」という規定は、誤解を受けるので

はないか。したがって、中国共産党を相対化するためには、民間団体にすることは現状では理解されないのでないか。仮に、民間団体であるなら、事件を起こせば、訴訟事件となるが、共産党で事件が起こっても、現状では訴訟事件は困難な状況に直面するので、共産党は民間団体になりえないというのが、常識的な結論ではないで

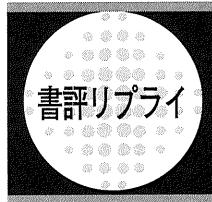
あろうか。これらの諸点から、著者が共産党を民間団体という位置付けは再考したほうがいいと思う。この論点は大変誤解を生むであろう。

最後に本書を一読すれば分かるが、随所に現政権と異なる諸見解を、大胆に表明している。

(塚本隆敏 中京大学)



府市統合のため、昨年廃止報道が流れた大阪府立中之島図書館



書評のお礼と返信

奥田 宏司

本誌 130 号に徳永潤二氏による拙書（『現代国際通貨体制』日本経済評論社、2012 年）の書評が掲載された。氏とは面識がないが、丁寧な書評で心から感謝の意を表したい。しかし、書評を拝見して、いくつかの点についてお答えすることが、同じ分野の研究者として今後前進的な議論をしていくうえで有効であると考え、お礼とともに「返信」を出させていただいた。丁寧な書評にもかかわらず、一部、氏への批判に及ぶことをお許し願いたい。

徳永氏は「若干の問題提起」（80 頁）を示されている。「提起」はより整理されるべきと思われるが、拙書への批判とも受け取れるし、私や氏も含めた多くの研究者への今後の研究の提起とも受け取れる。なお拙書では執筆時期の制約からユーロ危機については十分に言及できていない（拙書 v 頁、339～340 頁）。本「返信」では、十分に言及できていない部分については本「返信」末尾に記載の拙稿 1) 2) に基づき記述したい。

さてまず「債務決済」についてである。氏はこの問題を「ネットの経常収支ファイナンスレベルだけでなく、アメリカのグロスの対外債権とグロスの対外債務との関連で全面的に分析すべき」（80 頁、左欄）といわれているが、氏が思い浮かべられている「関連」、「全面的」とはどのような事態であるのか判然としない。多くの論者は「債務決済」なる事態を、アメリカのドル建貿易赤字等によって形成された各国の「ドル残高」がそのまま種々の米へのドル建投資（ドル準備も含む）となっていく事態をいっている（ドル残高の一部は他通貨へ転換される、後述の式⑥の m1）。米のドル建経常赤字と米のドル建対外債務の形成である。この赤字は大部分ファイナンスされる。私も同じ把握である。しかし、「債務決済」なる事態は、ドル建経常黒字を保有している諸国に對していえることであり、ドル建黒字をもっていない日本や EU には当てはまらない。また、米のドル建輸入が減少し外貨建輸入が増大していけば「債務決済」は難しくなっていく。私は「債務決済」は「債務決済」としてまずとらえておく方がよいと思う。氏の「関連で全面的に」については、再度、後述しよう。

次は『通信』80 頁右欄上部に記されている米のドル建対外債権とドル建対外債務の米を中心とした国際マネーフローについて。私は 90 年代後半以降の国際マ

ネーフローを分析する際、この対外債権・対外債務の両建の形成を重視し、3 つの側面から明らかにした。①対外債権・債務の「概念的区分」（拙書 3 章 2、3 節）において、米のドル建対外投資とそれによる「代わり金」（米のドル建対外債務）の形成としてそれを把握した（拙書の 66、67 頁、また 77 頁の式⑥における両建の a — 式⑥では a を米のドル建対外投資、ただし一部は他通貨へ転換される — m2）。②1997 年（拙書 83 頁）、2006 年（104 頁）、2008 年（123 頁）の米国際収支の概念的概算値を呈示し、債権、債務の両方における a の概算値の大きいこと、とりわけ 06 年、08 年におけるその数値がきわめて大きくなっていることを示している（米主導の大規模なドルによる国際マネーフロー）。

③08 年のリーマンショック時における米国際収支構造の特異性、米と先進各国との「スワップ協定」に至った要因としてリーマンショック前における米金融諸機関の欧州諸金融諸機関へのドル貸付の意義を論じている。欧州金融機関は短期のドル資金を米から調達し、それでもってサブプライムローンを含む金融諸商品を購入していた（米のドル建債権とドル建債務の形成）ところ、それら商品の価格下落が生じ、欧州金融機関は短期借入れの返済に行き詰まり中東欧への債権の回収に迫られた。それが同地域の危機につながっていった。また、米発の金融危機にもかかわらず深刻なドル危機が生じなかつた。これらの経緯の理解には「概念的区分」における両建での a の設定が必要であった（拙書第 3、4 章）。

しかし、ドル建の対外債権・対外債務の両建の形成は収支ではほぼ均衡するから、米経常赤字のファイナンスの役割を担うものではない。ファイナンスを担うのは「債務決済」部分（ドル準備を含む）とユーロ、円等をドルに換えて投資される日本・EU を中心とする各国の対米資産（ドル準備も含む）である。

ここで、徳永氏がいわれている前述の「関連で全面的に」について改めて論じよう。上の論述のように「債務決済」における米債務と「代わり金」としての米債務とは直接的には「関連」がない。前者はドル建貿易等の赤字から生じるものであり、後者は米のドル建対外投資により生み出されるものであるから。また、「全面的に」ということについては、拙書で論じた「米の対外債務の 4 つの項目」（63～67 頁）および「米の対外債権の 3 つ

の項目」(67～69頁)を、また、これら7つの項目を符号で示したドル準備も含めた「広義の資本収支」の式⑥(77頁)を、さらに、1997年、2006年、2008年の米国際収支の「概念的諸項目」の概算値を見ていただきたい。それらでは、「債務決済」、日本・EU等のユーロ、円等のドルへ転換しての対米投資、米のドル建対外投資とその「代わり金」の形成、米のユーロ、円等を調達しての対外投資、さらには米のドルをユーロ、円等の外貨に換えての対外投資、ドル準備等が「全面的に」示されている。

次は、ドル、ユーロの「両通貨での国際信用連鎖の拡大は相互に関連しているのか、それとも関連していないのか」(80頁、右欄)についてである。氏が「関連」といわれるときどのような事態を思い浮べられているのかここでも明確ではない。拙書第5章第3節においてユーロ信用連鎖の形成のいくつかの図表が呈示されている。ここでは以下のことを指摘しておこう。中東欧地域が「市場経済化」していく過程=EU加盟の過程で多額のユーロ建信用連鎖が形成（ドルとユーロの間の熾烈な角逐を伴わない）されていく具体的な分析を本来は行うべきである。拙書ではこれらの過程の進行を前提にしながら、中東欧地域でユーロ建信用連鎖が拡大していっている結果を図表で示し、ユーロ体制の成立を確認した。

そのようなドル信用連鎖とは相対的に独立にユーロ信用連鎖が形成されていっている状況下で、拙書では欧洲の金融機関が短期のドル資金を取り入れ、それを原資にサブプライムローンを含んだ米諸金融商品の購入、破綻=欧洲の金融機関の経営が悪化したことを見た。その経

営悪化が中東欧からの資金の引き揚げ=経済危機をもたらしたこと暗示的に示した。他方、ユーロ統合によるスペイン、ギリシャ等への資金流入については、本「返信」の末に記載の拙稿1) 2)において為替相場、資本取引に制限がなくなること（以上の2つはアジア通貨危機と類似）、金利、TARGET Balances の4つのインバランス要因の形成を指摘した。しかも、中東欧、南欧とともにユーロ信用連鎖はバブル的現象を発生させていた。また、スワップ取引を利用した裁定取引を伴う短期信用連鎖であるが、これについては拙書第8章においてドルとユーロによる重層的短資信用連鎖を分析している。御参照を。

氏の「提起」を受けて、相互の研究が抽象的な議論ではなく具体的な議論として前進すること、そして、具体的な分析から理論が深まっていくことを願っている。なお、拙書執筆後の諸事態については次の拙稿を参照されたい（立命館大学の刊行誌についてはダウンロードが可能）。1)「ユーロ危機と現代国際通貨体制」『経済科学通信』128号（2012年4月）、2)「ユーロ危機、対米ファイナンス、人民元建貿易などについて」『立命館国際研究』25卷1号（2012年6月）、3)「香港での人民元取引と対外的な人民元決済の限界」『立命館国際地域研究』第36号（2012年10月）、4)「現代国際通貨体制の分析と諸範疇の明確化」『立命館国際研究』25卷3号（2013年3月）。

(おくだ ひろし 所員 立命館大学)

編集後記

▼12月の衆院選以降、国民はアベノミクスに一抹の不安を感じながらも期待感を強めています。共産・社民等を除くほとんどの政党が、露骨な体制翼賛を強める中で、国民の生活に重大な影響を与えるTPP、増税、そして北朝鮮・中国の脅威をあおりながら改憲問題さえも日程に上ってきました。彼らは、いったい、日本をどこに導こうとしているのでしょうか。

▼今号の特集では橋下維新の会が目論む「大阪『解体』構想」をとりあげました。橋下維新の会は、言をころころ変えながらも「大阪都構想」を声高に呼び、一時の熱狂はなくなっても、根強い人気をたもっています。彼らの言う「大阪都構想」の本質を分析し、その危険な企図を解明しています。ここでは、大阪に先立って、東京石原都政の下で強行された東京都立大学解体問題の本質も、大阪の問題と軌を一にするものであることを論じています。

▼小特集「福祉国家とマルクス主義」では、「社会主義への展望のなかで福祉国家はどう位置づくのか」をテーマに、マルクス主義の立場から、関心が高まっている福祉国家論を論じています。その他、NEWSを読み解く、投稿論文、古典を読み解く、書評と、今回も盛り沢山な内容になり、

一号には収まりきれず、特集の一つは次号に回していただかなければなりませんでした。

▼しかし、「もっと親しみやすい記事も欲しい」という読者のニーズにも応えるべく、二つのコーナーを新設しました。一つは、巻頭のエッセイです。まず、初代理事長であった重森暁氏（前大阪経済大学学長）にご寄稿いただきました。当面、執筆を理事長経験者にお願いすることにし、今後もシリーズとして続けることになっています。もう一つは、読者の意見コーナーです。今号は、労働運動がテーマです。労働運動論は、日々闘いに直面している方々の強い要望に応え、124号、129号と特集を組んできました。それぞれの置かれた立場から様ざまな感想、意見等が噴出しましたので、誌面批評を募集したところ、5本の原稿が寄せられ、「労働組合運動コーナー」として掲載することができました。ご寄稿いただいた皆様にお礼申し上げます。

▼それとともに、アンケートでは記事のテーマ等についてご要望・ご意見をいただきました。可能である限り、反映させていただきたいと思います。ご記入いただいた皆様、ありがとうございました。

▼今後ともご寄稿、ご意見等お寄せくださいますよう、お願いいたします。 （田中幸世）

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

- 種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰 45枚以内
研究動向、書評：同 20枚以内 いずれも、図表、注などを含む。
- 原 稿
- ・編集局宛 (henshu @ kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいは MS-Word で読み込み可能な形式にして下さい。郵送の場合は、返却不要なメディアに保存して、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しません。
 - ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
 - ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。筆者校正時に、その旨とご希望部数をご連絡ください。
- 掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。
- 論文・研究ノート・読書ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

経済科学通信 第131号 2013年4月30日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450
e-mail henshu@kisoken.org
URL <http://www.kisoken.org>
振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 角田 修一
副編集局長 山西 万三 松本 朗
編集局員 大西 広 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史
森本 壮亮 佐々木 雅幸 阪本 将英 大畠 智史 中野 裕史
中谷 武雄 藤岡 悅 木下 英雄 田添 篤史

印刷所 モリモト印刷株式会社
〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19
TEL 03-3268-6301（代）

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

変貌するアジアと日本の選択

—グローバル化経済のうねりを越えて

和田幸子編著 二七三〇円

時代はまるで資本論

貧困と発達を問う全10講

基礎経済科学研究所編 二五二〇円

緑の産業革命

資源・エネルギー節約型成長への転換
ドイツのエコロジー的構造転換政策の紹介と日米中印の「緑の産業革命」を概観。

長尾伸一ほか編 三二五〇円

ケインズは資本主義を救えるか

危機に瀕する世界経済

平井俊頭著 二九四〇円

アメリカ・モデル福祉国家

—(I) 競争への補助階段 / (II) リスク保障に内在する格差

渋谷博史・中浜隆編 各二九四〇円

福祉国家の効率と制御

—ウェッブ夫妻の経済思想

江里口拓著 四二〇〇円

市民社会と福祉国家

—現代を読み解く社会科学の方法

渡辺雅男著 三〇四五円

国際平和と「日本の道」

—東アジア共同体と憲法九条
望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 二五二〇円

経済・統計学

—基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 二四五円

●マルクスは正義や自由をどのように論じたか

自由主義と社会主義の規範理論

価値理念のマルクス的分析

松井暁著

A5判・4500円



〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878
図書出版 昭和堂

郵便振替 01060-5-9347 *定価は税5%込価格
<http://showado-kyoto.jp>

99%のための経済学入門

●1%のための経済から、99%のための経済へ
マネーがわかれれば社会が見える

山田博文著

A5判・1900円



富める者がますます富む「1%のための経済」や、それに伴う
経済学を脱し、99%の生活者の幸福のための経済学へ。日本
経済のかかえる「おかしさ」をさじ言葉で解きほし、誰
もが安心して暮らせる社会への道すじを描く。

貨幣経済と 資本蓄積の理論

●貨幣経済の構造と動態を解明する基礎理論

石倉雅男著

A5判・3400円

マルクスとケインズの貨幣理論を基礎に、現代政治経済学のア
プローチを用いて、貨幣経済の構造と動態に迫る。現代経済に
おける金融不安定性、資本蓄積と所得分配との関係、等を解明
するための分析視角を提示。

大月書店

〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651(代表) FAX03(3813)4656
メールマガジン配信中(登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/> 税別価格

姉歯 晓著

豊かさという幻想

「消費社会」批判

アメリカと日本に焦点をそえて、「豊かな消費社会」論が振りまく幻想を取り、国民生活の実相を消費の実態と消費者信用の機能に着目しつつ実証的に明らかにする、異色の現代資本主義論。

秋山誠一著

国際経済論

ドル体制=アメリカの国際通貨国特權のもとで過度に外需に依存した特化型貿易構造を追求する日本経済の危うさと、世界経済がその基底部で抱える諸問題を理論と現実の両面から解析する。

北村洋基著

改訂新版 現代社会経済学

A5判上製・2200円

マルクス『資本論』のエッセンスをわかりやすくコンパクトに、かつ大胆に現代化した資本主義経済学入門。

バージョンアップした新版!

保坂直達著

資本主義とは何か 21世紀への経済地図

四六判上製・2400円

資本主義はどこへ向かっているのか? 資本主義の改革は可能か? ケインズ派経済学者が資本主義の歴史と理論を再検証して、改革の処方箋を提示する。

後藤康夫 森岡孝二・八木紀一郎編

いま福島で考える 震災・原発問題と 社会科学の責任

四六判上製・2400円

これからの福島、これからの日本、これからの社会科学=経済学を学際的・国際的視野で考える。

A5判上製・3200円

H・バーンスタイン著/渡辺雅男監訳

食と農の政治経済学

四六判上製・2800円

国際ブードレジームと階級のダイナミクス

農業・農民の変化とその存在の多様性を歴史的かつ同時代的に読み解き、グローバリゼーション下の農業の現在とこれからを考察する。

森岡孝二編

貧困社会ニッポンの断層

四六判上製・2700円

竹内真澄著

物語としての社会科学 世界的横断と歴史的縦断

〈個人の自立〉の徹底によって近代主義を超える可能性——人称論を龟裂を深める日本社会の断層と、そこから露呈する日本経済の深層を抉り出す。

経済理論学会編

季刊 経済理論 第50巻第1号

四六判上製・4200円
(2013年4月)

特集○大震災・原発問題と政治経済学の課題

災害論の構成 東日本大震災をふまえて
原発災害の政治経済学
2011年グローバルな占拠運動の人類史的意義

——フクシマと世界を貫くネット新世界 主体、
そして変革像

グリーンニューディールの構築 合衆国の場合
ほか

口パート・ボーリン/訳=山口一系

後藤康夫

吉田文和

宮本憲一

後藤康夫